

予算特別委員会

2月27日（木）午後2時43分開議

- 議題1 委員長の互選について
- 2 座席の指定について
 - 3 副委員長の互選について
 - 4 予算審査の順序について
 - 5 その他

○出席委員（１２名）

1 番 小 林 智 委員	2 番 山 田 良 秋 委員
3 番 狛 守 勝 義 委員	4 番 藤 野 和 美 委員
5 番 佐久間 孝 光 委員	6 番 大 野 敏 行 委員
7 番 畠 山 美 幸 委員	8 番 長 島 邦 夫 委員
9 番 青 柳 賢 治 委員	1 0 番 川 口 浩 史 委員
1 1 番 松 本 美 子 委員	1 2 番 渋谷 登美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	菅 原 浩 行
主 席 主 査	新 井 浩 二

○森 一人議長 予算特別委員会委員長、副委員長を決める委員会を開きたいと思います。

初めての委員会でありますので、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の松本美子委員さんに臨時委員長をお願いいたします。

〔松本美子臨時委員長、委員長席に着席〕

◎開会の宣告

○松本美子臨時委員長 年長ゆえをもちまして、私が臨時委員長の職務を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから委員会を開会いたします。

(午後 2時43分)

◎委員長の互選

○松本美子臨時委員長 これより委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 指名推選の声がありましたので、委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「声があったんですか」「しました」「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 ご異議なしと認めます。

委員長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

長島委員、どうぞ。

○長島邦夫委員 佐久間孝光委員がよろしいのではないのでしょうか。

○松本美子臨時委員長 それでは、ただいま佐久間委員が委員長に指名されました。

佐久間委員を委員長に当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本美子臨時委員長 ご異議なしと認めます。

よって、佐久間委員が委員長に当選をされました。

ただいま委員長に当選されました佐久間委員から就任のご挨拶をお願いをいたします。

○佐久間孝光委員長 ただいま選任を受けました予算特別委員会の委員長を仰せつかった佐久間です。皆様方のご協力のもと、しっかりと審査をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○松本美子臨時委員長 ありがとうございます。それでは、委員長を交代をさせていただきます。

〔佐久間孝光委員長、委員長席に着席〕

○佐久間孝光委員長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

◎座席の指定

○佐久間孝光委員長 まずは、座席の指定を行います。

座席は、議席番号順といたしたいと思います。なお、最終番席は委員長席といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、指定いたします。1番席、小林委員、2番席、山田委員、3番席、狛守委員、4番席、藤野委員、5番席、大野委員、6番席、畠山委員、7番席、長島委員、8番席、青柳委員、9番席、川口委員、10番席、松本委員、11番席、渋谷委員、12番席、私、佐久間です。よろしくお願いいたします。

◎副委員長の互選

○佐久間孝光委員長 これより副委員長の互選を行います。

どのような方法により行いますか、お諮りいたします。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 指名推選の声がありましたので、副委員長の選挙は指名推選の方法によることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 ご異議なしと認めます。

副委員長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

それでは、ご指名をどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 1 番の小林智委員にお願いしたいです。

○佐久間孝光委員長 ただいま 1 番の小林委員が副委員長に指名されました。

ただいま指名されました小林委員を副委員長に当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 ご異議なしと認めます。

よって、小林委員が副委員長に当選されました。

ただいま副委員長に当選されました小林委員から就任のご挨拶をお願いいたします。

○小林 智副委員長 ただいま委員長よりお話がありました互選によりまして副委員長に就任させていただきたいと思います。不慣れではございますけれども、皆さんと一緒に考えて委員長を補佐していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光委員長 ありがとうございます。

◎予算審査の順序について

○佐久間孝光委員長 次に、予算審査の順序についてお諮りいたします。

お手元に予算特別委員会、令和 2 年予算審査予定表をお配りいたしました。

審査の順序は配付した表のとおりでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

○川口浩史委員 ちょっとごめんなさい。そういえば、昨年税務課が最後の日に移動したのですか、昨年。税金の関係で。そういえば今年はどうなのだろうか。今ちょっと突然思いついたのですが。

○佐久間孝光委員長 確定申告との関係だったとか、そういうことですね。

では、事務局のほう、答弁してください。

○菅原浩行事務局長 特にこの表自体というのもまだ委員会が終わっていないので、特に公表はしていないので、各課からその辺の申出というのはまだ頂いていないのですが、場合によってはその辺の申出があった際につきましては、改めてまたご相談させていただくようになるかとは思いますが。

○佐久間孝光委員長 今、川口委員のほうからそのようなご指摘がありましたので、そのような申出が課のほうからありましたときには、再度皆さんにお諮りして検討したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

よって、審査の順序は配付した表のとおりといたします。

◎閉会の宣告

○佐久間孝光委員長 これにて委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時50分)

予算特別委員会

3月10日（火）午前9時30分開議

議題1 「議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

1 番	小 林	智 委員	2 番	山 田	良 秋 委員
3 番	狹 守	勝 義 委員	4 番	藤 野	和 美 委員
5 番	大 野	敏 行 委員	6 番	畠 山	美 幸 委員
7 番	長 島	邦 夫 委員	8 番	青 柳	賢 治 委員
9 番	川 口	浩 史 委員	1 0 番	松 本	美 子 委員
1 1 番	渋谷	登美子 委員	1 2 番	佐久間	孝 光 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	菅 原 浩 行
主 席 主 査	新 井 浩 二

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町 長
安 藤	實 副 町 長
青 木	務 参事兼総務課長
木 村 公	正 総務課庶務・人事担当副課長
清 水 延	昭 総務課財政契約担当副課長
山 岸 堅	護 地 域 支 援 課 長
青 木 正	志 地 域 支 援 課 政 策 創 生 担 当 副 課 長
賛 田 秀	男 地 域 支 援 課 人 権 ・ 安 全 安 心 担 当 副 課 長
石 樽 明	彦 地 域 支 援 課 人 権 ・ 安 全 安 心 担 当 危 機 管 理 幹
村 田	朗 税 務 課 長
馬 橋	透 税 務 課 課 税 担 当 副 課 長
岡 野 富	春 税 務 課 収 納 対 策 室 長

高	橋	喜 代 美	町民課長（戸籍・住民担当副課長兼）
柳	澤	純 子	町民課戸籍・住民担当主席主査
大	島	行 代	町民課保険・年金担当副課長
前	田	宗 利	子育て支援課長
菅	原	広 子	子育て支援課児童福祉担当副課長
根	岸	隆 行	子育て支援課母子保健担当副課長
近	藤	久 代	健康いきいき課長
太	田	直 人	健康いきいき課社会福祉担当副課長
萩	原	政 則	健康いきいき課健康管理担当副課長
金	井	敏 明	会計管理者兼会計課長
大	島	真 弓	会計課会計用度担当副課長
永	島	宣 幸	教 育 長

◎委員長挨拶

○佐久間孝光委員長 皆さん、おはようございます。委員会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、予算特別委員会のご案内を申し上げましたところ、委員の皆様にはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

審査は本日から行いますが、慎重な審査をお願いいたします。

委員の皆さんに申し上げます。質疑をする場合には、簡潔かつ明瞭な形でお願いいたします。

説明員に申し上げます。説明員の皆さんには、質疑に対しまして、簡明な答弁、説明をお願いいたしたいと思えます。

(午前 9時28分)

◎議長挨拶

○佐久間孝光委員長 それでは、ここで森議長にご出席をいただいておりますので、議長にご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 皆様、おはようございます。

本日から4日間にわたる予算特別委員会、大変ご苦労さまでございます。執行におかれましては、明瞭なご答弁を、委員におかれましては佐久間特別委員長の下、慎重かつスムーズな予算審議をお願いしたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ありがとうございました。

◎町長挨拶

○佐久間孝光委員長 次に、岩澤町長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○岩澤 勝町長 おはようございます。

令和2年度の予算の審議をいただくことになります。例年申し上げておりますように、説明員、課長を先頭に、ふだんの仕事の成果をしっかりと発揮できるように取り

組んでおりますので、よろしくご指導いただきたいと思います。

それから、コロナの件ですけれども、連日町のほうでもコロナについては、国、県と情報を看視をしながら、いただいた情報は参考にしながら、そして町の条例等を念頭に置きながら対策を取ってまいりたい。今朝も教育委員会のほうから連絡がありまして、卒業式は計画どおりのやり方で行うということを改めて教育委員会と町のほうで話し合いをして決めさせていただいたと。粛々と進めてまいりたいというふうに思っておりますので、皆様方のご協力、ご指導をよろしくお願いしたいと思います。

それではどうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間孝光委員長 ありがとうございます。

◎開会の宣告

○佐久間孝光委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○佐久間孝光委員長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎諸般の報告

○佐久間孝光委員長 ここで、諸般の報告をいたします。

本委員会に付託された案件は、議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件、議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件、議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件、議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件、議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件及び議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件、以上予算議案6件ですので、ご了承承願います。

次に、本委員会の予算審査表をお手元に配付しておきましたので、ご了承承願います。

次に、本日の委員会次第をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

最後に、この委員会の説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で委員長からの諸般の報告を終わります。

審査の方法についてお諮りしたいと思います。申合せのとおり、議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定の審査は、歳出を基本に歳入、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書の添付書類を含め、予算審査表に基づき課、局ごとに議会事務局から行い、最後に総括質疑といたしたいと思います。また、議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件から議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件までの審査は、歳入、歳出を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第22号については、先ほど申し上げたとおり審査することに決しました。

なお、議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定について、総括質疑をする委員は明日3月11日、水曜日の午後1時までに委員長へ届けてください。

傍聴について申し上げます。当委員会への傍聴の申出がある場合は、原則許可いたしたいと思いますので、ご了承願います。

それでは、本日の審査を始めます。

◎議案第17号の質疑

○佐久間孝光委員長 議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議において提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

まず、議会事務局に関する部分の質疑からお願いいたします。

なお、質疑がある委員は挙手により委員長指名後、発言してください。回数は1問につき3回までとしますので、ご了承願います。質疑に際しては、最初にページ数をお示しください。質疑は、簡潔にお願いいたします。それでは、質疑をどうぞ。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 質疑はないようですので、議会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。

休 憩 午前 9時34分

再 開 午前 9時36分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、税務課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 17ページの個人町民税ですけれども、去年は減って、今年は増える、一去年は増えていて、何でもこういうふうなことを繰り返すのか、もし分かったらお答えいただきたいのと、今年増える要因はどういうところを見て増えるというふうに見たのか伺いたいと思います。

それから、法人税なのですけれども、法人税が結構大きいのです。これ説明のときに改正のためということの説明していたと思うのですけれども、どういう改正がされたためにこれ減ることになってしまったのか。昨日の補正予算では結構増えていたわけですね。あの改正と今回の新年度予算との改正は別の改正になってしまうのか、伺いたいと思います。

それから、固定資産税も結構大きく減っているのですけれども、これ償却資産分だということで、どういう理由で減るのか伺いたいと思います。

そして、一番下の環境性能割の件ですけれども、これ何台くらい計算しているのか伺いたいと思います。

それから、91ページのこれ新規で環境性能割、これ同じあれだ、性能割取扱交付金とありますけれども、ちょっと内容を伺いたいと思います。

それと、その下の資産税賦課事業、これが大きく減っているのですけれども、減ってしまって大丈夫なのかということも含めて伺いたいと思います。

復興税、昨年もお聞きしましたけれども、見れば分かりますような答弁を1回目されたのですけれども、見ても分からないのですよ。人数がどこに載っているのかが分からないわけなので。500円は分かるのですけれども、人数は分からないので。これどこかの表が出ているのか、金額と併せて伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、順次回答いたします。

まず、17ページの個人住民税ですけれども、こちらのほう例年ご説明しておりますが、今年度も課税状況調べという県のほうの調べがありまして、そちらのほうを基に試算しております。こちらですけれども、令和元年度の課税状況調べが納税義務者数が大変増えておりまして、特に給与所得者、こちらのほうが増加が見られました。それによりまして全体的に増加という形になっております。ですので、例年試算の段階で上がったり下がったりということを委員さんおっしゃられましたが、根拠的には課税状況調べということで例年毎年1回出している数値、そちらを基に試算しておりますので、そういった形で毎年上がったり下がったりという状況が出ています。今年に関しましては、給与所得者が増えているということで全体的に増となっているのですけれども、考えられる根拠といたしましては、高齢者の方が引き続き就業されているのではないかとという形です。昨年も説明でちょっと同じようなことを申し上げたかと思うのですけれども、新たに働き出す方と、それから例年で言えば、通常で言えば高齢者になって仕事を辞められて年金生活に入られるわけですけれども、昨今年金を取得しながら働く方が非常に多くて、そういった方についてはカウントとしては給与所得者としてカウントされますので、そういったところが増加の原因かなと思われま。今、確定申告期間中で私のほうも受けていますけれども、これ印象なのですから、高齢者の方が年金を受給しながら働いているという方が非常に多くいらっしゃるというのが印象です。こちらのほうは統計取っていませんので、私のほうの印象なのですから、そんなところが上がっている要因かなと思われま。

続きまして、法人町民税のほうですけれども、こちらのほうは税制改正によりまして、31年度の10月以降に事業が開始される事業につきましては、3.7%の法人税割のほうが増減するという形になっております。ですので、今年度につきましては、10月以降に決算期を迎える企業にのみその3.7%下落というのが反映しますので、そういったところで落ち幅としては少なめな落ち幅かなと思われま。来年度につきましては、

完全に3.7%全体的に落ちますので、単純に法人税割としてはもっと下がるのかなというところが予想されます。

続きまして、固定資産税のほうなのですけれども、こちら償却資産につきましては、新しく増加するというのをこちらのほうで見込めませんので、例年必ず持っている試算につきましては、経年減点ということで下落していきますので、そちらのほうで10%ほど下落を見ております。ですので、実際は今年度中に企業さんのほうで新たな施設を増設したりですとか、購入した場合には当然増加が入りますけれども、その辺のところは今1月末までで申告期間ということで出していただいていますけれども、そちらのほう結果を見ないと、実際のところは分からないので、予算の段階としては10%の下落を見ております。

続きまして、軽自動車の環境性能割ですけれども、こちらにつきましては昨年の10月から県のほうで今まで自動車取得税という形で徴収していたものを、環境性能割という形で徴収するのに変更になりました。それに伴いまして、そちらの環境性能割ですけれども、県のほうが町に代わって徴収し、2か月後にこちらに交付されるという形になっております。性能に応じまして非課税1%、2%という形になっております。台数ですけれども、これおおむね全体で33台ほどで見ているのですけれども、こちらのほうは実際に非課税の車を購入する方が多いようでして、ちょっと実際に何台ということで試算するのが非常に難しいところでございます。予算につきましては、県のほうで大体これくらいではないかということで試算用の数字が来ているのですけれども、それにつきましては何台という形ではなくて、実績を基に振り分けるような、今までの自動車取得税の交付金の算出のような形で出ていますので、それをうちのほうで振り分けた形になっていますので、実際に見積りの段階では台数出していますけれども、この台数につきましてはあくまで数字にちょっと合わせる形になっております。

すみません、続きまして、固定資産税の委託料のほうですけれども、こちらのほうは3年に1回評価替えという形でなっていますので、今年度につきましては時点修正の委託のみとなっておりますので、支出のほうが抑えられております。

続きまして、復興税ですけれども、復興税につきましては均等割の人数が今年度9,122人を見込んでおりますので、1人当たり500円ということで456万1,000円となっております。こちらの人数につきましては、表のほうには載っておりませんので、質問いただいて結構かと思います。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 すみません。歳出のほうの環境性能割取扱交付金なのですけども、こちらにつきましては先ほどご説明したとおり、県のほうが町に代わって徴収しますので、それに対する手数料という形で金額の5%、年に1回お支払いすることになっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。個人町民税なのですけども、高齢者の働いている方がいるから増えているというふうな見方で、ただどうなのでしょう、これ課税状況調べでこういうふうな年度ごとにこんなに変わるのかなと思うと何かしっくりこないのですけれども、大体高齢者が今年度多いというのは何か特別な理由があれば、ああ、そうなのかと分かるのですけれども、何かあるのですか。去年は下がったわけですよね。昨年何か要因があって下がったのか、もし分かれば伺いたいと思います。

それから、これ1人当たりの所得というのは幾らになるのか伺いたいと思います。

それと、法人町民税なのですけども、なるほど3.7%の減ですか。ちょっと大きいなと思って聞きました。こういう改正があったのかと思ったのですけれども、それでこの改正で減額になってしまった分というのは、何かの埋め合わせというのは来ているのですか、交付税とかで。総務課いるから。総務課、あそこに座っているだけではないので。もし総務課、分かりましたら。

○佐久間孝光委員長 川口委員、総務課のときに確認していただいたらと思うのですけれども。

○川口浩史委員 そうなのですけども、ほかでもあるので、総務課ずっといるわけですので、ほかのところでもちょっと総務課には聞きたいところがあったので。それで、もし分かたらきちんと入っているのかどうか伺いたいと思うのです。減りっ放しなのかどうか。来年度以降はもっと3.7%が1年続くわけですから、今の説明ですと。伺わせていただきたいと思います。

それから、復興税の関係なのですが、これ去年は8,955人ということだったのです。今年が9,122人。200人近く、何で200人近くも増えたのか、分かたら伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、個人住民税の課税の関係なのですけども、なぜこんなに人数が増えたかというところなのですけども、すみません、この内容につきましてはこちらのほうも把握できていませんで、実際に参考までにこちらが課税状況調べというもののなのですけども、これだけのデータを実際賦課している内容からシステム会社のほうでも数字を抽出しまして、集計しているものなのです。ですので、どうしてというところの根拠のところはちょっと不明なのですけども、実際に人数が増えているという事実があります。今年度、実際これから令和2年度始まりますけれども、その人数が実際にそんなに増えるのかというところに尽きると思うのですけれども。そこにつきましては、すみません、あくまで試算の段階ですのでご理解いただきたいと思います。

あと1人当たりの試算する段階の所得なのですけども、給与所得者につきましては299万4,000円、それから営業所得者につきましては338万3,000円、農業所得者につきましては171万2,000円、その他の所得者ということで181万8,000円、こちらで見込んで試算しております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私のほうから2点目のご質問についてお答えさせていただきますというふうに思います。

昨年10月の税制改正に伴いまして法人町民税、税率下がったわけですが、その補てん措置といたしまして予算書の20ページ、21ページをちょっと御覧をいただきたいというふうに思います。中ほどに新たな費目を設定をさせていただいております。6款1項1目法人事業税交付金、こちらが新たな制度として創設をされました。内容といたしましては、説明欄にも記載をさせていただいておりますが、地方法人特別税等制度の廃止に伴う法人町民税の補てん措置ということでございまして、市町村分の法人町民税の法人税割の引下げ相当分、これは2%相当分でございますが、その引下げ相当分について、法人事業税交付金として新たに地方に対して配分がされると、こういった補てん措置があるということでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 すみません、復興税の人数なのですからけれども、こちらでも先ほどの個人住民税の試算と同じ数字を使っておりますので、実際に増えた根拠というものは把握しておりません。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 個人町民税なのですからけれども、所得割の人数というのはどのくらいになりますか。先ほどの話だと、源泉徴収の人が増えたということですよね。源泉徴収の人が増えたから、高齢者の人が、給与所得が増えたというのは源泉徴収の人が増えたからということですよね。それで、その源泉徴収に関しては、各企業に税務署のほうから確定申告で源泉徴収をどのくらい取っていますかというふうな調査が来るのではないかなと思うのですけれども、その点についてはどうなのですか。給与所得が増えているということは源泉徴収が増えているから、ある程度人数が確定できるというふうに私は考えるのですけれども、その点いかがでしょうか。所得割の人数どのくらいに考えていらっしゃるかということを伺います。

あと、法人税なのですからけれども、昨日の説明でいきますと法人税率の改定に影響がもちろん今回もあるわけなのですからけれども、それでいくと、昨日の話ですと50億円以上の企業の法人税が3社だったのが5社に増えて、そんなに2社も急に増えるかなと思って聞いていたのですけれども、3社が5社に増えてその分会計予算では増えているので、今回の法人税の予算書の数字とは違うような形で出てくるのかなと思ったりしたのですけれども、実際にこれは1月段階のものですよね。違うのかなと思って今伺っていて。だから、法人税が、3社が5社になったということは、2社分が次の年にいきなり減額ということはないと思うのですけれども、そのところがよく分からなくて、法人税率の改定は結構大きいなと思っているのですけれども、嵐山町は具体的に言えば、でも減ったのではなくて令和元年度には増えたわけですよね。2年度にそれが増えていくという形ではないのかなと思って見ていたのですけれども、実際はどうなのでしょう、伺います。

○佐久間孝光委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 個人町民税の関係ですからけれども、まずこちらの所得割の人数ですからけれども、所得割の人数につきましては8,276人を見込んでおります。

渋谷委員さんおっしゃった給与が増えた内容の、源泉される方が増えたということなのですけども、その源泉につきましては給与支払者のほうで決められた法律に基づいて徴収するものですので、税務課としては内容までは当然把握していませんし、支払う金額によって源泉される場合とされない場合がありますので、源泉徴収が云々ということにつきましては、この予算には反映しておりません。

それから、法人町民税の均等割の関係ですけども、こちらにつきましては実際に予算のほうも昨年よりは若干増で見ております。ただ、50億円を超える法人の説明なのですけども、こちらにつきましては会社のほうで1回解散して、また合併したりとか、社名変更とかそういった絡みがあると資本金等の額が変動が起こりまして、その関係で均等割の額が企業によって変わったりとか、同じ会社で計上されたりとかということがちょっとありますので、その社数につきましてはそういった、ちょっと個人情報なので会社名は出せませんが、1回解散したり合併したりそういった形の移動がありますと、社数の統計上数字が変わるという内容もありますので、今回の予算につきましては50億円を超える会社につきましては、実際は増やしておりません。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 法人税の均等割の数、それと法人税割で法人町民税は50億円を超える法人、10億円から50億円の法人、1億円から10億円というふうな形で出ているのですけれども、均等割は。大体、例えば1号だったら何社とかいうのも出ている。そしてそれを予算で作るわけですよ。私なんか、あれ、3社が5社になったのに今度また次は5社が3社になる。よく理解できないのですけれども、そのところ教えてくださいいただけますか。今回の予算の段階でどうなっているのですか。

○佐久間孝光委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 すみません、当初予算査定時、10月ですので、その時点で3社ということで見込んでおりまして、補正の段階では実際に10月以降に変動がありましたので、そういった答弁になったかなと思っております。会社数を言ったほうがよろしいですか。412社で見ております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 均等割が412社で法人税割がどのくらいになるのですか。号数によ

って違いますよね、税率も。では、もう一回言います。10億円を超えるところが8.4%で、1億円から10億円以下が7.2%で、それ以外が6.0%になっているのですけれども、それぞれの会社で大体どのぐらいになりますか。計算しているので、予算では。そうか、もうあれなのだ。2社違うと全然違うよね。

○佐久間孝光委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 すみません、予算の段階で数を正確に出していなかったのですけれども、決算のほうの数字で概略申し上げます。1億円以下の法人が法人税割124社、1億円を超え10億円以下の法人18社、10億円を超える法人26社となっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 今も質疑が出ていましたけれども、17ページです。16、17の法人税の関係なのですけれども、あまり細かいことではないのですけれども、昨日の補正の関係を見ていますと、随分アップしているのです。私は細かいことではなくて、平成30年度が1億8,300万、31年度が2億620万、昨日の補正で2億4,600万になっているのです。税率が変わっているとか等々あるのではないかなというふうに思うのですけれども、これから嵐山町の状況を見てみると、何かもっと増えてくるような気がしてならないものですから、もうちょっと拡大的な予算が組めなかったものかなと。そんな今の内容を聞いていますと、分かるのですけれども、そういうふうなあれがなかったのかなというふうに思うのが1点です。

それともう一点です、環境性能割、軽自動車税にはついたのですけれども、説明があったのですが、20、21の自動車税のほうの関係の一番下に環境性能割の交付金があるのですけれども、当然今までの自動車の取得税です、それに代わって出てくるものだというふうに思うのですが、今までの取得税が半分以下になってしまっているのです。非常に環境性能のよい車に乗っている人で最近取得するのは多いような気がするのですが、このままこの半分ぐらいのあれで行ってしまうのかな、ほかには今までの実績のもう多少なりともフォローするようなあれはないのかなと思ったりなんかするのですが、ちょっとそこら辺の見解を教えてくださいと思うのですけれども。

○佐久間孝光委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 法人町民税割の試算ですけれども、こちらにつきましては例年予算ベースで比較しております。法人税割につきましては、企業の業績ですとか、経済状況です、こちらのほうが大きく影響しまして予測するのが非常に難しい状況です。委員さんおっしゃるように、多く見積もることも当然できるのですけれども、そうした場合、急遽事情が変わって収入、実際ないということになると予算割れという形になってしまいますので、税務課といたしましては、当初予算では予算ベースで比較して少なめに見積もるという形でさせていただいております。その辺ご理解いただければと思います。

続きまして、環境性能割の細かい内容につきましては、ちょっと総務課のほうなのですけれども、大まかな要因といたしまして、令和元年の10月から今年度の9月取得分まで、臨時的軽減ということで1%下がった税率をお願いしているということがあります。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 質疑がないようですので、税務課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時10分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、総務課及び会計課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対して簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 21ページの先ほどの法人事業税交付金の件なのですが、2,300万円のお金が来ることですけれども、法人町民税の減額が1,100万円ですから、超過してくるという理解でよろしいのでしょうか。ほかの分もこの中には入っているので

しょうか。倍以上これだと来ることになりますので、ちょっと伺わせていただきたいと思います。

それから、66、67ページの会計年度任用職員に今新しくなるわけですがけれども、何人を予定しているのか伺いたいと思います。それで、国からの交付税措置があるわけですがけれども、どのくらい見ているのか。期末手当の金額はどのくらい見ているのか伺わせていただきたいと思います。

それから、86、87ページの不当要求対策事業で金額は少ないのですが、2万7,000円減っているわけです。これ、どういう理由で減ったのか伺いたいと思います。

それから、216ページの給与費明細書で一番下のほうに、比較の部分にその他、三角の307人と。これは臨時、でも臨時でもないね、307人だからね。ちょっとどういうものなのか伺いたいと思います。

それから、これちょっと総務に聞くのがいいのか分からないのですがけれども、前議会までに議会の総務経済常任委員会では、若者会議を町側でやってほしいということを提案したわけなのですがけれども、これが入っていないように思うのですがけれども、これ総務ではなかったら別の課で聞きますので、その課を教えていただければと思います。

それから、意見募集、パブリックコメント、この実施要領、要綱あるいは規則、そういうものが嵐山町にはあるのか伺いたいと思うのです。生活排水処理基本計画で土地を持っているのに、町外の方だったから意見が言えなかったというのがありまして、今後そういうことがないようにしていくために、しっかり実施要領、要綱あるいは規則、条例でもいいと思うのですがけれども、そういうのが必要なと思いますので、あるのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 それでは、法人事業税のことについてご回答申し上げます。

こちらは令和元年度の10月から税制改正によりまして、今までの地方法人特別税を廃止したことによりまして、新たに創設された法人事業税交付金でございます。こちらにつきましては、県の試算が出ておりまして、それを基に算定をしております。算定の内容としましては、各市町村の法人税割額を県で案分することによって算出され

ます。こちらの法人税割額ですが、算定用の法人市町村民税、嵐山町におきましては1億6,800万円でございます。これは平成28年度から30年度の3年間の平均でございます。こちらを基に県の試算で2,300万円ということで試算しております。

続きまして、会計年度任用職員の交付税措置についてお答え申し上げます。実際の算定をいたさないと、正確な金額は出せませんけれども、令和2年度の交付税の算定方法の改正についての中にございますけれども、会計年度任用職員につきましては、その勤務体系によりまして期末手当の支給に要する経費は交付税に反映されます。それと、そのほかの会計年度任用職員につきましては包括算定経費、人数です、その中で所要経費を一括計上して交付税の基準財政需要額に反映されることとなっております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私から会計年度職員の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

会計年度職員、令和2年度、何名ほど予定をしているかというご質問ですけれども、こちらは令和2年度100名の方を予定しております。その中で期末手当ですけれども、こちらの期末手当は全ての職員に支給されるわけではございませんで、ある程度勤務の時間ですとか日数、その要件に応じて支給がされるものでございまして、令和2年度は778万6,000円を計上させていただいております。そちらの予算につきましては各課の科目の中で報酬と期末手当というようなことで計上をさせていただいております。

それから、86ページ、87ページの不当要求相談事業でございますが、こちらは不当要求相談員なのでございますけれども、こちらは今まで非常勤の特別職ということで雇用をさせていただいておりましたが、こちらの職員も令和2年度からは会計年度任用職員ということで報酬で支払うという形になります。これまでは月額で18万という形で報酬を支払ってございましたけれども、今後は勤務時間、勤務日数に応じて時間当たりの時給掛ける時間、日数、そういったもので計算をさせていただいております。その積み上げた金額がこちらの報酬額の184万7,000円という形になりまして、それにプラスをして期末手当を支給をすると。それにプラス費用弁償の交通費、そういったものを含めてこちらの金額になっているということで、計算上2万7,000円減っているとい

うような形でございます。

それから、216ページの給与費明細の中のその他の職員がマイナス307人になっているというご質問でございますが、この大部分が去年と比較しまして選挙の投票管理者立会人、そういった方々の選挙は令和2年度は予定は1つだけですので、そういった形でそういった方々の人数が減っていると。その減った人数がマイナスの293人ということとなっております。そのほか減ったその他の職員の人数ですけれども、民生委員推薦委員さんですか、ストップ温暖化推進委員とかそういった方々も去年と比べて減っているというような状況でございまして、トータルでマイナス307人というよう形になっております。

私からは以上です。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からは若者会議の開催に要する経費につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。

令和2年度当初予算の中には今申し上げた若者会議の開催に要する経費については計上してはございません。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 私のほうからはパブコメについてお答えさせていただきます。

計画づくり等では町民参加、あるいは開かれた行政を進める上で、つくる段階でパブコメを求めるという大事な手法です。ただ、全ての計画でどうかというふうなことになるわけですが、そのことについて明確な町のほうで要領とか基準があるわけではございません。成果からいって、できるだけ町民参加、開かれた行政を進める上でパブコメを実施をするということは考えて行政は進めております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 21ページの法人事業税交付金なのですが、県の試算を基に計算するとこの金額なのだということで説明あったわけですが、そうすると実際の法人町民税はもっと増えるということが言えるのですか。これもちょっと税務のいなくなってしまったので、実際はもっと増えることができるということなのですか。ちょっと伺いたいと思います。

それから、会計年度、ちょっとあれなのですか。交付税のあれは現段階では仕組みしか分からないわけですか。分かりました。期末手当がこれ全員でないということをおっしゃったので、条例ですとパートもフルタイムも全員出るような書き方になっていますよね、条例は。どうして全員が出ないのか伺いたいと思います。

それから、パブコメについてはちょっとこれ要綱とかそういうものを作っていくべきだと思いますので、総括でやりたいと思います。

若者会議どうするかな。大野さんやってくれれば私のほうで。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 やりますか、では私のほうはそれでいいです。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私のほうからお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、1点目の法人町民税の関係でございますが、なかなか私のほうがお答えをするのもいかなものかと思うのですが、先ほどご答弁させていただきましたとおり法人事業税交付金につきましては、あくまで県の試算ということで今回予算のほうは計上させていただいております。この試算をしたときの状況です、それと当然今の状況というのは大きく異なってきました。今後も円高がさらに進み、株価も下落をしているこの状況を鑑みれば、令和2年度かなり大きく変動が予想されるものというふうに思いますので、委員さんがおっしゃるようにもっと増えるだろうと、そういった見込みというのはちょっと予算を編成するに当たりまして、それは危険なのかなというふうにそんな思いはしています。

それと、2点目の会計年度任用職員の期末手当の関係でございますが、ご案内のとおり会計年度任用職員につきましては、フルタイムの職員の方とパートタイムの職員の方と2通りございます。条例制定のときにご説明をさせていただきましたが、パートタイムの会計年度任用職員の期末手当につきましては、条例の第18条に規定がございます。規定の中では、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員については給与条例を準用するというふうになっておりますが、ただし1週間の勤務時間が著しく少ないものとして、規則で定めるものを除きますと、そういった規定になってございます。これも条例制定のときにご説明をさせていただきましたが、規則はお

示しはそのときはできませんでしたが、考え方としては1週間の勤務時間が20時間に満たない方については支給の対象外とさせていただくと。こういった方針を定めてございます。そういったこともございまして、全ての会計年度任用職員に対して期末手当を支給できるものではないと。このような制度になっているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、会計年度任用職員ですけれども、支給されない人数というのはわかりますか。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

個別に数字のほうは出しておらないのですが、おおよそ全体の7割程度の方は本当の20時間未満の短時間の方という形になってございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、18、19ページの町道路譲与税なのですけれども、科目設定になっていますが、これはいつになったら廃止するのか伺います。

それと、法人事業税交付金は交付金の決定の時期というのはいつになるのか分かりますか。

あと、54ページ、55ページの雑入なのですけれども、職員派遣交付金というのがあって913万円です。これ埼玉県後期高齢者医療広域連合、小川地区衛生組合、これは分かるのですけれども、東松山も職員派遣交付金が出てくると、職員派遣はこちらが給与を支払ってというのではなくて、向こうが支払うのかなと思ったのですけれども、東松山市の場合はどのような形になるものかお伺いしたいと思います。広域連合とか組合はそれぞれの負担金があるから逆にプラス・マイナスみたいなものが出てくる。東松山市の場合はどのような形になってくるのか、ちょっと伺いたいと思います。

それともう一つで、67ページと68ページの先ほどの会計年度任用職員管理事業なのですが、社会保険料の内訳として実際には厚生年金とそれから健康保険と失業保険、労災とあるのですけれども、それぞれどうなっているのかということと、6か月未満のものについての契約に関してはというと、6か月ごとに更新していく契約というの

は、そこに入らないということですよね。6 か月ごとに更新していく契約という方もいらっしゃるのではないかなと思うのですけれども、6 か月ごとの契約で週20時間以内ということなのか、ここのところの契約状況はどうなっているのでしょうか。伺います。

○佐久間孝光委員長 清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 私からは地方道路譲与税の関係でお答え申し上げます。

こちらはご存じのとおり、平成21年度からの道路特定財源の見直しによりまして、19ページの地方道路譲与税の3段上にございます地方揮発油譲与税のほうに変更になっております。こちらの地方揮発油譲与税、いわゆるガソリン税でございますけれども、今までの道路の特定財源はこちらのガソリン税で全部賄っていくことになっております。どこの市町村もそうなのですが、それまでの地方道路譲与税の部分で交付し切れていない部分というのが今でも残っておりまして、その関係上、今年度は92円の地方道路譲与税の交付がございました。ですので、いつまで続くか分からないものですが、このように科目設定でいつも毎年計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 私のほうから派遣の関係と会計年度任用職員についてお答えをさせていただきます。

まず、歳入の東松山市の職員派遣交付金ですけれども、東松山市ということで書いてございます。こちらは台風19号の関係で、東松山市に職員を派遣をするという関係で、災害派遣の関係で令和2年度3名、3か月ごとですけれども、3名の職員が派遣をするということで予定をしております。その中で職員の派遣をした分のお給料のかかるところの交付ということで、東松山市から直接嵐山のほうに入金がされるというようなことになっておるということでございます。

それと、会計年度任用職員の社会保険料の関係ですけれども、こちらも社会保険、雇用保険、労働保険とそういったもので、勤務時間に応じてその保険の種類が変わります。週に20時間以上、そういった方々の保険料と雇用保険料、雇用保険料につきましては20人分を計上させていただいております。労働保険につきましても、短い方の

会計年度任用職員、そういった方の分につきましては、こちらのほうでは計上されて
おりませんけれども、勤務時間に応じた金額で示されている支払わなくてはいけない
金額、そういったものを計上させていただいております。

それから、会計年度任用職員の6か月の勤務につきましてですけれども、こちらに
つきましてもあくまでも会計年度ということでこちらのほうは考えておりまして、そ
れが6か月未満であった場合はその中において週の20時間こういった勤務をされてい
るかということで、その中で考慮させていただいております、その中で期末手当等
も計算をするというような形になりますけれども、先ほど総務課長から申し上げたと
おり6か月未満の勤務につきましては、期末手当は出ないというような形になるかと
思います。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは法人事業税交付金の決定の時期ということ
でご質問を頂きましたので、お答えをしたいというふうに思います。

この交付金につきましては、交付の時期は年3回交付がなされるということで示さ
れてございまして、8月、12月、3月、この3回で交付がなされます。8月につきま
しては、前年度の3月から7月までの間の収入分。12月については、8月から11月ま
での間の収入。3月につきましては、12月から2月までの間の収入ということで、そ
れぞれ実績に応じて交付がなされると、このような制度でございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 法人事業税交付金は、そうするとやっぱり法人税の額によって変わ
ってくるというふうに見ていいのですね。

それと、会計年度任用職員の6か月未満の雇用なのですけれども、実際に契約とい
うのは6か月未満を何回か繰り返すというのがかつてあったと思うのですけれども、
今はそれがなくて会計年度任用職員でも毎年毎年1年間でもうそれで決定していくの
か、半年に1回を何回も繰り返すというのをやっていく、そうするとそれはちょっと
抜け道かなというふうな感じで見ているのですけれども、それはいかがなのでしょう
か。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えさせていただきます。

従前の臨時職員の制度につきましては、基本的には6か月を超えられないと、こういったことがございましたので、任期については6か月、6か月という形を取っておりましたが、今回の会計年度任用職員についてはあくまでも年度内の任用ということでございますので、最長であれば1年間という形でございます。この制度移行に伴いまして、従前のやり方を変えて、必要な職であれば1年間の任期を定めて雇用していくと。今、委員さんがおっしゃるような形で従前のような6か月、6か月で区切って、期末手当は対象外ですというような形は全く考えてございません。あくまでも必要な期間を任用すると、会計年度内において。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 清水副課長。

○清水延昭総務課財政契約担当副課長 法人事業税の関係でございますけれども、こちらは委員さんおっしゃるとおり税務課によります課税状況調査の状況に応じて積算されて交付されるものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、ごめんなさい、会計年度任用職員のことなのですが、会計年度任用職員というのは、そうすると例えば10月から雇用しなくてはいけないとなったときも3月までというふうな形で、そういうふうな任期になるのでしょうか。

○佐久間孝光委員長 木村副課長。

○木村公正総務課庶務・人事担当副課長 お答えいたします。

10月に任用される場合は、やはり会計年度で1回区切るという形になりますので、3月末が任用の期間という形になります。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 質疑がないようですので、総務課及び会計課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。それでは、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。再開時間を10時50分といたします。

休 憩 午前10時39分

再　　開　午前１０時４８分

○佐久間孝光委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、地域支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員　３点お願いします。

77ページ、総合振興計画の策定事業でございますが、こちらの説明は資料にも載ってはいるのですけれども、策定業務委託料が550万、さらには委員報酬等が40万、費用弁償が8万ということで、598万の予算が組まれております。これについては、平成31年度ですか、の中でもアンケートを取って、次の段階に進んでいくのだろうかというふうに思っておりますけれども、この戦略の策定に、どのようにこの計画が作られていくのかということです。あわせてその委員が何人になるのかということも、お尋ねしておきたいと思います。

それから、79ページなのですけれども、一番上の上段、公共施設の個別計画の策定業務ですけれども、これは28年頃にもかなり簡単なというのか、素案ができていたようでございますけれども、それからさらに踏み込んだ、これから先の人口減少があるわけですが、そこまで及ぶ業務委託ができるのかどうかということです。

最後の３点目ですけれども、ちょっと飛びまして167ページ、ここにいよいよ新規で一番の防災対策事業、町長の施政方針の一番トップに上げてある事業の内容でございます。ここで、今までのものがどのように新規の事業が行われることによって改善されたり、この予算が生きてくるのか、そういうことについてお尋ねしておきたいと思います。

○佐久間孝光委員長　青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長　それでは、私のほうから総合振興計画と個別施設計画の２点に対してお答えいたします。

総合振興計画ですが、こちらは町の基本的な最上位の計画となるものでありまして、構想的には前回同様、基本構想と基本計画を一本化して、全ての施策に数値目標を設

定し、毎年検証していくように、前年度を基本にやっていきたいと考えております。
委員は、20名以内を考えております。

2つ目の個別施設計画ですが、こちらは前回、総合的な町の公共施設の総合管理計画を策定しまして、それに基づきまして今度は個別の計画をつくるものでございます。
以上です。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 お答えいたします。

防災対策事業につきまして、主なこの中で一番大きなものは、地域防災計画の改定業務委託料450万でございます。現在の嵐山町の防災計画は、平成25年3月に改定を行いました。その後、それにつきまして東日本大震災の後にはなっておりますが、その後業務継続計画や土砂災害ハザードマップ、また避難所の開設等の見直しは、実務的なものは行ってきたのですが、本体の計画の見直しは今まで行ってきませんでした。この間に、地震や、また大型台風といった大災害が起こっておりまして、国や県が示すガイドライン、またそういうものを計画に取り込んで、見直しを図っていききたいと考えております。

また、次に地震ハザードマップの作成業務委託275万円なのですが、これにつきましては今のハザードマップは平成22年の3月に作成したもので、この後地震被害想定とかも変更されておりますし、また水害等の浸水想定区域ではありませんが、県が示すようなものもこれから示されるということで、そういったものを、何をこれに入れていけばいいかということ、新年度関係課で話し合って盛り込んでいければと思っております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 まず、1点目の第6次の総合振興計画ですけれども、31年のときの委員もいたわけですが、今のこの予算であると20人以内というふうになっていきます。その辺のところを確認しておきたいのですが、31年、前回の予算のときのアンケート等を含むときに、委員報酬が出ていましたけれども、その委員でこの20人を構成していくということになるのかどうかということが1点です。

それとあと、個別計画ですけれども、そうするとこの個別計画、学校関係はできているのであれでしょうけれども、いろいろとある、貸館である北部交流センターとか

全部含めた、そういった公共施設が個別計画が出来上がるというような形になるのでいいのでしょうか。

それと、3点目については、ある程度今回の地域防災計画の見直しは、今まで嵐山の場合は非常に災害等が少なかったという中で、いよいよ本格的な計画を見直していくという答弁でした。そんな中でこの今回の事業の中でいろいろと、去年あった台風19号、さらにはこれから考えられる南海トラフやら首都直下型、そういったようなものをかなり織り込んで、自主防災会組織というようなものが平成23年にはできていませんでしたけれども、そのような入れ込んだ、踏み込んだ計画になっていくのかどうかということです。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、総合振興計画ですが、こちら今年度アンケート調査をいたしました。その結果に基づきまして今月1度、そのアンケートに基づいた委員会を開こうと思っております。人数のほうなのですが、総合管理計画と総合戦略というのがございまして、総合戦略も今年度本当は改定の予定でしたが、総合振興計画と併せて改定するということになりまして、1年延長させていただいております。その関係で、総合戦略の委員さんをメインに考えております。

また、2点目なのですが、個別施設計画のほうですが、庁舎はじめ図書館等を含めまして45施設が対象になっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 防災計画なのですが、今私がちょっと考えておりますのは、防災計画本編と資料編というふうなのに分かれるのですけれども、今回本編のほうを改正するのは、25年以降にあった国が示したガイドラインとか法の改正とかを入れ込むのは当然なのですが、それを本編としまして、今青柳委員が言われたように、これを実務的なもの、避難所運営をどうしていくとか、また職員がどう張りつくのかとか、そういう実務的なことがこれからどんどん出てくると思うのです。そういうものを資料編のほうに織り込んでいければと考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 総合振興計画のほうですけれども、総合戦略も含むから、その委員を新たに募集するということですか。私は、その委員の構成をちょっと聞きたいことがあるのです。いわゆる前回、アンケート取るまでの前回の予算だと、この委員報酬というのは多分10万ぐらいだったと思うのです。それで、そこに今そうすると委員さんがいるわけでしょう。今現在いるわけですね。その委員さんが、そのまま延長線になっていくのか。それとも総合戦略等含むから、新たな委員がそこに入ってくるのかどうかということなのです。これについては、私やっぱり委員の構成、そこまでちょっと及びたかったものだから、やっぱり今、これだけ人口減少が進んでいる中で、というふうな町民のニーズ、アンケートが出てくるか分かりませんが、そういったものもある程度出てきたら、早めに我々のほうにも開示していただいて、そしてやはりここはいろいろな、子どもさんの意見だっていいのです。それから、年寄りの意見でもいいの。そういったことの幅広い層を入れた委員構成が必要なのではないかとすることは、ここで私は申し上げておきたいのです。だから、委員というのは、新たに入る人もいるのかどうなのか、現状どうなっているかということだけお尋ねしたいと思います。

それと、個別計画については45施設あるわけで、この計画によっていよいよ自治体も拡大していく時期からしまい方を考えなくてはならない時代にも入ってきていると思うのです。そういったようなこともある程度含めて、長期的な計画に出来上がるのかどうかということです。

それとあと、防災計画のほうは我々総務経済でも扱っていますので、できる限りいろいろな、避難所とか何かに関してもそうなのですけれども、概略版、どなたが見ても分かるようなものを、この防災計画が出来上がると同時に作っていただけたらいいなというふうに考えていますけれども、その辺いかがでございますか。

○佐久間孝光委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

委員の構成ですが、総合振興計画の審議会の委員は、条例で定められておりまして、教育関係、農業関係、区長の関係、あと知識、経験者という結構大きなくくりになっております。しかしながら、総合戦略というのは、国からも示されているように、産官学金労言と、今士まで含んでいるのですが、そういう方々をもっと大きなくくりで検証していきなさいということがありまして、町といたしましてもその大きなくくり

を委員さんとして考えております。新たな一般公募は、今募集しているところですが、現在のところは応募はございません。

続きまして、個別計画ですが、こちらは先ほど委員さんもおっしゃいましたが、およそ30年間のスパンで町の施設を今後どうするかというのを、財政面も含めまして計画していきたいという計画でございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 概略版、とてもいいと思うのですが、何を項目にしていくか、絵に描いた餅ではなく使いやすい防災計画が作れていければと考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 69ページの統合型校務支援システム導入、これが説明で載っているのですけれども、ちょっとどういうものか伺わせていただきたいと思います。嵐山町だけではないのかなって、あれを読んで思ったので、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、76、77、広域路線バスの負担が2万9,000円増えたのは、どういう理由からなのか伺いたいと思います。

総振は、今やってもらったのでいいです。

それから、次のページの78、79の菅谷1区から9区の補助金、これは何に使われるのか伺いたいと思います。

それから、85ページ上のほうに、駐輪場の件があるわけですが、昨年の説明で少し拡張したいという説明があったわけです。だけれども、昨年と同額ということで、拡張したいという話はどうなったのか。東武のほうで、話がまとまらなかったのか伺いたいと思います。

それで、昨年台風19号の関係で、あちこちにいろんな被害が出て、それをここに誰かいたわけですね。課長がいて、情報はどういうふうにとったのか伺いたいと思うのです。要はこの電話何ていうのだっけ、携帯ではない、スマホで撮って、その写真を送って、ああ、これはひどい状況だなというのを見て、では通行止めにはしようとかの判断をしたのかなと思って、情報の取り方、現場とここでどういうやり方でやった

のかを伺いたいと思います。

167ページ、先ほどのハザードマップの件なのですが、先ほど説明ですと、浸水の関係のハザードマップは言っていなかったのですけれども、これは作られないということなのですか。

それから、その下の新規の地上系防災行政無線、これはどういうものなのですか。地上系って、今も地上系だと思うのですけれども、ちょっと内容を伺いたいと思います。

それから、七郷防災会の倉庫の整備の内容、それからその下の国民保護法の改正、どういう改正を求めていくのか伺いたいと思います。

そして、復興税が456万1,000円ということで聞いたのですけれども、何に使われるのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 私のほうから、校務支援システムとバスの関係、宝くじの関係をお答えさせていただきます。

まず、統合型の校務支援システムですが、こちらは教育系、成績や出欠の管理、また保守系、生徒の健康診断等の管理、また学籍系、指導要領と学校事務の情報共有などを統合したシステムでございまして、そのシステムの構築と各教室にWi-Fiを設置するのですが、その費用でございまして。こちらは、埼玉県町村会というのが主導でやっておりまして、町村会に入っている町村で、本当は全部一律でできればよかったのですが、なかなか一律って難しいということで、その中から希望する町村を今年進めていくということで、予算を上げさせていただきました。

続きまして、バスの関係なのですが、こちらは昨年から始まりました小川・熊谷間のバスの補助なのですが、こちらの算出の方法なのですが、実際に実質的な赤字を、熊谷、小川町、嵐山町の走行区間の距離とある一定の期間で計った乗降者数の割合を加味した数字でございまして、毎年度少し数字は変わってきます。その分だけ今年は増額となっております。こちらのほうは、取りあえず5年間をめどにやっていこうということで始まった事業でございまして。

続きまして、78、79ページなのですが、こちらは宝くじの助成を頂きまして、菅谷1区から9区で自治会で持っているテントがもう古くなってしまったということで、1区から9区のテントの買換えと、そのテントに係る重りとキャリーですか、運ぶキ

ャリーの費用でございます。10張りでございまして、菅谷1区だけちょっと多いということで2張りを希望しております。その金額が10分の10の補助で、まだこちらは決定ではないのですが、上げさせていただいております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 まず、お答えいたします。

駐輪場の関係なのですが、東武鉄道と今話し合っているところでございます。どこまで拡張するのか、どこを拡張するのかというところが、今話し合っているところでございます。

次の情報をどう取ったのかというご質問なのですが、これはまず職員を水防調査という、車で1台出て川を見ていたり、冠水を見ていただいたりする車を1台出して、またあと消防団が巡回していただいて、その撮ってもらった写真をタブレットに送って現場を見るというような形ですとか、また情報は警察、県、気象庁、あと消防署等から連絡があれば、その情報を基に対応を図ったということです。以上です。

次に、ハザードマップですが、浸水想定区域は示されないのですが、それに準じたものは県から出るということで、それをこのハザードマップに取り入れていくか、またはどのような形でそれを発表していくかというようなことは、これから検討させていただきたいと思います。

あと、地上系防災無線なのですが、県が設置しております総務課にある防災行政無線で、衛星系と地上系がございます。平成28年度に衛星系の防災行政無線を再整備を行いまして、もう一つの地上系のほうを去年、令和元年度と令和2年度の2か年で県が整備を行うというものでございます。嵐山町は、後半の令和2年度の工事になりまして、工事費につきましては、県と2分の1ずつ600万円の負担になります。負担分につきましては、緊急防災・減災事業債の起債で、充当率100%で行いたいと思っております。以上です。

次に、七郷防災会、これは防災倉庫の設置の要望が七郷防災会から出まして、七郷地区は対象地区が広いものですから、防災倉庫がまだ全部行き渡っておりません。土砂災害警戒区域が多く、また台風19号で床上浸水になった地域も、七郷防災会の中にはございまして、これは越畑地区の集会所のところなのですが、防災倉庫を1基要望がございました。コミュニティ助成事業の中で、地域防災組織育成助成事業に

応募しまして、防災倉庫及び発電機やその中身、発電機、担架、バケツ、ライトといった防災用品も含めて要望をしております。

次に、国民保護法ですが、基本法の改正がございまして、会議を開催させていただくための費用でございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 最後の復興税のご質問に関しましてお答えを申し上げます。

復興税につきましては、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律という法律に定められておりまして、税務課でもお答えがあったようですが、町については1人500円ということで、均等割に増額していただいているという税でございます。こちら川口委員ご案内のとおり、税で一般財源でございますので、これをどこのどの事業にどう充てたということは、どこかの事業に充当しているわけではございませんので、明確にお答えするのは難しいわけですが、この法律の中でうたわれているのは、平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策で、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策と、そこに要する費用ということになっております。先ほども申し上げましたとおり一般財源ですので、事業を実施するに当たっての人件費等にも充てられているということにはなろうかと思えます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 69ページの統合型校務支援システムなのですが、これは学校の関係で使うということで書いてあるし、今の説明でも。パソコンに各生徒、児童の成績、出欠、健康など入れておくという、そういうものであるというふうに理解しているのですか。これ町村で利用するシステムを共同化することによりコストの削減、教職員の業務負担、共同化をしていく、当面は嵐山町が独自でやっていくのだけれども、行く行くは共同化していくという、そういうものということなのですか。ちょっと今言っていることでよいのかどうか、伺いたいと思います。

76、77の広域路線バスの関係なのですが、やはり赤字分を補てんする分として、2万9,000円を新たに負担していくということで、昨年13万5,000円増やして、結果的にそれでは足りなかったということなのですか。昨年の会議録見たのですけれども、小川町が7割ぐらいだったかな。熊谷は2割台、3割切っていたと思うのですけれども、

当然小川も熊谷市も負担をしていくという、そういうことなのですか。もし、小川はどのくらい負担を増やすのかな、分かりましたら伺いたいと思います。

それから、84、85、駐輪場の関係なのですけれども、何でこんなに延びているのですか。1年以上も、去年の予算のときに出してきたことですよ。こんなにもめるような話になってしまっているのですか。もしもめているのであれば、差し支えない範囲でお聞かせいただけないでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

それから、166、167の浸水に関しては、準じたものを出していきたいということで、出していけるかどうかはあれだけども、分かりました。浸水被害がありましたので、何らかのその地域に、やっぱり避難というのは大事なことですから、避難というか、防災・減災していくために大事なことですから、作っていく必要があるなと思うのですけれども、分かりました、これは。

地上系のこれは、一般的に町民にはそんなに関わりのないことなのですか。何をここでやるのか。衛星系、いわゆる国からの何でしたっけ、国から来ますよね。それが地上系として来るのか、衛星と地上系、同じものなのだけれども、2つの路線というか、取って、片方が駄目になっても片方が使えるようにという、そういうことなのか、ちょっと伺わせていただきたいと思います。

七郷防災会は分りました。

国民保護法なのですけれども、基本法が改正されたということで、ざっくりこういうような改正を目指しているのですということで話ができるのでしたら、伺いたいと思います。

復興税は、ぜひ防災に係ることなので、これずっと決算でも予算でも聞いてきたことなのですけれども、しっかりこれはやっていただきたいというふうに思います。

それで、台風19号の関係なのですけれども、タブレットで写真撮って送るんだと、それが一番いいなと思っているのですけれども、嵐山町はそのタブレットというのは装備しているわけなのですか。

○佐久間孝光委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 お答えさせていただきます。

統合型の校務支援システムですが、こちらは今ある学校の先生が使っているパソコンにそのシステムを入れて管理をしていくもので、今まで紙ベースで情報交換をしていたもの等も、それによって一律にできるということで、事務の負担等を軽減できる

ような形になっております。あくまでも先生のパソコンですので、生徒とのつながっておりません。また、先ほど言われたように、町村会の共同化ということで、町村会のほうで入札等を行いますので、金額も各自治体でやるよりももちろん下がりますし、Wi-Fi等も購入するのも一括してやりますので、単価等は削減されてくると思われま

す。また、広域バスの関係なのですが、実質の赤字部分は昨年よりもおよそ20万円程度増加しております。こちらは実質的な赤字ではなくて、運行費から収入とあと県からの補助も頂いておりますので、その補助も抜いた額の赤字の案分でございます。ちなみに、先ほど委員さんが言ったように、小川町が64.2%、熊谷市が21.8%、嵐山町が14%でございます。増額分はちょっと今すぐ分からないのですが、その分だけ上がっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 駐輪場の関係なのですが、もめているのかということなのですが、東武ともめているわけではなく、先ほど申しました場所をどこにということで、西側のほうに都市再生整備計画で、駅西のほうに150台前後これから駐輪場を造るということは決まっておりますが、東側のほうには例えば今ある線路沿いのところを延ばしていくのか、または駅舎のほうの階段下とか、もっと西のほうとかあるのですけれども、そこをどこにするのかということをお話合っているところでございます。

続きまして、地上系防災無線なのですが、地上系と衛星系なのですが、これ県が設置したものでございまして、防災関係機関を結ぶ無線通信網、地上系のほうは電話、画像、ファクス、データの電送ということで、防災情報を収集、伝達するものでございます。衛星系のほうは、地上系に比べれば中継局を介さないため、災害に強いということで、この2つの方法で県からの防災情報を受けているということでございます。地上系のほうの電話、ファクスという機器の入替えも、全てを入れ替えるというような形が今回の整備だと思えます。

次に、国民保護法ですが、国が改正すると町のほうももう同じような場所を改正するということで、そのための会議を開くということで、内容は基本政策としか今ちょっと把握していないのですが、一応そういうことでございます。

19号のときの情報ですが、タブレットは防災、地域支援課に1台ありまして、またあとは防災専用の携帯電話が2台あります。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 166、167、防災対策事業、既に青柳委員、川口委員が聞かれていますので、1点だけお尋ねしたいと思います。

避難所の見直しを図りということで計画をしているようでございます。今設定されている避難所が替わることもあるし、また新しい避難所も新たに設けるよといったことも含んでいる内容になるのでしょうか。

それともう一つ、防災訓練事業、昨年、雨でこれができなかったのですけれども、今年度、どちらのほうで計画を予定されているのかお尋ねします。

以上、2点です。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 お答えいたします。

避難所の見直しなのですが、今25年3月の見直しの防災計画には、47か所と載っているのですが、それはその当時は集会所全てのものを避難所として載せたのですが、今実際にはそんなちょっと合わないということで、何年か前から見直しはさせていただいて、それは計画にはまだこれから載せるのですが、一応今のところは14か所ということで絞らせていただきました。ただ、そこで今回の台風、前回の台風もあったのですが、自主避難所というものをそのときからまた設置したらどうかということで設置させていただいて、やっぱり災害によってこれから見直していく、来年確定するわけなのですが、これからまだ見直しをさせていただくということがあるかと思います。

また、もう一つ訓練なのですが、鎌形南部のB&Gで行うはずだったのですが、雨で中止ということで、今こちらで考えているのは、せっかくあそこで準備をさせていただいたので、来年も南部地区で1回はできればと考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 大野委員。

○大野敏行委員 避難所の関係なのですが、昨年の台風19号の関係で学校の体育館が

一部避難所になっているということもあって、志賀小に殺到したのです。志賀小みたいなところは駐車場が少なく、もう車が走るところは全部駐車になってしまって、どうにもこうにも車が行き帰りができない。ひょっとして病人が出て、救急車呼んでも入ってこれないというふうな状況の中で、緊急的な形の中で学校のグラウンドを臨時駐車場にされたということで解決を図られたのですけれども、学校管理である体育館になった場合に、学校管理は校長先生がそれで管理者としているのですけれども、そこいらの連携みたいなものというのは、今後も取られていくというような計画はあるのでしょうか。

それから、南部の交流センターのほうで防災訓練をされるということでございます。今、小学生も中学生も数が少なくはなっておるのですけれども、嵐山町の住人として大変な力を、威力を発揮していただけたと思いますので、ぜひそういったときにも学校に投げかけをして、生徒みんなが参加していただけるような、そんな防災訓練にされたらどうかなと思うのですけれども、その辺の考えがあるかどうかお尋ねします。

○佐久間孝光委員長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えを申し上げます。

現在の防災計画には、各学校の教職員、校長以下入っていませんでした。今回、台風のときに校長方からは、どんな動きをすればいいのかということがあったのですけれども、今要請があるまではそのまま待機してくださいというお話をさせていただきました。今後ですけれども、今度の防災計画の見直しの中には、学校も含めて校長も入れていただきまして、避難所等についても見直しをしていただく中で、車で行くのであれば、志賀小よりは玉ノ岡のほうがいいのではないかとかという意見もありましたので、そういうことも含めて検討していただければと思います。

また、鍵についても、学校の鍵がなかなか一元管理できなかったもので、教育総務課の教育総務担当において、鍵の一元管理をしておりますので、今後何かありましたときのそういう態勢を取れるかなと。また、計画の中にぜひ入れていただきたいということと、各学校も校長を中心に、避難所となった場合のレイアウトについて既に考えているところでございますので、今後はその方向で行けるかなというふうに考えています。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 防災計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

次に、訓練なのですが、過去菅中でやったときに生徒さんに参加していただいたことがありました。B & Gなので、南部のお子さんにも、ぜひ今回の計画もお子さんに来ていただきたいというようなものも盛り込んでありましたので、学校として参加していただくというようなことがあれば、また学校、教育委員会と協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 質問させていただきます。

3点ほどあるのですが、最初に77ページです。比企の元気アップの事業負担10万円ついています。例年同じような予算なのですが、大分広報等でいろんなものが出てきているような感じはしますが、今年度の予定。そして、これを比企の関係ですから、どっかが幹事の自治体があるのではないかなというふうに思うのですが、その点を聞いたことはないのですが、そういう状態であるのかどうか、ちょっとその関係も教えてください。

それで次に、79ページ、今年の予算はつかなかったのですが、子育て世帯の転入奨励金の事業ですけれども、今年は3年間の予定であったので、今年は打ち切りましたと、サービスで対応して充実を図っていきたいということでございますが、3年以降続ける必要はなかったのかどうか、それとどんなサービス内容とするのか、お聞きをしたいというふうに思います。

それと今、167ページの大野委員のほうから防災訓練の関係で質問が出ました。予定していたところが、嵐山南部というところで実施をすると。そこには、今年度予算が通れば消防の車庫の移設も決まるわけでございます。いろいろな面で非常にいい状態になってくるのかなというふうに思ったのですが、時期的にはいつ頃をお考えなのか、ちょっとこれをお聞きをしたいというふうに思います。

以上、3点ですが、よろしく。

○佐久間孝光委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 まず、元気アップの関係なのですが、こち

らは今年度は一応比企のほうでも3年計画ということで、今年が最終年度でございます。大きなタイトルとして、「比企に恋！来い！人口増加プロジェクト」というのを掲げましてやってきた事業でございます。今年度は、地域の誘客事業ということで、外国の方に比企のよさを知ってもらおうというような感じで、町内、比企の中の視察のツアーをまず1件実施しております。もう一点が、人口誘致戦略といたしまして、若者向けの就労説明会を実施しております。もう一つが、比企の地域郷土愛育成事業ということで、比企こどもまつりのほうに参加していただきました。その事業ごとに各町村のリーダーの方を決めていただいて、今年度は就職説明会のほうには嵐山町の職員がリーダーとなって実施しております。来年度以降なのですが、この3年が終わって、また新たな事業を今後考えて、県のほうでも考えていくということです。人口増というのがメインになると思うのですが、これから内容的なものは考えていくということでございます。

また、転入奨励の関係なのですが、3年間実施いたしまして、ある程度の実績は出て、今現在はまだ集計中ですが、出てきていると思います。今後どのようなサービスをしていくかということは、今後総合振興計画また総合戦略に、人口増や子育ての関係の項目があると思いますので、それを今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 防災訓練の時期的なものというお問合せなのですが、まだ何日何月というのはちょっとここでは言えないのですが、今回11月の下旬に決めさせていただいたのも、普通防災の日というと9月の1日、初めの日になるのですが、この頃、昔はそこでやったかもしれないのですが、今はちょっと暑くて、とてもその時期だとお年寄りとかにはつらいのかなというふうに考えますと、10月、11月初めというのが、町のお祭りや運動会やというようなものが土日ぎっしり入ってしまっていて、11月の下旬に決めさせていただいたこの日はB&Gの祝日で、休みでちょうど空いていたという。そうではないと、スポーツ、少年団とかの試合とかそういうのでいっぱい、たまたま空いていたという、やっそこ取れたという感じだったので、今ここで何日とは言えないのですが、また詰めていくとそういった感じになるのかなと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、元気アップのほうからお聞きをしますけれども、事業ごとの事業年度によって幹事、その事業内容によって主体的になるところが変わってくるのだと、そういうふうにお聞きしたところもあるのですけれども、そして事業については来年度は来年度で、一部は決まっているけれども、新たにまた違う事業もやっていくのだというふうに受け取りました。大切なのはこの比企の元気アップ、比企の自治体が共同で何かをやるということで、予算的には大した予算ではないから、そうそう大きなものはできないかなというふうに思うのですけれども、やっぱり今言った比企の地域に、嵐山町はまあまあ電車等も走っていて、そうそう人口減があるわけではないのですけれども、やはり交通網がしっかりしていないところというのは、本当に今減りが激しいですね。ですから、こういうものを比企自治体として全体で一つ何かを考えていくように、事業を考えるのではなくて、もう少しこの地域のものを、当然考えているのでしょうかけれども、全体的なアップを考えていただいたことが、されているようにはなかなか思えないのです。この事業をやります、かの事業をやりますということで、そんな感じに聞こえるものですから、全体的に大きなものを目標に、こういうものを目標に掲げていくというものも必要なのではないかなというふうに思うのですけれども、お考えを聞かせてください。

それと、子育て世帯の関係なのですからけれども、私聞いたのですけれども、3年間の予定だったからここで終わりにしてしまうのだということではないと思うのです、1つの事業を続けるということは。いろんな議会だより等々を見て、それで読者のあれを聞いて、見ていると、非常にやっぱり関心が高いのですよ。ああ、こういうサービスもあって、知らない人も随分いるのですけれども、この間もありました妊婦さんに対するこういう補助が、妊婦さんではなかった、あれは、ちょっとその関係のあれです。随分こういう事業があったのを知らなかったというようなことで、やはり子育ての関係については非常に関心が高いです。やはりこれはもう事実でございますので、やらないならやらないでも、それも一つの方針ですから構いませんけれども、やらない理由をもうちょっとはっきり、3年間で終わりにしてしまうのですからということでは、ちょっとうまくないかなというふうに思うので、ちょっとそこの点をもう一回お考えを聞かせてください。

それと、防災訓練のことについては了解しましたが、やはり雨で中止だったという

ことでありますので、なるべく雨が降らない時期というふうなことを狙うと、1月から2月ぐらいにかけてもいいのではないかなというふうに思いますので、ご検討いただいてもいいのではないかなというふうに思います。

最初の2問だけ質問でお願いいたします。

○佐久間孝光委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 元気アップでございますが、地域全体ということで、長島委員のおっしゃるとおりでございます。確かに事業は実施しておりますが、なかなか皆さんに伝わってこないところもあると思いますので、その辺のPR等をもう少しできるようにできればなと思っております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 転入奨励金に関してお答えを申し上げます。

やらない理由を明確にというご質問でございました。子育てに対しての事業というのは、例えばこの転入奨励金もそうですし、給食費の関係、あるいは医療費の関係、そういったことがいろいろ子育て施策としてはあるかと思います。本当であれば、そういったことが全てできればいいわけですが、そこにはやはり財源というのが伴いますので、その事業効果というのを考えながら事業の選択をしていくというようなことになろうかと思います。

副課長がお答え申し上げましたとおり、転入奨励金については一定の成果はあったろうというふうには考えられます。ただ、平成27年度だと思いましたが、嵐山に転入する方、あるいは転出する方のアンケートを町民課のほうで取っていただいたことがあったかと思います。本日、その資料を手持ちがございませんので、細かい数字は申し上げられないのですが、転出の一番の理由は仕事の関係であったと思います。勤め先等の関係で転出するという理由が多かったかと思います。それから、次が結婚であったと思います。この辺の理由によって、転出というのがほとんどを占めておりまして、転入も逆のことが言えるということです。

奨励金に関しては、一定の効果はあるかとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、子育て施策をやっていくには一時的な単体の施策ということでなくて、子どもが育っていく中で引き続きずっと援助していくというのでしょうか、支えていくというのでしょうか、社会全体で支えていくというのでしょうか、そういったことが求め

られているというような感じもいたしております。そういったことから、来年度については、転入奨励金については行わないという判断をしたところでございます。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 課長から明確なご答弁いただいてよかったなというふうに、質問してよかったなというふうな感じを持っていますが、ただ子育て世帯に対するいろんな援助というのか、補助というものは、いろいろあるかなというふうには思います。その中でも、これについてはやってほしい、こういうものについては、それはちょっと趣旨が違うのではないだろうか、いろいろありますよ、議員個人の中にもいろいろ考え方が。ただ、やっていたものをやめるということは、やはりその人が転入奨励金をいただいて何年か過ごす、その間にいろいろなものの効果を、この町に対するものを与えてくれるものはあるでしょうから、やはり切ったら切ってしまったで、そのときのあれを明確にさせていただいて、さらにこういうものもあるのだよと、そういうところを明確にさせていただくと、やはり入った人の目というか、そういう人を関心を持って、目を潰すようなあれというのは、ちょっと切ってしまうと、訪ねてきて、ああ、今年はないのですよというふうに言われたときの、その住民の方のあれというのは厳しいものがあるかなというふうに思いますので、そこのところをもう少し考えてほしいなというふうに思うのですが、いかがでしょうか、あったら。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今、長島委員がおっしゃったとおり、転入された方が町に貢献いただけるというのは、これはずっと住んでいただく限りそういうことがあるわけですから、それはそういう考え方は基本になればならないとは思っております。今回この補助金を来年度はやらないということは、一つの政治的な判断がございまして、この政治的判断をしたということを、ぜひご理解いただければというふうに考えております。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 まず、99ページの国勢調査の事業ですけれど、こちらは委員報酬が625万5,000円ということで、本当に今やる方が大変かなと思うのですけれども、何名の方を、何人にやってもらうのか、またどういう方にやっていただくのか教えていただきたいと思います。

それと、167ページの、先ほどから質問がございます地震ハザードマップの作成ですとか、防災計画ですとかあるのですが、先ほど教育長のほうから、今まで避難所運営などには校長が入っていなかったけれども、入るのだというお話ございました。やはり策定するに当たって、女性の目線というのは大変必要かなと思うのですが、そういう方のご意見なども聴取できるような体制は取っているのか、お伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○佐久間孝光委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 国勢調査の件につきまして、調査員は今予定しているのが98名でございます。この委員報酬のほうは、調査員と、あと指導員のほうを15名予定しておりますので、その費用が含まれております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 すみません、どんな方ということですが、一応各区の区長を通じまして推薦していただく予定でございます。

すみません、以上です。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 防災計画に女性の目線ということで、防災会議を開かせていただいて、その会議の中に女性の方がいらっしゃいます。また、パブリックコメントも当然取っていただければと考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 総合振興計画の策定業務なのですが、私がすごくこの間で疑問に思っていますのは、学校統合が進むとこれは総合振興計画を変更してからでないと、これはできなかったのではないかなと思うのですけれども、学校統合を公表していますよね、やるというふうな形で。それって、真逆のことをやっているのではないかなというふうに思っているのですけれども、そういうふうな視点というのを総合振興計画策定のときにやってから、こういうふうな形に持っていくべきものではなかったのか

なと思って、非常にやり方自体がトップダウンで、そしてそれに議員も全員、住民も従えみたいな形で今行われているというふうに考えているのですけれども、その考え方についてはどのように考え方を持ってきたのか伺いたいと思います。これ、1点目。

それと、統合型校務支援システム事業ですけれども、これは嵐山町の町内だけの同じシステムを使うということで……。

○佐久間孝光委員長 ちょっとページ数を言ってから、お願いいたします。

○渋谷登美子委員 69ページです。先ほどからやっていますけれども、あれですけれども、校務支援システムというのは、町内の学校だけの独自のシステムということで、校外のものとは全くやっていけないという形でいいのでしょうか。例えば私が、これはこういうふうなことがあっては困るなと思っていたので、健康状況とかそういったものが、全て別の管理者の中に入っていくというふうな、実際にでも漏れてしまったらそれでおしまいですよ、全部ね。一本になってしまう、学校が全てそれで一本になってしまうというのは、どうかなという点が1つと、もう一つ、問題ではなくてこれは逆に解決になるかなと思っているのは、高校等の、高校まで行かないのですよね。高校等の関係があったら、高校の不登校とかひきこもりとかいうものをある程度把握できるかなというふうな、今現在では把握できていないわけですから、そういった問題が解決できるかなという形で、これはちょっと面白いというか、なかなか課題の多いシステムではないかというふうに考えているのですけれども、その点についてどのような考え方があるのかということ。

それと、162、163、164、165なのですけれども、常備消防と非常備消防がありまして、災害時の連携について常備消防は完全に消防だけで、災害時に関してはどうも見ているとこの間で消防は出ていないな、常備消防は出ていないのだなというふうな感じがあったのですけれども、そこについて災害時の連携というのはどういうふうになっているのか、なっていくのか、伺いたいと思います。

それと、先ほどの99ページのことです。国勢調査のことです。防災会議は、女性が2人しか入っていませんよね。私、この前からこれはずっとやっていたのですけれども、防災会議に何で女性が2人なのだというふうに思っているのですけれども、防災会議は女性は何名というくくりがないですよ。そこのところをどういうふうにしていくのか伺いたいと思います。この問題、結構大きくて、避難所でのレイプとか結構あるのです。その点、どういうふうにしていくのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 青木副課長。

○青木正志地域支援課政策創生担当副課長 私のほうから、統合型の支援システムの件についてお答えさせていただきます。

こちら、今現在は各学校ごとで管理するシステムと、あと教員で共通的な事務のものはあると思うのですが、それは共有することができるシステムでございます。これに関して、嵐山は嵐山だけ、ほかの町村につながることはございません。また、小中学校のみでございますので、高校等のつながりというのは、現在のところはないと思われま

います。

○佐久間孝光委員長 賛田副課長。

○賛田秀男地域支援課人権・安全安心担当副課長 災害のときの消防署との連携ということなのですが、消防団につきましてはとても協力していただきまして、本部をロビーのところに置いて、警戒等をずっと一緒にやっていたいたのですが、署のほうでは何もしないかというわけではなくて、例えば何年か前にあったのですけれども、都幾川が増水して、そこに真ん中に車ごと置かれてしまった人がいて、それを助け出す、そういうのは消防署、もうプロですから、消防署の職員がやっていただくというような、もう人命に関わるようなことになると、消防団というわけではなく、消防署にお願いするのかなというふうに考えております。

あと、防災会議の女性のニーズなのですけれども、今後検討させていただければと思っております。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 総合振興計画と学校統合の関係についてご質問を頂きました。

総合振興計画の中には、学校統合についてあまり多く記載はありませんが、記載はあります。これに関しての記載は、総合振興計画の中にございます。当然今後新しい総振をつくっていくということになりますので、その中では学校統合等も考慮の中にかどうか、検討の中には入れて、総合振興計画をつくっていかなければいけないのかなというふうには考えております。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 総合振興計画の中で、学校統合が入っているというふうな部分は覚えていないのですけれども、これ学校統合というのは、今の学校統合の在り方という

のは、嵐山町を全く形を変えるものですよね。その学校統合の在り方について、書く、書かないという問題はとても大きなところで、私は第5次総合振興計画も反対していますので、いいのですけれども、学校統合に関してこれを書かないで、全てのことが全部変わっていくと思うのです。そここのところをある程度出さないで、第6次総合振興計画というのはあり得ないだろうというふうに思っているのです。今回に関しても、学校統合のことが総合振興計画を変えてからではないと、ここは学校統合の計画は出せなかったはずだというふうに思っているのです。だけれども、そういうことは平気でできるのだなというのが、今の嵐山町の行政の在り方だというふうに考えているのです。学校統合に関して、議会が承認していないのに、承認を一切なしでやっていける今の総合振興計画というか、まちづくりの在り方というのは問題があると思っていますが、その点については、町長、どのようにお考えになっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 答えをさせていただきます。

町の計画についてのご質問ですけれども、計画の優先性、どこが上位計画で、何がどうだというのはご承知のとおり状況でございます。そして、その計画の中で今いろんなものが一緒に動いているわけですが、教育の現場においては今人口減少というのが非常に影響をまろに受けてきている。そういう中で、嵐山町の中でも総合振興計画を動かす前に、学校を1つ増やすとか、体育館をどうするとかというのは、計画と一緒に進行した時期もありますけれども、そうでない時期もある。そういうような状況の中で、嵐山町も今いろんなものを総合的に勘案をする中で、学校統合というようなものも出てきて、その話が順調に進んでいる。それと同時に、総合振興計画も今年から作られるというのは、これは既定の事実になっておりますので、それらを併せて進めていくということだと思えます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私は、総合振興計画、学校統合というのは、かなり嵐山町の形を変えるものだというふうに思っているのです。全く地域のつくり方が違ってくる。そのことを、学校の子どもの問題として考えていくのか、地域全体として考えていくのかというのは、視点が全く違うと思うのです。町長は、そここのところでその視点を

持っていないで、学校統合を進めてきた、それで順調に進んでいるというふうにおっしゃっているわけなのだけれども、実際に順調に進んでいるのではなくて、どんどん出してしまって、先についてこいという感じではないですか。そして、こういった分は、私は今の、ここで質問してはいけないことなのかもしれないのだけれども、学校統合というのをどういうふうに、議会もそうですけれども、行政も考えていくか、これが全く違った形に……

○佐久間孝光委員長 渋谷委員に申し上げますけれども、予算に関してのことで、ちょっと限定をしていただきたいと思います。

○渋谷登美子委員 では、いいですよ。総括でやりますから。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑はないようですので、地域支援課に関する部分のご質疑を結びたいします。

ここで休憩といたします。午後の再開を1時30分といたします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時27分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、町民課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 まず最初に、29ページの個人カード再交付手数料とあるのですが、以前住基カードってあったと思うのですけれども、それとは違うものなのか。また、再交付という書き方をしているので、ちょっと教えていただきたいと思います。

それと、33ページにマイナンバーのことがいろいろ記載されてあるわけなのですが、来年度マイナンバーカードは何枚、何件を目標に嵐山町は交付を考えているのか、お伺いしたいと思います。

以上、2点です。

○佐久間孝光委員長 柳澤主席主査。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当主席主査 最初の個人番号カード再交付手数料についてお答えいたします。

こちらは、今写真付で進めています個人番号カードと、もう一つ通知カードというのがあったのですが、そういうカードをなくされて、もう一度作ってほしいという場合にかかる手数料になっています。住基カードとは違うものです。住基カードは、もう終わりになりますので。

それで、あともう一個が、個人番号カードの交付と、あと目標の枚数についてお答えいたします。今2月末現在で、嵐山町の令和元年度の交付枚数は661枚になりました、3月末では750枚を目標の見込みで取っております。それで、あと累計のほうは、今まで制度が始まって累計の交付枚数は2,899枚になっております。以上です。

それでは、来年度の目標についてお答えいたします。個人番号カードの交付計画が、国の交付計画にも基づきまして、町でも令和2年度は50%の交付率を目指してまして、年間では嵐山町では5,000枚程度の交付を見込んでおります。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 92、93ページの住基ネットワーク事業775万2,000円増えているわけですが、どういう理由なのか伺いたと思います。

それから、112、113、国民年金総務事業、時間外勤務手当、これ初めから時間外勤務手当をつけているわけですね。どうして時間内にできないということをつけているのか、伺いたと思います。

それから、年金受給者の平均的な受取金額というのは、年金額というのは分かるのでしょうか、併せて伺えればと思います。

それと、住基ネットワークのところでマイナンバー、これマイナンバーでいいのですよね。職員は、全員がマイナンバーカードになっているのですか。ちょっと伺いたと思います。

○佐久間孝光委員長 柳澤主席主査。

○柳澤純子町民課戸籍・住民担当主席主査 それでは、住基ネットワーク事業の金額のことでお答えいたします。

今回負担金、地方公共団体情報システム機構への負担金が増えている関係で、額が多くなっているのかと思いますけれども、令和2年度は国でもマイナンバーの発行枚数を今までとは倍の3,599万枚と想定していきまして、その事業費補助金をそれを想定して算出したため、昨年より増加した額になっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、まず初めに平均的な年金額についてお答えさせていただきます。

誠に申し訳ございませんが、平均的な年金額は、ちょっと年金事務所のほうに確認しないと把握できない状況となっておりますので、ここでは答弁できません。申し訳ございません。

続きまして、時間外勤務手当についてなのですが、時間外勤務手当、年金事業について昨年度の当初におきましては、ちょっと職員の人数の予測が立たなかったもので、多く出させていたideておりましたが、やはり忙しい時期等年金事務でもございますので、そういったときに対応できるように、あらかじめ準備させていただいたものでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私から町職員のマイナンバーカードの取得状況につきまして、お答えをさせていただきたいと存じます。

町のこれは正規職員でございますが、昨年の12月末時点の取得の状況でございますが、全体の15.3%の取得の状況となっております。この割合につきましては、嵐山町民の取得状況とほぼ同割合ということでございます。なお、過日課長会議を開催した際に、職員には早期の取得、こういったものを促すように、各課長には依頼をしたところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 住基ネットワーク、92、93ページの、これは地方公共団体情報システム機構負担金だと。ちょっとこれはどういうものなのですか。昨年もあったわけですが、中身ちょっと伺いたいと思います。

それから、112、113の年金なのですけれども、忙しいときに人数、確かにそうなのですけれども、それはどこの課でもそういうことが言えるのではないかなと思うのです。ただ、最初から時間外を見ているというのは不思議だなと思って、時間内にはもう絶対に終わらないということで見ているわけですね。それは、職員の人数が足りないということが一番の要因なのですか。ちょっとその辺、伺いたいと思います。

それから、マイナンバーなのですが、ちょっとニュースでもやっていたのですけれども、政府関係者、政府関係者って省庁に勤めている、ああいう人に、強制的にマイナンバーカードを作ってもらふのだということで、そういうことがいいことなのかって、本人にやっぱり任せるべきだと思うのです。マイナンバー、いろんなカードで、これ紛失したら財産失うことにもなりかねないでしょう。やはりそういうことを心配して、カードは作らないという人もいるわけですから、それを半強制的なことではあるというのはいかがなものかなと思うのですけれども、ちょっと考え方を伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、92、93ページの住基ネットワーク事業についてでございます。こちらの地方公共団体情報システム機構、J-LISですけれども、こちらに支払います負担金につきましては、マイナンバーカードの発行手数料などとして算出される額でございますが、毎年国のほうで算定をしまして、補助金として国のほうから頂いた額をJ-LISのほうにそっくりお支払いするというような形になっております。その算出額の根拠でございますが、来年度、令和2年度におきましては、マイナンバーカードの発行枚数を約3,600万枚として想定して算出した額、国予算としまして約755億6,000万円、この額を全国の人口と嵐山町の人口を対比しまして、案分した額を上限見込額として設定されております。その額を歳出におきまして、J-LISに支払います負担金として1,067万円を見込ませていただきました。その同額の補助金が、32、33ページにあります国庫支出金の社会保障・税番号制度カード交付事業補助金として、同額が頂ける予定になっております。

それと、マイナンバーカードを国家公務員、地方公務員に強制的に作ってもらふというようなお話でございましたが、これにつきましては強制ということではございませんが、できるだけ多くの公務員に令和元年度中にマイナンバーカードを作成してほ

しいという要望は、国あるいは県から出ております。もちろんカードを作ることはご本人の意思ですので、強制的に作らせていることではないと思います。ただし、マイナンバーカードでございますが、来年度、令和２年度末、令和３年３月から健康保険証としても使えるということで、そういった整備を始めておりますので、公務員につきましては、一般の住民の方が取得するときに混み合わないようになり、なるべく早く作成してほしいという依頼であったと思います。

そしてまた、マイナンバーのカードがなくなってしまったときに、いろいろな情報が漏れてしまって心配なのではないかということがございましたが、一応国のほうのパンフレットも配っておりますが、マイナンバー制度は個人情報を一元管理する仕組みではないので、情報が芋づる式で漏れることはないようになっております。行政でマイナンバーを使った情報連携を始めておりますが、アクセスできる人も、情報も限定されておまして、通信は全て暗号化されて、安全な方法で情報のやり取りをしておりますので、マイナンバーカードを紛失してしまったから、その個人の情報が漏れてしまうというようなおそれはないような仕組みとなっております。

それと、113ページの時間外勤務手当の関係で、失礼しました、マイナンバーの関係でもう一つ、職員の人数、職員は、町民課の戸籍住民担当の正規の職員と任期付職員と臨時職員で、マイナンバーのカードの発行、更新、またマイキーIDの設定などを支援しております。

続きまして、113ページの時間外勤務手当についてでございます。時間外勤務手当につきましては、平成30年の実績としまして国民年金の時間外勤務手当は5万3,367円ございました。その年は、たまたま職員が産休に入ったということで、時間外が多く発生した年でしたが、各業務におきまして突発的に時間外でやらざるを得ない状況は、どの事業にもあるかと思います。戸籍住民の仕事にも、国民健康保険の仕事にも、全て時間外勤務手当はその年にこのくらいは時間外が発生するのではないかという見込みを基に、相当額の時間外勤務手当を計上させていただいておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 時間外の件なのですが、これ町長か副町長に、突発的な仕事でできてしまって、それで時間外というのは、これは分かるのです。だけれども、これはもう

最初から時間外を取っているわけですから、突発ではなくても職員数が足りないのか、足りないのでしょうか、仕事量に比して職員数が足りないと思えないわけです。こういう予算の組み方というのは、やっぱりよろしくないと思うのですけれども、いかがですか。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 時間外勤務手当でございますけれども、予算書の217ページ、一般会計全体で本年度の数字1,857万3,000円。

〔「どこ」と言う人あり〕

○安藤 實副町長 給与費明細書の職員手当の内訳というところです。時間外勤務手当が1,857万3,000円。職員は、勤務時間が定められておりまして、今課長からお話ございましたけれども、時によっては勤務時間を超えて仕事をしなければならない、そういったことが想定をされるわけです。それは、各課、各費目に時間外勤務手当と計上してございまして、これが一番多いときは5,000万円も要った時期もございました。それを節約をしながら、限られた人数でなお節約をしながらやってきているわけですが、国民年金総務費では5万円というのを年間の必要な時間外勤務手当としてお願いをしているということでございまして、各課が年間、1年間の予算として計上する中で必要な額を見込んで予算計上をお願いしていると、こういうことでございまして、特に大きな、大きなといいましょうか、不必要な金額を計上しているわけではなくて、最低限必要なものを計上させていただいていると、こういうことでございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 マイナンバーカードの交付率を3年間で100%にするというのが国の目標なのですが、今年度は50%交付率で、目標にして5,000枚ということ为先ほど伺ったと思うのですが、これは具体的にはどのような形でそれをやっていくのか、これが一番私は問題だなと思っているのですけれども、これに関しては何も予算はついていないようではございますけれども、ほかにどのような形でやっていくのか。特に職員を140枚か、全部すると140枚ぐらいになるので、これは結構大きな問題だなと思っているのですけれども、その点について伺います。

○佐久間孝光委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、お答えいたします。

目標達成のためにどんなことをするのかということでございます。まずは、窓口及び広報での積極的な推進、まず窓口が分かりやすいように、ただいまのぼり旗を設置しております。また、毎月広報紙でお知らせし、国から頂いた啓発品などを嵐山まつりですとか成人式、あるいは図書館の映画上映、子育て広場等で啓発品を配りながらカードの推進をしております。また、一番大きいものが、次に無料でやっている顔写真の撮影、カードの申請において何がハードルが高いかというと、顔写真を撮ることが、結構皆さん面倒だということでございまして、また町なかで写真を撮りますと有料になります。それをただいま嵐山町では、一昨年、平成30年10月から顔写真を無料で撮影しておりまして、現在850人以上の方がこの写真撮影をご利用になっております。また、昨年の嵐山まつりでは出張申請サポートということで、初めての試みでしたので、50人程度の方が祭り会場で申請をしていかがしました。また、ふれあい交流センターの講座にもお伺いして、その講座を受講している方に申込みをしていただいたのが15人程度でございます。そのほかに、嵐山町社協に出向きまして、出張申請受付も行いました。

それと、本人限定郵便での受け取り、こういったことも始めました。これは、マイナンバーカードは受け取るときに本人確認をしまして、窓口を設置してありますタッチパネルで暗証番号を設定していただき、本人確認をよくしてお渡しするということになっておりますが、高齢者の方などが申請に来て、またもう一度取りに来るといのはなかなか煩わしい、大変だということで、申請時来庁方式といいまして、申請するときにご本人様確認を運転免許証などで、顔写真付のもの等でよく確認をさせていただき、職員のほうに暗証番号の設定をお任せいただく、自分で考えた暗証番号を職員に預けていただき、こちらで確実にその番号を入力して、セットしたマイナンバーカードを本人限定郵便にてご本人に送付するという方法も行っております。また、毎週行っております土曜開庁の時間におきまして、交付及び申請受付をするほか、平日における窓口延長も現在月1回行っておりまして、来年度以降この平日窓口延長につきましては、住民の方のご要望を見まして、回数を増やす予定でございます。また、今後は駅を利用する方へ啓発するために、デジタルサイネージでの啓発や、ふれあい交流センターや、各地区へ出向いての出張申請受付を積極的に行っていく予定であります。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 マイナンバーに関わる職員の具体的な勤務数というか、時間数、それから人数、どのぐらいになるのですか、これは。これは結構、これでかなりいろいろな仕事を抱えるなと思っているのですが、いかがですか。

○佐久間孝光委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

職員のマイナンバーカードに係る時間数でございますが、通常の業務の中でいいますと、大変割合的には多くなっております。時間的に何時間かといって数えていることはなかなかないのですけれども、職員の時間外勤務手当につきましては、マイナンバーカード交付事務に関わる補助金の対象になっております。令和2年度におきましては84万円の時間外を想定し、補助金の対象としております。また、臨時的任用の会計年度任用職員につきましても、事務費の補助対象となっておりますので、そちらの経費も、今回当初予算では財源充当をしておりますが、具体的に補助金の申請のときには、会計年度任用職員の報酬も補助金の算定に入れまして、会計年度任用職員のおよそ80%ぐらいの仕事割合をマイナンバー関係の仕事と見ております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 時間外手当に関しては、補正のどこら辺でやるのか分からないのですけれども、そして今の歳入のほうでいくと、これ交付事務補助金というのがそこに入っていくのですか。140万1,000円って、これはちょっと嵐山町の仕事としては非常に大きな、大きいというか、無駄な時間を割いているなと思うのですけれども、その中で職員定数の正規の者を割り当てていくわけですね。実際には課長や副課長なんかも、かなりこれに取られていると思うのですが、ご自分での感覚としてどの程度の業務量になっていると思われますか。

○佐久間孝光委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 お答えいたします。

渋谷委員さんのおっしゃるとおり、マイナンバーカードの事業が始まりまして、職員の負担は大変大きなものになっております。実際に今の町民課の戸籍住民の担当の職員で十分間に合っているかというと、どうかなと私自身も思うところもございます。

が、今までのところでは、今嵐山町で約16%の方がカードを持っております。そして、5年たちまして、カードの中に入っております証明書の更新時期になりまして、そういったカードの更新の人も出ておりますので、新規申請とカードの更新の方の窓口の対応で大変混雑するときもございます。ただ、常時混雑しているかという、波もございますので、本当に混んでいるときには番号札を出して、その番号札が、10番まである番号札が2巡ぐらいしてしまうぐらいな混雑のときもまれにございます。ですけれども、それが毎日毎日、どの時間帯もそうかという、そうでもないときもございますので、今後カードの交付率が50%また70、80、どんどん上がっていくにつれて、さらにマイナンバーに係る職員の負担というのは増してくるのではないかなと、そういった感覚は、私のほうでも持っております。

そうした中で、国のほうではその負担を減らすために、会計年度任用職員などの臨時的任用の職員につきましては補助対象とするので、そういった職員、会計年度任用職員を雇用するなりして正規職員を補って、マイナンバーカードを推進、またこの制度の維持をしていくようにということで、事業の推進をしております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑はないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 1時58分

再 開 午後 1時59分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、子育て支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

藤野委員。

○藤野和美委員 では、まず120ページです。児童手当・特例給付支給事業が、今年度

で約1,092万減額されておりますけれども、この根拠をお願いしたいと思います。

それから2点目ですが、128ページ、母子保健事業。これも286万1,000円減額されております。この根拠をお願いします。

それから、その下ですけれども、妊婦健康診査事業。これも114万5,000円減額されていると。この根拠をお聞きしたいと思います。

それから、130ページ。これも母子衛生総務事業、これは215万2,000円。これも減額されております。この辺の根拠をお願いしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

120ページの、児童手当の減額なのですけれども、児童手当の該当者が約60人ほど少なくなりまして、減額となる予定になっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

まず、128ページ、母子保健事業の減額であります。こちらに関しましては、今年度県の補助事業がありまして、その部分の印刷製本費が次年度はありませんので、その部分の減額となっております。

続きまして、妊婦健康診査事業、こちらに関しましては、妊婦数の減少に伴った部分の減額でございます。

続きまして、130ページの母子衛生総務事業でございます。こちらに関しましては、今年度勤務しております嘱託職員が、新年度は会計年度職員に移行する関係がありまして、その関係で勤務体系等の見直しを図った結果、減額となっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、妊婦健康診査事業です。これ、何人ぐらい減っているあれですか。人数的にはどうなのでしょう。

○佐久間孝光委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それでは、お答えいたします。

実際積算を少し多めに見ておるのですが、実際は出生が妊婦数とほぼイコールにな

りますので、80ぐらいとなっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 今度は総務事業のほうなのですが……

○佐久間孝光委員長 すみません。一応全部言っていただくような形になるのですけれども。

○藤野和美委員 ああ、そうですか。

○佐久間孝光委員長 はい。ですから、先ほど妊婦関係が再質問として出されたので、その件に関してはもう一回質問できるのですけれども、ほかのものに関しては、基本的には質問できないような形になるのですけれども。

〔「今回は、いいのではないのですか」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 そんな形で。

○藤野和美委員 そうですか。では、分かりました。

○佐久間孝光委員長 はい、すみません。よろしくお願いいたします。

ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点だけです。117ページ、学童保育所事業なのですけれども。若干の増額はあるのですけれども、令和2年の4月から、嵐山町の学童の教室の状況というのは、どういうふうな予想というか想定されるのでしょうか。

以上です。

○佐久間孝光委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 お答えいたします。

学童保育の定員なのですけれども、菅谷のひまわりが60人、ひまわり第2が40人、てんとう虫が60名、七郷の子どもの森が40名で、定員としましては町全体で200名となっております。申込みが来まして、入室者を選定させていただきまして、見込みとしましては、ひまわりが62名、ひまわり第2が46名、てんとう虫が60名、子どもの森が42名で入室をする予定になっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 議会のほうにも、お預けになっているお母さん方からの陳情というの

も出ておりまして、それで私たちが今まで認識していた感覚ですと、そんなに学童での待機というようものはあまりなかったというように伺っているわけなのです。それで、どここのところにそういったような、陳情までお父さんやお母さんから出てくるような形になってしまったかということなのですけれども、やはりある程度今の学童保育というのは、5年生、6年生含めて全員が希望すれば入れるというような決まりというか、制度にもなっているわけです。そういうような中であって、今恐らく200人の定員も少しオーバーしているような総合計になっていますけれども、5年生、6年生あたりがやっぱりそういった今までお預けしてあった中で待機というか、そこからはじかれていったというようなことも聞いていますけれども、その辺については何らかの、やっぱり11月とか希望するような段階もあったわけだろうから、そういう意味ではこの定員枠というのは、なかなか条例で決まっていることなのでしょうけれども、この辺についての、令和2年に対しての予算の中では、担当課としては何らかの方策のようなものは準備できないものなのですか。

○佐久間孝光委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

令和2年の当初予算の編成が10月、11月に始まったわけでした、ここ何年かの増加の傾向を見させていただいて、実は平成29年から比べると、5、6年生の申込みは3倍ぐらい多くなっているのです。ここに来て急に増えているということもございまして、令和2年の当初予算のときには、そこまでは増えるという予想はしていませんでしたので、何とか今年度程度の5、6年生の申込みであれば、受け入れられるのではないかというふうに考えておりました。それで、当初予算ではこう組んだわけですが、今回その申込みが終わって、実際の数を確認をさせていただきましたら、先ほど副課長のほうからお話ししたとおり大分申込みが多かったと。その申込みが多かったのは、やっぱり5、6年生が非常に増えていたということもありまして、今回については5、6年生について何人かの方が保留になったというのが、ちょっと現状でございましたが、今後についてはここまで増えましたので、どういうふうにか今後の対応は当然町としては考えていくというのは思っているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、今3倍に増えてきた5、6年生というのは、今までにそ

この学童に行っていなかったけれども、ちょっと頼みたいよというような形の新しいいわゆる制度を使いたいというようなニーズも相当あったのですか。その辺、どのようなのでしょうかね。

○佐久間孝光委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

ほとんど今までですと、4年生の夏ぐらいには割と退室をなさる方が多かったのですね。それが、ですからそのまま引き続き5年生になっても続けるという方が増えてきたと。実はこれが、指定管理者制度が始まった30年からだんだん増えてきていまして、そういうこともあって、ちょっと今年度、指定管理者になって2年目なのですけども、また増えるということもありまして、入所の判定も含めてちょっと今年度の申込みでは検討させていただいたという経緯がございます。ですから、今いる4年生が退室をせずに、高学年になっても預けたいという希望が、そのまま増えてきているというのが現状でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 今のページ、学童保育の116、17の、この72万増えている内容を伺いたいと思います。

それから、その下のこども医療費なのですが、これ昨年から乳児の分とこども医療費の分と、ごっちゃにしている金額なのですけども。それぞれ幾らを見込んでいるのか伺いたいと思います。

次のページの、家でも学校でもない、第三……今、利用者というのは何人だか、差し支えなかったら伺いたいと思います。

それから、次の120、121、子どものための教育・保育給付事業。大きく増えているのですけれども、理由を伺いたいと思います。

それを伺いたいのと、保育園のおむつやごみなどは、保育園で処分しているのかね。ちょっとその状況を伺いたいのと、学童保育のごみなどは今はどうしているのか。保護者に持ち帰らせているのか、伺いたいと思います。

それから、虐待が、今ちょうど栗原心愛ちゃんの件が、ニュースに昨日もなっていましたけれども、嵐山町ではそういう面での大きな虐待というのはない。小さなのはあるのですか。ちょっとその対応はどこにお金がかかっているのか伺いたいと思います。

それと、保育園の待機児童数を伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 それではお答えいたします。

117ページの学童保育室の増額ですけれども、こちらにつきましては学童保育室の指定管理料が増額になったのですけれども、この増額の理由につきましては消費税が8%から10%になったため2%分の増額と、あと学童保育室の職員の人件費のベースアップ分が増額となったため、72万の増額となっております。

次の下のこども医療費の関係なのですけれども、乳幼児が1,806万円、こども医療が2,946万8,000円となりまして、平成31年度と同額となっております。

続きまして、少し飛びますが、121ページの子どものための教育・保育給付事業の増額なのですけれども、認可保育所に預けている児童が25人増えたのと、あと幼児教育無償化になりまして、認可外保育室などに通っているお子さんの分も扶助費として払うことになりましたので、その分が増額となっております。

それから、保育所のおむつのごみの処分につきましては、嵐山町内にある、たいよう保育所というところはおむつは事業所のほうで処分しているのですけれども、それ以外の保育所につきましては、保護者の方にお持ち帰りをしてもらって、処分をしてもらっています。それから、学童のごみにつきましては、事業所になりますので、学童のほうで処分をしてもらっています。

以上です。

〔「待機児童」と言う人あり〕

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 すみません、漏れていました。

待機児童につきましては、令和2年の4月1日現在見込みでは、待機児童はおりません。

以上です。

○佐久間孝光委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうからは118ページ、119ページの第三の居場所の児童数の件と、虐待の予算についてどうなっているのかという、これについてお答えをさせていただきます。

まず、118、119ページの第三の居場所の児童なのですけれども、ここは子ども家庭支援センターということで令和1年、今年度から始まりまして、一時預かりもするの

ですが、今の施設の利用の仕方が、支援の必要なお子さん、集団の中でちょっとコミュニケーションが苦手ですとか、あとは家庭でちゃんと生活習慣が身につかないお子さんですとか、そういったお子さんを今教室という形でお預かりをして、トレーニングをするという形で利用しています。コミュニケーション教室と、学習支援教室と、あと生活支援教室。この3つのカリキュラムでお子さんたちを見ているというのが今の現状です。今全ての小学校を対象にさせてもらっています。11名ほど来ていらっしゃると思います。

ただ、そういった意味でコミュニケーションが不得意なお子さんもいますので、全部11人全てを同じ日というのはなくて、何人か少人数で安心して子どもさんたちがその教室ができるような形で今運用しています。以上でございます。

次に、虐待の予算でございますが、これ実は児童福祉の予算というのは、虐待の特化した予算はありません。ただ、要保護児童対策地域協議会というのの調整機関ということで、児童福祉で子育て支援課になっていますので、そういった会議がございまして、その中で要保護児童に該当するお子さんを支援をしているということはしております。

ただ、その虐待予防というのがやっぱり一番肝腎でございますから、そういった意味では母子保健のほうの、妊娠したときからもう、今年度は子育て世代包括支援センターで、妊娠届が来るときからもう既にヒアリングをして、そういったお母さんの状況を確認させてもらって支援をしたり、もしくは子ども家庭支援センターができましたので、就学後のお子さんについてはそういったところで相談を受けたり、必要な家庭については当然関係機関と連携をして支援をしていくというような対応を取っておりますので、具体的にこの予算がこれということはございません。ただ、職員は当然そういった業務に当たっているというところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか、分かりました。

保育園が、おむつ等のごみは保護者なのですか。民間ですのではなかなか間違えからどうのというのは難しいのかなとは思いますが、東松山は市立の分が東松山市のほうで回収するということになっているのですか。ちょっとご存じだったら伺いたいと思いますけれども。

それで、虐待の件はなるほどそういうことで、昨年も同じようなちょっと質問はさせていただいておりますけれども、予算の面ではちょっと聞かなかったなと思ったので、お聞きしたのですけれども、きちんとこれが見られる人が、なかなか職員の皆さんも忙しいわけですから、ちょっと見たぐらいで分かるといったら、もう相当ひどいわけですので、身体的な面ではちょっと腕をまくとか、足を見るとか、背中を見るとか、そういうのであざがあれば、ちょっと予想しなくてはならないし、まだそれは予想できるのですけれども、心理的な面での、こっちがもっと厄介なわけですので、その辺が分かる先生というのは今嵐山ではいるのか、いないのか、ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私の方からお答えさせていただきます。

まず、保育所、おむつの件なのですけれども、嵐山町の場合は園のほうで保護者の方お持ち帰りということになっています。都内のほうとか、そういうまちに行きますと、園のほうで処理というところも聞きますが、ちょっとこの話を聞くのですけれども、都内のほうですと、電車で保育園に預けに行って、帰りにおむつを持って電車に乗って帰るというようなこともあるので、そういったところについては、やっぱり保育園のほうで処理をできないかということで、やっているということもお聞きします。嵐山町の場合も、そういうお話を保育園のほうから聞くこともございます。保護者の方から、園のほうで何とかできないのかということもありますけれども、嵐山町の場合は、マイカーでというのもありますので、保護者の方にご協力していただいて処分をお願いをしてと。また、保護者の方によっては、どのくらいの量のおしっこが出たとかそういったものが知りたいから、持って帰りたいという方もいらっしゃるのです。そういった意味でいろんな状況がありますので、嵐山町は今のところは保育園のほうでの処理ではなくて、保護者の方をお願いをしているということでございます。ただ、ニーズがないわけではないというのは承知をしております。

次に、虐待の件ですけれども、基本的には虐待通報があつて行くしか発見のしようはないです、重たい場合は。ですから、先ほどもお話ししましたがけれども、事前に見つけて、早めの対応を取るというのが一番でございます。虐待をするのは誰かといいますと、やっぱり親御さんなのです。子どもが小さいお子さんだったりする場合には、当然小さいお子さん、言葉をしゃべれませんから、虐待されていると分かりません。

ですので、子育て世代包括支援センターでまず妊娠のときから、親御さんたちのそういった精神状態とかそういったものを丁寧に聞き取りをして、もうそこからケアに入っていくというのを今年度から始めたわけです。そういった面で、なるべくそういった虐待をしないような環境につくっていききたいというのが基本的な考えです。

ただ、なった場合、通報があった場合に、当然児童福祉の担当の職員が行きますので、緊急の場合には当然児相にも連絡をして同行をしてもらったりということもございます。あざ、傷がある場合には当然もう、もっと前から通常ありますから、それをいかに早く発見するかだと思っています。虐待の予防というのは。なので、今年度からそういったことでもう妊娠したときから、そういったお母さんたちの状況を見ながらやっておりますので、そういったところの仕組みをしっかりと運営していくというのが大事だと思っています。

以上です。

○佐久間孝光委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 まずは、25ページの科目設定なのですけども、子ども家庭支援センター一時預かり利用料。こちらは、例えばふれあい交流センターで予防接種するから見ていますとかになるのか、ちょっとこの内容について伺いたいと思います。

それと、41ページの子育て世代包括支援センター運営のための経費に対して137万1,000円。これは職員の費用になるのか、ちょっとこの補助金の内容をお伺いしたいと思います。活用方法。

そして、119ページの子ども・子育て支援事業の92万3,000円が減額されているわけですけども、こちらの内容をお伺いしたいです。

あともう一つ、すみません。嵐山町においての多胎児の出生数。もし分かれば、多胎児。

○佐久間孝光委員長 菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長 私のほうから119ページの子ども・子育て支援事業の92万3,000円の減額につきまして、お答えさせていただきます。

平成31年度の予算では、委託料の中に発達支援等巡回訪問事業というのが入っております、そちらの事業が令和2年度につきましては、128、129ページの衛生費の地域療育事業のほうに移りましたので、92万3,000円の減額となっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それではお答えいたします。

40ページ、41ページですか、埼玉県利用者支援事業補助金の部分です。こちらに関しては、利用者支援事業という形で主な内容は、うちのほうの母子保健コーディネーターという形で保健師が1名、それから看護師が1名、合計2名が母子保健コーディネーターという形で嘱託で働いていただいているのですが、主にセンターの中で妊娠届が出たときからの面談、聞き取り、先ほど課長のほうからお話しさせていただいたのですが、その聞き取りの部分が最初のコンタクトの部分、その部分が今最も重要であると考えていますので、そこでもうたっぷり、ゆっくり時間をかけて面談をしておりますが、その部分の人件費の部分が主な経費という形になります。その部分の補助金でございます。

○佐久間孝光委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうからは、25ページのセンターの利用料の科目設定についてお答えをいたします。

この第三の居場所、子ども家庭支援センターについては、児童の一時預かりもできるということで、条例で設置をさせていただきました。ですけれども、今のところ先ほどもお話をしましたが、児童の預かりということではなくて、そういった支援の必要なお子さんたちを、そのお子さんたちの状況によって教室を開いて、トレーニングをするということでやっていますので、今利用料はいただいていないというところでございます。

それともう一つ、多胎児の出生なのですけれども、ここはちょっと、実際の数字としては把握を今しておりませんので、ちょっとお答えができません。申し訳ございません。

○佐久間孝光委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 41ページの、先ほどの母子保健のコーディネーターの件ですけれども、これは包括支援センターに來れない人とかがいた場合には、出張とかもなさっていたりするのでしょうか。

○佐久間孝光委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 お答えいたします。

基本的に、妊娠届の場合はほぼ100%、直接来ていただいておりますので、その後

の支援ということに関しましては、訪問ももちろんございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 118の119の第三の居場所事業なのですが、会計年度任用職員が報酬が773万8,000円、職員手当が期末手当として109万7,000円、共済費が143万円で、具体的に何名の方が仕事していらっしゃるって、多分来年度でošimaiですよ。今11人という利用者という形なのですけども、どう考えたらいいのかなというふうに思っているのですが、あそこは本来地域的なものも開放するとか、いろいろあったわけですよ。現実的には何か見ていると、あまり活用されていないのではないかなというふうな話もあって、私は、「いや、外に出かけているのではないかなと思うんだけど」というふうには言っているのですけれども、具体的な利用状況が分からなくて、それで2年度でošimaiですから、その次の人を、実際のこれだけの金額を支出しなくてはいけないので、どのような形になっているのかなというのが見えないので、ちょっとこの職員数と、具体的にどのようなふうにしていくか、そして令和2年度、どのような形で活用していくのか伺います。

○佐久間孝光委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 お答えいたします。

子ども家庭支援センターということで、B&Gの助成金をもらって3年間は運営費がいただけるわけですけども、何で今年と来年、渋谷委員さんがおっしゃるとおり来年が最後の年度になります。今年度が初めてスタートいたしまして、手探り状態で本当いろんな模索をしながら始めたわけですけども、一番は子ども家庭支援センター、B&Gさんのは貧困世帯の支援ということでありましたが、日本財団は貧困世帯の支援なのですけども、B&Gさんはその地域、地域での支援のやり方でいいですよということで助成金をいただいています。嵐山町の場合には、子ども数も少ないので、その支援の必要なお子さん、家庭についても支援をしていこうということで、センターを今運営しております。ですので、ただお子さんを預かるだけではなくて、保護者の相談もあそこで受けています。

先ほどもお話ししましたがけれども、11人というお子さんについては当然保護者の方から相談があって、お子さんの状態を見ながら、ではこのお子さんについてはどうい

ったことをここのセンターで対応したらば改善できるかなと。センターだけではなくて、お母さんに対して、お子さんに対してこういった対応をしていくと改善ができるのではないですかという相談も含めて、センターではいろんな支援を行っています。

また、児童福祉の当然施設ですから、要対協、要保護児童対策地域協議会で扱っているお子さんについても、あのセンターで支援をしていくということも実際には行っております。基本的には就学後、小中学校に行っているお子さんや家庭のそういった支援も、あのセンターで担っている部分があります。ただ単にあのセンターでお子さんを預かるだけではなくて、そういった広い意味で、子どもさんとその家庭を支援をしているというふうに今運営をしています。

実際の運営ですけれども、今11人のお子さんについては、通常の学校がやっているときについては、放課後。毎日ではないのですけれども、放課後、週2日から3日、あのセンターでそういった、そのお子さんに合ったそういった対応の仕方をさせていただいて、トレーニングをしている。長期休みについては、朝から。これは毎日ではないのですけれども、朝から週二、三日の決められた日で、そういったカリキュラムをやっているというようなことを今やっています。大分そういった、低学年ですから、やっぱりいろんなコミュニケーションの仕方をしていくと変わっていきますので、そういった面で長い目でやっぱりそういった少人数でしっかり手厚い対応をしていくということを行っています。逆に言ったら、学童に行っているお子さんも、そのセンターに来ているお子さんもいらっしゃいます。学童がなじまなくて、やっぱり何日間か行ってトレーニングをして、また学童に戻っていくというお子さんもいます。いろんなやり方で、センターでそのお子さんだったり家庭を支援していくというのを行っています。

今の支援員の数なのですけれども、今条例上は主席の支援員と主任の支援員、あと通常の支援員が2名。今4名体制というのを考えています。ただ、長期休みになりますと、そういった11名のお子さんたちが朝から来ますので、その4名では厳しい部分もございますので、ボランティアの方が2名、3名来る日もございます。そういった意味では、これ以上の人間が増えてくると、子どもさんの対応としてはやっぱりそういったちょっと支援が必要なお子さんですから、なるべく1対1、もしくは1対2ぐらいの少人数でケアする対応をしていきたいというような形で今やっていますので、今の人数体制でもう一年、令和2年を対応させていただければと思っています。

それと、それとは別に体験活動といって町内の、出ていっていろんな体験をすることもあります。お茶摘み体験ですとか芋掘りですとか、いろんなそういった活動も、親御さんも一緒に来ていただいてやるという活動もしています。主にはそういった活動を今年度やってきました。来年度も、引き続きそういった活動をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 11人の体制で、今お話を聞くと、中学生は今利用者としてなくて、小学生が中心で、そしてコミュニケーションと学習支援と生活支援を中心にした、そこでやっているということなのですが、これをもう一年続けると。同じようにやっばり利用者はピックアップしていくとか、学校から上がってきた方を出して行って、そして1年間やってみて、次年度、だから令和3年も、これを続けていくという形になると思うのですけれども、そういうふうな見通しは、どの程度次年度ですか、令和2年度でつくれるのか、伺いたいと思うのですけれども。

○佐久間孝光委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開時間を2時50分といたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時47分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

前田子育て支援課長の答弁からです。お願いします。

○前田宗利子育て支援課長 今後の見通しということでよろしいでしょうか。

実は、今お話しさせていただきましたけれども、子ども家庭総合支援センターというのが今国で設置の促進を言われているのです。大きな都市部については、既にもうこの子ども家庭総合支援センターというのは設置をされているのです。内容は、先ほど私がちょっとお話をしましたけれども、今嵐山町だと子ども家庭支援センターに似たような内容の支援を行っていく施設なのです。今補助金が、嵐山町ぐらいの規模ですと、大体年間400万ぐらいの事業費の補助が出てくるということでございます。ただ、これは今設置を促進で国が言っていますので、額的には多分徐々に上がっていくのだらうと思っています。ちょっと記憶が定かではないですが、2023年頃までには各

自治体で設置をするようにというような通知が厚労省から出されているところでございますので、子育て世代包括支援センターもそういったことで設置の義務化をされて設置をしたわけですが、同じようにこの子ども家庭総合支援センターというのを各町村で設置をするようにということは言われ始めましたので、そういったところでその事業に合うような、今のB&Gからの助成が終わった場合には、そういった事業にも対応できるようなことも考えているところでございます。支援の内容についてもですが、そういった財政面でもそういったものを活用できればというふうには考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長　ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員　128、129から、そのページから2点お伺いいたします。

最初に、母子健康保健の事業なのですが、妊産婦の外出支援のタクシーの事業を毎年ちょっと注意して見ているのですが、昨年に比べて予算額が大幅に少なくなってしまうましたが、今年度の利用者がそう多くなかったのかどうか。そこら辺のところを聞かせてください。

そして、その下の不妊治療の関係ですが、これも議会だより等々作っていると、読者の声の中から画期的な事業だということで、よその町村あんまりやっていないのでしょうか、助かっていますというふうな、いわゆる高額の治療費というか、あれがかかるのです。前田さんところにも行って聞いたことがありますけれども、29年度が800万で、昨年度が500万で、新年度が50万に下がってしまっているのですけれども、これも利用した人にとすると非常に高額の、今言ったようにあれなので、助かっていますというあれがあるのですが、そうそう希望する人が少ないということなのでしょうか。同じ予算で来ているわけですから、あれですが、現状今年度の予算組みについて、お聞きをしたいと思います。

○佐久間孝光委員長　根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長　それではお答えいたします。

まず、妊産婦外出支援タクシーの関係でございますが、こちらは実際利用率につきましては現在5%を切っております。ただし、どうしても車がない、足がないという妊婦さんもいらっしゃいますので、その部分については残しながら、減額という形で

させていただいております。

次に、不妊治療の関係でございます。これは現在、今年度、今日時点で検査のほう
が5件です。治療のほうで4件の申請が今年度出ております。予算につきましては一
番最初、1年目のときにはまだ一体何件ぐらいの申請があるのだろうという形で、ま
だよく見通せなかった部分がございますので、その部分で若干多かったのかなと。2
年目以降につきましては、大体実績に合わせて予算取りを、積算をさせていただいて
いるというような状況になっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 質問させていただきますが、妊産婦の外出支援のタクシーというのは
やっぱり車を持っていない人はもちろんですけども、いざというときに、妊娠して
いて、最後には出産するわけですから、その過程において度合いが高まってくるわけ
ですよね。そういうときに非常に助かるって、そういうふうな登録をされていて、助か
るというふうなことを聞いています。ですけども、自分で運転する方が、どこまで
運転できるか分からないわけですから、最後には世話になるということで、なるべく
利用したほうが、私なんかはいいかなというふうに思うのです。だから、そういう点
からいって実際今言ったように、車を自分で持っている人は、もうこれからはずっと
利用する必要がないのだろうということではなくて、やはり啓発的なものが、最後
にはご自分で運転できなくなるときが当然出てくるわけですから、よくあれを見てい
ただいて、利用していただくような啓発というのも必要なのではないかなというふう
に思うのです。そこら辺のところの啓発の関係をどういうふうにしているのかお聞きを
したいというふうに思います。

それと、不妊治療の関係でございますけれども、件数等も今お聞きをしました。当
初、一番最初は29年ですか、そのときは80万の予算づけをした。分からないからとい
うふうなことだったと、そういう説明だったのではないかなというふうに思います。
それが実績に合わせて、50万、50万ということなので。要望をしている人については、
申請があればほぼ満額というか、出せる補助の満額は出せるということでよろしいの
でしょうか。その確認だけお願いします。

○佐久間孝光委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それではお答えいたします。

まず、妊産婦外出支援タクシーの啓発の関係でございます。こちらに関しては、まず妊娠届が出たときに、一番最初に母子保健コーディネーターのほうで面談、聞き取りをさせていただくのですが、その中でこの有効性というのですか、緊急時のときには、たとえ車を持っていても自分で運転できない場合もあると。急に陣痛が来たときなど、そういったこともありますので、なるべく、結構中にはいいよ、車持っているから要らないですという妊婦さんもいらっしゃるのですけれども、いざというときの保険という意味もあるので、申請をお勧めしますという形で、大体の方には申請はしていただいているのです。主な啓発という形では、その妊娠届のときに母子保健コーディネーターのほうから詳しくお話をさせていただいているという形になります。

次に、不妊治療の関係です。希望した額が満額、全部可能かどうかというお話なのですが、条件を満たしておれば、その治療に関しては県のほうで、まず治療の部分での助成が満額だと30万なのです。県のほうで30万の補助を受けた方について、その上乘せ分として10万円、町で助成をさせていただいています。不妊治療の場合は、一般的に50万ぐらいかかると言われていますので、大体の方、今までの方はほぼ100%、満額の10万円は助成させていただいております。ということは、県の30万と町の10万を合わせると40万の助成になります。50万円のうちの40万円は、県と町で助成させていただくという形になっております。検査費につきましては、上限が2万円です。町の単独事業ですので、これについては検査についてはほとんどの方が大体4万円とか5万円とかかかっておりますので、これも100%の方が満額の2万円という形で助成させていただいております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

山田委員。

○山田良秋委員 予算書の116、117ページに関してです。

学童保育室事業関係ですけれども、確認ただ1点です。先ほど青柳委員の質問に対しまして、前田課長さんのほうのご答弁の中に、5、6年生、急に3倍となった。5、6年生保留って、今後の対応は町として考えると宣言されましたけれども、そう受け取りました。この今後というのは、結構抽象的な言葉なので、4月に該当するのか、あるいは将来的になるのかという、どっちのことなのか。

○佐久間孝光委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長　お答えいたします。

当初予算では、当然今の体制でということでお話をさせていただきました。今回の保留になっている人数、かなりのお子さんいらっしゃいます。ただ、4月からすぐということとは難しいかなというふうには考えています。児童福祉だけではなくて、学校教育のほうとも連携しながらいい方法はないかということで、今検討しているところでございます。要望につきましても、いろいろ拝見をさせていただいていますが、長期休みが一番困るのではないかなという意見も中にはありましたので、そういった意味ではなるべく早い段階で何とか対応したいというような考えはございますが、遅くとも長期休みまでには何とかしたいというような考えであります。

以上です。

○佐久間孝光委員長　山田委員。

○山田良秋委員　いろんな状況もあると思うのですが、ぜひとも具体的に早めに対応をお願いしたいと思います。

○佐久間孝光委員長　ほかに。

　　狹守委員。

○狹守勝義委員　私からは1つだけです。118ページ、119ページです。その一番上の（6）番のひとり親家庭等医療費給付事業ということなのですが。現在嵐山町ではひとり親家庭というのはどのくらいいらっしゃるのか。今回多少なりとも増額の予算になっていますが、要するに今年度のこの給付の実績と、それで増えた理由というようなものをお聞かせいただければというふうに思います。

　　よろしくお願ひいたします。

○佐久間孝光委員長　菅原副課長。

○菅原広子子育て支援課児童福祉担当副課長　それではお答えいたします。

ひとり親家庭なのですが、平成31年度は154人でした。令和2年度につきましては、見込みとしまして155人ですので、1人増えたということで、1人分の増加になります。

以上です。

○佐久間孝光委員長　ほかに。

　　大野委員。

○大野敏行委員　32ページ、33ページの衛生費国庫補助金の疾病予防対策事業費等補助

金249万5,000円。緊急風疹抗体検査ということなのですから、対象となる年齢といますか、男性なのか女性なのか、それと人数と。それをちょっと教えていただきたいと思います。

○佐久間孝光委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それではお答えいたします。

風疹の追加的対策ということで、これが今年度から3か年計画という形で、段階的に行うということになっておるのですが、まず1年目、今年度は、国の示された昭和47年4月から昭和54年4月1日生まれの方が、本年度の助成クーポン券の発送対象になっておるのですが、こちらに関しては嵐山町では約900人の方に発送いたしました。次年度は、新年度に関しましては残りの部分、国としては次年度は41年の4月2日から47年4月1日生まれの男性に関して発送してくださいよということで通知が来ているのですが、残りの部分でその年齢層の中で一番年上の部分、昭和37年4月2日から41年の4月1日生まれ、この年齢層の方についても一緒に発送する分には構いません。要は3年間で3段階に分けて発送するのではなくて、2年で発送してしまって構わないということです。嵐山町としては来年度は残りの部分を全部発送したいと考えております。残りは約1,300ぐらいになると積算しております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 大野委員。

○大野敏行委員 働き盛りの年代で、お勤めしている男性が結構多いと思うのですが、なかなか受けないのです、この年頃の人たち。特に積極的に受けていただけるような算段は、その発送のご案内の中に組み込んであるとか、そんなことはされているのでしょうか。

○佐久間孝光委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 それではお答えいたします。

今年度に郵送させていただいた900人、今年度の対象者の中で実際現段階で、1月の末現在のデータなのですが、15%なのです。抗体検査を受けられた方が。その対策という形では、先日今年度対象の方でまだ抗体検査を受けられていない方に、勧奨はがきを発送させていただきました。その効果もあって、ここ何日かは問合せがありまして、なくされた方の場合には再発行もできますということで入れさせていただいたので、再発行の問合せが多く来ております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 大野委員。

○大野敏行委員 会社勤めしている人が多いということで、例えば東京に勤めていても、都心の病院でもどこの病院でも受けられれば受けてもらってくださいというようなことの奨励みたいなものもされているのかしら。

○佐久間孝光委員長 根岸副課長。

○根岸隆行子育て支援課母子保健担当副課長 お答えいたします。

病院については、ほぼ全国の病院で受けられるような形になっているのですが、町内以外の医療機関に関しましては、厚生労働省のホームページに全て一覧が、県ごとに出版しているのですが、そちらで参照もできますよということを、クーポン券の発送の際にその案内文を入れさせていただいています。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑がないようですので、子育て支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 3時09分

再 開 午後 3時10分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本日最後の審査は、健康いきいき課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

藤野委員。

○藤野和美委員 では、私のほうから104ページの、1つは重度心身障害者医療費支給事業が今年度263万4,000円減額されておりますけれども、それについて根拠をお願いしたいと思います。

2点目は、14番、障害者生活支援事業の中で、これは総額は155万7,000円減額され

ておりますけれども、その中の扶助費の中で地域生活支援事業が380万という金額なのです。これは、前年度は621万7,000円という金額が予算に入っていたのですけれども、この減額についてどういうことかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それではお答えいたします。

重度心身障害者医療費減額の理由でございますが、登録人数、10月時点で見ますと30年度、419名でございましたが、31年度の10月時点では394人と、25名の減員と人数が少なくなっているというところで、今年度の令和元年度の医療費の推移を見込みまして、実績を勘案しまして、2年度の予算に計上させていただいたというところでございます。

続きまして、障害者生活支援事業の扶助費でございます。扶助費につきましては、昨年の3月いっぱいまで町内の生活サポート事業所がおやめになった関係で、新たな町単独の事業としまして障害者等タクシー利用料助成事業ということで、生活サポート分の減額分を令和元年度はそちらに250万円ということで充当しておった事業でございましたが、現在のところ実績が多く出てございませぬので、その分の、令和元年8月からこの制度始まっていますが、8月からの利用状況を鑑みまして、障害者等タクシーの金額を扶助費の中に計上しまして、結果としては減額という形になってございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 では、そうしますと要するに生活サポート事業費、補助金が前々年は775万9,000円あったのが500万減額されたと。その代わりに、この地域生活支援事業で621万7,000円つけたと。そしたら、今年度はその後の実績がないということで、こういう金額になったという説明だったと思うのですけれども、いずれにしてもこれは外出支援というか生活サポート全体が、こちら非常に緊急な課題になっているわけなのですが、これはそれを告知というか、使うような形のお勧めというか、そういうあれは行き届いてはいるのでしょうか、利用者に対して。

○佐久間孝光委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 お答えいたします。

生活サポート事業あるいはタクシー事業、こちらにつきましては新たに手帳を取られた方等につきましては窓口で手帳を交付させていただいております。タクシーにつきましては、重度心身障害者福祉タクシーという事業と、先ほど申し上げました障害者等タクシーの2種類がございまして、こちらにつきましてはそれぞれ対象の手帳の等級等が違います。生活サポート事業につきましては、手帳に関係なく障害の手帳等をお持ちの方が対象となっておりまして、特にタクシー関係につきましては、前年度登録をしていらっしゃる方につきましては、毎年度末、3月の25日過ぎぐらいに、対象者に対しまして通知、ご案内をするとともに、4月号広報等でも周知は図っているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 はい。ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 同じページの、11番、介護給付・訓練等給付事業が1,000万円も伸びているのですけれども、昨年も伸びていたわけですが、どういう、使いやすいような内容になったから、これは伸びてきているのですか。ちょっと伸びた内容を伺いたいと思います。

それから、ただいまの14番の障害者生活支援事業、扶助費の在宅重度心身障害者手当、これ今何人いるのですか。それと、手当の内容をちょっと伺いたいと思います。

それから、126、127、がん検診の事業が83万7,000円減っているのですけれども、高齢者が増えているということを考えますと、がんにはなりやすいわけですので、これ減っていいのかなと思うと、いかがなのでしょう、ちょっと伺いたいと思います。

それから、これ前質問しておりますけれども、この新年度の中で磁器ループ、加齢性でも何でもいいのですけれども、難聴者に対しての社会参加の中で、高齢者が社会参加しやすいという。ぜひヒアリングループ、磁器ループ、そういう設置がもう求められると。先日、吉見町議会、中部資源の最後を見届けようと思って、私も傍聴に行ったのですが、議会でイヤホンを貸してくれるのですよ。そのイヤホンは、どこからか電波で飛ぶのか、ヒアリングループだか分からないのですけれども、難聴の方も非常によく聞こえるということを話していました。課長も、前に川島町がもう磁器ループを扱っているということですから、嵐山町ももうそういう時代に入っているわけですから、これはそのお金がこの中にはないのではないかなと思うのですけれど

も、あるのか、ないのかだけ、ちょっと確認をしたいと思います。

○佐久間孝光委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 それではお答えします。

介護給付費の関係でございます。こちらにつきまして、今年度増加している主な要因としましては、居宅介護支援、ホームヘルプ事業です。障害をお持ちの方のホームヘルプの利用者が、身体介護分で約280万4,000円ほど、また家事援助分、こちらで138万5,000円ほど増加してございます。そのほか施設入所費でございますが、令和元年度中に2名の方が障害者施設のほうに入所が決まりまして、現在利用しているところでございますが、その方の分の増分としまして、789万ほど増加になってございます。介護給付、このサービスが使いやすくなったというようなご質問だったかと思いますが、サービスが使いやすくなったというよりは、そういった方が、これまで家庭で見てきた方が見られなくなってきたりとか、そういう方が特に居宅介護については増えてきている現状が見受けられると、担当課では考えてございます。

それから、在宅手当につきましては、昨年の10月現在で162名の方を対象としてございまして、その方の令和2年の12か月分という形の金額を計上したものでございます。1か月当たり5,000円という形でございます。対象の方につきましては、身体障害者手帳の1級、2級の重度の方及び知的障害者手帳のマルA、Aの方、それから精神障害者手帳1級の方を対象とした手当でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 萩原副課長。

○萩原政則健康いきいき課健康管理担当副課長 126ページ、127ページのがん検診等事業で83万7,000円減額についてのご質問についてお答えします。

川口委員さん指摘のとおり、こちらの減額は委託料、がん検診委託料の減額に伴うものでございます。この積算ですけれども、令和元年度の人数については、新年度予算を作成するときに確定していませんでしたので、30年度及び途中までの令和元年度の人数を基に積算をさせていただきました。平成30年度の決算額が1,107万円でした。そういうところも考慮しまして、1,120万円で令和2年度はお願いしたいということで、予算組みをさせていただきました。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 私からは、磁器ループの予算についてお答えいたします。

磁器ループの予算につきましては、令和2年度の予算には計上しておりません。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 104、105ページの介護給付・訓練等の関係なのですが、家庭で見られなくなったので、こちらの制度を利用するということで年々増えてきていると。分かりました。

それから、126、127、がん検診の関係なのですが、1,107万円、平成30年度の決算が。そこから、実績から見て減らしたということであったわけです。そうすると、このがん検診を受けるという人が、どうしても予定していた人数に達していないということでしょうか。達していれば、ここが減ることはないでしょうから。何が障害になって達していないのか、もし聞いている範囲であれば、伺いたいと思います。

磁器ループについては、ちょっとこれ総括でやりたいと思いますので。分かりました。

○佐久間孝光委員長 萩原副課長。

○萩原政則健康いきいき課健康管理担当副課長 お答えします。

受診率が下がったということはございません。考えられるのは、人口減少に伴いその受ける分母が減ったということで、全体的な金額が落ちているというふうに理解しております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 人口減少は確かに続いていますけれども、一番多いときから2,000人ぐらい減っているのかな。その影響はあるのだということなのですか。でも、一年一年で見れば、100人程度の減少幅ですよ。そうなのかなというのが、分かりました。いいです。それだけなのかなという感じがします。分かりました。いいです。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 先ほど川口さんが質問したのと同じになるのかもしれないのだけれども、102ページと103ページで、障害認定事務事業負担金というのがありますよね。

現在で、身体障害と療育手帳と精神障害の手帳を持っている方というのは、どのくらいいらっしゃるのですか、それぞれ。

○佐久間孝光委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 お答えします。

平成31年3月末現在、毎年度末で統計を取ってございますが、身体障害者手帳の所持者は554名、それから知的障害者、療育手帳です。療育手帳の所持者は151名、それから精神保健福祉手帳をお持ちの方は127名となっております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そのうちの障害認定で実際に介護の申請を受ける方はどのくらいいらっしゃるのですか。

○佐久間孝光委員長 太田副課長。

○太田直人健康いきいき課社会福祉担当副課長 失礼しました。

30年度の状況でございますが、いわゆる介護と同様で、障害のほうにつきましても障害支援区分、1から6まで区分がございますが、区分を取っていらっしゃる方は43名いらっしゃいます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑がないようですので、健康いきいき課に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○佐久間孝光委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 3時30分)

予算特別委員会

3月11日（水）午前9時30分開議

議題1 「議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

1 番	小 林	智 委員	2 番	山 田	良 秋 委員
3 番	狹 守	勝 義 委員	4 番	藤 野	和 美 委員
5 番	大 野	敏 行 委員	6 番	畠 山	美 幸 委員
7 番	長 島	邦 夫 委員	8 番	青 柳	賢 治 委員
9 番	川 口	浩 史 委員	1 0 番	松 本	美 子 委員
1 1 番	渋谷	登美子 委員	1 2 番	佐久間	孝 光 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一 人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	菅 原 浩 行
主 席 主 査	新 井 浩 二

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副 町	長
青 木	務	参事兼総務課長
山 下	次 男	長寿生きがい課長
藤 永	恵 子	長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長
簾 藤	久 史	長寿生きがい課包括支援担当副課長
内 田	恒 雄	環 境 課 長
千 野	政 昭	環境課環境担当副課長
柳 下	和 之	技 監
杉 田	哲 男	農政課長（農業委員会事務局長兼）
安 藤	浩 敬	農政課農業振興担当副課長
藤 永	政 昭	企 業 支 援 課 長

中	村	寧	企業支援課商工・観光担当副課長
小	輪	一 哉	企業支援課企業誘致推進室長
伊	藤	恵 一 郎	まちづくり整備課長
久	保	雄 一	まちづくり整備課副課長
杉	田	齊	まちづくり整備課道路新設担当調整幹
長	尾	武 士	まちづくり整備課維持・管理担当主席主査（区画整理担当兼）
安	在	知 大	まちづくり整備課開発担当主席主査
山	下	隆 志	上下水道課長
深	澤	清 之	上下水道課副参事
藤	原	実	上下水道課水道管理担当副課長
今	井	良 樹	上下水道課下水道担当副課長
永	島	宣 幸	教 育 長
村	上	伸 二	教育委員会事務局長
金	子	美 都	教育委員会事務局教育総務担当次長
溝	上	智 恵 子	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
西	川	光 治	教育委員会事務局教育総務担当指導主事
平		博 之	教育委員会事務局学校給食センター所長
田	中	恵 子	教育委員会事務局嵐山幼稚園長
清	水	聡 行	教育委員会事務局生涯学習担当次長
植	木	弘	教育委員会事務局交流センター所長
川	上	力	教育委員会事務局交流センター副所長
田	畑	修	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長
吉	川	壮 司	教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館主席主査
金	子	政 己	農業委員会事務局次長

◎開議の宣告

○佐久間孝光委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立をいたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時26分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第17号の質疑

○佐久間孝光委員長 議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に健康いきいき課に関する部分までの質疑が終了しております。本日は、長寿生きがい課に関する部分の質疑から行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

藤野委員。

○藤野和美委員 まず私は、110ページの高齢者外出支援事業についてお尋ねします。

今年度805万7,000円という予算でありますけれども、これは再三皆さんおっしゃるとおり、どんどん需要が増えてきておりますので、前年比に52万8,000円とプラスなのですが、これは何人ぐらいの想定というかをしているのか、お尋ねしたいと思います。

2点目は、112ページ、介護保険料利用料助成事業、これは467万3,000円とついておりますけれども、これは前年に対して109万7,000円減額がされています。前年が577万、その前の年度が、ちょっとこれ数字が定かではないのですが、800万以上あつ

たと思うのですけれども、これは年々減らされていると。これも需要がどんどん増えているはずなのですが、これを減額しているという根拠というか、お考えをお聞きたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 では、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、第1番目の高齢者外出支援事業につきまして何人で見込まれているかというご質問ですけれども、対象見込人数が1,754人中、免許証をお持ちの方ですとか施設に入所されている方、障害のタクシーの助成券の該当の方などを除きまして789名として見込んでおります。以上です。

続きまして、2番目の利用料助成につきましてですけれども、こちらは昨年度利用の負担率のほうの改正をさせていただいておりまして、保険料段階で申し上げますと、1段階の方が今年度の7月の介護サービス利用分までについては、保険料段階の1段階の方が30%、2段階と3段階の方につきましては10%ということで見させていただいていたのですけれども、その負担率を変更いたしまして、1段階の方が15%、2段階、3段階の方が5%ということで改正をさせていただいております。その関係で減額になっております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、高齢者外出支援事業についてお尋ね、再質問しますけれども、これは需要が増えていく可能性が当然あると思うのですが、増えてきた場合には補正なり何なり充当していくと、この金額で全て可とするということではないのでしょうか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

こちらのタクシーの助成事業につきましては、当然見込みといいましょうか、今年度の今の状況とか、それとかを見込んで来年度の見込みをしてございます。今年度から年齢も75歳から65歳に引上げをしてございまして、そんなこともございまして増えてきているというような状況でございます。また、来年度につきましても、当然そう

いったことで、また増えるということが予想されますが、当初予算では当面取りあえずといいたいでしょうか、この額を計上させていただきまして、当然その足りない見込みになった場合には補正予算で対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 111ページの高齢者外出支援タクシーの件なのですが、3月の広報紙に今年度の受付を3月30日から開始しますよという紙面が入っていました。こちら対象者が、町内に住所を有し、運転免許証を所有しない65歳以上の方と書いてあるのですが、ホームページを確認しますと、対象者の中には重度心身障害者、そして障害者等ということで記載がございます。私もいつだか一般質問させていただきましたが、今福祉タクシーが町内になくなってしまいまして、障害者の方が今1枚730円の初乗り分の券が36枚という形で配布はされていると思うのですが、それプラスこちらも活用できるというふうに読み取ってよろしいのか、何かホームページには一応対象者にはそこに入っていたのですが、確認したいと思います。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

こちらの高齢者の外出支援タクシー事業につきましては、確かに今まで福祉タクシーのほうをもらえる権利といいたいでしょうか、そういった該当される方についてはこれを外していたわけなのですが、来年度からその辺を、そういった方が、障害者の方が選べるような形を取らせていただきまして、こっちの高齢者のほうがいいということで、そういった希望があれば、こちらを出して障害者のほうを出さないというような形でちょっと改正をさせていただいて、ホームページのほうはまだちょっと改正がといいたいでしょうか、なっていないということなので、大変申し訳ございませんが、来年度からの考えとしますと、そういうふうなことで考えているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○佐久間孝光委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そういうことで確認、分かりましたけれども、枚数のほうはやはり48枚ということで、障害者の方もその枚数で変わりはない。だから、65歳の対象者の方と

同じで、選べることにはしてくれたというのはよかったなと思いますけれども、私も前そういうふうに質問したと思いますし、あとは場合によってはガソリン代を出しているところもありますよという質問もさせていただいたと思うのですが、今回はそれは、まあ、それは健康いきいき課になってしまうからいいです。では、選べるということになったということで、枚数も48枚使えるということで再度確認いたします。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

当然ですが、こちらのほうの高齢者のほうの助成のほうを選んでいただくというか、それを希望された場合には、同じように48枚のタクシー券の交付ということでさせていただくということでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 110、111の高齢者外出支援タクシーで、先ほど課長が取りあえずこういう予算でやりましたということで、私も失言が多いほうですから、一々言葉尻を捉えるつもりはないのですが、ただ取りあえずではまずいので、しっかり精査してこういう予算組みましたということでない、そうすると予算案を組むために、本当はもっと需要はあるのだけれども、予算取っておかなければならないのだけれども、予算組む上でこれしか取れなかったのだと、ちょっと本根のところを伺いたいなと思っているのですけれども。

それから、高齢者運転免許証自主返納なのですが、これが削減になっているわけです。最近のニュースで、去年の自主返納者が増えたと。何十万だったかね、嵐山町でもきっと増えているのではないかなって思うのです。それなのに減らしてしまっているのかなというふうに思うのですけれども、どういうことでこれ減らしたのか伺いたいと思います。

それから、第8期の介護保険、総務事業、新年度はもう計画つくっていかなくてはならないのですが、今の状況でいきますと保険料は上がっていくような感じなのですか。感じて結構ですので、伺いたいと思います。

それから、一番下の介護保険の繰り出し事業、結構増えていると思うのですが、一般会計からの繰入れをどんどんしていかないと現状では追いつかないという

ことなのでしょう、伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長 長寿生きがい担当副課長 では、お答えさせていただきます。

2 番目のご質問の自主返納事業についてですけれども、減額をしている理由ということで、今年度の2月末までの実績なのですが、自主返納された方が58名いらっしゃいまして、周知等はしているのですけれども、今年度の予算ほど計上させていただかなくても大丈夫かと見積りをさせていただいて、29万8,000円ということで計上させていただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうから3点ばかりお答えをさせていただきます。

まず、110ページの高齢者外出支援事業の関係でございますが、先ほど私のほうを取りあえずというような感じで説明させていただきましたが、確かにそういった表現というのはまずかったのかなということでございまして、申し訳ございませんでした。

この予算を組んだ理由としましては、一般会計でございますので、長寿生きがい課に関するだけの金額ということではなくて、総額の予算の中で考えなくてはならないというような部分もございます。そういったこともございまして、この金額ということでの計上をさせていただいているというものでございます。

それから、同じページの第8期の計画につきましてでございますけれども、保険料はどうなるのかということでございます。いろいろ特会のほうでも、いろんな補正とかいろいろ取らせていただいておりますが、今の現状ですと年々給付費のほう伸びている状況でございます。したがって、第8期のそういった給付費につきましても、まだ伸びていくのではないかなというふうに見込まれるわけでございますので、今のままの保険料では当然ちょっと賄えなくなるのかなということでございまして、どのぐらいの引上げかなというのはまだ分かりませんが、第8期では当然引上げをちょっとさせていただかなくては介護保険の会計の運営が難しくなってくるのではないかなというふうを考えてございますので、今の段階ではその程度のことしかちょっと申し上げられませんが、保険料はちょっと値上げをさせていただくような状況になるかなというふうを考えてございます。

それから、最後の110ページの一番下の特別会計への繰出金でございます。今申し上げましたとおりに、介護特会のほうの給付費のほうが伸びている状況でございますので、来年度の予算につきましてもちょっと増額の予算を組まさせていただきます。それで、この繰出金につきましても、そういった法定の国県、町分の負担分というものがございまして、そちらのほうが増えてくれば、こちらの繰出金のほうも増えてくるということでございますので、来年度この2,930万3,000円増額となっているというものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 1点だけ、高齢者運転免許証の自主返納の件なのですが、この58人というのは嵐山では増えてはいないのですか。この前、ニュースで数日前に言っていたほど本町ではそんなに増えていないので削っても大丈夫だという判断をしたわけですか。ちょっと増えているのか増えてはいないのかということを確認したいと思うのですけれども。

○佐久間孝光委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えをいたします。

先ほど今年の2月末で申請をされた方が58人とお答えさせていただいたのですが、平成30年度の申請者が54人でいらっしゃいましたので、若干増えてはいる状況でございます。ただ、自主返納のほうのタクシー券を申請されると同時に、高齢者の外出支援のタクシー券のほうも申請をしていただくことができますので、割と自主返納のタクシー券を利用をそんなにされなくても、高齢者の外出支援タクシーの助成券のほうを利用されていて足りていらっしゃるという方がとても多いとは感じております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 ちょっと仕組み上なのですけれども、自主返納した人が高齢者支援タクシーのほうを申請すれば、もうそのまま受けられるという仕組みになっているのですか。こっちで当面やるのかなと思ったのですけれども、ちょっとそのことを伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

自主返納のタクシー券の対象者の方が、年齢が70歳以上で運転免許証を警察に返納されてから6か月未満の方ということで行っておりまして、役場のほうにこの申請をされた場合に、同時に高齢者外出支援タクシー券のほうの条件も満たすことになりまして、希望がある方は両方申請をしていただくことができます。ほとんどの方が両方申請をされている状況でございます。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 ちょっと補足をさせていただきますと、こちらの返納の事業のほうは特別な事業といいましょうか、返納したとき1回だけの支給になりますので、それと今言った高齢者事業という、高齢者事業は年齢のほうで該当になりますから、返納したときはタクシー券を両方を申請することができるということになっています。返納のほうは、その申請をしたときから有効期限が1年間使えるのですけれども、高齢者のほうはその年度だけなので、だから多少その申請した時期によって有効期限が違いますので、その辺で今言ったように返納のほうではなくて高齢者のほうで使っていったら、足りなくなったらこっちで使ったほうが良いというようなこともありますので、その辺のところは利用者の使い方になってくるのですけれども、そういったこともあって、それほどの伸びといいましょうか、ないような状況もございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 108ページと109ページの高齢者就業促進事業なのですが、年々多分年齢が高くなっていると思うのですが、シルバー人材センター登録の年齢の数と、年齢と、毎年どのぐらいずつ登録されているか。請負量としては、どのような形になっているのか伺います。

社会保険に直接関わっている方も、どのくらいシルバー人材センターで仕事として入ってくるのか。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、お答えをさせていただきます。

シルバー人材センターの年齢ですとか人数の状況でございます。ちょっと古くて申し訳ないのですが、31年の3月31日現在ということでお答えをさせていただきます。

そのときの会員数は252人です。30年に入会をされた方が30名いらっしゃいます。退会をされた方が28名、すみません、これは30年の4月1日、今の合計人数は30年の4月1日が252名です。それで、その年に入会された方が30名で、退会される方が28名、31年3月31日現在では254名というような状況になってございます。構成ですけれども、年齢別ですけれども、一番多い年代といいたしましょうか、それが70歳から74歳の方が79人で、割合としますと31.1%……失礼しました、すみません。今のは2番目です、一番多いのは75歳から79歳で83人で32.68%、続いて先ほど申し上げました70から74歳が79人で31.1%、続いて65歳から69歳が63人で24.8%、そのような状況で、あとは80歳以上ですとか64歳以下の方もいらっしゃいますが、そのような状況になってございます。

請負と派遣の関係ですか、それにつきましては請負のほうの金額、件数にしますと、受注件数が30年度は858件で、金額的に申しますと1億4,644万264円でございます。それから、派遣の事業ですけれども、こちらにつきましては9件で、その就業の延べ人員としますと2,975人で、契約金額としますと1,758万2,307円ということの状況になってございます。派遣のほうで、そういった保険のほうのあれになりますので、2,975人の方が、延べですけれども、そういった方の保険対応になっていくというようなことでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 派遣の方は、大体200万以内ぐらいで就労されているという感じですか。請負の方は、1人の所得というのはどのぐらいになってくるのか伺いたいと思うのですが、やっぱり75歳から79歳の方も仕事としては必要というふうな感じであると思うのですが、どの程度の。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

請負の方の1人当たりの所得といいたしましょうか、そういったことにつきましてはちょっとこちらのほうでも把握していないのですが、請負のほうだと配分金というような形で、会員の方にお支払いがされるのかなというふうに思っています。これは、今ちょっと先ほど申し上げました件数で契約金額でちょっとやってみますと、1件当たりの件数が17万676円になるのですが、それが1人かということ、その辺もちよ

っと分からないものですから、大変申し訳ないのですが、1人当たりの所得というのはちょっと今は把握をしていないということで申し訳ございません。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません、昨日税務課のほうで、所得が個人所得が増えているというふうな形で話があって、それは高齢になった方でも働いている方が増えているので、給与所得が増えているという形になると、1人の、派遣の方が9件で、こういうふうな形で所得が増えている形になると思うのですが、シルバーで請負の方というのは配当金になるから、それは所得にはならないという形になってくるのかなと思うのですけれども、どうなのですか。

1人当たり17万が増えているということだったら、年間ですよ、1人当たり年間17万が増えているとすると、一月当たりでは1万円ちょっとぐらいになるかなと思うのですが、大体そのくらいの仕事量という形で考えていいのでしょうか。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 答えさせていただきます。

税の関係なのですけれども、その配分金等も雑収入ということで所得として見るというようなことでございますので、それが全部増えたかというのと、そうでなくて今まで働いていれば多少の額は入っていたと思いますので、一概にその人が増えたということにはなかなかならないのかな、ふだん毎年毎年頂いていて、そのぐらいの仕事はされてきているのかなと思いますので、今言われましたように給与所得ですとかそういうのは定年とかが延びてきたりとか、60歳過ぎても当然まだ働いている方いらっしゃいますので、そういった意味での増えはあるのかもしんないですけれども、こちらのほうのシルバーのほうでは、新たに入ればその分は配分金ですか、そういうことになりますけれども、今までやっていた人については、それほど増えているというような状況にはなっていないのかなというふうには思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、すみません、2件ほど質問をさせていただきます。

まず、老人クラブ連合会の関係なのですけれども、109ページになります。こちらにつきましては、団体数が大分減ってきているというか、存続するのが難しいという

ようなお話も聞いておりますけれども、現状についてお伺いをし、まずは来年度にはどのような対策を組んで、お一人でも多くの方が元気で老人クラブのほうに入って活躍ができるような体制を取るのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、高齢者の外出タクシーなのですけれども、111ページになりますが、65歳以上が今該当ということになっておりますけれども、65歳の乗り物に乗らない方、車も運転できない方、こちらにつきましては金額的にも552万8,000円ほど増えておりますけれども、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。65歳の方。

それから、113ページの介護保険の利用料の助成金で、先ほど藤野委員さん等が質問もなさいましたけれども、109万7,000円ほど減額になっておりますが、こちらにつきましては段階に応じて利用料の助成をするということですので、私反対に増えていくのかなと思ったら109万7,000円ほど減っていますけれども、この減額理由についてお尋ねをさせていただきます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えさせていただきます。

1 番目の老人クラブの関係ですけれども、団体数は昨年度と変わらず17団体となっておりまして、会員数を申し上げますと、平成31年4月現在で597人でして、平成30年の4月現在が628人ということでしたので、31人減っているような状況となっております。来年度の対策ということですが、いろいろスポーツの大会等を行う予定ということで伺っておりまして、ゲートボールですとかグラウンドゴルフ、それから輪投げ大会ですとか町民体育祭のほうの出場ですとか、あとは研修等に行って高齢者の方が元気で活躍できるような計画を立てているということでも伺っております。

続きまして、2 番目のご質問の高齢者外出支援事業についてですけれども、先ほど対象者の見込人数ということでご質問いただいた際に、789人で見ておりますとお答えさせていただいたのですが、こちらの人数が、すみません、対象見込みの人数で、申請者の予想の率を掛けた人数を申し上げたのですけれども、65歳以上の方で申し上げますと5,915人いらっしゃいます。そのうち免許証をお持ちの方ですとか、施設入所の方ですとか、障害のタクシーの助成券の該当になる方等を除きまして1,754人になるのですが、その1,754人に申請の見込みの率を45%で見させていただいているのですけれども、掛けさせていただいて、789名ということで積算のほうはさせていた

だいております。失礼いたしました。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 私のほうからは、利用料助成の関係、減の理由をご説明させていただきたいと思います。

先ほど藤野委員のほうからもご質問がございました。こちらにつきましては、先ほど副課長が答弁をさせていただきましたが、今年度から保険料段階で1段階の方、それが助成率が30%から15%に引下げをさせていただきました。それから、保険料段階2段階、3段階の方が助成率10%から5%に引下げをさせていただきました。今年度につきましては、当初からということではなくて、8月のサービスの利用分からそういった引下げをさせていただいておりますので、約半分の減ということで見込んでおりました。来年度、令和2年度につきましては、それが丸々1年分の減というような形になりますので、さらにまた減の見込みということでございまして、109万7,000円の減額の見込みということで計上させていただいたというものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

狹守委員。

○狹守勝義委員 私からは1つだけ、108、109ページの(5)番の在宅高齢者等日常生活支援事業についてなのですが、これは独り暮らしや寝たきり等の高齢者がということなのですが、嵐山町では独り暮らしの高齢者の方がどのくらいいらっしゃるって、そして何人の方がこれを利用されているのか、それを伺いたいと思うのですが。

○佐久間孝光委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

毎年6月に民生委員さんのほうで社会調査を行っておりまして、その調査結果なのですが、令和元年度の状況ですが、嵐山町全体で65歳以上の独り暮らしの高齢者は678人でございます。すみません、独り暮らしで、そのうちの緊急通常システムの設置者なのですが、月によって違うのですが、大体毎月、今現在で55名で、55名から60名ぐらいの毎月の推移をしております。

○佐久間孝光委員長 よろしいですか。

狹守委員。

○狹守勝義委員 この事業を利用している方は、独り暮らしの中で何人ぐらいの方がいらっしゃるのですか。

○佐久間孝光委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 失礼しました。

緊急通報システムを利用できる方なのですが、独り暮らしの高齢者で町内に住民登録があり、在宅で居住する65歳以上の方になっておりまして、かつその方が緊急を要するような、心臓とかそういった持病をお持ちの方が対象になっております。

以上です。

〔「人数を聞いています」と言う人あり〕

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 すみません、先ほど人数のほうは申し上げたのですが、55名から60名ぐらいの毎月の、今現在が55名です。施設入所とかで月によっては変わりますが、55名から60名の毎月の推移になっております。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

すみません、藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 在宅高齢者等日常生活支援事業の中で、ほかにも行っている事業がございますので、利用状況等をお答えさせていただきます。

まず、12節の寝具洗濯乾燥消毒サービス事業ですけれども、こちらは今年度につきましては利用されている方はいらっしゃいません。18節の訪問理美容サービス事業者補助金ですけれども、こちらは3名の方が利用されております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑がないようですので、長寿生きがい課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時12分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 122、123ページの空き家関係なのですが、協議会をこれ多分新年度はないと見ているのでしょうか。それから次のページで、利活用モデル事業も廃止をしたということで、空き家関係は今後どういうふうにしていくのかなと。管理事業が維持されていますけれども、ちょっとその方向性を新年度どうされていくのか伺いたしたいと思います。

それから、(13)の地域猫、猫はどのような活動をしたことに補助金を出すのか伺いたしたいと思います。

それから、その下のポイ捨ての関係なのですが、巡回業務委託料というのがありますけれども、これ月何回ぐらい見回りをするのか伺いたしたいと思います。

次の134、135ページの一番下のごみ収集運搬248万6,000円、これは消費税の関係なのかなって、この前も消費税の関係で上がったというのがありましたから。それだけで上がったのかどうか伺いたしたいと思います。

それから、160、161ページの都市下水路なのですが、これ減っているのです。水質の問題、ちょっとまた戻ってやりますか。大腸菌の関係は、こんなに減らしてしまっで対応できるのかどうか伺いたしたいと思います。川島川の件です。

それから、134、135で水質の関係。これは水質、騒音、悪臭、セイメイファームの件が一番だと思うのですが、川島川の件も、この水質に入っているのか伺いたしたいと思います。

それで、高齢者のごみ出しが困難な方が全国的にはたくさんいるわけです。嵐山町は、その対策として何かされているのか伺いたしたいと思います。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、私のほうから空き家関係について答弁をさせていただきます。

まず、協議会の予算の件でございますが、協議会については来年度、協議会を開くという方向に具体的になる時期というのは明確になっていない、そういったことも含

めまして、この協議会だけでなく各種審議会で定期的に関く予定がないものについては科目設定という形の、令和２年度の科目設定という形の予算の計上の仕方を取っておるという状況でございます。

それから、利活用につきましては、令和元年度でモデル事業、こちらのほうが実施されるという運びで今進んでおります。そのモデル事業で使う空き家の改修のほうを今進めて、３月の後半にはある程度の改修を行って、事業としましては社会福祉協議会のほうが行っていく、社会福祉協議会のほうが地域の団体を支援して行っていくというような形で、集いの場所を運営するような形で、来年度のちょっと時期のほうははっきりしておりませんが、それに向けた準備ということで、モデル事業の補助金を活用して令和元年度に改修を行っているということで、あくまでもモデル事業を元年度行ってということで、その予算については２年度は減額しているという状況でございます。

また、今後どういう方向にということでございますけれども、空き家につきましては一般質問の中でも一部答弁させていただいておりますが、今後まだ増えていくことが予想されます。空き家の増加の予防対策、それから利活用、そして不適切な管理状態の空き家の対応という、これらの空き家対策というのをどんどん進めていかなければ、やはり地域の住環境に及ぼす影響というのも大きいですし、さらに空き家が流通することによって経済効果というものにつながっていく可能性も考えられます。こういったものについては積極的に取り組んでいくというような姿勢で今後も進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、自分のほうからは、まずは猫のほうからご説明させていただきます。

地域猫の補助金の補助対象経費といたしましては、猫の捕獲費、それから不妊去勢費、病院搬送費、それから治療費、それからトイレ、施設整備費等、あとすみません、地域猫活動啓発費、それから保険費、捨て猫防止対策費、子猫の保護に係る経費と、こういった９つの項目に対して補助金を支出しております。

続きまして、ポイ捨ての巡回の回数でございますけれども、週に２回巡回をして、週２回、２時間程度巡回、禁煙等強化区域の中を巡回しております。

それから、ごみ収集運搬の予算増の理由ですけれども、消費税というよりは設計単価の関係で、作業員、運転手のやはり人件費が上がっていると、単純にごみ資源収集運搬の関係で1ブロック、2ブロックで分かれているわけなのですけれども、その各ブロックとも月当たりになると10万円ぐらい単価が、単価というか経費が上がっていますので、それで単純に120万の2ということで240万ぐらい上がってしまっていると、そういった中身となっております。

それから、大腸菌の検査に関しまして、河川水質の中身については内容は変更しておりません。そのままになっておるのですけれども、予算減になっているところでもありますけれども、特定事業所の悪臭、水質、騒音と、こういったところで、これまで、その3つの項目を調査していたわけだったのですけれども、水質に関しては事業者責任ということで、町のほうからは調査を実施しないということになりましたので、その分が減額となっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 すみません、私のほうからもう一点、高齢者のごみ出しの関係について、町の対応はしているのかというようなご質問だったかと思います。

実際のところ、町のほうで具体的な対応というのは、現在は行っておりませんが、嵐山おたすけサービスというサービスが今行われているかと思います。その中には、ごみ出しであるとか、そういったものもお助けの内容という形でもあったかと思います。現在のところ、そういったことで対応いただけているのかなと、具体的な状況まで把握しておりませんが、現在のところの状況としては、そんな対応になっているかということで承知しております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、161ページの都市下水路の関係につきまして、お答えをさせていただきます。

新年度に関しまして、清掃の委託料といたしまして180万円の計上をさせていただいております。この中には従来の大沼排水路、そして山王沼排水路、新年度に関しましては新たに先ほどの大腸菌等の関係で新田沼の排水路を追加をさせていただいております。この3都市下水路の清掃の中で大腸菌対策のほうを考えているところでござ

います。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 猫の関係なのですが、そうしますとこれは何、個人でも捕獲をしたり避妊治療をしたりとかすれば、この補助金が頂けるといふ、そういう理解でよろしいのですか。

それから、ちょっと水質の関係なのですが、川島川の大腸菌が当初100万個単位で出たと、規制値が1,000個ぐらいだったかな、物すごい数です。100倍だとかという。100倍では利かないのかな。そういうことで、その川島川の水質を見るとということではないのですか。ちょっとしっかりした答弁がなかったんで、もう一度伺いたいと思います。

それで、個別のごみ出しの件なのですが、こういうふうに変わってきたらしいのです。総務省は、ごみ出しが困難な状況にある高齢者や障害者などの世帯に対して、市区町村が行うごみ出し支援事業を特別交付税の対象に加えたということで、具体的には社協が委託している場合やNPOへ補助金を出せるように交付税が措置されるということなのです。ちょっと総務課にも伺いたいのですが、このことを知っておりましたか。その上で、これはちょっと余り使えないのだよということであればいいのですが、もしご存じなければ、これから申請して間に合うかどうか分かんないのですけれども、やったほうがいいかなと思いますので、伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 すみません、それでは自分のほうからまず猫の補助金の関係なのですが、申請いただければ、個人の方でも補助対象としております。実際平成31年度は2名の個人の方と、あと猫の会のほうに補助金を支出しております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼しました。川島川の流入点につきましても、河川水質の調査の中で実施しております。今年度も4回実施しているところであります。

〔何事か言う人あり〕

○千野政昭環境課環境担当副課長 はい、実施しています。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私からは高齢者のごみ出しの関係でお答えをさせていただきますというふうに存じます。

今委員さんのほうで、こうした事業を行った場合の交付税措置を知っていたかというご質問でございますが、そのような経費の対象となると、そういったことについては担当のほうでは承知はしてございます。ただ、先ほど環境課長がご答弁させていただいたとおり、嵐山町においては社協が行っているおたすけサービス事業、あるいは介護事業の中の家事援助、そういった事業を用いて支援を行っている、このように理解をしているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 おたすけのほうが有利なのか、有利という判断でこっちを利用しないということなのでしょうけれども、ちょっとおたすけのほうが財政的に、会計的に有利だということを、会計的だけではないのかな、ごみ出しの実情に合わせてみるとおたすけのほうがいいという考えなのかな、それでもいいのですけれども、そっちのほうがいいということであれば、そっちをちょっと説明していただきたいと思うのですけれども。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

細部につきましては、ちょっと承知をしておらないので大変申し訳ございませんが、おたすけサービスに要する経費については、介護特会の中でたしか地域支援事業の一部分として経費のほうを使用しておるかと思えます。地域支援事業については、国、県、そういった財源も入っているというふうに承知をしてございます。また、今委員さんがおっしゃるように、どちらが有利なのかと、そういったシミュレーションについては実際行っておらない状況でございます。特別交付税の対象となるとは言っても、その事業の全額を頂けるわけではございませんし、一定の算式に基づいて配分がなされると、そういったことでございますので、どちらが有利かというところまでは申し上げられませんが、ただ介護事業の中で事業が行われるというのは、ある意味有利なのかなと、そういった思いもございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 環境会議とか審議会、ストップ温暖化、これ134、135になると思うのですけれども、このほかに132、133というのと、それからごめんなさい、本来ならばごみ処理については、廃棄物特別審議会というのがあるはずなのですけれども、そういった形で嵐山町のごみをどのようにしていくかというものを、実際に町民参加でやっていったりするべき時期になっていると思うのですが、それについては予算化できていないのは、単純に当初予算の金額が少ないからなのか、それとも全く今の時代に合わせた政策を取ろうとしていないのか、どちらか伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

委員さんのご質問いただいた、いずれでもないというのが率直なところで、先ほど川口委員のご質問でも答弁させていただいたとおり、開催時期がはっきりしていないものについては、令和2年度予算については科目設定という形で予算を取らせていただくという形で統一させていただいております。必要に応じて諮問すべきような時期が来れば、予算を予備費等で対応しながら早急に対応するような、そんな形で考えておりますので、当初予算においては科目設定という形の予算取りでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 としますと、そういった時代的な問題というものがありますよね。

時代的な問題は、その時期が来たら出すということで、でも政策の中には出ていないのです、施政方針の中には。なかなか難しいなと思って見ているのですけれども、そういった問題、今もう絶対やらなくてはいけない時期に来ているのに、それが入っていないので、その時期を見てそれをやっていくということにはなかなかかなりにくいのかなと思うのですけれども、それは町長のほうに伺いますけれども、そういった問題自体、環境審議会にしても、ストップ温暖化推進委員会にしても、廃棄物特別委員会とかいうの、これは科目設定もしていないのですよね。そういうふうな形でやっているの、本来ならばやらなくてはいけない時期に来ているわけなのだけれども、それについては今回は、今年度はやらないというふうな形で私は見るのですけれども、そうではないというふうに考えていいわけですか、伺います。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

時代の、時代のといいますか、今の世界的な流れからいえば、ごみの減量化であるとかプラスチックの関係の問題、これはもう大きな問題になってきて、それに対応しなければならないというのは、これは自治体、国、それよりも個人含めて全て地球上の人間社会において大きな課題、喫緊の課題ということです。これをすぐあしたとかそういうことでこの会議をというのは、今何とも、あしたというか来年度早々というのはなかなかお答えしづらいですけれども、そういったものに対応をしていくという、喫緊の課題という認識の上で対応していくということは、町としても認識しているところでございますので、まずは予算上の話でいえば、こちらの予算があるものについては科目設定をして、いろんなことをやる中で、これからごみ処理の問題の本当に嵐山だけでなく近隣とも協調しながらやっていかななくてはならない問題もございまして、そういった中で必要に応じて開催していくというような形で考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ごみの問題というのは、システムが変わらない限り非常に難しい問題です。それについて、今の段階で当初予算で出してなくて施政方針にも余り出ていないなという感じで見ているのですけれども、それが出てこない以上、これはどこの段階で出てくるかというのが、私は可能性として非常に薄いと思うのです。ほかの問題に比べても、時代的な要請というか、これシステムの変更が必要なので、そこが町が取り組まないというのが当初予算で出ていなくて施政方針の中で出てこなかったら、これは難しいですよ。町長に伺うのですけれども、課長ではなくていいです。町長に伺うのです。これについては、予算の中では全く出てこないのです。それをどのような形で実際に次の段階で、この段階になったら出してくるというものがあるのでしょうか、伺います。

○佐久間孝光委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 課長答弁させていただきましたけれども、先ほどの一般質問の中でもいろいろ議論があったとおり、町の考え方というのは課長答弁させていただいたような内容で進めているわけでありまして、国の方針というものがどこのところまでどう

なるというのがしっかり出ていない、その中で委員さんおっしゃったようにいろんな先進的に取り組んでいる市町村があり、あるいはそういうところが本当にまだ10個にもならないぐらいな感じのところに取り組んでいるというような状況の、国論の中でも方向は決まっていますが、やる内容というのはばらつきがある状況の中でもありますので、町の中でも国の方向、あるいは県のご指導、あるいは近隣の状況、いろんな形のものを判断をしながら取り組んでいくということで科目設定ということでさせていただいていると、こういうことでございます。

○佐久間孝光委員長　ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員　質問させていただきます。160ページの下段から次のページにつながるわけですが、自然緑地の管理活用事業ということで、まず最初に2点ですが、お伺いします。

多分小千代山とか、想定的にはそちらのほうがウエート大きいのではないかなというふうに思いますけれども、その中に除草作業ということが載っています。ですが、山林に近い状況で、除草作業というより林の管理、間伐等を指すのではないかなというふうに思うのですが、その内容をまずお聞きをします。

そして、その下に5番で、トラスト地の管理事業なのですが、ここにも除草委託というふうなことで、内容的には維持管理の経費ということでございます。トラスト3号地、町有林の町有地の関係と、県の所有のところがあるかなというふうに思うのですが、この連携はどのようになさっているのかお聞きをしたいというふうに思います。お願いします。

○佐久間孝光委員長　会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を10時50分といたします。

休　　憩　午前10時37分

再　　開　午前10時48分

○佐久間孝光委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁からです。千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長　それでは、自分のほうから自然緑地管理活用事業の除草委託料の関係でご説明させていただきます。

この委託料の中で、4か所の除草委託というのがありまして、まず將軍沢の里山の除草、それから大平山の山頂公園の下草刈りの除草があります。それから、木の伐採の関係があるところもあるわけなのですけれども、蝶の里公園のほうでは下草刈りと、あと伐採更新、それから枯損木処理、こちらのほうも含まれております。それから、千手堂の小千代山緑地につきましても、下草刈りと枯損木、失礼しました、伐採更新のほうが見込まれております。

それから、トラスト地のほうですけれども、こちらも除草委託料ということになっておりますけれども、トラスト3号地の町有地分の下草刈り、それから枯損木処理と、こういった中身になっております。トラスト地の町有地に関しましては、トラスト協会の嵐山支部の方に話を聞きまして、どここの部分を下草刈りしてもらったほうがいいのか、もしくはどの木を伐採してもらったほうがいいのかということを確認、連携させてもらって実施しております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、順次お聞きをします。

今回このあれをお聞きしようかなと思ったのは、今バイパスのところが間伐というより全伐をして、一部分を全伐をして、そこに原木が置いてある、それを町民の方が少し有償で引き取っていると、そういうふうな話を聞きましたので、現地を見ましたらもう間伐というより、もう原木、シイタケだとか何かに使うのでしょうか、もうかなり太いのですよ。実情に合った、少金額ですから、それを町民の方は頂いているのでしょうか、その使用目的についてはもう大きいのですよ。それで、全体的にその山林を見渡しても、間伐の効果が出ていなくて、もうみんなかなり太い木になってしまっているのです。ですから、間伐というのは、もうこの裏にもちょっと見えますけれども、もうかなり上のほう細いですけれども、やはり幹のほうは太いのです。ですから、早め早めに切っていないと、間伐というか、そのものを大きいものを残して、ほかのものはこれ切ってしまうような状況になって間伐ではないのですよね。萌芽更新にならないのですよ。

ですから、もうちょっとこの間伐のまめにやるというか、もうそのあれを見直して、もうちょっと小さい木を生かして行って、もうちょっと太めのやつは切っていくようなことをしないと、山が大きな山になる。木は大木ですから、きれいには見えますけ

れども、萌芽更新にならない。山が荒れていく原因になるのです。それは下草刈りすれば、大きい木だけしか残りませんから、きれいには見えますけれども、ちょっとやり方が違うのではないかな。だから、この除草委託料の中に入っているのかな、多分入っているのだというふうに思ったのですけれども、多分このやり方を各今大平山だとか將軍沢のほうだとか蝶の里、やっているのだということでございますので、少し見直して、その指導を町のほうでやっていかないと、ただ間伐、間伐と言っても間伐になっていないと、そういう状況をもうちょっと見極めたほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、そういうふうな指導をどなたがやっているのか、少しもう一回聞きたいと思います。

それと、トラスト地の、私言ったのは、それは内容は分かるのですけれども、県との連携はどういうふうにしているのか、隣接しているわけですから、町のほうだけやっても、県のほうのあれと連携しながらやっているのだというふうに思うのですけれども、その内容をもうちょっとお聞きをしたいと思います。2問目で結構ですから、お願いします。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 まず、私のほうからトラスト地の関係、トラスト協会、県のトラスト協会との連携ということにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

トラスト地全体が、これが県のもの、土地、それから町の土地で、全体がトラスト3号地という形で指定をされているところでございます。ということも含めて、県のトラスト協会、嵐山支部の方が中心になりますけれども、そういった方が県のところの管理をして、それに隣接も、本当に地続きのところ町の部分があります。そういったところの管理についても、同じように県とのつながりを含めた形の除草箇所であったり、間伐箇所であったり、そういった形のお話を頂きながら町のほうも事業を進めておりますので、連携としましてはそういった形の具体的な除草だとか間伐に対しての連携は、そういった状況でございます。

以上でございます。もう一つについては、千野副課長のほうから答弁させていただきます。

○佐久間孝光委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 それでは、自分のほうからは小千代山のほうの関係で答弁させていただきます。

間伐でなくて、全伐だという話もあったのですが、小千代山自体が特別緑地保全地区に指定されていまして、その中で嵐山モウモウ緑の少年団さんのほうに緑地保全の活動をやっているということで、その団長さんのほうに確認をさせていただいて、この木を切ってもらいたいと、そういったことを確認させてもらった上で間伐というか、再更新をさせてもらっているという状況です。

以上です。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 もう一度質問させていただきます。

なかなかその見極めというのは難しいかなというふうに思うのですが、全体を少し山の状態を見て、どうしてもなかなか英断が必要なのですよ。間伐ということになると、どれを残してどれを切っていくかというようなことになると。モウモウ少年団が管理をしているところだから、子どもたちが入るところなので、やはり大木があるような小千代山より、低木で子どもたちがそこに入っても安全性があるようなところを目指さないといけないかなというふうに思うのです。特に小千代山は見えるところです。管理ができているかできないかというのは、その管理団体に全てお任せするということよりも、指導的なものはやっぱり町の中で、課の中である程度お任せするのも委託するのも結構だけれども、やっぱりそのところの見極めはしっかりやっていく必要があるかなというふうに思いますので、もうちょっと見直していただきたいなと思います。もう一度、考え方をお伺いします。

それと、トラスト地については、山へ入っていくと、今年なんかも随分倒木もあるし、またその中の間伐等もやっているように見えます。ですから、ただ県のところと町のところをどういうふうに、県は県でやるのか、町は町でやるというふうな感じで私思ったのですが、トラスト協会の方が両方のところを判断をしながらやっているのだというふうなお答えに聞こえましたのですが、それでよろしいのかどうか、管理は1つの人が、県の分にも町の分にもやっているのだというふうな話でよろしいのでしょうか。それだけもう一回お聞きします。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 お答えをさせていただきます。

まず、小千代山の部分でございますけれども、やはり里山として健全な形がどうかということになるかと思えます。その辺については、十分そういったことを意識

しながら、町のほうも実際に活動する団体の意見、そういったことも踏まえながら、健全な里山づくりに努めていくという姿勢で取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、トラスト地につきましては、県の部分については嵐山支部の方が作業は行っております。町の部分については、町が委託した先で、嵐山支部の方の意見を指導といいますか、意見を伺って作業を町が発注したところでやっているというようなことで、作業自体はそういった役割分担をしてやっている。ただ、実態としてトラスト協会の方の意見も伺いながらやっていくというような形で対応しているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長　ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員　132、133ページの10目の美化清掃事業なのですけれども、これは本当に嵐山の一つの誇れる清掃活動になっていると思います。171万6,000円ということで、これ年2回にやる手数料的なものになるのでしょうかけれども、ごみの推移というのですか、私もたまたま、たまたまというか、出てこいよというのでよく行きますけれども、天沼の沼のところでやっているのですが、一時期から比べると相当減っているようにも見えるのですけれども、その前になると何か事前に公園の草刈りだとかして持ってきているものもありました。どうなのでしょう、これ同じような予算が組まれているのですけれども、私として見ると量的なものは大分減ってきているよというような話を承っているのだけれども、同じような予算で組んでいかななくてはならないというのは、ある程度やっぱり前年並みというか、予算が作って中から出てきているのかどうかということです。

それと133ページなのですけれども、同じ一番下の、さっきどなたか質問していましたけれども、ポイ捨てということで嵐山町の議会から初でできた条例でございますが、この巡回業務の委託料なのですけれども、週2回で、それで時間もある程度定期的な時間ではなくて、時間をずらしながら巡回もしているというふうにも承っているのですけれども、どうも何か、私も1回ぐらい会ったことあるのですけれども、駅で。巡回業務そのものが、どういう仕事をやることなのかという、ここにも書いてあるけれども、周知だとか指導、そういったようなことに限られてきているのかどうか。何

か私はそのとき2人の人が何かにここに、ここにしていたのを見ていたのだけれども、できればゴミ袋だとか清掃袋のようなものをあつて、やっぱりたばこのあれも少なくなってきましたけれども、見受けられるので、そういったような作業というのはいわゆる巡回業務委託料の中には含まれていないのかどうかということです。その辺は町から指導というかお願いしているのか、その2点でございます。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、私のほうからポイ捨ての關係の答弁をさせていただきたいと思います。

巡回業務は、委員ご質問にございましたとおり時間帯を変えて、朝方の時間帯、朝方の通勤の時間帯であったり、それから午前中の昼前の時間帯であったり、午後の時間帯であったり、変えながら対応をしているということで、その中で喫煙をされている方をお見受けすればここはという、そういう場所ですのでご遠慮くださいというような指導を当然行っております。そのほか、エリア内を回る際には、ゴミ袋とはさみを持ちながら、落ちているたばこの吸い殻だけでなく、ゴミは全て拾いながら歩いているような日常でございます。やはりゴミがゴミを呼ぶようなことがないように、目に見えるゴミを拾いながら、きれいな町という印象をやっぱり持っていただくという、このことも一つの意味があることでございますので、巡回の中では毎回ゴミ拾いもしていただきながらやっていただくというような状況でございます。

今後も同じような形で、まだまだ時間帯をずらすとやっぱりたばこを吸っている方、ちらほらお見受けするようなことがあるというふうに報告を受けております。地道にそういった方にお話をしながら、この条例の趣旨を徹底していくような形で取り組んでいきたいというふうに、担当としても考えているところでございます。

もう一つについては、副課長のほうから答弁させていただきます。

○佐久間孝光委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 自分のほうからは、美化清掃事業についてお答えさせていただきます。

美化清掃、ゴミが減っているというご指摘があったのですが、予算の中では年2回の美化清掃の手数料です、その収集運搬業者に対する手数料の計上と、あとは不法投棄ゴミ、不法投棄ゴミの処理手数料、こちらが計上されているものですから、そちらについてはなかなかゴミの量は減っていかないと、そういった關係で同額、前

年並みの額を計上させていただいています。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 ポイ捨てについては、今の課長の説明でゴミ袋を持ちながらやっている姿というのは、やっぱり周知をすることによっても、そういう姿があることによって相手にも説得力があると思いますし、せっかくあそこまで嵐山の嵐丸ひろばができたり、これからこちらのきれいにしていくということだから、やっぱりある程度やっている人は同じ人が来るのかどうか別としても、そういう意識は、この業務委託で回ってくる人たちにはしっかりと伝えて、きれいな駅前つくっていくのだということは再度、もう一度また新年度入ってきますからお願いしたいと思います。

それで、美化のほうですけれども、そうするとなかなか美化清掃やっているけれども、相当の人が出てきていますよね、今。その美化清掃やる協力度というのは、すごいと思っています、私は。それで、8時から8時半ぐらいになっても、みんなゴミを持ってきて、収集に預けに来るわけですよ、自分の地区、周りのやつを。それやっぱりやってくれている中でも、なかなか量は減っていないのだというような、担当課としては捉えているのかな。その辺だけちょっと確認させてください。

○佐久間孝光委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 お答えさせていただきます。

美化清掃に伴うごみの回収量ですけれども、平成30年度が合計で5,660キログラムと、それで今年度は4,650キログラムと、約1,000キログラムは減ったと、そういった結果となっております。人数に関しましては、若干減っているのですけれども、失礼しました、ごみの回収量につきましては、今年度に関しましては先ほど言った数字ではなくて、1万310キログラムと、こういった回収量となっております。ごみの量については減っていると、そういった形になっております。

失礼しました。もう一回、訂正させていただきます。今年度の回収量につきましては、春秋合計で1万310キログラムと、そういった数字になっております。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 失礼しました。数字のほうが今手元にございませんが、大幅なごみの量の変化という状況ではございません。ただ、収集、不法投棄のごみの手数料だとか、そういったことも含めた予算になっておりますので、そちらについてはこれも

増減ございますが、最低限ということで前年並みの予算を確保させていただいているという状況でございます。

それから、ちょっと今副課長のほうで、前年の数字がありましたので、そちらのほうを答弁させていただきます。

○佐久間孝光委員長 千野副課長。

○千野政昭環境課環境担当副課長 失礼しました。30年度の実績ですけれども、春秋合計で約12トンぐらいでしたので、先ほど言った10トンでしたので、若干減っていると、そういった形になっております。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そういった担当課も努力したり、環境美化委員の人たちがやっぱり努力しているのだということなのです。やっぱりそういう姿は、しっかりと評価してあげるべきだというふうに私は思いますので、この予算委員会の中でも言っておきたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑がないようですので、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時10分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、農政課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 142、143、千年の苑の関係なのですが、今年はイベントを中止するということで、今年というか、新年度、どんなものをしていくのか、それと今後の方向

性について、何か協議しているのかどうか伺いたいと思います。

それから、畜産振興事業で、これマイナス5万7,000円と、もう終息してきているのですか。豚コレラの関係では、嵐山では飼っている人がいないのかな、いた場合に何か対応したのか、終息したのでこういう減ったのかなと思ったのですけれども、この金額の減り方と豚コレラの関係伺いたいと思います。

それから、次の144、145、農業用施設整備測量設計委託料、これため池3か所だということで、ため池がここに書いてあるわけですが、測量設計委託料、これ一般質問でも越水ではなくて越流だという、私も初めてそういう言葉を聞いたのですが、この中のここには、そうか、代表的な沼しかないのか、どこの沼を測量設計、つまり壊れてしまったわけですね。どんな壊れ方したのか、併せて伺いたいと思います。今までは診断だけでしたけれども、今回初めてこういうのが出ましたんで。

それから、その下の林業の関係なのですが、風倒被害予防委託と、ちょっと予防はどのような予防なのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 まず初めに、142、143、千年の苑事業の内容でございます。

こちらにつきましては、今年度当初予算といたしまして1,350万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、昨年の異常気象であったり、また台風等による被害があったわけでございますけれども、令和2年度のイベントにつきましては広報等でお知らせさせていただきまして、実行するということで考えてございます。こちらにつきましては、圃場の除草作業等の維持管理経費を見させていただいております。方向性のほうにつきましては、今庁舎内の中でDMOのプロジェクトチームを作りまして、千年の苑事業を含めました嵐山町内にあります観光資源等とそういったものをいかに稼ぐ力に変えていくのか、それらを運営していくための組織はどういった組織がよろしいのか、そういったものを検討させていただくプロジェクトを今その中で調査研究をさせていただいている状況でございます。

続きまして、畜産振興対策事業でございます。こちらにつきましては、主に嵐山町内の畜産農家、これ乳牛等の関係でございますけれども、そういったものの予防注射の費用であったり、そういったものの一部補助、そういったものを計上させていただいている状況でございます。嵐山町内に養豚農家がございませんでしたので、特に対策は取ってございません。ただし、豚コレラの感染源の疑いということで、やはりイ

ノシシ等の捕獲したものにつきましては、川越家畜衛生保健所のほうに血液のほうの採取のほうをいたしまして、判定をさせていただいて、予防に当たっているというふうな状況でございます。

続きまして、ため池のほうでございます。こちらにつきましては、農業用施設整備事業といたしまして、補正予算の中でお話をさせていただきましたのが3か所でございます。残りのこちら今開けていただいておりますけれども、駒込沼ほか5か所のほうの耐震診断のほうを実施をする。ボーリング調査等を行いまして、耐震のほうの診断を行うということと併せましてハザードマップ、こちらのほうで6ため池、岩根沢ほか6か所ということで、ハザードマップの作成を行う経費でございます。

続きまして、林業振興費のほうの風倒被害予防委託ということでございます。こちらにつきましては、森林環境譲与税のほうの財源の一部を活用させていただきまして、昨年の台風等々によりまして道路の沿線にあります倒木によって交通安全施設等が、街路灯等の被害が起こっておりますので、そういった防止も含めまして、今年度その財源の一部を活用いたしまして100万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、まちづくり整備課等と協議をさせていただきながら、事業実施については推進のほうを考えてございます。今現在候補として挙げさせていただいておりますのが、1―23号、遠山道、こちらのほうの町道のほうに出ている倒木のほうの伐採を考えている状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 分かりました。

1点だけ、ため池の件なのですが、どこの沼なのか、どんな壊れ方をしたのか、これは別に差し支えないですね、伺っても。伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 まず1点、壊れたのかというところでございますけれども、破損等とは行ってございません。ため池の診断基準のほうが、東日本大震災であったり今回の台風19号等々によりまして、診断基準が変わっておりますので、あわせてそちらのほうの調査を行うというものでございます。

ため池のほうの内容でございます。耐震診断は駒込沼、杣ノ入沼、石倉沼、扇沼、蓮沼、岩根沢沼でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 沼はちょっと分かんない、今言われたのは。測量設計ですから、これ壊れてないのに測量設計というのをするわけなのですか。測量設計した後、工事に入るとというのが順番です。ですから、当然私は工事がこの後出てくるのだらうな、新年度は測量設計で、次年度工事に入る、そのくらいの壊れ方なのかなと思ったのですが、でも、測量設計というのは今までの診断とは違うわけ、ではないかなと思ったのですけれども、診断とそんなに変わらないということなのですか。ちょっとそのことを伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 作業自体は診断、ため池のほうの診断でございますので、ボーリング調査であったりということの構造の調査ということでございますので、内容的には変更はございません。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 140ページ、141ページの農業者支援事業の中の農業振興地域整備計画策定業務委託料が643万円となっているのですが、これは具体的に嵐山町内なのか、それとも地域的にはどういうふうな形になっているのかを伺います。

142、143ページで、地域6次産業化推進事業が、今回はなしにしているのですか、これは具体的に地域6次産業化推進事業は本年度でもうやらなくていいという形になっているのか、予算が取れなかったのか、伺いたいと思います。

それから、先ほどの144、145の風倒被害予防委託料なのですが、これは遠山道と1－23号ということですね。私、遠山道は1－12号だったと思ったから、違うの。そして、風倒被害予防というのは、土壌改良がかなり必要だというふうな形になっているのですけれども、土壌改良はあそこでどういうふうにしてやっていくかなというのが、1－12は分かるのだけれども、1－23が分からないので、具体的にこの100万円で、これが見ただけなのか、具体的にはどういうふうな形で進めるのかお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 1点目の140、141ページの農業振興地域の整備計画でございます。

こちらにつきましては、10年を見据えた形で町全体の農業振興に関わります青地、白地等の見直し作業も含めた計画でございます。これ5年に1度ということで、目安にということで定められているわけでございますけれども、嵐山町につきまして平成21年度実施してございます。その後、約10年たっておりますので、この機会に全体見直しを行いまして、整備計画のほうを策定をしているということでございます。内容等につきましては、主に町道等の拡幅によりまして、青地から白地に変わった部分であったり、そういったもの、こちらの精査が中心になるかなと思います。

続きまして、142、143、地域6次産業化でございます。こちらにつきましては、地方創生事業の中でめんこ61事業ということで、農林61を使った商品開発であったり、生産の拡大等行ってございました。今年度が最終年でございますので、ある一定の事業成果のほうを見据えまして、今年度でおしまいとうことで考えてございます。

続きまして、144、145の倒木の風倒のほうの関係でございます。大変失礼いたしました。1－12号、遠山道でございますので、2路線でございませぬ。大変失礼しました。訂正させていただきます。そちらのほうにはみ出してございます立木の伐採ということでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。めんこ61に関しては、そうするとこれでもうほかの事業は進めないで、これは商工費のほうに移っていくという感じで、めんこ61は地域6次産業に関しては推進事業は終わって、別の形で推進していくという形になっていくのかどうか伺いたいと思います。

風倒被害予防委託料で遠山道の立木の伐採で、特に土壤改良をしてしっかりした土壌にして、木が倒れないようにするというふうなところまでは考えていないということですか。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 めんこ61事業でございます。こちらにつきましては生産、また普及につきましては今後今現在持っております事業の中で推進をさせていただきたいというふうに考えてございます。例えば地産地消事業の中で、消耗品の中で今年度12万円ほど用意をさせていただきました。小麦を、原材料を提供させていただきました、

商品開発等のバックアップをさせていただきまして、より多くの商業者のほうに、商品開発のほうにしていいただければなというふうに考えてございます。

続きまして、倒木のほうでございます。こちらにつきましては、道路の歩道等に張り出している木につきまして、倒木のおそれがございますので、そういったものを伐採する経費ということでございますので、土壤改良等につきましては予定はさせていただいてございません。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

大野委員。

○大野敏行委員 1点だけお尋ねします。

145ページ、多面的機能支援事業、私自身は何をするべきかというのは知っているつもりではいるのですが、地域でそれを範疇、範囲はどこまでするのか、想定されているのか、教えてください。

○佐久間孝光委員長 安藤副課長。

○安藤浩敬農政課農業振興担当副課長 では、多面的機能支払交付金につきまして、私よりお答えさせていただきます。

委員さんもよく活動していただいていますので、ご承知だと思います。農地は環境保全という形で、農作物を栽培するだけではなく、環境を維持するという多くの複合的な機能を持っているという、そういうような考え方から農地を維持していくということで、この多面的機能支払交付金の中で共同施設の維持管理ということで、ポンプ場ですとか、農道ですとか、水路ですとか、ため池ですとか、地域の多くの人が共同で使っていく施設の維持管理活動、除草作業をしたり、ため池に木が覆っていたら、ため池を覆っている木を切ったりと、こういった形の共同施設を維持していくもの、また環境保全活動ということで、地域の皆さんを巻き込みまして、一般的にいうと美化活動が、美化清掃が一般的に当たります。もしくは地域でやっている道普請です。こういった地域の皆さんを巻き込んで農地等を、環境を整えていこうということに対する助成ということで、あとは中部の改良区ですと、嵐山幼稚園のお子様方を呼んでサツマイモの掘り体験をやったり、南部ですと、菜の花畑を作っております。こういった形の事業を行うものでありまして、手厚い補助がありまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、このような形で事業を継続しておりまして、現在ほぼ嵐

山町にある土地改良区、土地改良組合、9団体が実施しております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 大野委員。

○大野敏行委員 一般のそこに住んでらっしゃる方も取り込んだりなんかして活動されているんで、大変いい組織活動かなと思います。一つ確認をしたいことがありまして、台風19号や何かで大分雨が降ったわけです。水路は山に降った雨がしみ出てきて、山の側溝が何か通って水路下ってくるのですけれども、あちこちの山が管理されてないために崩れてきているところがいっぱいありまして、恐らく今年の雨がまた大きく降ると、町内全域で山が崩れてくることが出てくると思うのです。当然水路にかかれば、その水路の整備を土地改良組合、もしくは水利組合が承っているから、それはそれで町とも一緒になって協働活動ができると思うのですけれども、その水路に絡まないすぐ下の畑や田んぼに、山が崩れてきた土砂がそこに出てきた場合や何かは、それはどちらがどういう処理をするのでしょうか。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

多面的機能支払交付金のほうの事業につきましては、受益地が農地であったり、畑であったり、またそれに付随するため池、水路、農道等が区域になろうかと思います。基本的に山林につきましては、山林であったり、雑種地であったり、そういったものにつきましては、所有者の責任という下の中で対策を講じていただくというのが、通例になるかと思います。また、大規模な山林の崩落、そういったものが出た場合につきましては、これは林業事務所のほうに相談をさせていただきまして、治山事業の災害のほうにお願いをするというふうな形になろうかと思います。また、雨等で土砂のほうが出出してしまったという程度のものにつきましては、これは町のほうでも巡回をしてございます、台風通過後です。そういった中で、所有者に連絡を取らせていただきまして、対応を促していくというのが現状でございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 大野委員。

○大野敏行委員 今、山の持ち主が嵐山町に住んでいないとか、住んでいる人でも、例えば奥さん独りだけになってしまって、10年も20年も山なんか行ったことないよという地主が結構いるのです、嵐山町にも。そういう人たちに、あなた責任持ってやれと

言っても、なかなか理解できないところがあったりするかなと思うのですが、
そういう指導というのは町のほうでされるのですか。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 所有者のほうの責任の中でお願いをさせていただくというのが、
今の現状になってくるのかなというふうには考えてございます。当然開発等で、形状
変更を行った中での崩落等であれば、事業者、施工中であればその施工中の業者に指
導していくというものでございます。大野委員のほうのご指摘のとおり、山林につき
ましては相続、売買等によって町内から町外の方という方が非常に多くなってござ
います。台帳等でなかなか連絡がつかない方もいらっしゃるかもしれませんが、こちらと
しましては追跡のほうを行って連絡を極力取っていきたいというふうに考えてござい
ます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 私のほうからは138ページの農業振興事業の中のところで、93万
3,000円増額されております。この内容についてお聞きしたいのです。よろしくお願
いします。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 138、139ページの農業委員会のほうの農業振興事業、電算委託料
のほうの115万5,000円というところの内容かと思います。

こちらにつきましては、今年度先ほどお話をさせていただきましたけれども、農業
振興地域の整備計画等々の見直し等も含めまして、今現在農地台帳というものを農業
委員会のほうで備えさせていただいてございます。そちらのほう内容のほう、図面デ
ータというものと、台帳の一筆管理をしていますデータがございます。そちらのほう
の突合作業にかかる経費と、また全国農地ナビということで、農業委員会のほうの組
織でございます上部団体、全国農地ナビということで、農地の利活用を促すシステム
がございます。そちらのほうにデータのほうをアップデータをする経費と委託料とい
たしまして、令和2年度に突合させていただく経費といたしまして115万5,000円、93万
5,000円の増ということでお願いしているものでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑がないようですので、農政課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 34 分

再 開 午前 11 時 35 分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、企業支援課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 お聞きをします。最初に148、149の地域元気回復会議の補助金の関係です。大体内容的にはつかんでいるつもりですが、会議組織及び活動内容をお聞きします。そこに補助をしているということですから、それをお聞きします。

次に、150、151の観光施設等の管理事業の中に、河川の監視業務委託料が入っています。昨年等々この内容は、業務委託の内容は変わってきているのではないかな、河川が今非常に荒れています。そういう状況で、今改修も随分行われていますが、その監視業務の内容をお聞きをいたします。

以上です。

○佐久間孝光委員長 中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それではお答えいたします。

まず、148、149ページ、元気回復会議についてでございます。元気回復会議につきましては、平成27年からメンバー的には、町長、副町長、企業支援課、商工会、観光協会、そちらの正副会長が入りまして、町のにぎわい創出について議論をしております。その中で、平成30年にオープンいたしました駅の嵐山町ステーションプラザ嵐なびの1階、観光案内及び売店について、元気回復会議で31年度より運営しております。その内容は、嵐なびの1階部分の販売業務等、当初皆さんからにぎわいの

ために昼間の時間も開けたらいいのではないかと、いろんなものをもっと置くべきではないかということで、皆さんからご意見、ご要望を頂いたわけです。その中で、当初は観光協会と町のほうで、1階の販売業務と案内のほうを30年度につきましては運営しておったのですが、31年度からは商工会、観光協会、町、3つの組織が協力し合ってよりいいものにしていこうということで、元気回復会議によって運営しております。

内容につきましては、今1階の売店と観光案内の業務につきましては、元気回復会議で雇用した5人の臨時職員がおります。その方が、時間的には午前9時から4時45分まで、昼の休憩時間もなく、午前の方と午後の方が交代で勤務しております。土日、祝祭日ももちろん開けておりまして、休館日は月曜としております。月曜が祝祭日に当たったり、お祭りの期間、特にラベンダー期間につきましても、31年度は休まず営業をしております。そのほかの月曜日のほうは休館とさせていただいております。おかげさまで元気回復会議の運営につきまして、ほぼこの額は、330万円という額は人件費でございます。そこで販売をしたもの、委託販売をしておりますが、その10%は元気回復会議の収入としていただいておりますが、31年度で250万円ぐらいの売上げがありました。これが2月現在なのですけれども、その10%をいただいておりますが、振込手数料ですとか、備品ですとか、そういったものにに使わせていただいておりますので、ほぼ残りはないという状態で、嵐なびの運営のために使わせていただいております。嵐なびの元気回復会議の詳細については、以上であります。

引き続きまして150ページ、151ページ、河川の監視業務の委託料でございますが、観光協会にご承知のとおり嵐山溪谷バーベキュー場と学校橋河原の運営のほうをお願いしております。その中で近年の自然災害、非常に危険なものがあります。現に台風、今年は19号ということで、10月にバーベキュー場のトイレも冠水するほどの大きな災害に見舞われました。こうした川でレクリエーションゾーンとして営業している傍ら、やはり利用者の危険というのを一番末端で見ている観光協会に、台風ですとか、急に水が増えるといった状況のときに直ちに避難、または天候、台風が近づいてきているというときは施設を閉鎖、特に学校橋河原が河原には下りられないようにバリケードのほうをさせていただいております。そういった監視業務、常に行われておりますので、その人件費等の委託をこの中でしているといったものであります。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 再質問させていただきます。

元気回復会議、町長以下観光協会、商工会等のトップの方が町の元気を回復するためにどのような事業をしたらいいのか考える組織というようなことは、前から分かっておりましたが、今のお話を聞きますと、駅中心というか、駅前のところを主に今進んできた、そのようなことでございます。今までの経過は分かるのですけれども、これから事業として嵐なび等はあれは始まったわけですから、それを継続していただくのはそれでいいのではないかなというふうに思います。その中でも、人件費として330万円は使うのだというようなことでございますが、それはそれで結構なのですが、新たな元気回復、嵐山町には何が必要だとか、そういうことも当然検討しているのではないかなというふうに思うのですけれども、その中でも元気回復会議、駅の関係をとすることであれば、非常にお店が寂れているようなところの空き店舗の関係ですとか、当然そのようなことも視野に入ってくるかなというふうに思うのですが、その会議の中で事業をやっていることではなくて、会議の中でどのようなものが今まで審議をされたり、これからその基にしてほかのものは何をやっていくのか、お聞きをしたいというふうに思います。

そして、河川の業務、監視といったらそれでしたっけ、私ちょっと勘違いしていたのですけれども、そうすると観光協会のほうに委託ということですから、観光協会のほうに委託をしているということで、観光協会の中でその業務をやっているのですというふうなことで、もう一度確認をしたいですが、もう一回お答えというか、それに間違いはないかどうかお聞きをします。

○佐久間孝光委員長 中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 それではお答えいたします。

元気回復会議でどのような議論がされてきたかということですが、委員おっしゃるとおり駅前、空き店舗、中心市街地が駅の西側に位置されておりますので、その中の空き店舗の解消ということで、商工会と町で力を入れているわけなのですが、そこに観光協会のご意見も聞きながら度重なる議論をしまして、中心市街地の中に空き店舗で起業される方について、改修費を商工会のほうで補助していただくというようなアイデアを頂きましたり、本田の会社が四輪のほうにこれで全部移ってくるということを踏まえまして、当然254なり皆さん本田に向かわれる方が多く、嵐

山町に定住促進をそういう方たちにしたり、何かビジネスチャンスがあるのではないかと、当然花見台工業団地の拡張の件に関しても、そういった企業が来てくれるのではないかと、これはチャンスではないかというような議論を、この会議の中でしてまいりました。主な議論はそういったことでございます。

続きまして、河川監視業務の委託料でございますが、委員おっしゃるとおり観光協会に委託しております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最後の質問ですけれども、元気回復会議は町長以下組織されているということで、町長からかなりハッパをかけられて各団体がやっているという話は聞きました。それだけ組織の人間があまり怠慢だというところが、かなり見えたのではないかなというふうに思います。そういう中でいい成果が出てきているかなというふうに見ています。ですけれども、これからはこれからの問題として会議の中でさらに提言をなさって、駅中心地だけではなくて、町全体の元気を回復するというところでございますから、もっと幅広いところに視野を向けてやっていただきたいなというふうに思いますが、もう一回お聞きしたいと思います。

それと監視業務については、非常に危険な台風等の増水等では、かなり危険な部分もありますので、本当に観光協会だけで見ていけるのかなと、ちょっと不思議に思うところがございますけれども、それ以外にも河川の中で遊ぶ人たちがたくさんいらっしゃるわけですから、もう少し幅広い監視業務も必要ではないかなというふうに思いますが、ちょっとその点をもう一回お聞きいたします。

○佐久間孝光委員長 中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 元気回復会議、今後どのような議論をしていったらよいかということにつきまして、お答えいたします。

当然駅の活性化ということで、今までやって、今年は中止になってしまうのですが、さくらまつり、またラベンダーまつり、そちらの特に中心市街地を通して南部の観光スポットのほうに、そこから出発するというような玄関口的なにぎわいを創出していくということを、事務局ではそんな考えをしております。今後についても、商工会、観光協会、町、協力しまして、いろんなアイデアを出しつつ、商工業、観光の発展につなげたいと考えております。

次に、河川の管理業務なのですけれども、委託、観光協会なのですけれども、当然委員おっしゃるとおり観光協会にだけにお任せというわけではありまして、既に東松山県土整備事務所、こちらの河川管理課、また警察、町という、それと観光協会ということで、既にそういったネットワークで連絡網等で対策を講じております。また、学校橋につきましては県土整備事務所のほうで増水時に赤灯が回る警告灯を、ちょっと年度はよく覚えていないのですけれども、2年ぐらい前につけていただきました。そういったネットワークを通じまして、今後につきましても安全対策を取ってまいりたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 ページ数が147ページの花見台工業団地の関係なのですが、ページが管理センターのことではないのですが、花見台工業団地のただいまの企業数と、あと来年度操業する企業数と、あとあそこに何人の方が就労されているのか、そして送迎バスの状況がどんな企業さんが送迎バスを活用なさっているのか、その4点をお伺いしたいと思います。

○佐久間孝光委員長 小輪瀬室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、花見台工業団地の関係につきまして、お答えさせていただきます。

まず、現状で花見台工業団地に立地をしていただいている企業さんにつきましては44社ございます。今、企業局と連携をいたしまして、拡張事業のほうに取り組んでいるところですが、今立地を予定されている企業さんについては内定という状況になっているのですが、こちらにつきましては3社を予定しております。ただ、花見台工業団地の拡張事業なのですが、当初平成30年、31年、令和2年度ということで、3年間の事業ということで予定がされていたところなのですけれども、用地買収が1人終わっていないために、計画変更をする必要があると。あと埋蔵文化財の調査で半年間のロスしているという状況がありまして、2年間の事業延長を行うという話を企業局から伺っております。この内容につきまして、今開会中の県議会のほうで説明をしていくという、企業局からの話でございます。花見台工業団地につきましては、そんな状況になっております。

送迎バスについては、何年か前にはイーグルバスさんのほうで、路線バスという形で営業のほうを実施をしていたわけなのですけれども、撤退のほうをされまして今は各企業さんの個別の取組として、送迎バスの運行を実施をいただいているかと思っています。具体的にどこの会社がバスを使っているかということにつきましては、ちょっとすみません、100%把握ができていないところでございます。

以上です。

〔「従業員は」と言う人あり〕

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 すみません。就労者につきましては、ちょっとデータが古いのですけれども、平成25年の時点で2,953名の方がお勤めをしているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 それで、今確認させていただいたのが、あそこで操業されてもう何十年かたっています。そういう中で駐車場が、ここのところ雇用する人が増えて、駐車場の問題が発生しております。企業さんによっては、駐車場が手狭でということで、どっか場所がないかという、そういうお尋ねがございました。今現在は、駅西口の駐車場をお借りして、20人分だか、何十人分だかちょっと分からないですが、割と多くの台数をお借りして、ワゴン車か何かで送迎しているというお話は何っております。

花見台工業団地の管理センターのほうの所長というのか、室長というのか、のほうにそういうお尋ねがないですかと確認は行っただけですが、今度工業会の会議があったときにお話はしとくよということではあるのですが、何かその辺のことお話を伺っているかどうか確認したいと思います。

○佐久間孝光委員長 藤永支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、駐車場の関係につきましてお答えさせていただきます。

花見台の団地内の企業さんの駐車場不足ということで、今年度も委員さんのほうからご相談受けましたけれども、工業団地の周りというのでしょうか、その辺をいろいろ検討、私のほうも当然させていただきましたけれども、ご承知のとおり山か農地、そういったような状況でございます。駐車場ができないということではありませんが、農地になれば農地法に絡むような法律の制限、そういった制約等もありますので、そ

ういったものが出てくる。また、山に関しましては、当然山ですから、造成するのにかなり費用がかかるかなという想定あります。今年度も1社から拡張のご相談を受けたことがありまして、そういったところ現地に行って、いろいろお話をさせていただきましたけれども、やはり削って拡張したいという部分は山なのです。そうすると、岩盤が予想されますので、造成費がかなりかかってしまいますよというようなお話。あとは林地開発的なものも絡んできますし、いろんな意味で開発的な予算出てくるので、できる、できないというのは、またいろいろ調査をしながら、相談をさせていただくことになりますけれども、駐車場につきましても例えば企業さんのほうで、この辺の用地が何とかならないかなというところがあれば、できるできない、そういったものの審査、調査、どういった手続が必要か、そういったところについては、企業支援課のほうでもできる限り調べて、ご指導はしていけるかなと思いますけれども、駐車場の用地、そういったものについては地主さんとの交渉、そういったものについてはやはり企業さんと地主さんでやっていただくというのが基本的には考えておりますので、相談があれば当然いろいろご相談のほうは受けて、調べるものは調べたりだとか、指導するものは指導する、そういうことはできると思うのですけれども、そんなような形になるかなと思います。

また、センターの所長さんにそういったご相談、お話ありましたけれども、直接所長のほうからまだお話のほうは何ってはいないのですが、ただ今年度、コロナウイルスの関係で工業センターのほうも閉めておりますので、今月中、そういったものありまして、なかなかそういった情報も入ってこなかったのかもしれませんが、また駐車場が不足しているという話は承知はしておりますので、全体の会社のうちの何社がそこまで不足しているのかという把握までできておりませんけれども、これは会議の中でそういったものは所長さんからも話があると思いますし、私のほうから場合によっては確認といいますか、どの程度皆さん困っているのかという把握を、情報のほうはつかまればつかんできたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

午後の再開は1時30分といたします。

休 憩 正 午

再 開 午後 1時25分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

畠山委員の3度目の質疑からです。どうぞ。

○畠山美幸委員 では、すみません。先ほど課長のほうからお話があったとおり、あそここの工業団地内はやはり起伏に富んでいるところなので、場所がなかなかなくて、私もちょっと歩いたり相談したりしたのですけれども、場所がないのです。ですので、その方は多少離れてもというようなお話もして下さってはいるのですけれども、あの近隣でまとまった土地というのはありそうですか。

○佐久間孝光委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それではお答えさせていただきます。

先ほども申しましたように、工業団地の周辺ですと私もある程度見て回りましたが、なかなか条件のいいところというのでしょうか、整備費にお金がかからなくてできそうなところというのは、なかなかちょっと見当たらないのかなというのが現状だと思います。多少離れてもいいというところで行きますと、探せばどこかしらは出てくるかなとは思うのです。ただ、市街化区域になれば当然賃借料だとか、土地を購入するにしても、かなり高くなると思いますので、会社とすれば当然調整区域の安くお借りできるなり、土地の購入ができたというふうにはなると思いますので、調整区域になりますと先ほども言ったように結構北部というのは、土地改良をやった優良農地、もしくは本当に山が多いなという感じだと思います。

そうすると、どれだけ面積、必要な面積というのがどの程度になるかというのがありますけれども、まとまった土地がある程度地主さんの了解を得ながら、そういったところの確保ができるかどうかというのは、何とも言えないところがありますけれども、希望があれば例えばこの辺でどこかいいところありますかとか、そういったものを相談していただければ、こちらとしてはぜひご協力のほうはできると思いますので、そういった相談等というのは、遠慮なくしていただければいいかなとは思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

藤野委員。

○藤野和美委員 私は、146ページの子育て高齢者応援リフォーム補助事業、この事業

を今年から終わっているわけですが、昨年度の実績です、どういう状態。そして、踏まえて今年がゼロになっている、その辺のお考えをお聞きたいと思います。

もう一つ、148ページの企業誘致事業の中で、企業奨励金が146万と計上されているわけですが、これは前年、前々年に比べて減ってきているわけなのですが、これはインターランプ内の企業さん、その他が今後見込まれるわけなのですが、花見台については2年遅れるという今報告がありましたけれども、いずれにしても来年度新たに発生することがあるのかどうか、それは見込みはどうかということをお聞きいたします。

以上です。

○佐久間孝光委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、最初に私のほうから子育て高齢者応援リフォーム補助事業に関しましてお答えさせていただきます。

こちらのほうは今年度からなくなったということで、担当課名が書いていないのですけれども、これまちづくり整備課の所管でございまして、すみません、企業支援課のほうではなくまちづくり整備課のほうになりますので、この席、多分まちづくり整備課になりますので、お願いいたしたいと思います。

すみません、以上です。

○佐久間孝光委員長 小輪瀬室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、企業誘致事業の企業奨励金につきましてお答えのほうをさせていただきます。

こちらの企業誘致条例の奨励金なのですが、企業の新規立地または拡張です、それに対して発生する主に固定資産税相当を奨励金として交付するという内容でございます。来年度につきましては、流れといたしましては、それに増設、または新規立地に伴う固定資産税が発生をして、納めていただいて、次年度にその分を奨励金としてお支払いをするという流れになっております。現状で増設、新規立地も今のところは新規のものは発生していないという状況ですので、来年度につきましては新たに発生するものはないというふうな形で見込んでおります。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 146ページ、147ページの工業総務事業なのですが、空から見ていると花見台拡張工事に係る土の移動なのですが、工業団地自身の拡張部分はかなりきちり整備されていた写真が出てきているのですが、その横にまた新たに土を埋めているような状況の写真が出ているのを、何度か空を飛ぶ人から聞いているのですが、実際にそうなのですね。ただ、空から見るとそうで、周りから見ると見えないのだけでも、それについてはどのような状況になっているのか。これは、土量の移動だと思うのですが、土の移動だと思うのですよ。具体的にはどのように今後なっていくのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 小輪瀬室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 花見台工業団地の拡張事業に係る土の移動なのですけれども、今現在事業主体、県企業局から説明を受けている内容なのですけれども、現地の森林の伐採は行っております。ただ、土を動かす工事というのは、実施をしていない状況ですので、何か泥を動かすような仕事は現状ではしていないと。造成の内容なのですけれども、むしろ泥を入れるというより、出す仕事のほうが発生をしてくるという状況でございます。ですので、泥を入れるということは、将来的にもないかなというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 道路の反対側に敷地がありまして、敷地なのか沼なのか分からないのですけれども、実際に上から見るとそこに整地がされているような感じで、多分そっちの土を向こうに持っていつているのかなと思うのですけれども、そういうふうなことは考えられませんか。

それで、私もそばに行ってみると、きれいに造成されている形は分かります。実際に空から見る写真というのは、造成された写真なので、ある程度の形になっているものなのですけれども、それがその横に今度土を整地しているというふうな写真が出てきているんだけれども、それについては全くご存じ、把握されていないですか。入れるということはあっても、私は多分出すことで、入れるということはないのだろうなと思っているのですが、そのことを実は別の方にも、何か沼が埋め立てられているような気がするのだけれどもというふうに言われているのだけれども、実際にその場所に行って動き方というのが見えないわけですよ。それは写真で見ないと、上からの

写真でないと分からないので、全然ご存じないですか。

○佐久間孝光委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 その場所のほうは、今道路の反対側というようなお話があったのですが、関越のボックスを町道でくぐって行って、T字路にぶつかりますよね、花見台工業団地のところの。そのT字路をぶつかったところの右側あたりが、大体拡張部分になっていますけれども、その左側の部分という、そういう。

〔何事か言う人あり〕

○藤永政昭企業支援課長 そこは、今回拡張に関わりまして、もともと企業の駐車場がその拡張部分にありまして、その代替で反対側にちょっと駐車場を整備はした経緯はありますので、もう終わってはいるのですけれども、それで砂利だとか敷いたりだとか、そういうふうにはなっていますので、きれいに整地したような跡、沼の際といるのでしょうか、そういうところも全部整地して、きれいに駐車場の整備はしましたので、もしその部分であれば、駐車場の整備をしたということでございまして、泥を埋めているとかというのは、多少あったかもしれませんが、駐車場を整備するに当たりましては。

その部分であればそういうことで、あとは今後調整池、そういったものの工事がありますから、その関係で多少何か土を動かしたかどうかというのは、ちょっとまだ把握は私どもできていないのですが、可能性とすればその程度ぐらいしかないのかなとは思っておるのですけれども、沼の中には当然入れてはいないのですけれども、土を動かすとすれば、可能性とすれば、そういう将来の造成工事に向けての動きはあったかもしれませんが、沼の中には当然泥を入れる許可とかということはしていないので、そういうことでございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、土を出すということを今現在まだしていないということですね。現在していなくて駐車場のところ、でも駐車場というのは去年の段階ですね、大分前ではないですか。駐車場というのは、今年ではなくて平成30年度の段階ではなかったですか。そしてやっているわけだから、しょっちゅう空を飛ぶ人がそういうふうにはそこは気づくと思うのだけれども、それは気づかないで、そしてこういうふうになっているといわれているのですけれども、それで企業局がやっていることなので、別に問題はないのかもしれないという思いもありますが、その

ところのチェックという、土の動き方のチェックというのはどこでなさっているのか伺います。

○佐久間孝光委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 ご承知のとおり花見台の拡張というのは、県の企業局のほうでやっていらっしゃるしまして、その後随時連絡というのは取り合っておりますので、例えば今度こういった工事だとか、こういった内容で現場に入りますよということがあれば、こちらのほうにも連絡が来ますので、今木の伐採等をやりまして、文化財のそういった調査終わりましたけれども、ここ数か月はそういった動きというのは、ないというふうに思っていますので、ちょっとその辺の今渋谷さんご質問のその動きというのが、逆に言うと場所はどこの場所なのかなと逆に思っているのですけれども、駐車場をやったのは確かに30年度、私も今年度から異動して、大体整備が終わっているところを見ましたので、事業的には30年度にやったのかなというふうには、あとはたしか思っていますけれども、それ以外は木の伐採と、そういった文化財の発掘関係をやって、それ以外は認識しておりませんので。

道路の排水の関係で、結構現地のほうも見ていただいたと思うのですけれども、そのときには大分木だとかシノだとかもすごかったものですから、そういうところも結構きれいに刈り取っていますので、そういった部分でも場合によっては空から何かやったように思っているのかもしれないのかなという気はしているのですけれども、泥の動きというのは基本的にはしていないということでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 148、149で、先ほどの企業誘致の関係なのですが、企業奨励金の対象企業は何という先ほどのお答えだったのですか。そうすると、146万というのは何のお金なのかなと思って、先ほどの回答を聞いたのですけれども、ちょっと何のお金なのですか、伺っておきたいと思います。

それから、長島委員さんがご質問した元気回復会議、これを聞いて内容的にはこの一番上の地域商業等活力創出支援事業、この会議と重なるような感じで聞いていたのですけれども、元気のほうでも会議やって、上でも会議をやっているという、そういうことに今現状はなっているのですか。ちょっと現状だけ伺っておきたいと思います。

それから、次の150、151の観光施設の関係で、学校橋、金曜の夜からキャンプですか、あの関係について町はどういうふうにご利用という言い方がいいのか、利用者は大変来ていますので、あれを財源に結びつけていこうかという、これは話し合われているのですか。何もないから話し合いはしていても結果は出ていないのかもしれませんが、話し合いはしているのかどうかだけ、まず伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 小輪瀬室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 それでは、148ページの企業奨励金の内容につきましてお答えのほうをさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、企業誘致条例に基づきまして企業さんの規模拡大に対して奨励金として交付をするものでございます。内容としますと、機械部品の製造メーカーの規模拡大の1社、企業さんについては1社なのですけれども、に対して交付をする内容でございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 中村副課長。

○中村 寧企業支援課商工・観光担当副課長 続きまして、元気回復会議と地域商業等活力創出推進委員会の補助金の違いにつきましてご説明いたします。

構成メンバーといたしましては、地域商業等活力創出のほうは商工会が中心になってやっております。こちらのほうは、再三申し上げますとおり、駅を中心、駅西の中心市街地内の活性化、駅前を含めての活性化について議論をし、空き店舗に補助金等の、起業をした方に補助という具体的な事業、またはにぎやかしのために行うラベンダーまつりの町内の商店の方が出店した関係の補助、またはさくらまつりです、こちらの運営費等に活用されておりまして、こちらの元気回復会議のほうは、嵐なびの運営の人件費のみで使われている補助金でございます。金額、お金の使い道が違うということが一番の違いであります。

続きまして、150、151ページの観光施設管理事業に関連します学校橋の利用という点につきましてお答えいたします。現在学校橋河原につきましては、グラウンド部分と河川の部分を県から河川利用、占用を取ってお借りしております。運営のほうは観光協会をお願いしてありまして、一応環境美化協力費という名目で皆さんから協力を頂いております。今委員がおっしゃいましたキャンプのグラウンドの部分につきましても、もちろん占用は取っておりまして、観光協会が運営する時期が3月のちょう

ど春分の日ぐらいから10月いっぱいにつきまして、美化協力費を徴収して施設自体を運営しているのですが、そのときはキャンプの方からも協力金を頂いております。クローズになってからは、協力金のほうは頂いておらないのですが、このところの人氣でソロキャンパー、そういう方たちがいい場所だということで、冬場もキャンプを張られております。そうしたことから、学校橋のトイレのほうもかなりの利用がありまして、浄化槽のほうもかなりいっぱいいっぱいな状態で稼働しておるところなのです。

そうしましたところ、学校橋につきましてはフルシーズンで皆様から協力費を頂きまして運営したらどうかということで、観光協会でも話し合われているところでございます。そうしたことで、通年を通してにぎわっている学校橋の利用については、そうしたことで皆さんから協力していただいて、その協力費を美化に還元して、占用させていただいている美観を損なわないように、今後も多くの方に利用していただくよう検討してまいっているところであります。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 企業奨励金なのですが、1社対象があったということです。それが製造会社と。この企業名は、もうそろそろ話してもいいと思うのですけれども、ちょっと伺いたいと思います。

それから、元気回復会議と上の地域商業の、そうすると元気回復会議も人件費だというふうに言っているのであれば、ちょっと別の名前でないといけないのではないかなと思うのですよ。地域商業等の活力会議で、駅前のにぎわいをどうつくっていくか、町全体の発展をどうしていくか、それは一本に絞ったほうが私はいいと思うのですけれども、担当課長は駄目でしょうか、いかがですか、余り答える気ないかな。それを伺いたいと思いますが。

学校橋については分かりました。

○佐久間孝光委員長 小輪瀬室長。

○小輪瀬一哉企業支援課企業誘致推進室長 奨励金についてなのですが、今までも説明のほうをさせていただいているとおり、この企業奨励金につきましては企業の新規立地、拡張に対しての奨励ということで、企業の事業活動と密接に絡みがあるということで、事業上の秘密もあろうかという判断で、企業名の具体的なお名前については、差し控えさせていただいております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 中村副課長。

〔「さっきの答え……」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 元気回復会議について、私のほうからお答えしたいと思います。

この元気回復会議は、町の商工業の振興を担う商工会、それから観光業の発展を担う観光協会、そして駅前の活性化、にぎわいづくり、この創出を担う町、これが連携協力をして課題にどう取り組むか、たしか3年ぐらい前にこの組織発足をして、議論を進めてまいりました。その中で嵐なびができたり、様々なことが実現をしたものもごございます。さらに、将来を見据えたときに、この3者が協働連携して進んでいこうという考え方に変わりはございません。ただ、いろんな嵐なびができた後、課題がございまして、お昼休みに閉めているなんてとんでもない、そういう町民からお話も頂きましたし、下で商工会の人ですとか、いろいろ販売をして、駅を降りて家に帰るのにも、コーヒー1杯、パン1個食べられないと、そういう駅前では困る、そんなお話も頂いたりして、いかに町民の方に便利に使っていただくか、それを通じて駅前をどう活性化し、にぎわいづくりを創出していくか、そういうふうな課題に取り組むために、31年度からは町がその財源を負担をして、その仕組みづくりに入っていって、こういうことでございまして、一つ一つその目的を達成しておるわけでございます。そういう形での嵐なびの1階部分の運営が、31年度からそういうふうな形が始まったと。元気回復会議はもっと範囲を広げて、3者が連携をして今申し上げたような一定の成果を上げるために、今後もその組織については必要だろうと、このように考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 この人件費が、元気回復のこれが要らないなんて私は言っているのではなくて、町全体のことを考えるのは、もう一本に絞ったほうが私は効率的ではないかなと思うのです。ぜひご検討いただきたいということで、いいです。

○佐久間孝光委員長 質疑がないようですので、企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩といたします。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 1時52分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、まちづくり整備課に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

藤野委員。

○藤野和美委員 まず、146ページの子育て高齢者応援リフォーム補助事業が、前年は75万計上されておりましたけれども、今年度はゼロになっております。前年度の実績と今年度これをゼロにした経緯です、お考えをお聞きます。

第2点目は、154ページの生活道路整備事業が、やはりこれも前年度は1,720万ついておりましたが、今年はゼロになっております。この辺のお考えです、をお聞きいたします。

3点目は、158ページですが、武蔵嵐山駅西口地区整備事業が今年度は1億380万計上されております。この中で国庫支出金が9,000万、町債が1,240万という形で計上されておりますけれども、これは次年度、次々年度等も3年間1億という形が継続事業で計上されていましてけれども、これは3年間同じような経緯で予算はいくのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

146ページの子育て高齢者生活支援事業につきましては、ちょっと今年度2月末現在では5件ございまして、補助金としては44万3,000円というふうな実績でございます。これにつきましては、平成27年度から子育て高齢者応援リフォームという事業をさせていただいて、子育て家庭、高齢者家庭のリフォームについて補助させていただきました。5年間たち、補助金については5年間たった、3年または5年程度で見直しを行うというのが町の基本的な方針でございますので、町の財政事情等々を鑑みまして、5年間で終了するとさせていただくところでございます。

続きまして、154ページの生活道路整備事業につきましても、これにつきましても様々な生活道路の要望等はございますけれども、様々な町の全体的な内容の見直しにおきまして、今年度につきましては当初におきましては、ゼロ円ということとさせていただきます。

158ページの駅西の補助金の関係でございますけれども、これにつきましては5年間で4割という補助率でございまして、今年度かなり充当率が高いのですけれども、これは駅西口での都市再生整備計画という計画の下に、全体で4割というのを算定して、その全体に基づき補助金を掛けて提案させていただいております。ちょっと事業費が今かなり見直させていただいて、事業費を下げた関係で今年度についてはかなり高い充当率になっておりますけれども、全体で4割というのを総合的に見ながら今後させていただきたいと考えておりまして、内容についてはもう少し、もっとというか、かなりもしかすると補助率が下がってくる。事業費の実績を見ながら、今後の予算を見ながら、また4割というのを年度間調整をしながら行ってまいりますので、来年についてはもっと下がったり、また上がったというふうになろうかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 158ページ、159ページのブロック塀の撤去事業補助金が40万円なのですが、撤去してほしいブロック塀というのはどのくらいあるのか。危ないなと思っていたのが、この台風19号で見事にブロック塀が崩れたということがありますので、実際に指摘して行って、ブロックの撤去というのをやっていただくほうが危険がないかなと思うのですけれども、そのことについて伺います。

それから、160ページ、161ページ、平沢土地区画整理事業の補助金が1,700万なのですが、これもう最終的な段階になっていると思うのですが、事業内容について伺います。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、158、159の耐震化事業につきましてお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、一つ要因としまして今までずっと行って耐震住宅の診断、耐震住宅の改修という事業が来年の補正予算でいつも削らせていただいて、しょうが

ないということでございまして、もう一度耐震化事業について補助金のほうを入れさせていただきます。それで、例の大阪の地震がございまして、ブロック塀が壊れたというものを受けて、国が補助金を創設させていただきましたので、それに基づきまして今度補助しようとしてさせていただくところでございます。内容を見たというわけではございませんで、基本的には通学路についてメートル8万という国の補助金というのがありますので、それに基づきまして国3分の1、地方3分の1、民間、個人3分の1という、3分の1の負担で撤去ができるという補助金を創設させていただくところでございます。場所を見てやったわけではなくて、ブロック塀、通学路も毎年毎年変わりますので、通学路等で危ない箇所について撤去させていただくのを促すという補助金の創設の内容でございます。

続きまして、平沢土地地区画整理事業、すみません、補助金でございまして、これにつきましては県、町の補助金を頂きながら事業を進めさせていただいております。来年度につきましては、換地処分通知書の委託等で1,700万を頂くというものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 私は、以前ブロック塀の撤去というのを一般質問したことがあるのです。そのときには、3か所というふうに言われたのだと思うのですけれども、見事1か所はこの台風19号で壊れました。あと2つはどこなのか分からないのですが、ブロック塀というのは本当指摘しておかないと、なかなかやっていただけないという状況があって、多分町の中ではある程度判断されていると思うのですが、そこについて指定していくという方法が必要なのかなと思うのですけれども、これ中に鉄筋が入っていたとしても、危ないのです、実際に。植木なんかが植わっていると。それで根っこが出ていって、かなり私は危険だなと思って、本当に危険、見事だったので、それは積極的にやるべきだと思うのですが、その点について伺います。

平沢土地地区画整理事業の補助金について、これすみません、今うまく上手に聞き取れなかったのですけれども、あと何年ぐらいで全部終わる予定になりますか。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それではお答えさせていただきます。

ブロック塀の撤去につきましては、これまでも例の大阪の地震起きまして、ブロッ

ク塀の点検というのを広報やホームページ等をお願いさせていただいたところがございます。なかなか見て町のほうでどうのこうのというのは難しい面もございますので、今回は補助金を創設させていただいて、自分で危ないと思ったところについては撤去していただく。もちろん要件がございまして、通学路という要件もあるのですが、通学路の面についてはこういう補助金を使って撤去していただくというのを促したいというふうに思っているところがございます。町が積極的にありますよというわけではないのですが、広報等を出していただきますので、手を挙げていただいて撤去していただくという、撤去費用も3分の1でございまして、あと条件がございまして、これ以上かかってくると自分の負担が出てきますので、その辺につきましては募集をしてやっていきたいと考えているところがございます。

平沢土地区画整理事業につきましては、換地処分、換地処分通知の委託等で行ったものでございまして、今現在の契約におきましては、令和5年度までの事業計画というふうになっているものがございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 124、125のフィットネスパークのこれ増えた分を伺いたいと思います。

それから、146、147、子育て、先ほどのリフォームの関係なのですが、全体で5件と子育ての関係でのリフォームは何件で、高齢者は何件だったのか伺いたいと思いますが。

それから、154、155、一番下の橋梁改修工事なのですが、これ補正だったのかな、関越道の3橋を改修するという説明でした。関越道は4橋架かっているわけですが、この1橋だけ抜いたというのは、何か理由があるのですか。

それから、何か私が見ているのには、文化村のあそこの橋ですけれども、2～3年に1度何か工事をしているという感じがするのですが、そういうしょっちゅうやっているという感じがするのですが、そんなことはないのかちょっと伺いたいと思います。

それから、158、159の武蔵嵐山東西通路駅前広場、330万減っているのですが、このちょっと理由を伺いたいと思います。

そして、ブロック塀ですけれども、国、県、個人で3分の1ずつということなので

すか。町は入っていないのですか。町は入っていないのですか、確認です。

それから、この限度額というのはあるのか。それと、例えばそれで10メートルぐらいの高さが2メートルぐらいのものだと、どのぐらいの補助が出るのか。難しいかな、伺いたいと思います。

武蔵嵐山駅西口の整備に関して、基本的には私は反対なのですが、ただ駐輪場整備にはちょっとほかの人からも、あれはぜひやってくれということを言われていて、確かにそうだなと思っているのですけれども、ただ事業としてやっているところが5店舗ぐらいあるのかな、あるわけですよね。これ町は勝手に始めてしまったら、多分潰れてしまうのではないかなと思うのですけれども、何か話し合いをしているのか、していないのだったら、していく予定があるのか、しないで勝手に進めてしまうのか、ちょっとその点伺いたいと思います。

それから、その下のマスタープラン、ちょっとどういうふうな計画になるのか、伺いたいと思います。

平沢土地区画整理は聞いてもらいましたので、いいです。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、私のほうからフィットネス21パークと子育て支援と、武蔵嵐山駅管理事業と耐震と駐輪場とマスタープランの関係につきましてお答えさせていただきたいと思います。

フィットネス21……

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 いや、ちょっともう答え始めていますので。

○川口浩史委員 では、総括でしょう。総括できますか、今日は。

○佐久間孝光委員長 答弁をお願いします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それではお答えさせていただきます。

フィットネス21パークの増加分につきましては、基本的に消費税が昨年10月から上がりました関係で、いろいろ細かい伐採委託料とかというのが増えている段階で、合計して増えているものでございます。

子育て世帯の補助金につきましては、平成27年度から言いますと……

〔「いや、今年度」と言う人あり〕

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 今年度ですか、令和元年度につきましては、今のと

ころ2月末の現在で5件、うち子育て支援は1件、補助額でいいますと2万3,000円
でというものでございます。

〔「高齢者は」と言う人あり〕

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長　ごめんなさい、高齢者は4件で42万円というのが、
今のところ2月末までの実績でございます。

続きまして、武蔵嵐山駅の減額分でございます。これにつきましては、昨年度管理
事業を長期継続契約で入札を行いました。その関係で、入札を行った関係でかなり減
額というか、入札減で今年度については落ちているものでございます。

駅西の駐輪場につきましては、所管としては地域支援課になるのですけれども、ち
ょっと全体的なことを話させていただきます。駅西地区の都市再生整備事業につきま
しては、駐輪場も入って計画を立てております。これにつきましては地元に説明して
おりますし、駐輪場管轄課とともに丁寧な説明をして、そういう不安がないような形
で進めているというのが今の現状の予定でございまして、ちょっと駐輪場につきまし
ては、地域支援課でございますので、それでご了承願いたいと思います。

マスタープランの関係でございますけれども、これにつきましては基本的に策定に
ついては職員で行っているところでございますが、図面というのがやっぱりなかなか
描くのが時間がかかるのと、きれいな図がやっぱりなかなか描きづらいというのがあ
るので、その辺の関係は委託で出していこう、作るのは自前でやっていこうというの
で、ここの印刷製本費につきましてはマスタープランの作図というか、作図と出来上
がった印刷というか、図面の印刷です、プランのほうに対して絵ができますので、そ
れにつきましては外部委託をして、印刷をしていただいて納品していただくという、そ
ういう費用でございます。

以上でございます。

〔「あと155ページの橋梁」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長　久保副課長。

○久保雄一まちづくり整備課副課長　すみません、155ページの橋梁改修工事の工事請
負費の関係でお答えさせていただきます。

この工事請負費につきましては、関越自動車道ではなくて嵐山歩道橋のほうの改修
工事になります。川口委員さんがおっしゃられました関越自動車道の橋につきましては
は、確かに4橋ありまして、そのうちの3橋が橋梁点検で3判定が出ましたので、そ

この部分につきましては今後改修を、今年度改修をしております、来年、再来年度また、今年度は舗装の上面の部分を改修させていただきまして、再来年に今度下面を改修させてもらう予定になっております。以前に修繕をやったというお話なのですが、平成23年か24年ぐらいのときに、剥落防止という形でコンクリートの破片が落ちないようにという形で、1回修繕工事をさせていただきました。

以上になります。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 すみません、答弁漏れ申し訳ございません。

ブロック塀の関係でございまして、これにつきましては全体的な国、県の方針を言いましたけれども、町としては補助率2分の1で、上限は20万円というものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 154、155、橋梁の関係は嵐山歩道橋。嵐山歩道橋というのは、平沢のところですか。なるほど、分かりました。バイパスに架かっている歩道橋も全部やってもらって、特にファミリーマートのところは、あそこは何かがたがたしていたのです。安全上問題はないなとは思ったのですけれども、あれも直っていました、私も確認しまして。

駅西は、不安がないようにすると言ったって、難しいよね。初めにこっちがつくっちゃったら、多分もう使う人いないと思うのです。がたんと落ちると思うのです。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 地域支援課だそうです。駐輪場の関係は。

○川口浩史委員 では、どこで言うの。もう終わってしまったで。

〔「総括ですね」と言う人あり〕

○川口浩史委員 総括で、では総括に入れるわ。担当課に言ってもそうだよな、しょうがないのだよな。

では、ちょっとブロック塀だけ。国も出し、県も出しということで、個人負担は2分の1ということでね、なるほどね。それで、本人がやりたいと言ったら、通学路はこれどこでもできるのですか。ある程度斜めになっているとか、ちょっとがたがたするとかという、そういう条件はあるのかどうか、ちょっとそこだけ確認したいと思い

ます。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、ブロック塀のみの回答でいいかなと思ってもよろしいですか。

○佐久間孝光委員長 はい。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 ブロック塀につきましてお答えさせていただきたいと思います。

これにつきましては、国の補助要件が通学路を含む避難路となっていますが、町としては通学路を基に除却費用を補助するものでございまして、その内容につきましては、ブロック塀が自ら除却したいというものに対して補助するものでございまして、特に要件というのは今のところ求めないことで考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員 156ページの河川総務費の中のどちらに入るのか、入っていないのですけれども、国の施策では昨年の台風19号の関係で、国の20年度の予算案には緊急しゅんせつ推進事業費というものが入りますよということがございまして、自治体の中で今回危ないところがあれば、費用の7割を地方交付税で措置できるという、そういうのがあったわけです。たしか昨年、台風が終わった後に一般質問でもしゅんせつやってほしいとか、私はおとししゅんせつをお願いをしたわけですが、今回そういう予算が入っていないのですが、お考えを伺いたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それではお答えさせていただきます。

緊急しゅんせつ事業費につきまして起債ということで、情報等は町のほうには来ておりました。ただ、まだ案の段階で、これまだ決定ではないという状況で、これにつきましてはまた改めてというのがずっと続いてきておりまして、正式な通知をいつ出すかというのがまだ決まっておらなかった。確かにこれまでもしゅんせつについては、町の普通河川についても要望が出ておるところでございまして、今後検討をしていかなければいけないというふうに思います。ただ、財政的なものもございすけ

れども、いろいろ考えながら総合的に勘案し、できることであればやっていきたいというのが思っていますし、それはちょっと財政的なこともありますので、いろいろ相談しながらさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 柳下技監。

○柳下和之技監 補足で、県の状況、情報提供をさせていただきたいと思います。

市野川の場所はちょっとまだ未定なのですけれども、そちらで樹木伐採、それから河道の掘削の予算計上があるということで聞いております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そういうふうに予算計上が県のほうであるということで安心しましたが、これも、これ町の負担とか大体今から何年前になるのでしょうか、23年だか22年ぐらいだったかな、しゅんせつしたときがあったのですが、あのときで大体町の負担というのはどのぐらいあったのか、ご記憶にございますか。市野川やったことあったよね。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それではお答えさせていただきます。

ちょっと22、23年のことは分からないのですが、基本的に町は1級河川のほうをやらないのかなと思っています。私が今答えたのは、普通河川のほうでもしやる場合は、考えさせていただきたいと思います。それはもちろん県のほうの委託というか、状況ですね、教えていただきながら、町もしゅんせつは多分したことがないというふうに思いますので、その辺を聞きながら今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 すみません、1点だけではお尋ねします。

155ページなのですけれども、修繕費の関係で、49万4,000円ほど前年度よりもプラスになっております。ということは、備考欄のほうには路面の標示、あるいは道路反射、あるいは防護柵というようなふうなものが明記されておりますけれども、それぞ

れこれは台風の関係なのか、あるいは自然にやっていかざるを得ないものなのか、メートル数はどのくらいなのか、あるいはどの辺の場所を予定をしているのか、お尋ねします。

以上です。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それではお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、増加分につきましては、基本的に路面標示ですか、センターラインとかそういうふうについて今後やっていきたいというのが計算していただいております。地域の要望によっていろいろ変わってきますので、何か所というわけではなくて、ある程度の一定の予算を頂いたというものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうすると、来年度予算ですから、これからいろんなものが上がってくるだろうということで予算組みをしたと、そういう解釈でよろしいですか。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 こちらにつきましては、地区の区長さんから通じて砂利敷きとか、いろんな砂利敷き、ほかの地区については道路照明灯とか防護柵とか、センターラインとか、そういうのが要望が上がってきておるところでございまして、それにつきまして順次できるところからやっていくという、そういう予算になっているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑がないようですので、まちづくり整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時23分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、教育委員会事務局に関する部分の質疑を行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 172、173ページの一番下、小中一貫の関係で会計年度任用職員、今までの臨時職員2名から3名にするという説明だったと思うのですが、この2名から3名にする必要性というか、どういう状況だから3名にしますというのがなかったもので、ちょっと伺いたいと思います。

それから、次の174、175、学校適正規模等推進事業、これ委員報酬で出ているわけですが、何人を、計算すれば分かるのですが、ちょっと何人なのか伺いたいと思います。

それから、各小中学校の要保護、準要保護の人数をちょっと伺いたいと思います。

それから、196、197で幼稚園の教育振興事業、副食費が補助金出すのだということ、これ年に何回ぐらいあるのかを伺いたいと思います。

そして、208、209、オリンピック聖火リレーの件なのですが、いや、ちょっと驚いたのは、これ嵐山町が負担するのですか。何も来ていないのですよね、国、県から。ちょっとどういうことなのか、どういうことでこれをお金来ないのか。JOCにそれが行ってやるから、全部場をつくってくれという感じしか受けないのですが、お金が来ない理由をちょっと伺いたいと思いますが。

それから、会場借上料、これは何、これも入っているわけですが、これは女性会館を借り上げるための費用という理解でよろしいのですか。警備、保険、これ人数はどのぐらいなのかを伺いたいと思います。

それから、文教厚生常任委員会が今年の9月議会で提言をしているわけです。例えば小学低学年の残食に関して、給食時間の問題が提起されて、決められた時間内で食べることとの兼ね合いもあるが、検討が必要ではないかという、こういう提言が。それから、量が足りているのかというようなことが、これは何か新しい新年度には生かされているのかどうか、伺いたいと思います。

それと、英語が教科化になって、その分をクラブ活動を削減したということで、もう目いっぱい状況にあるということの表れですか。クラブ活動を楽しみにしている

子どもにとっては、大変残念なことではないかなと思うのですが、その辺は考慮してのことなのか、国がやれというから、ここしかないのですよということなのか、伺いたいと思います。

それから、今年度教員の長期休業者はいるのか、もちろん教員です。新しい対策、新年度は何か対策があるのかどうかを聞きたいので、まずはちょっとそういうのがあるのかどうかを伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時38分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口委員の質疑に対する答弁からです。どうぞ。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 では、私のほうからは172、173ページ、小中一貫教育推進事業について答弁させていただきます。

今まで中学校のほうに2名の先生方を配置させていただいて、中学校のほうから小学校との連携、中1ギャップの解消、事業概要のところにも記載しておりますけれども、それを目指してやってきましたが、新年度におきまして今度は学習指導要領が変わる中で、かつてのというか、我々が教わったような先生からの一方的な教育ではなくて子どもたちが自ら考える、子ども同士で学び合うという点で小学校のほうを重視すると。そういうことで各小学校3校に1名ずつ3名の先生を置き、また現在小学校のほうでも高学年の教科担任制を取り入れて先生方の研究なり、また時間を見つける、そういった形で中学校に上がったときにそういった状態にも慣れるような形になるようにということで、そういった点を特に重視してスムーズに小6から中1に上げられるようにということで、この小中一貫教育推進事業の中で会計年度任用の先生を1名増やして3名という形にしたものでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 順次お答えをさせていただきます。

2 番目の174ページ、175ページの学校適正規模等推進事業でございます。こちらに関しましては、町立小中一貫校開校の推進に要する経費ということでございまして、委員の報償費を計上させていただきました。今後準備委員会として教育目標、校名、校歌、校章、制服、通学方法など、詳細な事項を決定していくための委員会でございます。この委員会につきましては、15人から30人、30人を上限として計上させていただきましたが、それぞれの部会構成等、また要綱を定めて進めさせていただきたいと考えております。今後検討いたしまして、要綱を定めて進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、3 番目でございます。小中の要保護、準要保護の人数ということでございます。計上させていただきました184ページ、185ページが小学校に関する教育振興費でございます。小学校に関しては計上人数が要保護が3名、準要保護が99名でございます。

〔何事か言う人あり〕

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 学校ごとに申し上げたほうがよろしいでしょうか。

〔「そうですね」と言う人あり〕

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 ただ、学校ごとに申し上げますと、1という数字も出てまいりまして、特に……。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 では、そのまま結構です。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 よろしいでしょうか。

○佐久間孝光委員長 はい。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 失礼いたしました。

続きまして、中学校の人数でございます。190ページから193ページが中学校の振興費でございまして、中学校の計上人数は、要保護が5人、準要保護が66人でございます。

続きまして、4 番目の196ページ、197ページの幼稚園の副食費に関する補足給付補助金でございます。こちらに関しては年1回の給付、支払いを予定しております。

続きまして、私からは最後でございますが、8 番目の長期休業者でございます。現在出産と育児に係る休業者、こちらはいるのですが、病気を理由とする方はいません。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、私からは特に小学校低学年における給食の状況について、まずはお答えさせていただきます。

小学校低学年におきましては、特に1年生の段階におきましては給食そのものの配膳、食事等にまだ慣れていない状況がございます。ですので、こちらに対応するために慣らし給食という期間を設けまして、牛乳とパンという2食のところから始めて、デザートがつき、おかずがつきというふうに内容のほうをだんだん、だんだんと増やしながら慣らししていく慣らし給食とともに、通常ですと給食の時間というのは4時間目が終わってからの数十分間ということで時間が定められておりますが、入学の当初につきましては4時間目の時間帯から、手洗いから配膳等、準備を含めて食事、片づけというところまでの指導を通常よりも長い時間を設けて、徐々に通常の時間帯に戻していくというような対応をさせていただきますので、時間につきましては十分な時間が確保できるよう配慮してございます。

また、食事の量につきましても多少御飯ですとか、おかずの量につきましては、月に1回開催しております給食主任会等で各校の様子を情報共有しておりますので、その中で出た課題につきましては、できるだけ給食センターのほうで対応をいただいております。具体的には、御飯等の量を増やすというような対応もしていただいております。

続きまして、英語の教科化に伴うクラブ活動の時間の削減についてという点について申し上げます。現在は年間16回から19回程度のクラブ活動の時間が確保されていると思いますが、来年度、令和2年度より年間行われておりますクラブ活動の時間を月1回程度ということで削減をしていく方向でございます。これによって生み出されました時間を英語の教科の時間に充てたいというふうに考えております。クラブ活動の時間につきましては、学習指導要領等で何時間行わなければならないという数字的な規定はございません。ただし、月2回程度が望ましいというような指導をこちらはさせていただきますので、年間10回から11回程度というような形で本来の回数に戻すというようなイメージでおります。

私からは以上です。

○佐久間孝光委員長 清水次長。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、私からは209ページのオリンピック聖火リレーについてお答え申し上げます。

まず、経費負担についてということでございますけれども、オリンピックの開催が決まりまして聖火リレーの立候補を各市町村でする段階から、特にその補助金であったり費用負担についての説明はなかったということで、実際昨年6月に発表されて以降、選出された市町での事業費については一切持つということになっております。

それから、会場借上料についてでございますけれども、委員さん申し上げたとおり、ヌエックの借上料でございます。借上げにつきましては、7月8日、9日、ヌエックの研修棟の一部の部屋です、主にコレクションポイントということで、選手の控室、役員の控室、更衣室であったりということで部屋を幾つかお借りすることになっております。その部屋の使用料ということで当日分、前日からお借りすることにはなっているのですが、当日分だけの費用ということで予算を上げさせていただいております。そのほかにつきましては、国立女性教育会館で費用を取らないということになっております。

あと保険料についてでございます。何人かということでございますけれども、予算については150人ほどを見込んでおります。対象として見込んでおるのが全体のボランティア、それとミニセレブレーションを行う区間につきましては、サポートランナーということで子どもとは限らず、20名ほどランナーと一緒に走れるということなので、小学生を予定しております。そういった方々、あとは役員等を含めての形で計上はさせていただいております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 小中一貫の関係ですけれども、今度は小学校に1名ずつ配置すると。今までは中学校にいたのだけどもということで、中学校にいなくなってしまうことをちょっと懸念するのですけれども、そちらにはどういうふうに対応するのでしょうか。

それから、学校の適正規模の関係ですけれども、工程表を見るとたしか2つの委員会を作るようなことになっていたと思うのですけれども、15人、15人くらいで考えているということではあるのですか。それとも一遍に、委員会は一つでやるのですよということなのかどうか、伺いたいと思います。

要保護、準要保護、そんなに変わっていないのかなと思ったのですけれども、いいです、これは。ちょっと参考に聞きましたので。

196、197、幼稚園の実費徴収に係る副食費なのですが、この副食費は年に何回あるのでしょうかと聞いたのですけれども、分かりましたら伺いたいと思います。

それから、オリンピックの関係ですけれども、なるほど、そういう仕組みになっているのですか。もう町がお金を出すというのでしたら町民を、やってくれるという人は、町民をいっぱい参加させていくべきだなと思うのですけれども、このボランティア、サポートランナー、役員、どうなのでしょう。そういうお考えがあるのかどうか、できるのかどうかも含めて伺いたいと思います。

それから、教員の長期休業者はいないということなので、分かりました。

給食の関係なのですが、低学年はそういうふうしていると。ただ、ちょっと私、当時の文教の委員ではなかったので分からないのですけれども、これを読むと全体的な感じがするのです。全体的に時間が少ないと、量も少ないと。私も前、ここで何回か食べたことがありますけれども、量が少ないと。これが中学生のと驚いたくらいなのです。当時そんなにもういっぱい食べられるようなことではなかったので、これで育ち盛りの子どもは足りるのかなと思ったくらいなのですけれども、いかがなのです。足りていると感じているわけなのです。そういうことを率直に当時の文教の委員の皆さんが疑問に思っただけで提言をしているわけです。この提言を教育委員会はどういうふうに見て止めたのか、併せて伺いたいと思います。

それと英語の関係なのですが、要は指導要領にないということで、だからこれは切りましたよということなのではあるけれども、クラブが好きな子どもにとってはもう本当に残念だと思いますよ、これを切られたのは。勉強はできないけれども、クラブは得意ですよという子どもにとっては。そういう子どもの気持ちを理解しながらやったとはちょっと思えないのです、今のちょっと答弁聞いていますと。でも、国から来ているからしょうがないことなのか、もう一度ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 村上事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 1点目の小中一貫、中学校のほうに教員がいなくなったということで、小中連携ですので、確かに今まで中学校にいた先生が今度は小学校に配置すると。ということで中学校にまるっきり行かないわけではなく、やはりそこは小中の連携が必要になりますので、いる場所は、本務は小学校の各校にありますけ

れども、当然中学校にも出向きまして、それぞれちゃんと中学生になった上でのギャップ等がないようにという形で、小中の連携を図るという形で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えさせていただきます。

適正規模等委員会でございますが、委員全体としてということで考えております。委員会としては1つでございますが、その中で各項目についてご審議いただくものを部会として構成する予定でございます。

次に、副食費でございますが、嵐山幼稚園の場合は11月の給食費を頂いております。各1か月に対してのいわゆるおかず部分というものでございますので、例えば今年度で申し上げますと、4,300円の給食費のうち副食費2,700円でございます。私立幼稚園の中で該当する12月徴収をされている給食費の場合は、12月が対象ということになります。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 清水次長。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 私のほうからは、オリンピックの経費が町負担であれば町民参加を求めるべきではないかということについてお答えいたします。

委員さんおっしゃるとおり、町民参加が一番よろしいかなとは思っておりますけれども、組織委員会から県の実行委員会においても、テロについて非常にシビアに考えております。警察とも連携して協議を行っているのですけれども、ボランティアということで、よくマラソンなんかでコースに背を向けて立たれる方を今のところ20メートルに1人ずつぐらいは配置をしたいなと思っておりますけれども、そういったところで一般で募集をしたボランティアを活用するというのは非常に難しいかなと思っております。そういったことで今考えているのが町のスポーツ協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団の指導者、あとは町の消防団といったところでご協力を頂いて、あと足りない部分については町の職員にお願いしたいということで考えております。

サポートランナーにつきましても、先ほども申し上げたとおり20名ということで、この春小学校5、6年生になる方をもう既に募集して決定しております。募集20名の

ところ86名の方から申込みをいただきまして、抽せんをさせていただいた中で20名を決定して、ご本人様にはもうご通知申し上げているところになっております。ですから、町民の方につきましては、沿道で、コースにつきましてはご存じのとおり、ヌエックをスタートして国道254をつきのわ駅まで走るということになりますので、その上り車線側の歩道で応援いただくという形を取っていただければと思っております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 平給食センター所長。

○平 博之教育委員会事務局学校給食センター所長 給食に関するご質問にお答えいたします。

量の問題であります。センターにも勤務する栄養教諭が学校給食実施基準に基づき、摂取基準を見てしっかりと計算して提供をさせていただいております。ただ、量が足りないという声も届いていないわけではございません。給食主任会でのそういった声の集約もありますので、しっかりと対応していきたいと考えております。一方で、残菜調べ等もきちんと行って、何が必要であるのかもしっかり見ながら進めてまいりたいというふうに思います。また、皆様から頂いた提言につきましては、真摯に受け止めしっかりと対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 私からは、英語の教科化に伴うクラブ活動の削減について申し上げます。

クラブ活動の時間が減ることは間違いがないのですが、ここのところで好きだった運動、好きだった手芸等々の活動につきましては、通常の教育活動の中で業前の活動の時間、それからお掃除がない長い昼休みの時間、そういった時間に子どもたちを満足させられるような活動の特設したりというような活動で、授業とはまた違った形で子どもたちの活動を満足させられるような活動をというふうにも考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 分かりました。ちょっと文教の提言について、やっぱりこれは教育長が答えなければまずいですよ。議員の皆さんは一生懸命やってくれたのでしょ

ども、ちょっと参考にもできませんねとか、余りにもうちらとは考えが違いますよとか、これはどう受け止めてあるのですかというので聞いているのですから、ちょっと教育長から何か一言あっていいかなと思ったのですけれども、ありますか。何かできますか。あれば、では。

○佐久間孝光委員長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 それでは、お答え申し上げます。

議員さんから出された提言につきましては、特に小学校低学年についての給食の準備時間、給食を食べる時間とかというのが短いというのは今までもずっと言われていたことですので、それについては各学校で先ほど指導主事が申し上げましたように工夫しているところです。

それから、中学校3年生については給食の量が少ないというのもあるのですけれども、実際のところ中学生が食べている給食を成人の教職員がずっと食べていると成人病になってしまいます。ですから、ある程度の量を抑えながら健康も考えながら食べさせているということですので、その点についてはご理解いただきたいと思います。若い教員が中学校に入って、見ていただきますと1年後、2年後になると、みんな体が膨張していきますので。ですから、その点の注意をしているのだということをご理解いただければと思います。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

長島委員。

○長島邦夫委員 では、たくさんある中ですが、絞ってお聞きをします。

最初に、83ページのボランティア活動支援事業なのですが、議案説明の中で今年度はコーディネーターを置く代わりに職員さんを使って、コーディネーターの部分を補うのだというふうな話だったのですが、本当にそれで補えるのかどうか。非常にボランティア団体は多いですし、活動も多岐にわたっていますし、ちょっと心配するところなので、実際本当にそれでやっていけるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

次に、199ページの社会教育事業なのですが、私どもいつも参加させていただいている成人式の実行委員会への補助金が9万5,000円出されております。昨年度の状況等を見ていると、クイズがあったり、かなり工夫をして、成人者が喜ぶような事業をなさっているなど。やはり当事者でないと分からないところが随分あるなど

いうふうに思っていますが、最初のイベントの部分等のものが削減をされたり何かしているんで、予算上ちょっと足りないのではないかなというふうな心配をしました。その心配が、そういうことは大丈夫ですよというふうな打ち消していただけるような答弁を頂ければありがたいのですけれども、そんな感じを持っています。いかがなものでしょうか。

3点目に、209ページです。これ一つ一つの管理事業なのですが、土地の購入費が前年度とほぼ同額が出ていまして、公有化がさらに進めるのだというふうなところなのですが、前回のときももうそろそろ終わりだというふうな話も聞いていたのですが、今年度もほぼ同額ぐらいです。どこのものを公有化するのか、この予算がつけば、そのところが購入できるのかどうか、その点をちょっとお聞きをしたいと。

以上、3点です。よろしくお願いします。

○佐久間孝光委員長 植木交流センター所長。

○植木 弘教育委員会事務局交流センター所長 それでは、私からはボランティアコーディネーターにつきましての答えをさせていただきます。

平成31年、令和元年度につきましては、ボランティアコーディネーターにふさわしい人物が結局見つからずに任命ができなかったということでございまして、引き続き適当な人材を探しているということもございします。その間につきましては、職員がその代わりを対応しているというところでございますが、根本的な問題としましてもう一つ、ボランティアセンターはオープンしてからちょうど8年になります。様々な事業を行ってきた中で一定の成果を挙げてまいりましたというふうに考えております。今現在、その次の10年に向けてボランティアサポート委員会というところの諮問機関に、次の10年に向けてのボランティアセンター、それからボランティアの活性化に向けての在り方を検討していただいているというところでございます。その議論もまだ途中でございまして、その結果を踏まえまして新たなボランティアコーディネーターに対するいろいろな役割、期待というものも出てまいるというふうに考えておりますので、それを踏まえまして、さらに適当な人材が見つければ、当初、予算は計上しておりませんけれども、何らかの形で対応をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 清水次長。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 私からは、199ページの成人式実行委

員会補助金についてと、209ページの土地購入費についてお答えを申し上げます。

成人式実行委員会補助金につきましては、補助金という形で実行委員会に補助しているものでございます。式典からお楽しみ会等を含めて、全て実行委員会の中で検討して内容を作り上げているものになっております。今年につきましても、実行委員のほうから予算が足りないというふうなお話は、特に頂いておりません。

それから、209ページの公有財産購入費ということでご質問ですけれども、これにつきましては、平成29年度に埼玉県土地開発公社が購入しております。それを現在、町が買い戻しているという形を取っております。令和5年度まで同等の額の支払いが見込まれております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 では、全部質問があるわけではないのですが、最初から行きます。

ボランティアコーディネーターなのですが、私は分からなかったのですが、31年も見つからない状況が続いていたと、そういう状況だったという今説明がありました。できるものだったらどなたかつけたいのだというふうなことで、今後の10年間、確かにもう8年たって、あれだけ充実したボランティア団体の方が活動するということになると、やはり先のものについても新たなものが出てきそうなのであれば、どなたか見つけていただく方向でさらに努力していただきたいというふうに思います。ですけれども、このボランティアサポートの、今までも定年なさった職員さん等がやっておりましたが、どういう方がふさわしい、所長さんなんかもお分かりなるのではないかなというふうに思うのですが、将来的にどういう方を主に見つけているのか、もう一度ご答弁いただければというふうに思います。

成人式の実行委員会の補助金については、私どもが参加をしていて、何か縮小で最初のイベントの部分が無くなったり、またああいうところを頼むと当然経費的なものもかかってくるのではないかなというふうに思います。こちらから経費的には足りないというふうなことは言われていないけれどもというふうなことでございますが、反省会等々あるのではないかなというふうに思いますので、実行委員の方に再度お聞きしてみるのも一つのあれではないかなというふうに思います。いかがなものでしょうか。

最後の問題については、土地の購入費については、どこがあるのかなというふうに、

ではもう取得したところに対して土地の開発公社のほうに返還というか、お金を返しているという状況だということで理解しました。

最初の2点だけお願いします。

○佐久間孝光委員長 植木交流センター所長。

○植木 弘教育委員会事務局交流センター所長 答えいたします。

委員ご指摘のように、今まではコーディネーターといいますと、例えば役場の職員ですとか退職教員ですとか、そういった方をお願いしてまいった、そういった方たちが適任でなかったということではないのですけれども、やはりどうしても在任期間が1～2年から、長くて3年ぐらいということになってしまうわけなのです。様々なボランティアに対するニーズ、それからコーディネーターの役割がどんどん増えていく、さらに専門化していくという中で、少なくとも5年ぐらいは腰を据えてやっていただけるような、しかも一定の研修等を受けて様々な能力、スキルをお持ちのスペシャリストをできればお願いをしたいということもありまして、なかなか適材な方が見つからないという状況がございました。引き続きそうした方を任命できるように人材を探す、あるいは確保するような努力を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 清水次長。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 それでは、成人式についてお答え申し上げます。

委員さん申し上げたとおりですけれども、成人式の実行委員会について反省会を予定はしておったのですけれども、このご時世で、3月22日に開催予定をしておりました。ただ、こういったコロナウイルスの関係で集まるということはふさわしくないだろうということで、現在中止を決定させていただいて各委員にアンケートを取っております。そういった中で、予算についてはもう少しあったほうがいいのかというようなお声があれば、今後も検討していきたいと思います。なお、イベントにつきましては、一昨年については太鼓会「嵐」さんの演奏があったのですが、今年につきましては、嵐丸のダンスということで、最初のイベントについてはなくなったとかいうことではないということだけは申し上げさせていただきます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 今の成人式の実行委員会の補助金なのですが、毎年参加をさせてというか、お呼ばれされて参加している中において、何か成人式実行委員会の方が一生懸命やっているというのは本当にありがたいなというふうに思うのですが、やはりかなり工夫をして、ああ、あの項目のものはこの9万5,000円の中でできたのだなというふうに逆に感心しちゃうぐらいなのです。そういうふうなあれを成人式の実行委員会の方の中で工夫をしてやっているということは、本当に立派なことだなというふうに思うのですが、そこにはやはりお金等々が絡んでくるわけなので、そういう心配もなさるのが実行委員会形式でお願いをする行政側の責任ではないかなというふうに思いますので、そのこのところのあれを今後とも反省会がなければ何かのときには聞いて、ぜひ来年もさらに今以上によくなるものにやっていただきたいというふうに思うのですが、最後のお答えかなというふうに思いますけれども、もう一度ご答弁を、ほかの課長さんでなければ事務局長さんでもどうぞ。

○佐久間孝光委員長 村上事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

この実行委員会、実質成人式まで半年以上かけて顔合わせから、どういうふうやっていくかということで作り上げて本当に実行委員の皆さん、それぞれの年齢で、現在の在校生、次の成人者、前の成人者等々で各年代がつながるような形で成人式、今実行委員会のほうで作っていただいております。ご指摘いただいたように、とてもよい形で成人式は毎年、参加者も喜んで、アンケートを取りましても皆さん大変喜んでいただいていると。そういうことですので、できるだけ実行委員の皆さんの意見なり、本当はもっとこうやりたいとかというご意見があるようであれば、それはちゃんと受け止めて、本当に一生懸命いい成人式を行いたいというふうに毎年やっていただいておりますので、その辺は教育委員会としてもお願いする立場ですので、ぜひ意を酌んだ形で、いい形で今後も続けていければいいかなというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 藤野委員。

○藤野和美委員 それでは、私のほうからまずは172ページの教育相談員運営事業で前年が45万4,000円、今年のそれが22万7,000円になっておりますけれども、減額されております。これでやっていけるのかどうか、確認をいたします。

それから、2点目です。英会話指導事業、これも前年に比べて468万5,000円減額さ

れております。再三皆さんおっしゃっているとおり、小学校から含めて英会話の授業というのが本格化して始まっているわけですが、こういう減額されて、それが果たして担保できるのかということです。それをお聞きいたします。

それから、3点目は15番、174ページですが、学校教育 I T 推進事業の中で、これも前年に比べて906万円減額されているわけですが、これは業者さんが替わった云々かんぬんあったかもしれないのですが、その理由と、もう一つは機械器具借上料、これが3,882万2,000円計上されておりますけれども、これは何台かということです。どういう形式か、これはリースでやっているのかとは思いますが、その辺をお尋ねいたします。

それから次は、同じく174ページの下の学習支援教室運営事業、これが前年380万円ありましたけれども、今回は全額カットということとなっておりますけれども、これはどういう経緯でそうなったかということです。お聞きいたします。

それから、176ページからですが、菅谷小学校管理事業のこれも経費が297万円減額されております。これは各学校がそれぞれ管理事業の経費が減額されております。例えば七郷小学校は329万7,000円と、各学校が減らされておりますけれども、果たしてこれで運営していけるのかと。それについてはどうお考えかと、この点についてお聞きします。

以上です。

○佐久間孝光委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 順次お答えをさせていただきます。

まず1点目でございます、171ページの相談員事業ということでございますが、こちらは今年度の実績の回数を基に計上をさせていただきました。訪問回数に関しては、相談室を毎週金曜日に開設しております。また、それ以外に生徒、親御さん、保護者の方への面談がございまして、減額はしておりますが、その回数としては十分にあるものと考えております。

2点目でございますが、172ページでございます、英会話の指導事業でございます。こちらは今年度、令和元年度がちょうど契約の切替えの時期になりまして、入札がございました。その結果、令和2年度に関しては長期継続契約の2年目ということになりまして、入札減の金額でございます。

3点目でございますが、174ページの学校教育 I T 推進事業でございます。何台か

ということと減額ということをお話しいただきましたが、減額の主な理由といたしましては、令和元年度に小学校の無線LANを整備する工事を行わせていただきました。こちらの工事が平成31年度の当初予算の金額で1,166万円で行いました。この工事に関しては終了いたして整備をさせていただいたため、令和2年度に関しての計上はございません。

また、何台かということで頂いておりますが、まずは小学校全体で生徒用PC、先生のPC、タブレットになります。こちらに関しては、令和元年度に整備させていただいた215台でございます。中学校に関してはPC教室でございますが、こちらが2校合わせて86台でございます。このほかに教職員用の校務用のPC、タブレット等がございます。校務用PCに関してはレンタルで、やはり今年度、令和元年度に入替えをさせていただきまして、レンタル125台でございます。

続きまして、学習支援教室運営事業ということでございますが、こちらは皆減でございます。学習習慣の定着、基礎学力の向上を目的といたしまして、学校の授業に関わりを持たせながらということで小学校3年生、4年生、中学校3年生を対象に行っておりまして。こちらに関しては一定の成果を見て、また見直しということをさせていただきまして。見直しに関しましては、小中一貫授業で先生の数を増やすということで切替えをさせていただいております。

続きまして、各小学校の管理費の減ということでございます。こちらの管理費の主な減の理由は、各学校の消耗品費でございます。令和2年度から学習指導要領の改訂がございまして、そちらのための教師用の指導書、また教師用の指導教材を令和元年度に各学校264万円を計上をさせていただいております。こちらに関しては数年に1回ということでございますので、令和2年度に関しては計上いたしていないところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 42ページ、43ページに放課後子ども教室推進事業の補助金というのが41万5,000円、これは事業費の3分の2を県が出すというやつです。それから、198ページに放課後子ども教室71万7,000円というふうな形で出てきています。これは先ほど川口委員が言ったように、これに関しては学校との一体化というのを5年前の文教厚生委員会で提言しているのです。それが全然出てきていない。

172、173ページにも、地域ふれあい推進事業というのがあって、これも一緒にやると放課後子ども教室というのは確かにすごく充実したものになってくるのですが、今年度、今まで全くこれは私、多分議会の提言というのは顧みられていないのだなというふうなことがよく分かったのですけれども、令和元年の7月4日に放課後児童クラブ実施における学校施設の管理運営の取決めについてというのが、文科省から各学校に、各市町村長に出ているのです、教育委員会にも。そして、これはすごいなと思ったのですけれども、学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書の案も出ている。だけれども、これが全く推進されていなかった。今の放課後子ども教室は、ふれあい交流センターで週に1回ですか、それをやっている形ですけれども、現実的にはこれではもう間に合わない形になっていると思うのですが、この放課後子ども教室の在り方自体を今年度で変えていかなくてはいけない時期に来ている喫緊の課題であると思っているのですが、その点についての考え方を伺います。

今まで何回か放課後子ども教室について予算のとき、決算のときに誰かが質疑していたのですが、ここのところでそれがなくなってきていたので、それが低下しているのかなと思うのですが、これのやり方について、考え方について伺いたいと思います。この放課後子ども教室推進事業補助金は県に出していくわけだから、まだ出していないわけだから2人なり3人になると、その分加わっていきますよね。その点も伺います。

それから、172、173ページになるのかな、小中一貫推進事業で1,062万9,000円、これは教員のアクティブラーニングのための指導費用を加えるということで聞いたのですけれども、これは一般財源ですよ。一般財源だから何も小中一貫推進事業という形でなくて、学習指導のための加配という形で出していったほうがすっきりすると思うのです。私、中1ギャップというのは、ここ数年間ずっと言葉として出てきているけれども、実際に中1ギャップというのは本当に概念としてあるのかというふうなのを調べてみたのですが、どうも調べていきますと、国のほうで小中一貫教育を進めるために中1ギャップという概念を作り出したということが分かってきたのです。確かに10歳の段階では中長期的な思考ができる段階だから、変更はあるのです。ですけれども、12歳から13歳というのは中1ギャップという形で不登校があるかないか分からないけれども、成長のギャップにはならないと思うのです。それは違う形で出ているというふうな形で考えますので、小中一貫教育推進事業という形での職員の加配に関

しては全然問題にしないのですけれども、こういった形で出してくること自体が問題かなと、特に一般財源なので。一般財源でこういう形で出してくること自体の問題を考えているのですが、それともう一つ、小中一貫教育ではなくて学校適正化規模なのですけれども、これは小中一貫で菅谷中学校に敷地をやるというのはどこが議決したのか、どこがやってこういうふうな形でいろいろなことが進むようになったのか伺いたいと思います。私たちは議会では議決していないし、いきなり説明があって、ではこれで進むのですよねってどんどん、どんどん進んでいく。こんなばかな話があっていいのかということで、それ伺います。

それと次です。192ページ、193ページ、嵐山町立幼稚園の職員の給与、職員手当、教材費などの1人当たりの人件費は、私が計算しているところによりますと、5人で1人当たりが528万2,000円になります。そうですね。前回の藤野議員の質問に対して、1人1,000万円ぐらいかかるようなことをおっしゃっていましたが、違いますよね。そのところを確認します。

それから、嵐山町幼稚園会計年度任用職員の報酬、手当、社会保険料などの1人当たりの平均を聞きたいのですけれども、これを出すのには園長以外の会計年度任用職員の数が出ていない。それですと、このところでは出てこないです。少なくとも園長の報酬に関しては分かるけれども、具体的に1人当たり幾らなのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 村上事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 では、まず私のほうからは放課後子ども教室の在り方ということでお答えさせていただきたいと思います。

放課後子ども教室の在り方ということで、これ自体が子どもの体験、放課後の子どもの体験活動ということで、現在ふれあい交流センターで週に1回という形で行っております。年間30数回になりますけれども、国のほうからいわゆる学童クラブとの連携というプランが出ているのは当然承知しておりますが、なかなか現在の放課後子ども教室を運営していく上でコーディネーターさんを見つけること自体が大変厳しい現状にここ数年からございます。メインで見ていただくコーディネーターさんと、それを支えていただくサポーターさん、現在コーディネーター1名、サポーター3名で運営しているところでございますけれども、こういった活動を理解いただいた上でやっていただける方の確保が非常に毎年厳しいというのが現状でございます。

現在のところそういった形で、また学校施設の開放といいますか、基本的には空いている教室はないという形で県のほうにも報告しておりますので、また放課後という形で学校内の施設を利用するとすると、やはりそこで区域化といいますか、そういった形で区切りをする必要もあるので、なかなか現状ではできていないというのが実情でございます。今後当然そういった形で国のプランが出ておりますので、進めていかなければならないというのは重々承知しておりますが、施設面においても、また人的な面においても、そういった形が十分確保できるという前提で拡大ができていければいいかなというふうに考えております。

続きまして、適正規模の計画の経緯でございますけれども、嵐山町教育委員会として今後の嵐山町の教育環境をどうしていくかということで、教育委員会から適正規模等検討委員会のほうに諮問が出され、諮問の内容は適正規模に関すること、適正配置に関することという案件で諮問が出されました。それを受けて適正規模等検討委員会において教育委員会に答申が出され、教育委員会でさらにその受けた答申を基に計画の素案を策定、住民説明会等を行った上で総合教育会議において方針を決定したという形になっております。この方向で進んでいくという方針ではございますけれども、詳細の細部について全てが決定しているということではございませんので、町の方針としてこのように決めていくという形で進んでいるものでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 それでは、私からは2点目の小中一貫に関する内容についてお答えしたいと存じます。

小中一貫につきましては、今年度県費の教職員を生徒指導の対応教諭ということで1名加配を頂いております。なお、指導方法の工夫改善ということで学習に関するプロジェクト加配という加配も1名頂いております。それに加えまして、町費でお世話になっておりますのが、この小中一貫非常勤講師ということでございます。今年度は4名で対応をさせていただいております。これを来年度も生徒指導の対応教諭ということで1名の加配を頂けることが分かっております。ただ、学力向上のほうのプロジェクト加配のほうで、来年度はつくことがございませんでした。といった点からも見まして、中学校に加配いただけることができませんでしたので、その分の補充という意味もありまして、来年度も同じ4名の体制でそれぞれの小中学校に行き来する教員

を配置をして、中1ギャップの解消等々に貢献していただきたいというふうに思っているものでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答え申し上げます。

幼稚園に関してでございますが、現在正職員4名と臨時職員が勤務しております。令和2年度になりますと、臨時職員の制度から会計年度任用職員に変わることにより、1人は担任を今もクラスを持っておりますので、担任がパートタイムの時間で時間短縮あるいは日数の削減ということになりますと、授業にも日々の運営にも問題がありますので、1人だけは担任ということでフルタイムの会計年度任用職員ということでさせていただいております。こちらに関しては192ページ、193ページの給与のところ generally 一般職とありますが、こちらの5名のうち正職員が4名、会計年度任用職員のフルタイム職員が1名ということで計上をさせていただいているものでございます。

また、それ以外のパートタイムの会計年度任用職員につきましては、195ページの報酬、そして職員手当の期末手当、費用弁償がそれに当たるものでございます。人数といたしましては、フルタイムの職員を除き副担任2、それから教諭が2ということで4名で行っております。それ以外にこちらの計上させていただいた中には、支援児補助、一般事務、用務員を含んだ金額となっております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 放課後子ども教室のことなのですが、これは一度だけなのですけれども、放課後子ども教室というのがあるから、これに対して仕事をしてみたいいいのではないかという形で、教育長のほうに直接その人が言ったことがありました。ですけれども、その方は教育長に、いや、間に合っていますからと、十分に人がいっぱいいますからという形でやっていますと。コーディネーターになる人をどうやって選任しているのか、自分たちの知っている範囲の中で見つけようとしているのか、皆さんのお知り合いの中から探そうとするのか、公募をするのか、全く違いますよね。この意識が全然見えてこない。それで、何しろ5年前の話です、これは提言して。それから全然進んでいない。教室がないと言っていますけれども、実際にはこのような形で文科省もこれを進めていこうとしているのに、全く嵐山町自体は今の状況でよいとし

て、やっていないことが現実ではないかなと思うのです。私たち、たしか議会では守谷市というのを見に行って、そこで学童保育室と放課後子ども教室がうまく両立しているのを見ていて、これはぜひ菅谷小と志賀小には入れたらいいのではないかという形の提言書を出しています。

東松山市なんかもそういうふうな形になっていますから、先ほど教育長のところに行った方は、東松山に転居してしまいましたよ。そのくらい町民に対して学校を開こうとしていない現実があります。そうではないのですか。私、これはちょっとひどいなと思って、この前の陳情の審査のときにこれを直接……しようがないのですけれども、陳情審査のときにこんなことをやっていて、嵐山町が地域ふれあい推進事業などと言っている、地域の触れ合いなんかはお掃除してくれる人とか菊を育ててくれる人とか、そういうふうな形、では実際に子どもに関わっていこうという人たちを拒否するんだなというふうに思っているのです。学校の中にそういうふうな形のものを入れているとしない以上、教育委員会の姿勢です、それは。だから、コーディネーターを見つけることができない、難しい。いっぱい人がいますよ。それ自体をやっているとしていないのではないかと。今回の次年度の放課後子ども教室推進事業に関してはどのようにやっていくのか、今までと同じような形でやっていくのか、それとも学校を開いた形でやっていくのか、伺いたいと思います。

放課後子ども教室の空き教室がないと言われれば、ああ、あるのだなというのに気がつきました。給食室が、菅谷小学校にも志賀小にも全く空いている空間があるのです。それは学校長と、それから嵐山町の町長とが契約しなくてもできるような場所です。学校管理下にはないと思っています。そういうふうな形もあるのに、これを推進しないで放課後子ども推進事業をずっとふれあい交流センターでやっていて、それも週1回でこの金額でこのまま続けていくのか。それから、子どものための大学ですか、そういうふうな形もそこでやっていくのか。全面的に変更すべきときに来ていると思うのですが、それについて伺います。

それと、次の小中一貫教育推進事業ですが、私は中1ギャップがあるというのは、実は違うなというふうに思っていて、これは私の個人的な考えということではなく、実際に見てきたら、そういうふうな形の意見もある。それで、県の加配の人というのは小中一貫教育推進事業という形でないと、その加配が加えられないのかどうか伺いたいと思うのです。この部分に関しては一般財源でやっているわけだから、県の

加配を取るために小中一貫教育推進事業という名称が必要なのかどうか、伺いたいと思います。

小中一貫教育推進事業をやったって……という形でやってもいいのだけれども、そうではなくて、もう少し本当に子どものための教育で、実際にこれでアクティブラーニングをするために必要なのだという形に出してきたほうが素直かなと思うのです。その点について伺いたいと思います。中1ギャップというのは本当にあるのですか。そういうふうな概念だけが先走りしていて、そういうふうな形で進んでいるのではないかなと思うのですけれども、その点について伺います。

町立幼稚園の金額なのですけれども、これは私すごく気になったのですけれども、1人当たり職員を雇用すると1,000万円ぐらいかかるというふうに藤野さんの一般質問のときに回答していました。では、実際にどうなのだろうというふうな形で計算してみました。現状で、5人で1人当たり528万2,000円。今回は今計算はできていないのですけれども、全ての会計年度任用職員を見ますと、園長の期末手当があるのだろうと思いますけれども、それは引いていないのですけれども、964万2,000円。それで、その中でパートの方が4人です。そうすると、964万2,000円、190万円ぐらいますか、1人当たりについて。そのほかにいろいろな支援があるけれども、運転手とか用務員とかはまた違う形で出ているのだろうなと思うのですけれども、これはちょっと教育委員会の教育事務局長ですか、一般質問に対しての答弁が余りにずさんなので今これを質疑しているのですけれども、実際に幼稚園にかかる経費というのは人件費がほとんどです、今の段階で。その人件費を偽った形で答弁するのはいかがかなと思うのですけれども、平均的に職員の人件費というのはどの程度かかっているのか。町長に忖度しているから、こういう答弁になるのかと思うのですけれども、その点伺います。

今の計算だとどのくらいになるのですか、1人当たり。正規の職員は分かりますよ。だけれども、会計年度任用職員に関しては、園長以外に関しては幾らぐらいになるのか、1人当たり平均で。それで計算していかないと、幼稚園の実際の管理費というのはどのくらいになるのか。3年保育をしたらどの程度増えていくのか、その計算が分からない。それなのに財政的理由でやっているわけなので、それについて伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開の時間を4時にい

たします。

休 憩 午後 3時46分

再 開 午後 3時58分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷委員の2度目の質疑に対する答弁からです。

永島教育長。

○永島宣幸教育長 先ほどのボランティアでお見えになった方についてお答えを申し上げます。

ボランティアでお見えになった方は、恐らく男性の方だと思います。私のところにお見えになりまして、顕微鏡、天体望遠鏡についてはかなり細かく知っているということで、図書館等のボランティアでもいろいろな子どもたちを相手にしてやらせていただきたいというお話を頂きました。そのときにもう図書館については大妻嵐山高校あるいは小学校の校長先生等お願いしてありましたので、今のところ特にはないのですよという返答をさせていただいたところでございます。私が断ったのは事実でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 小中一貫、中1ギャップの件について申し上げます。

中1ギャップという概念そのものというよりも、この嵐山町の状況から申し上げまして、少なくともここ10年来嵐山町の小学校から中学校に上がる段階で、何らかの困難を抱えた生徒たちが学校に行けない状況になる、不登校という状況が大変多く出現しております。県の平均から見ましても、大分高い数値をずっとたどってまいりましたが、今年度、令和元年度の中学校1年生の状況を見ても、新たな不登校、中学校に上がって不登校になってしまったという生徒は、今のところゼロでございます。この中1、小中一貫の事業そのものがこの効果を生んだ全ての要因とは考えられないのですけれども、しかしながらこの事業が大きな力を発揮していることは間違いないというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 村上事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 放課後子ども教室の在り方でございますけれども、コーディネーターをはじめサポーターの方を見つける努力につきましては、さらに広くいろいろな方のお声がけもする中で、事務局として努力をしていきたいと思っております。また、やり方につきましては現在のところ、現在の体制、また施設等の状況の中では、今のやり方を本来の子どもたちの放課後4時から5時、1時間程度の体験活動という形で続けていくようにしたいというふうに考えております。

次に、藤野議員のご質問に対しての私の答弁でございますが、あの時点では手元に詳細な数字を持っておりませんでした。最初にお答えさせていただいたのは、現在でも嵐山幼稚園は正規の職員以外を臨時職員で担任、副担任も含めて運営しているということで、決して満足な体制ではないということをお話をさせていただいたと思っております。その上で新たに3年保育、3歳児を受け入れるとなると、1クラスにつき2人、当然いい状態であれば正規の職員が必要になるということで、大体2人で1クラス1,000万円ぐらいになるというような答弁をさせていただいた上で、さらに実際には現在家庭での養育の方が30数名いらっしゃるということになれば2クラスは必要になるということで、そうするとさらに倍のお金もかかるというような形で答弁をさせていただいたと思っております。また、最終的にさまざまな嵐山町役場の職員定数も含めて、ただ財政的な面だけで3年保育を実施しないというのではなく、官民連携も含めてのこれまでの嵐山町の進めてきた幼児教育、幼児保育をこれからも進める上で、財政的な面でも3年保育を実施しないというのは一つの理由とはなりますというふうにお答えさせていただきました。

以上です。

○佐久間孝光委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えさせていただきます。幼稚園の
人件費につきましてでございます。

幼稚園の人件費、正職員につきましては、今年度新採用職員を含めました4人でございます。嵐山町全体の職員の平均年齢44.1歳をかなり下回るような現状でございます。少なくとも1人当たり660万円の経費、平均値ということでございます。また、会計年度のパートタイムの職員でございますが、こちらの職員に関しましては12月ではなく、11月の勤務あるいは1日当たり7時間を下回る勤務の者も含んだ上で4人の平

均値ということでございますが、192万4,633円でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 放課後子ども推進教室なのですが、今現在のふれあい交流センターでなく、菅谷小と志賀小で放課後子ども教室を推進していく、その上で地域ふれあい推進事業という形で小学校5、6年生の、これは陳情のことになるからあれなんですけれども、子どもたちを学校の中で見ていくという形が、私は今の現状の中では一番ベターなのかなと思っています。それで、それについては5年間も、5年前です、放課後子ども推進事業をしたほうがいいのではないかというふうな形で、各学校でやっていくようにというふうな形で提言していても、それは一切そのことに関しては教育委員会も議会の提言に関して何も聞こうとしない。なぜこういうふうなことを議会がやっていこうとしているか、提言したかということも酌み取らず、そのままやっていく。それで、それも学校長との話合いの中で、それもやらなかったわけです。校長先生に1クラス、空き教室を空けてくださいというふうな形でやっていくことで、子どもの地域の学校応援団なんていうのを作りながらも、そういった場所も実際にはないようですし、そういった形のものをやっていかなくて小学校を地域に開放していきながら、学校の授業を進めていくという形はできないと思うのですが、放課後子ども教室も次年度の在り方について、私は今のやり方ではなく、ふれあい交流センターでやっているものを、今1人のコーディネーターさんがいるかもしれないけれども、それにプラスアルファするのは緊急に探して、各学校で放課後子ども教室をしていくようにしていかざるを得ないのではないかなと思うのですけれども、それが4月1日からの近々の来年度始まってすぐの問題です。それを今、解決していこうとしていなくて、これが今考えられる唯一の方法かなと思っているのですが、それは正規に文科省も、それから厚労省も、それで学童保育の待機児童を解決する一つの案として提案しているのに、それについて全く考慮しないというのはいかがなものかと思うのですけれども、少なくともこれについては考慮していく、検討していくという回答が欲しいのですけれども、いかがでしょうか。

これで地域ふれあい推進事業も入っていくと、かなり子どもさんに対しての地域の方の目が違ってくると思うのです。それをやらないで、ふれあい交流センターだけでやっていくという形はどうかなと思うのです。特に地域の方を要りませんよという形

で追い出すのではなく、そういうふうな形があるのであるならば、何らかの形で皆さんの力を学校教育や子どもの教育に活用させていただきませんかというのが教育委員会の本来の姿勢ではないかと思うのですけれども、再度、教育長にお伺いします。

東松山市では、放課後子ども教室という形で高齢の方を連れてきて、そしていろいろなことを週に1回でも2回でも、週に2回ぐらいですか、その人が担当しているのは。そういうふうな形で事業を進めています。そういった形を嵐山町では進めることができないのですか。その点について伺います。

それから、小中一貫教育推進事業ですけれども、これは小中一貫教育推進事業という形でないと、県の加配の方が採れないのかということなのです。そうではない形でも加配の方は採れるのではないかなと思うのです。小学校6年生から中学校に入学してから1年間、困難の多いお子さんがいた、それが解消された。それはとてもいいことだと思うのです。それがなぜだか分からないけれども、中学校の教員がそこに加配されることでそれが解決された。今度は小学校の段階でのお子さんに先生を増やして、そこでそういうふうな形がないようにしていく、それもいいことだと思うのですけれども、嵐山町ではそういった形で、小中一貫教育推進事業という形ではない形でやっていくほうがベターなのではないかなと思うのですけれども、こういうふうな名称をわざわざつけなくてははいけないのですか。

学校統合のためにそれを小中一貫教育推進事業として名称をつけているのではないかと思うのですけれども、中1ギャップが嵐山町ではあったということは、そういうことなのだと思って、そういうふうな教育を嵐山町は教育の中でやっていたのだなというふうに思いますので、加配することは問題ないと思うのですけれども、これに関しては問題が大きいのかなというふうに思います。

幼稚園教諭のことですけれども、では1人当たり正規の職員は660万円、若い人も入れて高齢の方も入れて、1人当たりの平均が660万円になって、4人で2,640万円、そしてパートの職員の方は192万円が2人と4人ですか、そんな形で。人件費の問題なのですけれども、人件費で、3歳児保育ができないという形で今の、本来ならば3歳児教育が必要であるのに、嵐山町はそれをやっていかないのですよね。その点について、人件費が問題だから出さない、財政が問題だから出さないという町長のずっと一貫した答弁ですけれども、それでよいのでしょうか、伺います。

○佐久間孝光委員長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 お答えします。

町としての放課後子ども教室の状況につきましては、当分の間、現在の体制を維持していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 溝上指導主事。

○溝上智恵子教育委員会事務局教育総務担当指導主事 小中一貫の件についてでございます。少し説明が不足しておりまして申し訳ございません。

来年度につきましては、県費の職員は中学校に1名の加配がつく予定です。この教員は2中学校のうちの一つの中学校にホーム校といたしまして、その中学校区にある小学校を兼務することをしていく予定です。ここで小中の一貫ということになります。そして、それ以外の町費でお世話になる小中一貫の関係の講師の先生方は、それぞれ小学校をホーム校といたしまして、例えば志賀小学校がホーム校である講師の先生は七郷小学校、それから玉ノ岡中学校を兼務していくと、菅谷小学校に配置になった講師の先生は、菅谷中学校を兼務していくというような形で、平等にそれぞれの中学校区に2名ずつの英語と数学の教員が配置されるような形を取るということになっております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 村上事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 1点だけ。放課後子ども教室の本来の目的でございますけれども、放課後での体験活動というふうに先ほど来からお話しさせていただきました。ですので、渋谷委員のご意見の中では今回の嘆願書に対しての件もあってのことかと存じますが、放課後は大体4時前から1時間ぐらい、その後保護者にお迎えに来ていただくのが放課後子ども教室、近隣でも大体週に1回ぐらいというのが放課後子ども教室でございますので、学童保育との連携という中では、学童に入っている土日に行う放課後子ども教室の事業には参加できるというような形で連携を取っておりますので、あくまでも社会教育的な意味合いが放課後子ども教室ですので……

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 静かにしてください。

○村上伸二教育委員会事務局長 そのように教育委員会としては考えております。

以上です。

〔「ちょっといいですか」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 いや、もう３度目が終わりましたので。

ほかに。畠山委員。

○畠山美幸委員 ３点につきまして質問させていただきます。

まず最初、予算書にはないのですが、中学校のページですと184から193になりますが、教育長にお伺いしますが、ここ数年がん教育をやってくれていないのですが、今年度の予算を見まして、がん教育はないのです。このことにつきましてはどうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

それと、193ページのところで幼稚園費が出ているわけですが、さくら教室を開催しているかと思いますが、幼保無償化が３歳、４歳、５歳という年齢になっております。３歳児の方を対象にさくら教室をやっているわけ、以前お伺いしたときには幾らかおやつ代だか何かを取っているというお話を伺っておりますが、今回はおやつ代だから副食費というのになるのか何だか分からないのだけれども、お金を頂くのかどうなのか、確認をしたいと思います。

それと女性の園長先生になられていろんなうわさは聞いておりますが、教育方針、来年度の幼稚園の園児に対しての教育方針ですとか取組について、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

そして、３つ目が成人式の199ページになりますが、私、今年の成人式で確認するのを忘れたのですが、以前、おとしかな、モニターで田畑さんが課長だったときに設置をしていただいた、お母さん方が中で何をやっているのかが見たいということで、ロビーにあるテレビにいろいろ苦心していただいてテレビ放映していただいたわけなのですが、それを今年度やったのかどうか確認しなかったのですが、来年度はやっていただく方向で動いてくださっているのかどうなのか。

その３点お伺いしたいと思います。

○佐久間孝光委員長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 がん教育についてお答えを申し上げます。

予算書にはないのですが、教育公務員弘済会というのがありまして、その研究助成費があります。そのお金を使いまして、菅谷中学校、玉ノ岡中学校とも日赤深谷の看護師さんに来て……お医者さんだっけ。医師、看護師……

〔何事か言う人あり〕

○永島宣幸教育長 来ていただいて実際にはやっております。ですから、予算書には上がっていないということです。

○佐久間孝光委員長 田中嵐山幼稚園長。

○田中恵子教育委員会事務局嵐山幼稚園長 それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、さくら教室でございますが、先ほどの副食費は幼稚園の無償化に伴いまして、ご家庭の収入で該当する家庭の給食費の補助でございますので、こちらは何かおやつが出ているとか、そういうものではありません。そして、さくら教室は年間1,000円を集めさせていただき、毎回、回数が本当に月2回以上行っておりますので、いろいろな体験をするので、その教材費、たまには副食的なものもございますが、そういったことで使っています。このときに申し上げるのは何なのですが、今国公立幼稚園が減少し、町立の幼稚園が減っております。そういう中で嵐山町は私ども存続させていただき、さらにいろいろな温かいご意見を頂いていることに、この場を借りて感謝申し上げます。こういった財政を大事にしながら、幼稚園としてやれることに取り組んでいきたいと思っております。

来年度の方針ですが、教育目標は笑顔なのですけれども、幼稚園の教育要領も変わります。私は科学教育の振興、これは全国で初の絶滅危惧種を育てております。また、自作竹楽器等でリズムを育てる、それから食育で保護者への啓発で家庭料理技能検定を今年度から導入いたしました。おかげさまで、これが全国的に評価をされまして、文部科学大臣賞を受賞することができました。今年度、代わりまして本当に皆様の温かいご支援の下、幼稚園ができてすることに心より感謝申し上げます。

答弁にはなりませんけれども、今後ともよろしく願いいたします。

○佐久間孝光委員長 清水次長。

○清水聡行教育委員会事務局生涯学習担当次長 私からは、成人式の間のロビーでのモニターについてということでございます。お答えさせていただきます。

毎年畠山委員からはご質問頂いておりますけれども、今年につきましても一昨年同様、同じような形で放映はさせていただきました。毎年お答えさせていただいているのですけれども、あくまでも成人式は実行委員会で行っておりますので、同じような形でまた実行委員会に諮りまして、実行委員会のほうで実際に放映したほうがいいのかろうということになれば、また来年についても同じような形を取りたいと思っております。

ます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 教育長のほうの答弁は分かりましたけれども、学年は何年生が対象になっているのかだけ確認をさせてください。

それと、さくら教室のほうは、年に1,000円の会費を頂いているということで、これは無償化の対象にはならないわけですね。確認でお伺いします。

それとモニターの件は、引き続き成人式実行委員会に確認をした上で続けてくださっているようですから、来年からは多分質問しないと思います。ありがとうございます。

○佐久間孝光委員長 永島教育長。

○永島宣幸教育長 がん教育でございますけれども、いずれの学校も中学校2年生を対象に実施をさせていただきました。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 田中嵐山幼稚園長。

○田中恵子教育委員会事務局嵐山幼稚園長 先ほどは言葉が足りず、申し訳ございません。

さくら教室は、実費のみで補助金は出ておりません。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点だけお尋ねします。

202ページから203ページにかけての図書館の購入事業や活動事業なのですが、これも購入事業は30万4,600円ほど減っています。次も減っているのですが、私ここでちょっとお尋ねしておきたいのは、図書館の利用者の推移というのでしょうか、やはり人口も減ってきたりしていますので、年々の利用者が減少しているようなことから、このような減額に至っているのかどうかということです。その辺についてお尋ねをしておきたいと思いますが。

○佐久間孝光委員長 田畑図書館長。

○田畑 修教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長 お答えいたします。

図書館の利用者の推移の関係でございますが、図書館の利用状況につきましては、

以前は本の貸出し冊数等で利用者の把握をしておりましたが、2年ぐらい前からは開架ホールの来館者数を計上しながら把握しております。その上で、一昨年は約6万人の年間の来館者数がございました。年齢層に関しましては幅広く至っておりますが、やはり成人から高齢の方、高齢というか、中高年の方の利用が多くなっております。この傾向につきましては、今年度も天候等の不順、あと今のコロナウイルスで3月期の利用は見込めないのですけれども、それでも例年と同じような人数で来館していたいて利用者のほうは継続していけるものだと思っております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 昨年でしたか、図書館が20周年記念だったのですでしたか、あれは。それで今回、消耗品類なんかも減っているものですから、ここでちょっと触れさせていたできたかったのですけれども、ビブリオバトルという、いわゆる本のセールスマンみたいな形です、本を紹介する。その記念の事業がありまして、私もそこを拝見させてもらったのですよ。ああいうことをもう少し、あのときは大妻の子どもさんたちからも協力してもらったりしながらやったのだけれども、一般の嵐山の中学生も1人、2人いました。そして、やっぱりあれをやったことによって、次の本を貸し出す場所にビブリオバトルの1番だとか2番だとか飾ってあったら、もうすぐに借りている状況です。そして私は、その中でやっぱり図書館が元気なところというのは結構、皆さん元気だというような山梨県のデータなんかをこの間ちょっと拝見したのだから、予算が減るのはどうかなというふうに思った中で、そのビブリオバトルのような、ああいうようないわゆる本の紹介をして、それぞれ感じたことをみんな聞いて、そしてその本を1冊ずつ挙げるわけです、一番気に入った本を。

そういうようなことを記念事業だけではなくて、もう少しそこに関わるという、本を読むというところに引っ張ってくるためには少し、記念品で嵐丸か何かも頂いたような人がいましたけれども、もう少しその辺のところをこの予算の中でどうにか考えていけないものなのかどうか。ある程度人気があったから、少し今年の中にもそんなことを予算化しているというようなことがおありなのかどうかです、お聞きしたいと思います。

○佐久間孝光委員長 田畑図書館長。

○田畑 修教育委員会事務局知識の森嵐山町立図書館長 答えいたします。

青柳委員のほうから大変ありがたいお言葉を頂きまして、ありがとうございます。
ビブリオバトルにつきましては、昨年の図書館まつり20周年記念ということで、大妻嵐山中学校に大変ご協力いただきまして行われたわけなのですが、その心は青柳委員さんと同じように、ほかの委員さん、参加者の皆様方から、やはり今年度以降もそういうのを企画したらどうだというお声も頂いております。うちのほうにある図書館の協議会のほうでも、そういうお声が出ております。

それで、令和2年度につきましては、一応ビブリオバトルのほうも前回は周知期間とか準備期間が大分短かったもので、高校のほうへ皆、大妻のほうに全面的にご協力を頂いたのですが、今年度につきましては町内の中学生さんを対象にご協力を頂きながら、ビブリオバトルが開催できればなということで計画というか、検討させていただくように考えております。

ほかにも予算的には減になっておりますが、ほかの事業としても大分図書館のほうにはボランティアの方々が熱心に活動していただいております、せんだって行われた墨絵のイラスト講座にも無償で講師の先生が出てくれたとか、そういった経緯がありまして、かなり来年度の計画の中にはイラスト教室だとか、大人向けのイラスト教室も含め、子どもの教室も含め、あとはいろいろなこちらはふれあい交流センターとの交流、合同で会場を借りながら本と料理、料理教室を合体させたようなイベントなどもどうだろうと、ボランティアの方、委員の皆様からご意見を頂いて事業化しようと考えております。

予算減につきましては、主に需用費の消耗品の部分が多いのですが、こちらのほうは予算の範囲内で精査しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 同感に感じた方がいらっちゃって、私も非常に新鮮な、ビブリオバトルというのは勉強になりました。中学生の子どもたちがこういうことを考えて、こういう本を読んでいるのだと、そういうことを知れただけでもよかったし、それともう少しあそこが場所が広ければ、何か立ち見の人もしらっしゃったみたいで、次あるときには少し会場を広くして、ぜひ嵐山町民全員に呼びかけてやっていただきたいと思います。

終わります。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、すみません、1点だけお尋ねさせていただきます。

210から211ページの学校給食の運営管理事業なのですけれども、来年度になりますけれども、286万6,000円ほど減額になっております。そういった中で報償費の関係が263万8,000円ということですので、この学校給食の関係については委託ということで分かっておりますが、内容的にはどういう方たちが会計年度になるのか、あるいは正規になるのか、どんなふうな体制でやっていくんでしょうか、やっているのでしょうか。

○佐久間孝光委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長 お答えをさせていただきます。

まず、会計年度任用職員でございますが、ただいまは事務の職員1名でございます。同様に令和2年度に関しても1名の雇用を考えております。また、給食の調理員等に関しては委託をしておりますので、委託料の中での契約ということになっております。また、今回令和2年度との比較ということでマイナス286万6,000円でございますが、令和元年度は主に備品の入替えを一つ、1種類させていただきました。茶わん食器というものでございます。こちら平成22年の開所当時から使っているものでございまして、欠けたり、あるいは色あせたり、汚れというものが、それぞれ日々使うものでございますので衛生管理上、購入、交換をさせていただいたもので、その分食器入替えの備品が減額となっております。

また、委託に関しましても、令和元年度に長期継続契約のやはり期限、入札等の切替えがございました。契約期間、契約業者との契約替えがありましたので、そういったところでの委託費が入札減というものもございます。

また、修繕につきましては、あらかじめ特定できない修繕の計上は難しいということでございましたので、また全体の予算の関係上、修繕料に関しては計上させて、多くの特定できないものに関しては上げさせていただいていない状態でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 松本委員。

○松本美子委員 入札を行ったということですので、何社ぐらいが……。

○佐久間孝光委員長 金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長　ただいまご質問いただきました、入札の会社数ということでございましょうか。

入札の種類、契約本数が複数ございまして、給食センターの調理の業務委託に関しては平成29年4月からの契約でございまして、令和元年度、2年度に関しては長期継続契約の継続年ということでございます。

それと申し訳ございません。一つ訂正をさせていただきたく思います。先ほど会計年度任用職員で事務職員1名と申し上げましたが、給食所長が特別職から会計年度任用職員に制度の変更により変わりました。ですので、学校給食運営管理事業の中には給食センター所長と事務職員の2名の報酬、手当等が含まれているものでございます。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長　松本委員。

○松本美子委員　そうしますと、どうも何か調理に関する職員さんがこれだけの金額が減って、何とかやっていけるのでしょうか、指定管理に今なっているにしても。大分金額的にも減っているのですね。人数的にももちろん、それは減るからでしょうけれども、その辺の影響についてはどんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員　できますかということだから。

○佐久間孝光委員長　金子次長。

○金子美都教育委員会事務局教育総務担当次長　お答えをさせていただきます。

給食センター調理等業務委託料の中に調理員の人件費等も含んだものでございます。この会計年度任用職員には影響しないものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長　質疑がないようですので、教育委員会事務局に関する部分の質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○佐久間孝光委員長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 4時35分)

予算特別委員会

3月12日（木）午前9時30分開議

議題1 「議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番	小林	智	委員	２番	山田	良秋	委員
３番	狛守	勝義	委員	４番	藤野	和美	委員
５番	大野	敏行	委員	６番	畠山	美幸	委員
７番	長島	邦夫	委員	８番	青柳	賢治	委員
９番	川口	浩史	委員	１０番	松本	美子	委員
１１番	渋谷	登美子	委員	１２番	佐久間	孝光	委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局 長	菅 原 浩 行
主 席 主 査	新 井 浩 二

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副 町	長
青 木	務	参事兼総務課長
山 岸 堅	護	地域支援課長
村 田	朗	税 務 課 長
高 橋 喜 代 美		町民課長（戸籍・住民担当副課長兼）
前 田 宗 利		子育て支援課長
近 藤 久 代		健康いきいき課長
山 下 次 男		長寿生きがい課長
内 田 恒 雄		環 境 課 長
柳 下 和 之		技 監
杉 田 哲 男		農政課長（農業委員会事務局長兼）

藤	永	政	昭	企 業 支 援 課 長
伊	藤	恵 一	郎	ま ち づ くり 整 備 課 長
山	下	隆	志	上 下 水 道 課 長
金	井	敏	明	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
永	島	宣	幸	教 育 長

◎開議の宣告

○佐久間孝光委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立をいたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時26分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光委員長 ここで報告をいたします。

初めに、本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日、渋谷登美子委員より一般会計予算案について修正案が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○佐久間孝光委員長 議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件を議題といたします。

既に全課局に関する質疑が終了しております。本日は、歳入歳出を含めて総括的な質疑をお受けいたします。

総括質疑者につきましては、前もって届出をいただいておりますが、6名であります。最初に第9番委員、川口浩史委員、次に第6番委員、畠山美幸委員、次に第11番委員、渋谷登美子委員、次に第5番委員、大野敏行委員、次に第8番委員、青柳賢治委員、最後に第7番委員、長島邦夫委員の順で行います。

それでは、川口浩史委員からどうぞ。

○川口浩史委員 それでは、総括質疑を行ってまいります。

1番目に、難聴者の社会参加を促していくということは大変大事なことです。いろいろあると思うのですが、その中の一つに町が主催として行う講演等に難聴者は参加しづらい、聞こえないのですから、それでは社会参加できていないという現状であるわけです。そのために、一般質問でも前お話ししました

けれども、磁気ループ、磁気ループだけではないのですけれども、赤外線もFMもありますけれども、FMは固定的な場所、教室のような場所はいいらしいのですけれども、ほかに持ち出しがちょっと不可能らしくて、調整が難しくて、赤外線は人が通るともうその間音が切れてしまうということで、やはり磁気ループが一番いいみたいなのです。その磁気ループの設置について、新年度で予算載っていないわけですから、これはまず1点目、この辺についてどういうふうにお考えなのかを伺いたと思います。

2つ目に、駅東の駐輪場の拡張なのですけれども、予算の中でも質疑しましたけれども、これ1年前に広げていきますよと。まさかこんな1年もかかるような問題ではないだろうなと思っていたら、昨年と同じ金額しか載ってなくて、まだいつ拡張になるかも分からないと。これでは、住民困っているわけですから、そういう町政ではまずいわけです。ぎりぎり、ぎゅうぎゅう詰めの状態からやはり少しでも利用しやすい駐輪場をつくっていくために速やかな実現が必要だと思います。まずはお考えを伺いたと思います。

次に、意見募集、パブリックコメントについてです。副町長もこれ大変大事なことでというようなことで言っていました。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによってよりよい行政を目指すものであると。パブリックコメントの意義について、こういうふうに意義づけているわけなのです。そういう影響が及ぶ対象者、その対象者が意見が言えないということではまずいわけです。ところが、嵐山町生活排水処理施設基本計画、これはどういうのが対象者かというと、意見の提出できる方、町内に住所を有する方、町内に事務所または事業所を有する方、この2つなのです。町内に住んではいないのですけれども、土地を持っているという方はいるわけです。私もその一人を、人を置いて知ったのですけれども、しかも市街化区域でこの生活排水の関係で意見出したいと、その方は自分の住んでいる町でも意見出している方なのですけれども、ところがこれを見たら出せないということなので、これは大変まずいわけです。条例制定をやはりしていくべきだというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたと思います。

4番目に、ごみ出しが困難な方へのごみ出し事業、これ国の制度を利用したものだと思います。これはこれをやってくれというのではなくて、昨日も質疑しましたけれども、おたすけサービスをと、社協に、そっちのほうがよくごみ出しが困難な方にとっ

てきちんと対応できるということであれば、それはそれでいいのです。そういうのがきちんと精査してこの制度を使えなかったのだということであれば私はいいのですけれども、そうではないのではないかなって、この制度は知っているということでありましたけれども、よく精査もする時間もないような状態があって、現状では制度があるから何とかいいだろうという程度で考えたのではないかなと、そういうふうに思えるのです。まず初めに、この国の制度が何か縛りがあって使いにくいのか、おたすけのほうを使いよいと、そのままのほうがいいのだということがあれば、まずは1点目伺いたいと思います。

それから5番目、パワハラ講習、これはどのくらい行う考えなのか伺いたいと思います。それから、パワハラということで、今隔離政策を取っているのですけれども、やはりこれ人権侵害に当たるというふうに思うのです。人権侵害ということでは、これはどこの会社だったかな、嫌がらせを目的とした仕事外しや職場からの隔離、これには損害賠償により慰謝されなければならない。これ、ちょっとどこだったかな、会社か。もう一つは、ネスレの件もあるのですけれども、そういうふうにこれは裁判で、こういう裁判の中にこう出ているのです。その件について、1つ目はパワハラの講習の件と人権侵害についての件を伺いと思います。

6番目、台風19号で床上浸水しました。町長は、施政方針で災害に強いまちづくりだということを訴えたわけです。災害に強いまちというのはどういうのか。恐らく台風や地震などがあっても人命、財産には被害が及ばないようにしていくことではないかなって思うのですけれども、定義が間違っていたらちょっとおっしゃっていただきたいのですけれども、もし私の定義どおりであれば、その要因となっているところは取り除かなければいけない、私はそう思うのです。ところが、12月の議会で質問しても、あそこの相生橋のシノの伐採はしませんという。これでは災害に強いまちづくりというのはどういうことなのだという事になってしまいますので、もう一度伺いたいと思うのです、シノの伐採について。

そして、これちょっと通告していないのですけれども、質疑中では話ししておきました。7番目に、最後です、駅西の駐輪場の件です。駐輪場の設置については、私も要望を受けて、新しい計画の中で設置は必要だなというふうには思います。必要でないのは、大型バスが入れるロータリーです、あれは要らないです。その駐輪場を造った場合に、西口は事業をしている方が5店舗ぐらいあるのではないかな。当然影響が

及ぶわけですが、この事業をしている方に対して、まずは話をしているのかどうか伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 それでは、順次答弁を求めます。

近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、私からは難聴者の社会参加を促す環境づくりに磁気ループの設置についてをお答えいたします。

磁気ループの設置につきましては、川口委員より平成30年9月の総括質問及び令和元年6月の一般質問においてご提案いただきました。その後、県内で導入している13市町を対象に調査を実施し、7市町より回答をいただきました。設置の状況は、工事が必要な設置型は庁舎等の建設時に導入しており、延べ15機、携帯型が10機、カウンター型が2機であり、使用場面は講演会、講座が5か所、会議、3か所、窓口、2か所、議会、その他、2か所、貸出しが3か所となっております。設置型の使用頻度は、講演会、講座が年1回から3回が4か所、年40回が1か所、会議が年1回から2回が1か所、年12回が1か所、窓口が年6回が1か所、週1回が1か所、議会が年30回、貸出しが年1回が2か所、年12回が1か所という状況でした。

効果といたしましては、庁舎のほか文化会館、公民館、図書館等、市の公共施設に設置して活用している自治体が1か所あり、その他の自治体では窓口設置では意思疎通がスムーズに進んだ、議場では傍聴者から好評を得ているという記載がありました。一方、使用頻度が少ない携帯型は、設置に時間がかかる、管理する側の機材の特性の理解が必要、設置型は経年によりシステム更新や維持管理がかかるという課題が挙げられていました。

また、国の動向として、平成31年度予算の地域生活支援促進事業において障害者ICTサポート総合推進事業を新設し、貸出し用のヒアリングループを整備する取組が補助対象となりましたが、対象は都道府県、指定都市、中核市であり、その他の市町村は対象となっております。高齢化が進む中、介護予防、健康増進の取組として、難聴の方が外出しやすい環境をつくることは重要なことと考えております。しかしながら、磁気ループの新設につきましては、活用促進、機材の管理、財源確保等の課題があることから、導入は難しいと考えております。

埼玉県聴覚障害者情報センターにおいて、聴覚障害者団体、聴覚障害者を支援するサークル、市町村等に磁気ループの貸出しを実施しておりますので、講演会、イベン

ト等、必要に応じ活用できればと考えております。また、引き続き窓口や講演会等においては難聴の方に対し十分に配慮するとともに、意思疎通支援事業における手話通訳者、要約筆記者の派遣、補聴器利用の啓発等により難聴の方の社会参加促進に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光委員長 次に、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 2点目の駐輪場につきましてお答えを申し上げます。

地域支援課の特別委員会の審議の中でもご質問いただき、回答させていただきましたが、拡張場所、拡張範囲、また有料化等の問題、また駅西口の整備等、こういったことも併せて検討してまいりたいと考えております。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 3番のパブコメでございますけれども、川口委員さんおっしゃられるパブコメの意義については、そのとおりだというふうに思っております。

条例制定すべきではということでございますけれども、国におきましては行政手続法、この中で必ず行わなければならない、これは法的義務になっております。地方公共団体はこの法の中に明文の規定はございません。したがって、努力義務というふうに考えております。しかしながら、法の趣旨に鑑みれば、パブコメ制度を設けて行政運営の公正の確保、透明性の向上を図る、これは大変大事なことだというふうに思っております。本町では、条例化までは今のところ考えておりません。

以上です。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、4番の質問でございます。

ごみ出しが困難な方への事業、国の制度の縛りということでございますけれども、交付税算入になる事業の要件というのはございますが、現在家庭から出されるごみは地域のごみ集積場に出していただいているところでございますけれども、現状集積場へのごみ出しが困難というような相談は、過去に1～2件はございましたが、こちら町としてはその際に嵐山おたすけサービスの事業を紹介している状況でございまして、国の制度の縛りということがあることではなく、現状の件数からして現在あるサービスを紹介している状況でございます。こういった状況から、今後におきましても同様の相談があった場合には、当面は嵐山おたすけサービス事業を紹介していくとい

うような形で考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは5番目の講習につきましてお答えをさせていただきますと存じます。

町では毎年、全職員を対象といたしましたメンタルヘルス研修会、これを実施しているところでございますが、ここ2年間ほどはハラスメントに関する内容、こうしたものを織り込んだ研修会としていたるところでございます。令和2年度につきましても、年1回の予定ではございますが、同様に実施をしていきたいと考えてございます。また、現在この庁舎内におきまして人権を侵害するような行為、こうしたものが行われているという認識は持っております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、6番目の台風19号で床上になった要因とシノの伐採とそれを取り除く方法というご質問があったと思います。

床上浸水になった箇所は、杉山地区と志賀地区内がございまして、杉山地区内におきましては、市野川の越水等により農業用排水が増水しました。また、市野川が増水して農業用排水が流れなくなったということです。また、道路の柵が流木、わら等で堰をつくってしまって、これまで以上に増水したというふうに考えているところでございます。志賀地区内におきましても、市野川が増水により川島川の水量が増えて道路排水が流れなくて増水したというふうに考えているところでございます。要因を取り除くということでございますので、それにつきましては都幾川・市野川水系改修促進期成同盟会に要望活動を行っているところでございます。

また、シノの伐採でございますけれども、相生橋ではございませんが、今行っている川袋橋から下流の浚渫につきましては、シノ等を含めて全てさらうとなつてございますので、今後町の川をやる場合はそうなるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 駅西の駐輪場に関しては、民間への配慮に関することは。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 駅西の駐輪場に関してもご質問をいただきました。

民間事業者に話をしているかということでございますが、地域支援課で把握している限りでは、現在のところこちらの民間の方にお話ししているということとはございません。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 磁気ループの件なのですけれども、県内幾つか使っているわけなのです。嵐山町ではそれでも丁寧な対応、丁寧などとは言いませんでしたが、窓口に来た場合には配慮すると、手話通訳。だから、手話通訳まで行かない人なのです、難聴の方ですから。どんな配慮するのかなって思うのですけれども、大きな声で言うしかない、耳元で言うしかないのかなと思うのですけれども、そういうことをされるとというのが高齢者の方、聞こえないのだからそれしかないのですけれども、でもやっぱりちょっと、あんまり形はいい形ではないですよ。これも高齢者の人権の部類に入ると思いますが、県内でも13市町で使ってきているということでもありますから、まだまだ本格的には設置ができてはいないということで、それは分かりました。だけれども、難聴の方に対する配慮というか、社会参加というものを町はどう考えているのか、ここなのです。ほかの埼玉県内の、いや全国でもそうですよ、70歳を過ぎたら約半分の方が難聴になっていくということが集計で出ているわけですから、その方の社会参加をそのまま閉じ込めてしまうのか、広げていくのかという町の姿勢です。それをやっぱり町としてしっかりやっていけるかどうかということだと思いますが。

おとといだったかな、昨日だったかな、吉見町の議会でもあれはどういう方式かは分からないのですけれども、傍聴者はイヤホン、5つぐらい使えるのかな、5人分ぐらいあるのかなと思ったのですけれども、難聴の方でも傍聴できるような配慮をしていますよ。そういったことがやっぱり大事だというふうに思うのです。難聴の方は家族や友人とのコミュニケーションもうまく取れなくなったりするために外出回数は減ってきてしまうと、社会生活に支障を来してきてしまうということです。その結果、孤立や不安などの心理的影響を受け、社会との交流がますます少なくなってしまうと。それはその先は何かといったら、認知機能の低下になってしまうと。やっぱり悪いことばかりなのです。これから認知症の方はかなり増えていくという予想ですけれども、そういう社会に嵐山町にならないために、一つの防除というか、防ぐ方法の一つとして、社会参加を促す、こういう講演があるのだけれども、特に難聴の方には来てくださいとか、私はやるべきだと思うのです。

先日というか、1月に「釜石の奇跡」で有名になった片田敏孝先生の話聞いて、これは災害の関係で、あれを多分町長が言ったら、また金出したくねえからそう言っているんだろうと取ると思うのだけれども、ああいう先生が言うと、別に金を出してくれというのはないのだけれども、金を出して何かいろんなものを造ってくれとかというのではなくて、とにかく逃げるのが大事だと、その意識を持つことが大事なのだということを言っていたのです。だから取り方によって、あれをだから町長が言ったのでは、多分そういうふうな私みたいな者がいますから駄目ですけども、片田先生のような人が言うと、ああ、なるほどなと思って私はすんなり受け入れられて…。

〔「何の話」と言う人あり〕

○川口浩史委員 何の話って、難聴者にどう災害から……。

〔「6番に飛んじゃったのではないか、もっと
しっかりやってくれよ」と言う人あり〕

○川口浩史委員 難聴者にどう災害から防いでもらうかといったら、理解してもらえないわけだから、この理解しようがないわけです。講演に来てくれといったって、意味が分からないのですから、聞こえないのですから。だから、災害に強いまちづくりという点でも、難聴者は置いてけぼりにされてしまうわけです。町長の施政方針からは外れているということになるわけです、そういう点でも。私はぜひそういう点でも難聴者もしっかり自分から逃げていく、そういうまずは自分の命を守る、そういうことが理解していく。なかなか多分この中だってそんな理解なんかしてはいないです。どうしようかぐらいで見ていると思います。まだ私だってそうですから、先生の話聞いたって、多分まだそうです。何回も聞かなかたら駄目なのです。そういうことに難聴者はそれすらもできていないということです、難聴者の安全も含め、社会参加も促す、そういう町にしていくことが大事だというふうに思いますので、ちょっともう一度伺いたいと思います。

それで、何か携帯型はちょっと何か悪いようなことを言っていましたけれども、そういう悪いというのは私も分からなかったのですけれども、当面は携帯型でやるしかないと思うのですよ。川越は、ちょっとこれがそうなのかどうか分からないのですけれども、60万円で設置をしたということでもありますので、ちょっと参考にしてもらって、もう一度伺いたいと思います。

そういうことでやっているのです。だから、隣でぶつぶつ言わないでくださいね。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 駅東の駐輪場拡張なのですが、何ですか、検討するというのは、1年前ですよ。1年前にあの続きで広げるということであのときは話したわけです。その後、こっちもいいかなということではそれは分かりましたけれども、これから検討するなんて、本当にスピード感のない、住民が困っている、あそこを利用している住民が困っているということをやっぱり理解していないのだよね。本当そういうことではまずいわけで、何でそうになってしまうのか、そこがやっぱり一番問題で、これはこればっかりやっていられないという状況があるのでしょうか、人員との関係で。どうしても何とかなっているから後回しにされてしまっているという、そうになっているのだと思います。これから検討しますなんて、遅いですよ、本当に。去年から予算取っているのですから、しっかりやってくれないと困ります。いつ頃までにやっていただけるのかをちょっと伺いたいと思います。

パブコメですけれども、先ほどちょっと事例を出して、生活排水の関係の基本計画では土地所有者が意見が出せなかったと。それと期間がまた問題なのですよ。これ、小中一貫の場合は1か月と2日取りました。だけれども、この生活排水の関係は今年の2月3日から2月21日まで、18日ぐらいかな、ですよ。それで今、健康いきいき課もパブリックコメントを取っていますが、あれが10日ちょっとですよ。もう終わったのかな、まだ終わらないか。この期間の問題なのです。

それから、小中一貫の関係でどういう意見が出たのか、私も意見のものを見させていただきました。そしたら、そこには名前が出ているわけです。個人情報ではないのですか。やっぱりどういう形で攻撃されるか分からない時代ですから、それに対して名前出すというのもどうかなと思うのです。その点もお考えいただきたいと思うのです。

副町長は、条例化までは考えていないということですが、どこまで考えているのか伺いたいと思うのです。ちなみに、ときがわ町はパブリックコメント制度実施要綱というのを作っておりますけれども、ちょっとどこまで考えているのか伺いたいと思います。

ごみ出しの件なのですけれども、ごみ出しの件は件数がどうのということで新しい制度を導入しなかったということなのですか。私も、おたすけが始まる前に、ある高

高齢者からごみ出しについて相談を受けました。近所の人にそれをちょっと依頼したのです。持っていつてくれるようにということで。ちょっと最近、その方と会ってはいないのですけれども、だから潜在的に私はある程度いるのではないかなって思うのです。これはお金かかるわけですが、おたすけサービスは。国の場合どうなっているのか、ちょっとそこまでのことは書いていないので分からないのですけれども、社協がやるものに対して国が助成制度を設けるということでありますので、そういう点でもしこちらがよければぜひお考えいただきたいと思うのです。それで問題は、これきちんと件数でこれはやめたというのであれば一つの理由ですけれども、制度をしっかりと見てやったのかというのが問題なのです。私はそこを聞きたいのです。これも先ほどの駅の問題と同じように、駐輪場の問題と同じように、制度としては見ても、しっかりとこれを見切っていないのではないかな、だから利用していないのではないかなと。これ1件、2件だと補助制度としては対象外になってしまうのですか。これもちょうと書いていないからそれは分からないのですけれども、いかがですか。しっかりとこれを見て、それで利用できるのだけれども、件数が少ないからそれほどの有利さはないということで利用しなかったのか、ちょっと状況を伺いたいと思います。

パワハラ講習について、メンタルヘルスの研修会を今年もやっていくということで、そうですか、分かりました。ぜひハラスメントの内容をしっかりと学んでいただきたいと思うのです。パワハラの内容を勉強したら、研修で学んだら、これ人権侵害というのは、人権侵害を起こすからハラスメントが起こるわけで、こちらの隔離政策というのもこれは問題ですよ。先ほども申しましたように、嫌がらせを目的とした仕事外しや職場から隔離は等々と書いてあって、精神的苦痛は損害賠償により慰謝されなければならないという、こういうことになっています。コーヒーマーのメーカーのネスレ、この事件が平成元年、随分前です、労働者に隔離政策を取ったと。劣悪な職場環境での苛酷な職務が与えられたとして、労働者らそれぞれに50万円から70万円の慰謝料の支払いが認められたと、これ神戸地裁で、そういうことが載っているのですけれども、隔離政策というのはまずいのですよ。きちんとした仕事を与えるべきだと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

それから、シノの問題です。道路上のどこかに柵ができてしまったということで、これのエビデンス、証明となるものというのはどの程度あるのですか、これは。シノは影響していないという、そういう考えですよ。これはあそこに住んでいる方にも

聞いてのことですけれども、シノにわらくずなど、木くずなど絡まって、そこはもう流れないような状態になっていたということですから、当然その反動で勢いがついて回り込んではこちらにきたということが考えられるわけです。これ見ていたわけですから、その人は。ところが、シノは影響ないような話ですけれども、道路の柵のこの根拠、証明、これどのくらいあるのか、ちょっと伺わせてください。そっちがあるのだったら、私もこれ取り下げますよ。

それで浚渫、昨日、畠山委員さんもおっしゃって、私のにも書いてあるのですけれども、補助制度があるのです。これ交付税で7割来るということで。市野川ですから、これ県のほうになってしまうわけですが、その点もぜひ県のほうに話をさせていただいて、でも県がやらないというのであれば、災害に強いまち、もう被害が、災害が起きたところなのですから、考えられることは何でも対応すると、そういう姿勢が大事だと思います。シノがあってそれが原因であるかどうかはまだ分からないけれども、これも原因の一つではないかなとなれば、そのシノもやっぱり切るということを優先的にやるべきだと思います。それが災害に強いまちづくりだと思います。いかがですか。

駅西の駐輪場設置の関係で事業者とは話をしていないと。そうですね。それで当然、町が駐輪場を造ったら影響及ぼしますよね。これ東口ができて、私が議員になって何を言われたかといったら、あそこの有料化なのです。もうこっちが止めてもらえないで、川口さん、何とかあっちを有料化してくれと、私も有料化を言っているのだらうかって悩んだので、ちょっとそこまでの質問したことがないのですけれども、でも今度は西口で、もうみんな閉店ですよ。今だって少ないのですから。どういう対応をしていくべきなのかどうか、ぜひ聞いていくべきだと思うのですけれども、お考えを伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 近藤健康いきいき課長。

○近藤久代健康いきいき課長 それでは、私からは難聴者の社会参加に促す環境づくりに関してお答えいたします。

まず、町で難聴の方の社会参加をしっかりやっていけるのかというご質問ですが、現在役場等の窓口におきましては、難聴の方がお見えになったときには、やみくもに大きな声でお話をするだけではなく、筆談等を交えながらご本人が不快な気分にならないような対応をしております。また、様々な介護予防事業を行っております。この

介護予防事業の中で、見守り等で地域の方々の協力を得て支援が必要な方の把握等も行っておりますので、そのような中でこういう教室に参加していただいたりとかという事で外出の機会の拡大を図っているところでございます。また、講演会等で必要があれば貸出しの機器を借りて対応していきたいと思います。引き続き相手の方の立場に立って対応できるような形でやっていきたいと思っております。

続きまして、携帯型が悪いのではないかということだったのですけれども、これは調査で一自治体のほうからの回答で、携帯型というのはアンプにアンテナをつないだりとか、受信機を設置したりとかというのでちょっと手間がかかるということで、その自治体は利用頻度が少ないので、設置する方がなかなかちょっと手間取ってしまって時間がかかるというお答えでした。

以上です。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 2 番の駐輪場の問題についてお答えを申し上げます。

川口委員から1年間何をやってたのだというお叱りをいただきました。川口委員がご質問いただきましたとおり、こちらは担当が防災、人権等やっておりますが、今年度中、防災行政無線のデジタル化、移動系、あるいは同報系、こういった仕事、また再三ご質疑等出ておりますけれども、台風の対応、それから2年に1度の防災訓練、こういった事業がございました。こういった大きな事業がございまして、ただこういったことがありました、全く今年度中、駐輪場の設置について検討していなかったということではございません。当然検討はしておりました。その中の一つに、先ほど川口委員がおっしゃっていた有料化、この問題というのは大変大きな問題でありますし、難しい問題であるというふうに考えております。いつ頃までにやるかということでご質疑もいただきましたので、先にこちらについてもお答えを申し上げますが、明確にいつ頃までということは申し上げられません。

それから、その有料化の問題、あるいは先ほど申し上げました拡張場所であるとか、拡張範囲であるとか、それから相当の整備費もかかるということもあろうかと思えます。有料化するにはまたそれ以上、どのような方法をやるかということもございます。有料化についても、どうしたらどうなるかということも検討はいたしました。例えば森林公園の駅前に有料化されている駐輪場があるのですけれども、そういう方法はどうかですとか、ゲート式のものはどうだとか、そういったことも検討しましたし、そ

れを設置するにはどのくらいのお金がかかるかということも調べました。そういった検討をしている中でやはりなぜ有料化というのを検討したかと申しますと、現状町外から来て止めている方も多いという状況もございます。こういうこともありまして、様々な検討をしてみいましたけれども、今年度中の設置には至らなかったということでございます。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 パブコメでございますけれども、委員さんからは対象者の範囲の問題、それから期間が計画によって異なっていると、あるいは個人情報取扱いの問題、こういうご指摘ございました。このパブコメの制度はもうしばらく前から定着している制度でございまして、他の市町村でもその辺については整理をされて取り組まれているというふうに思います。町のほうでは近々に関係各課で協議を行うことになっておりまして、町としてこういう方向でやろうと、そういうものを決定して、また周知を図ってまいりたいと、このように考えております。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 先ほど答弁させていただいた中で町への相談、過去に1～2件というような数字でお答えをさせていただきましたが、先ほど委員のお話の中でもご近所の支援をしていただいているような方がいらっしゃる。町のほうに相談が具体的にあったのはそういった数字でしょうが、地域で共助という形でご近所の支援を受けている方も当然いらっしゃるというふうなことは予想されます。具体的な数字まではそちらは把握しておりませんけれども、地域の個人間の共助の状況がある。また、仕組みとして、制度として嵐山おたすけサービス事業、これが共助の仕組みでございます。今後ますます共助というものがようになってくる中では本当に必要な制度であり、また地域においても可能な限り共助という形でやっていただけるのがこれからは必要なのかなというような中で、今現在国の制度、精査まではしておりません。ただ、共助の仕組みの中で賄えるうちは、当面の間はそちらのほうを利用させていただくというようなことで町としては考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは5番目のご質問についてお答えをさせていただきます。

一人一人の職員がやはり自己の持っている能力を最大限発揮をすると、それが我々に課された課題だというふうに思っております。そのためにはやっぱり働きやすい職場、良好な職場環境、こういったものをいかに整えていくか、これは総務課の役割だというふうに思っています。総務課としては、日々そういったことに留意をし、良好な職場環境づくりに努めているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、台風19号関係の確認につきましてお答えさせていただきたいと思います。

杉山地区の道路の柵に堰ができたということでございますけれども、これにつきましては相生橋の上流、その歩道の舗装がめくれるほど堰をつくりました。80メートル程度だったというふうに記憶しています。それについては、あそこは通学路であったこともあり、杉山地区からも要望がすぐ出されたこともあり、すぐ修繕させていただきました。舗装がめくれ上がるほどの堰があって、たしか道路から1メートル以上はわらと木くず等が固まって堰をつくったというのが、状況として見えましたので、それについてはすぐに修繕させていただきましたので、長くは置かなかったというので、見ていない方もいらっしゃるのかなと思いますが、そういう状況でございました。

シノ等の関係でございますが、市野川の増水というのがあって、そこに流れ込まなかった水があって、氾濫というか、これまで以上に増水したというふうに見込まれているところでございます。市野川については、修繕するというふうに県も、今現在川袋橋下流についてもやっているとおりで、浚渫していく方向について相談というか、要望活動を行って、相談等をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 7の駅西の駐輪場につきましてお答えを申し上げます。

まちづくり整備課で行った地区の説明会には、この事業者の方はお見えになっているということですので、計画自体はご存じなのだろうというふうに思われます。また、当然こういった整備、進んでいく中ではお話あるいはご説明等はしていくべきだろうというふうに考えております。駐輪場につきましては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、こちらに定められておりまして、こ

の目的の中に駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図るという目的がございます。この目的に沿って、地方公共団体または道路管理者は、自転車等の駐車需要の著しい地域、または自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとするということで、町の努力規定というものがございます。こういったことも含めて、事業者の方にご説明、あるいはお話をしていくということになろうかと思います。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 磁気ループなのですが、県のほうの貸出しがあるということでそれではぜひそっちを、当面はそれでやっていただきたいと思います。岩澤町政は、難聴者に対してあまり配慮のないことを新年度はやってしまうなということだけは申し上げておきたいと思います。

2番目の駅東の駐輪場の関係なのですが、有料化は、今は有料化でそれはそれでいいのですけれども、私が申したのは、向こうもただで、もう20数年前ですけれども、こっちの仕事しているほうは、事業しているほうは有料ですから、当然無料のほうに行ってしまうと、それでは公平性がないではないかということで、向こうを町のほうの駐輪場を有料化してくれということで言われたわけなのですけれども、確かにそういうことでしか公平性保てないですから。ただ、私もそれにはちょっと慎重にしたので、お話ししたことはないのですけれども、それとだからちょっとごっちゃにされては困るなど。駅の駐輪場の今度の範囲を、昨日でしたっけ、こっちにもするような話なので、至急範囲はどっちにするか決めてもらって、これはもう東武と話をつけていただきたいというふうに思います。速やかをお願いしたいと思います。

パブコメですけれども、分かりました。取りあえずというか、当面というか、関係各課で協議していくということでありますので、何らかの規則なり、要綱なり、条例化が一番いいかなと思うのですけれども、何らかの基本となるものをつくっていただきたいというふうに思います。

ごみ出しですけれども、一番の問題は共助とかそういうことは、多分いろんなところでやっているのだと思います。いっぱいはないでしょうけれども、問題はこの補助制度がきっちり使えたかどうかを精査する時間があるのかって、担当課とこれ総務課で、私はそこが一番問題だと思っているのです。現状で何とかなっているから新しいのはいいやということで、後回しにされているのではないかなと一番危惧いたします。

しっかり国の制度を活用したまちづくりというのも大事なことだというふうに思います。それができる体制がなければこれできませんので、そうした体制もぜひお考えいただきたいと思います。

5 番目のパワハラの件についてなのですが、自己の能力を最大限発揮できる良好な職場と、ぜひそういう職場をつくっていただきたいと思います。それで今の隔離政策なのですけども、これはやめるべきですよ。もうちょっとこれ課長に言っても駄目ですから、町長が副町長、先ほども申しましたように、ネスレ、その上はいつだったかな、ちょっとそこまでコピーしてこなかったの、写してこなかったの分からないですけども、これは裁判になったら負けますよ。こんなことをやっているのは駄目ですよ、人権侵害なのですから。きちんとこれはやめていくようにすべきだと思うんですけども、お考えを伺いたいと思います。

台風19号のシノの関係なのですが、歩道のめくり上がり、なるほどと思って聞いていたんですけども、県のほうに川袋橋から今下流をやっていると。上流、やれるのですか。私はやれなかった場合のことを言っているのです。やってくれば、当然県の河川なのだから、管理する河川なのだから、県がやるべきです。だけれども、やる考えがないのではないですか、県は今。だから、私は心配しているのです。災害が起きたところですから。そこを災害が起こる前と、起きたときと同じ状況でほったらかしにしておいたら、まずいでしょう。どうしてこれが災害に強いまちづくりと言えるのですか、町長。これはまずいでしょう、こういうことは。川の中の木を切るというのは、これボランティアで切るというのは、私ちょっとネットというか、見たのですけれども、千曲川なんかも10年ぐらい前かな、もうボランティアで切ってもらうようなことをやっているのです。あそこはもう広いですから、なかなか県が切れないのでということで、ボランティアで切ってもらっているということなのですけども、ボランティアのこともぜひ考えていただいて、大雨シーズン前にあのシノは切るべきだというふうに思いますよ。災害に遭った人がやっぱりシノのこと一番話しておりましたし、私もそう思いますので、ぜひ実施していただきたいと思うのですが、お考えを伺いたいと思います。

駅西に駐輪場については、ぜひ事業者と話し合いをしていただきたいと思います。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは5 番目のご質問について、改めてご答弁を

させていただきます。

冒頭にも答弁をさせていただきましたが、今この庁舎内で委員さんが指摘のような行為が行われていると、そういった認識は全く持ってございませんで、そのあたりは委員さんと町側との認識の若干相違があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 柳下技監。

○柳下和之技監 6 番についてお答えいたします。

県のほうでは、来年度予算で嵐山町内の市野川で樹木伐採、それから河道の掘削を予定しているというふう聞いております。ただ、場所がまだ嵐山町のどこでやるかというのは、こちらのほうで確認できていないという現状でございます。まずは来年度、県がどこでそういった対策をやるのか、まずそれを確認させていただきたいと思っております。

それとボランティアの関係ですが、今のお話とは別でちょっとお答えさせていただきますけれども、県のほうでは地域ですとか、団体ですとか、事業者さんがボランティアで川の清掃ですとか、伐採等々も含めてだと思えますけれども、そういった活動する場合には川の国応援団という制度で支援しております。具体的な支援内容としては、軍手やごみ袋の支給ですとか、トンクの貸出し、それからボランティア保険の加入でございます。地域の方がボランティアやっていただけるということであれば、そういった制度を活用できるように町としては橋渡ししていきたいと思っております。地域の方にぜひ取り組んでいただけるように、委員からもご指導いただければ大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 以上で、川口委員の……。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 終わります。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 もうそれ以外はなかったと思えますけれども。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 質問者が求めているのに同じ答弁者ではない方が答えて、答弁者を町長か副町長って言っているのに、そういうふうな形ってあっていいのですか。同じ

ことを何度も何度もやっているということが、委員長としておかしいのではないですか、その指示は。

○佐久間孝光委員長 いや、そういうことは多分ないと思います。その件に関して一番熟知している方がやっぱり答えることがある場合があると思いますので。

○渋谷登美子委員 動議ですけれども、質問している人がこの方に答えてくださいって言っているのに、そうではない方が答える。それは今回も、前回、昨日もあったのですけれども、そういったことを度々繰り返しているというのは、質疑をしている者にとっては意味がないのです。それを委員長がそれをはっきりやらないと、指示しないとおかしいのではないですか。

○川口浩史委員 それで人権侵害の件について、隔離政策はやめるべきだって、これ課長に言ったって駄目だからというので、私は町長か副町長に。

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 それは課長が言ったことが、おまえ、何言っているのだよ。

〔「でも、今日」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 ちょっとすみません。暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前11時28分

○佐久間孝光委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、畠山美幸委員、どうぞ。

○畠山美幸委員 今回総括では、5問の総括をさせていただきます。

まず第1問目ですけれども、マイナンバーカードの取得率アップについてということ、昨日、おとといですか、町民課のほうからは今年は5,500枚程度を令和2年度は目指していくというお話がございました。町民課では様々な取組を現在なさっています。また、昨日もちょっとロビーで立ち話をしておりましたら、多くの方がマイナンバーの撮影をされたり、窓口でマイナンバーの登録をされに来ているお客様も確認しております。頑張っているなと思っております。今回、国も補助金を用意して普及に努めていくわけですから、何といたっても今回の目玉は、マイナポイントというものが始まります。7月からマイナンバーカードを取得した人がスマートフォンなどにアプリを登録していただき、マイキーIDというアプリを登録していただき、それ

でマイナンバーカードとひもづけしてマックス 2 万円を入れますと5,000円の25%のポイントをゲットできるという。今国でも民間のほうでいろんなPのマークのペイという支払い方法が様々やっております、今だとドラッグストアだと半額分はお返ししますよとか、そういう活動が今すごくあるところなのですが、そちらが6月で終わってしまう。そして、7月からはこちらのほうに国のほうでも頑張っていて、9月からの使用になるということは存じ上げておりますが、なかなかこれを行っていることを存じ上げる方がいっしょらない。これがあることによってやはり今回、家族、うちでいえば5人家族がおりますと1人が5,000円ずつのポイントがもらえるわけですから、2万5,000円取得できるわけですよ、家族で。そういうことなので、あめとむちという言い方がよろしいのか分かりませんが、国でもそういう形をとって何とかこのマイナンバーの取得を目指していきたいというところでございますので、頑張っってこれを町民の方に周知をしっかりとさせていただきたいなと思っております。このことをどのように対策していかれるのか伺いたいと思います。

そして、2番目です。子育て世代に寄り添う支援についてということで、産後ケア法が昨年11月29日に参院本会議で全会一致で可決成立しました。改正法では、出産後1年以内の母子を対象に心身状態に応じた保健指導や療養に伴う世話、育児相談などを行うものとして、一つとしては短期入所、宿泊型です、そして②としては通所型、そして③としては居宅、自宅にて訪問型の3種類型が示されております。病院や診療所、助産所などを活用することや、新たに施設を設置して事業を実施することとしております。どのような類型でどんな取組を行うかは、自治体ごとに異なりますけれども、母親同士の交流会を促す集団ケアや助産師らによる個別授乳指導などが想定されます。これこそが子育て世代包括支援センターなどのコーディネーター、この間も質問させていただきました、コーディネーターの努めなければならないことと思います。町の考えをお伺いします。

そして、3点目ですけれども、転入奨励金事業に代わる施策としましてなのですけれども、昨日、おととい、地域支援課はおとといです、転入奨励金事業が平成26年度から6年にわたり、当初は3年の予定で実施しておりましたけれども、3年間も延長して一定の成果が出たという理由で、新たな事業を創設することなく今回は終わるということでお話は伺いました。これに代わるものをぜひとも用意していただきたいと思ひまして、国で補助する新婚生活支援事業で新たな人口増を目指すお考えがあるか

伺いたいと思います。

そして、4点目でございますが、高齢者外出支援タクシーの質問をさせていただいたわけですが、令和元年に高齢者外出支援ではなくて何だっけな、交通弱者のためのプロジェクトチームを立ち上げるということで1年間協議をしていくということで、各課の課長がそこに加わり、どういう交通手段をこの嵐山町で行っていかばいいのかという話し合いをするという場を設けていたはずですが、今回の予算では相変わらずの高齢者ドライバーのタクシー券の支給ということで、その中身は今回は障害者等の方に選択権を与えてくださったということもありますけれども、あまり代わり映えのない事業で、ほかには何も交通弱者に対するものがございませんでしたので、その辺についてプロジェクトチームを立ち上げたことについて内容をお伺いしたいと思います。

5番目でございますけれども、花見台工業団地の昨日の質問でございますけれども、やはり駐車場が不足をしている。工場によっては広大な敷地を持っている企業さんはよろしいのですが、最初は小さなところから始めたような企業さんですと、やはり敷地が狭くなっておりまして、駐車場が手狭になっているということがありますので、町としての取組についてお伺いします。

以上、5点でございます。

○佐久間孝光委員長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、私からは1点目のマイナンバーカード取得率アップについてお答えさせていただきます。

マイナポイント事業は、マイナポイントの活用により消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業です。マイナポイント事業の推進とその補助金申請などは社会保障・税番号制度担当の地域支援課で行っておりますが、実際に町民の方にマイナンバーカードを交付し、マイキーIDの取得の支援をしておりますのは町民課となっております。マイナポイント制度は、ご指摘のとおりマイナンバーカードの取得率を上げていく絶好のチャンスと考えております。既に広報等でお知らせするほか、窓口においてもチラシを配布しながらマイナンバーカードとマイキーIDの取得を推進しております。今後も窓口、広報、ホームページ等において積極的に町民に情報提供しながら、カードの申請補助を実施して

まいります。

また、マイキーIDの取得のための支援としましては、地域支援課と連携をして本年1月に町民課窓口にタブレット端末を設置いたしました。従来はリーフレット等でご案内し、町民の方ご自身で設定していただくよう進めておりましたが、タブレット端末を設置したことにより、カードの交付や更新のときに引き続いて窓口でマイキーIDも取得できるようになりました。スマートフォンやパソコンをお持ちでない方やスマホがあっても職員の案内を聞きながら設定したいという方にお勧めしております。マイキーID支援窓口の設置については、広報4月号でもお知らせいたします。

以上です。

○佐久間孝光委員長 次に、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 それでは、私のほうから2番目の子育て世代に寄り添う支援についてお答えをいたします。

子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期までのワンストップ支援を目標に今年度より開設となりました。産後ケア事業につきましては、現在全国で約4割弱の自治体が実施しております。比企管内の市町村では実施しておりませんが、近隣では深谷市などは3つの類型全て管内の医療機関に委託をして運営しております。町といたしましては、妊娠、出産、子育てに関するリスクの有無にかかわらず、予防的な視点を中心とし、全ての新産婦、乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本とし、一方では専門的な支援を必要とする対象者にも関係機関と連携し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 次に、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 3番目の質問でございます。転入奨励金事業に代わる施策についてお答えを申し上げます。

結婚新生活支援事業につきましては、内閣府の地域少子化対策重点推進交付金を活用した事業でございまして、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し新生活のスタートに係るコストを支援するものでございます。今年度、県内では鴻巣市、吉見町、長瀨町、美里町の4市町が実施しております。実績を伺ったところ、4市町の交付実績は、当該年度で数件であるということでした。交付件数が低い要因といたしましては、夫婦の年齢がいずれも34歳以下であること、夫婦の所得が

340万円未満であることなど、申請対象になるケースが極めて少ないとのことで、廃止を検討している自治体もございます。これらを勘案いたしますと、本町において実施した場合においても同様に対象世帯が少なく、人口増加につながる効果は大きくないと思われます。したがって、現在この制度を実施する予定はございません。

しかしながら、本町においても人口増加へ向けた定住移住促進事業のさらなる推進は重要な課題でございます。さらに、今年度で子育て世帯等転入奨励事業は終了となりますので、今後につきましては嵐山町に住みたいと思っていただけるような施策を検討してまいります。

○佐久間孝光委員長 次に、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 続きまして、4番目のご質問、地域公共交通プロジェクトチームに関してのご質問にお答えを申し上げます。

地域公共交通プロジェクトにつきましては、令和元年6月、地域公共交通を考えるプロジェクトチームという形で設置をいたしました。検討内容は2つございまして、1つは生活サポート事業所わかばの事業廃止に伴う対応について、1つは嵐山町の将来の交通体系についてでございます。メンバーは12人でございまして、課長は入ってございません。メンバーは12人でございまして、全体会議、グループごとの会議、これらをはじめ、地域公共交通に関する講演会、群馬大学、埼玉工業大学の先進地視察等を含め検討を重ねてまいりました。現在中間報告書を作成中でございます。

○佐久間孝光委員長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、私のほうからは5番目の花見台工業団地駐車場不足についての取組についてお答えさせていただきます。

現在町で駐車場の整備をする考えはございませんが、過去駐車場の確保について相談を受け対応をしてきております。現在も担当課でできることはやっていくという姿勢は変わっておりませんので、今後も各企業の事情により相談に応じて対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 1番目から再度質問させていただきます。

1番目のマイキーIDを取得するために町民課にタブレットを1台置いたということで、パソコンですと何か読み取る機械を買わなくてはいけないということがあった

からどうするのかなど思っていましたら、タブレットですのですぐにアプリを入れればそこからできるので、よかったなと思っているのですけれども、町民課の窓口に確かにこちらのパンフレットを様々ご用意してあって、すごく分かりやすく書いてありました。今後マイナンバーが医療費控除も便利にというのが1番から6番目、どんなことがいいのかって、いいことが6つというのが書いてあって、昨日、おとといか、今後保険処理も変わりますよというお話もございましたが、今度医療費控除、今確定申告しておりますが、なかなか医療にかかったときの領収書がどこか行っちゃったりとか、そういうこともあるのですが、この医療費控除も勝手に計算をしてくれるようになるのかなと思うのですけれども、これそうではないのかな。

一応この確認もしておきたいのですが、ドラッグストアとかで薬を買ったりとかそういう費用も入っていくわけなのですから、そういうのは後でプラスでレシートか何か出すようになるのかなと思うのですが、その辺ちょっと確認で教えていただきたいのと、昨日駅のところのサイネージ、あそこでもマイナンバーを普及するためにサイネージを使うというお話ございました。あそこは動画が映るのか、ただ写真だけが流れるだけで、動画はないのかなとは思っているのですけれども、もし動画が映るようであればコマーシャルみたいな15秒ぐらいの動画があそこに流れると、なお目を引くなという思いがあります。今回のマイナンバーカードを取得するとポイントがもらえるのですよという、この表紙の25%もらえるって、これがばんって出るだけでもいいのだけれども、そのうちCMも出てくるのかなと思うので、そういうCMも流れるといいなと思うので、そういう活用ができるのかどうかお聞きしたいと思います。

それと、こちらのパンフレットは今町民課と地域支援課が連携取ってやっているというから、2か所に設置はしてあるのかもしれないのですが、あとは公共の施設にも置いてあるのかもしれないのですけれども、やはり子育て、教育総務課ですとか、あいうところには子どもの相談で来たときに、えっ、こういうのがあるのって思うかもしれないので、窓口にはこのパンフレット全部置いておいたほうがいいのではないのかなと思うのです、アピールになるので。今、おとといの課長の答弁ですと、いろんなそういう会合とか何かのときにも出張して手渡ししていますというお話ございましたが、課長率先している姿は見ておりますが、ぜひ担当課の方にも、やっぱり楽しいと思うのです、自分が声かけた人が来てくれたと思うと。だからそういう仕事を、課長が率先するのは当たり前なのだけれども、下の方にもそういう楽しみというか、

普通に思う方もいるかもしれないけれども、そういう仕事を振っていただけたらなと思っております。

2 番目なのですが、産後ケアは先ほど3つのパターンが、子ども乳児版の高齢者の介護施設みたいなものになるわけなのですが、やはり町内には大きな病院がございませんので、できないなって思っております。それで深谷市はあれだけ日赤もございまして、市内で十分こういうことができるなとあるのですけれども、例えば広域でこういう体制をつくることは、さっきの産後ケアです、広域で連携して、例えばお母さんがもう育児に疲れて虐待に行ってしまうないようにやっぱり休む時間って必要だと思うのです。だから、そういうものを広域で考えられないのかということが1点と、あとファミサポをやったださっているではないですか。ファミサポが今回、118ページから119ページのところに予算がついておりますが、ファミサポ病児緊急預かりということで、利用していらっしゃる方がいるのは承知しているのですが、今までの使い方というのは、親がちょっと出かけたから子どもを見ていてちょうだいとか、塾の送り迎えですとか、そういうものに活用しているのは承知しているのですが、例えば下の子が生まれて上の子の面倒が見られないといったときに、母親が家にいながらにして上の子の面倒を見てくれるという使い方ができないかどうか確認をさせていただきます。

そして、3 番目です。転入奨励金は、私もチラシを、手元にあるのですけれども、確かに使い勝手が、先ほど課長がおっしゃったとおり、ご夫婦の所得合わせて340万円未満、これが例えば奨学金を返還している世帯は奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除して、だから年収が530万程度の方がこれに対象になりますよとか、あと34歳以下の世帯ですよとか、あと平成30年からこの事業が終了するまでの期間に入籍をした世帯ですよとか、いろいろ書いてあるわけなのですが、これ国が2分の1補助してくれて30万という、そういうメリットも上限30万まで1世帯にあげられるということだから、15万円は国が補助してくれて15万円町が負担すればいいのかなと思ったものですから、ぜひこういうのを活用すると。

先ほど課長がおっしゃった埼玉県内の、これちょっと古いからかもしれないのですけれども、長瀬入っていなかったのですよ。鴻巣市と幸手市と吉見町と鳩山と美里町が入っていたのですけれども、長瀬も入っていたのだなと思って、それが多分去年のかもしれないのですが、昨日、おとといの質問だったかな、嵐山町は唯一、この中で

鴻巣市は駅ありますけれども、吉見町とか鳩山町って駅がないのです。駅がなくて、なかなか今人口も増えづらい場所であるけれども、嵐山町って、この間課長から資料をいただきましたけれども、6年間の転入奨励金で83件の方が申込みをされて交付金額が総額で1,825万円、それで人口が269人増えているという実績もあるものですから、ぜひこれ3年間多分補助もらえるのか、私ちょっとその辺細かいこと分からないのですが、予算に関するところですので、もし町長、副町長が答えていただけたら、そういう考えはお持ちではないのかお伺いしたいと思います。

そして、4番目です。交通弱者ではなくて、地域交通何とかのプロジェクトチームということで、6月から始まったと。生活サポート事業さんの対応と嵐山町の将来の交通のことでということで、2点にわたって今中間報告これから出すのだというご答弁でした。生活サポートの事業の対応というほうは、今回の高齢者外出支援のほうに多少協力していただけたのかなと思うところなのですが、また中間報告が出てからお話を聞きたいと思いますけれども、交通弱者のことで前も聞いたかもしれないのですが、地域の足ということで国土交通省が2016年に行った調査によると、全国路線バス事業者246社のうち、赤字の事業者は157社、3大都市圏以外の事業者は165社はさらに深刻で、8割超えの136社が赤字だったというようなデータもあって、これはもしかすると本当にすごい僻地ではないと使えないのかもしれないのですが、秋田の横手市では国土交通省が認めたミニバン7人乗りを使っただけの高齢者の移動の支援をして、買物とかにできるというようなこともありまして、こういう取組も今回、群馬大学だとかいろんなところに行って勉強されてきたのですけれども、どんなお話を伺ってきたのか、これは課長にお伺いしたいと思います。

そして、花見台工業団地の駐車場の件でございますが、こちらは昨日、企業さんのところに行きまして、もう一回お話を伺ってきたら、たまたま越畑の人と食事をするときに何かご一緒されて、もしうちの田んぼでよかったら使ってみないかということで見に行ったそうなのですけれども、やっぱり田んぼということでなかなか今すぐに使える場所でもないし、ちょっとこれは難しいかなと思って今日帰ってきたところだったので、ちょっとそこの方から伺ったところだったので。私が見るに、場合によったら嵐山病院の跡地というのはあれはどうなっているのか。今回ご相談のあった方にお伺いしましたら、駐車場プラス何かちょっと資材を置くような場所も欲しい

から、貸してくれてもいいし、値段によっては購入もしていいのだけれどもというようなお話をいただきましたので、嵐山病院の跡地は、町が云々ということではないと思うのですけれども、あそこは嵐山病院の持ち分と個人が持っていた分があるって前病院が移転するときにそんなお話があったのですけれども、あそこの内情を聞けるのかな、ちょっと教えていただけたらと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。午後の再開を１時30分といたします。

休 憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1 時 23 分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

嵐山委員の２度目の質問の答弁からです。どうぞ。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、マイナンバーカード等に係る質問にお答えさせていただきます。

まず、タブレットの台数ですが、町民課には２台設置がございます。そして、タブレットの仕様でございますが、小さいパソコンのような形で読み取りのＩＣカードリーダーがついております。ＩＣカードリーダーにマイナンバーカードを差し込んでいただき、読み取るような形になっております。ご自身のスマホで設定する場合には、スマホにお財布携帯のような読み取りのものがございますので、かざしていただくと読み取れるという形になっておりますが、町民課で設定支援をしておりますタブレットにはカードリーダーがついているということでございます。町民課に２台貸出しがされておりまして、常時１台、または２台動かしております。また、地域支援課にも設置がということでございますが、町民の方の利便性を考えまして町民課に設置をしておる状況でございます。

保険証としての利用につきましては、医療費控除の計算は自動で計算ができるのかというようなご質問でございましたが、これにつきましてはまだマイナンバーカードで医療費控除というシステムの開発が今後になってくるかと思えます。こちらの情報連携ができるのは、2021年秋頃の予定となっておりますので、まだ国のほうからも具

体的な仕様が示されておりませんので、ちょっと私のほうでも分かりかねる部分がございます。そうした中でも、これは恐らくマイナポータル等を使ってご自身で医療機関の受診記録などが確認できるということではないかなと思っております。

マイキーID設定支援のためのチラシですとか、あと今回のマイナポイントのチラシを町民課、地域支援課だけではなくもっと目につくところに置いたらどうかというご提案でございましたので、こちらにつきましては地域支援課でチラシを作っておりますので、多くの窓口のほうで目につくところに配れるようにしたいと思います。私を確認しておるところでは、地域支援課のほうで4月広報に全世帯配布をするというふうに確認しております。

それと、デジタルサイネージを使った広報でございますが、デジタルサイネージの使用について確認しましたところ、なかなかちょっと動画の放送は難しいということでございますので、分かりやすい画面を何パターンか作りまして10秒等で切り替わるようになっておりますので、何パターンか考えて、さっと見て分かるような分かりやすい画面構成でお知らせできるようにできればなと思っております。

また、そうしたPR活動でございますが、現在なかなかこういったコロナウイルス関係で多くの方が集まるようなものが自粛されておりますので、なかなか勧奨する、広報する場面が少なくなっている状況なのでございますが、確定申告、今税務申告をしておりますので、そういった会場で今チラシ等を配っておりますが、また町民課の職員全員でこうした広報等にも力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 次に、前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私のほうから、産後ケアの広域ではどうかということと、ファミリーサポートセンター事業についてお答えいたします。

産後ケアの広域利用ということでございますけれども、現在のところ近隣町村での広域利用ということでの検討はされていません。しかし、乳児の少ない地域では、広域でそうした施設を考えることも必要ではないかというふうに考えております。

続きまして、ファミリーサポートセンター事業でございますけれども、実は産後の保護者のサポートということで、平成28年の1月から同席傾聴事業としてゼロ歳から3歳までのお子さんを対象に利用会員の同席を条件に利用できるような制度を始めております。今まで利用者がございませんけれども、今後活用していただきまして、産

後ケアのサポートとしてぜひ利用できるようPRをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 初めに、県内の状況ということでお話がございましたので、そのことについてお答えを申し上げます。

まず、鴻巣市でございますが、鴻巣市は29年度から今年度まで3年間実施しております。申請件数は24件、3年間で24件でございます。次に、吉見町でございますが、30年度から始めまして30年度、31年度と実施しております。2年間で3件の申請でございます。続いて、美里町でございますが、平成29年度から31年度まで3年間実施しております、申請件数は3件でございます。次に、長瀨町でございますが、31年度から実施しております、申請件数はゼロです。次に、鳩山町ですが、平成29年度及び平成30年度に実施しております。2年間で申請件数は5件、31年度は実施がないようでございます。最後に、幸手市でございますが、幸手市につきましても鳩山町と同様、29年度、30年度実施しております、2年間で申請件数は3件、31年度は実施がないようでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 今の件に関連しまして、町長、副町長のほうから何か補足的な答弁はありますでしょうか。先ほど畠山委員のほうから、これは予算に関することなので、もし可能であれば町長か副町長のほうからということのお話がありましたので、よろしく願いいたします。

○岩澤 勝町長 課長のほうから、今答弁をさせていただきましたけれども、この件については、効果というのが見られる状況にないというような状況でございます。そして、いずれにしてもこれがこうだから何もやらなくていいということではなくて、いろんな形でこれから考えていかなければいけないというふうに考えております。どこも考えているので、こういうようなところに飛びついていくのだと思うのですけれども、昨日、おととい、課長のほうからの答弁もありましたように、住居を移すという一大事ですけれども、そういうような中で一番原因というのか、それなのは仕事関係、就職関係が一番多いというようなお話ございました。ですので、こういうようなものもそういう点を加味をした内容の制度設計といいますか、そういうようなものはできないものかなとかいうようなことも考えて、最初に課長が答弁いたしましたように新し

い施策を考えていくというような答弁もありましたように、嵐山町の身の丈に合ったとさっき言いましたけれども、そういうような状況の中で新しい何かを考えていただいて、そういうものに取り組んでいくというのはどうかな。当面これは中止というか取り組まないという考え方の方ですので、その方向で行ったらどうかというふうに考えています。

○佐久間孝光委員長 次に、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 4点目の地域公共プロジェクトに関しまして、群馬大学あるいは埼玉工業大学に行った際の研修内容ということでお尋ねをいただきました。

群馬大、それから埼工大につきましても自動運転の実証実験というのでしょうか、やっておりますので、それについて研修をさせていただきました。

○佐久間孝光委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、駐車場の関係のことに关しまして答弁させていただきます。

先ほど委員さんのほうから質問で、嵐山病院跡地というところが具体的に挙がりましたが、ここにつきましては駐車場として可能か不可能か、そういったことになりますと可能だという土地になります。また、ちょっとした資材置場も考えているというようなお話ありましたけれども、資材置場、どんなものをというのが具体的に分からないとオーケーかちょっと駄目かとかというのは分からないのですけれども、単純に物を置くだけだったら大丈夫かなと。ただ、物を置くのに何か小屋を造ってしまふ、そういった形で何か建築物を造るとなると、当然開発許可等いろいろ出てきますので、これはもう具体的に相談していただかないと判断がちょっとつきかねないところはございますけれども、駐車場は単純には可能な土地にはなっております。

この土地につきましては、来年度見直しする都市計画のマスタープラン、そこにも町としては嵐山病院の跡地につきましては何とか有効利用できないかという考えは持っていますので、そういったものも計画のほうでも有効活用できるような方向で今いろいろ検討している最中でございます。また、ああいった病院があつて、今なくなってしまったという状況で、地元のほうとしましても、その跡地何とか有効に利用できないかというようなことを地元のほうでも考えているのだと思いますけれども、区長さんからもいろいろ要望というのもいただいております。また、そういうところの通った人が見れば、ここ何か利用できないかなというところで目につくと、例えば資

材置場で何とか利用できないかとか、そういったようなお話も、今耳には入っております。そんなような状況でございます。何しろ先ほど地権者の方、委員さんのほうからもありましたように、病院関係者と個人で複数の方が所有している土地でございますので、そういった地権者の方がどういった利用で貸すのがいいのかというのも何か考えているのかなというふうには思いますので、そういった中でまたご検討いただければというふうには思います。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 そうしましたら、町民課のマイナンバーの件は分かりましたので、ぜひとも町民の方が漏れなくこれに参加できるように窓口体制をお願いしたいと思えます。よろしくお願いします。

2番目の広域で今は検討していないが、今後は必要になってくるだろうということも考えているようですし、またファミサポのほうも平成28年の1月から同席傾聴というものが始まっているのだということで承知しましたので、今多胎児って、昨日、この間も質問しましたけれども、今双子や3つ子というお子さんが以前よりも増えているのだと、そういう傾向にあるということもちょっと新聞紙面で見まして、町内にもやはりいるのだらうなと思えます。やはり一度に2人、3人という乳児を見るということは大変親御さんにとってはストレスのかかることです、近くにご両親が住んでいれば本当に面倒がみんなの手を借りられるのですが、そうでない親御さんのためにはぜひこういうものがあるのだということが周知できればと思えますし、また今後も広域でぜひとも考えていっていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

3番目の新婚生活のことなのですが、こちらなかなか先ほど利用率を伺いましたけれども、本当に数件しかないという答弁のとおり、埼玉県内ではこんな程度だったのだと思えます。しかしながら、神奈川県のアム川町、清川村ってどうなのかなというところ、私以前神奈川のほうに住んでおりましたので、非常にここ工業団地もあって、今大変仕事をする場所はあるところでありまして、またこの今の嵐山町においても昨日でしたっけ、寄居町の工場が全てこちらに寄居町のほうに移ってくるという時代も来るということも伺いましたので、今後やはり何かこういう活用できるものがあればいいかなと思えますけれども、今年度は考えていないようですので、本当

に人口が緩やかに減っている嵐山町ですけれども、何とか駅もありますし、買物する場所もちょっと車使わないとあれですけれども、若い人だったら住みやすい場所だなと思っておりますから、いいものをぜひ考えていってほしいし、私もまたいろいろと調査研究していきたいと思います。ですので、これは答弁いいです。

4番目が、地域公共プロジェクトチーム、だからもうだんだん自動運転にどんどん変わっていくのだなと思いました。それで、私抜けていたのですよ。一つ、自動車の件のところで、今回嵐山町はやってくれないのですけれども、国で車の自動ブレーキ装置の補助が始まるのです。その周知をぜひ広報とかでやっていただきたいと思います。車の関係だから、ぜひこれも検討していただきたいと思います。

それで、5番目ですけれども、あそこの場所、広さはどのくらいあるのか分かりますか。嵐山病院のほうの部分はどのくらいの広さか分かったら教えていただけたらと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 大変申し訳ありません。ちょっと面積のほうは、すみません、ちょっと資料を持っていないものですから、すぐに分からないので、また後ほど分かり次第お伝えします。申し訳ありません。

○佐久間孝光委員長 それでは、次に行きます。

次に、渋谷登美子委員、お願いします。

○渋谷登美子委員 5項目お示ししていたのですけれども、6項目にいたしました。

参考資料の20ページなのですが、こちらですが、これに、引上げ消費税充当一覧とというのがあります。これは、私が見ていてどういう、一般財源の中に消費税をどういうふうな形で入れているのかなというのが計算してもちょっとよく分からないので伺いたいのですけれども、一般財源のうちの引上げ消費税の配分に関しての充当率についてどのような考え方があったのか伺いたいと思います。

町立幼稚園の経費は総額で4,903万5,000円でした。特別消費税交付金ではなくて、国庫支出金でもなくて、地方交付税で一応算出したと考えるわけですがけれども、その算出額は幾らぐらいになっているのか。

それから、3歳から5歳児まで幼児教育無償化の経費は、地方交付税と特別消費税交付金で財源確保ができるわけですがけれども、町立幼稚園も3歳児保育をしない政策

の不足を財源の問題とする理由を伺いたいと思います。これが1点。

2点目です。各種補助金や町民参加費を政治的判断で削減している。これは、私はサンセットなので、それについては直接考えないのですけれども、決算よしあしですけれども、決算審議では部落解放同盟嵐山支部に係る補助金は見直すこともあるという答弁でした。ところが、次年度も部落解放同盟に係る補助金は減額も削除も行われていないのですが、その理由について伺います。

3番目ですけれども、マイナンバーカードについて、国の政策で3年間でほぼ国民の全員がマイナンバーカードを活用するという政策があります。私は、今までのこの政策というのは、国の政策としてつくったからには全員が持ってもらわなくてはいけないという形で様々なあめを出している。そのために嵐山町自治体も非常に勤務が厳しい状況になっているという形になっていると思います。嵐山町にとってのメリットとデメリット、町民にとってのメリットとデメリットの把握を伺います。

これは、最終的にはそれぞれの個人の情報の国の一貫管理を求めているというふうな感じだと思いますので、これに係る経費というのは膨大なものになってきます。今までの嵐山町のマイナンバーカードの経費、そして及び国の経費、今後経常的に必要となる嵐山町についての経費の予測、国の経費予測も伺います。それから、国のマイナポイントの経費総額の予測を伺います。

次、4番目です。人口動態についてです。人口動態については、町長のお考えを聞いているわけですが、実際にはこの分析が非常に異なっているなというふうに考えますので、伺います。人口構成の中の外国人労働者数、そしてその推移です。それから、高齢者施設の入居者数の推移等について現状と予測を伺います。

次、5番目です。第6次基本構想の策定に当たっての町長の政治哲学を伺います。第5次基本構想の政策展開に当たっては、基本構想よりも国の財政誘導によって政策が変動している。そのために混乱が大きく、議決案件である基本構想を無視して、政治が、例えば学校統合など既成事実として行われていますし、嵐山町の戦略ですか、総合戦略などもずっと見ていて、これはかなり失敗している部分があるな。それは、嵐山町がやったというよりは国の財政誘導によって事業を行っているためにそのような形が来ているのではないかなと思います。そういった中で、第6次基本構想の策定に当たって、若い女性、女性意見、地球規模の課題を基本構想に反映させていく方法を伺います。

総合戦略の中で、若い世代の新しい人を入れていくという形で1人入ってきた、この3月までですが、いらっしゃるわけですが、その方が実際にいろんなことを実現しようとしても、若い世代の意見を入れていくというのが嵐山町で非常に難しいというふうに聞いていますし、私も外から入ってきた人間として、女性というのは大体嫁いでくる人が多いですから、その人たちの意見がまるで政治に反映されていかないという状況があるというふうに思っているので、その点についても併せて伺います。

次、6点目です。これは、先ほどの川口委員の質疑に関して、途中で副町長、町長というふうな形でお願ひしたのですが、青木参事官が答えたことによってそれが中断されてしまったのです。私が再度質問いたします。嵐山町のパワハラ事件は、昨年1月21日にメディア報道がありました。そして、その1月22日には被害者の方3人は嵐山町に全員出勤しておりました。ですが、加害者は1月22日から4月21日までの3か月懲戒請求、休職処分を受けました。その後、4月21日から総務課に配置で復帰しています。ところが、現実的には総務課の窓側に囲いを造り、その中に幽閉され、職員、議員、町民から遮断された状態にあります。町民の人からは、処分を受けた後のこの措置は人権侵害であると言われており、一度会いに行ったことがあります。それは、その場に行ったら、もうそこは遮断されているので、その人と会うことはできないのです、そこで。

それで、議場近くに来てもらって、椅子に座って話をしたということがあり、それが1月21日から初めて彼に会った機会でした。そんな状況です。現在も総務課の囲いの中で何かの業務を行っているようですが、私も会いませんし、ほかの人とも会うこともないようです。これは、幽閉という人権侵害と思うのですが、幽閉という人権侵害ではないという青木課長の答弁です。職員の能力が十分に発揮できるように環境を整えるのが総務課の仕事ということでした。人事を決定した町長、副町長がこれについて人権侵害でないという理由を伺います。

次に、ハラスメントの相談業務は総務課担当ということになっているのですが、私は昨年の6月議会でも提案していますが、外部に相談、このような状況の総務課ですから、外部に相談機関を設置することが一番必要であると思います。今のような形である総務課に職員の人権が、ハラスメントの相談業務を行うこと自体は無理があると思いますので、今後について伺います。

そして次、来年度、この幽閉された職員の人権侵害の回復はできるのかどうか伺い

ます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時50分

再 開 午後 2時09分

○佐久間孝光委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、渋谷委員のほうにお願いしたいと思うのですが、質問の中に個人名は出ていないのですが、個人が特定される可能性が高いものでありますので、その質問の仕方に関しては十分配慮をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、私から1番目の消費税の関係でお答えをさせていただきます。

引上げ分の消費税収につきましては、その引上げの趣旨に基づきまして、主として今後も増加が見込まれます社会保障4経費、その他社会保障施策に要する経費に充てることとされておるところでございます。また、その用途については、予算及び決算の説明資料に明示するよう国から求められてございます。こうしたこともございまして、その配分につきましては、予算の参考資料の20ページに一覧を掲載しております。一般財源が一定金額以上の該当する事業について、その事業費に応じて配分、充当をさせていただいておるところであります。

次に、普通交付税における幼稚園に係る基準財政需要額についてでございますが、令和元年度の額を参考までに申し上げさせていただきますと約2,700万円であります。なお、無償化に係る経費については、元年度は交付金という形でございましたが、令和2年度からは普通交付税で措置されると、こうしたこととなっております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 2番目の質問につきましてお答えを申し上げます。

部落解放同盟嵐山支部の活動状況につきましては、比企郡市サマーキャンプ、人権フェスティバル、人権フォーラムなどの各種研修会に参加しております。また、国や

県に対する人権に関する様々な要請を行い、市町村との交渉を行いながら人権啓発活動に取り組んできております。補助額40万円の金額につきましては、平成13年に90万円だった補助額を平成15年度に81万円、平成17年度に78万円、平成18年度に69万円、平成25年度から45万円、現在は40万円と見直し、減額を図ってまいりました。引き続き適正化委員会での協議、また嵐山町運動団体活動事業費補助金交付要綱により補助額については決定していくものと考えております。

○佐久間孝光委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 まず、3番のマイナンバーカード関係についてお答えをさせていただきます。

マイナンバー制度の3つの目的は、1つ目、公平公正な社会の実現、2つ目、国民の利便性の向上、3つ目に行政の効率化となっております。こうしたことを踏まえまして、町としてのメリットは各種行政手続の情報連携、またデメリットとしては住基ネットシステム関連費用の発生やカード交付更新に係る職員の事務増加。また、町民としてのメリットは、本人確認の際の公的な身分証明書としての利用、e-TAXなど各種行政手続のオンライン申請、今後につきまして健康保険証としての利用や、現在嵐山町では導入されておりませんが、住民票等のコンビニ交付などがございます。対しまして、デメリットにつきましては、紛失した場合の情報漏えいなどの不安があると考えられます。

今までの嵐山町のマイナンバーカードに係る経費でございますが、マイナンバーカードの導入のありました平成27年度からの住基ネットワーク事業に係る今年度までの経費の総額見込みは、およそ2,580万円でございます。それに対しまして、国の経費でございますが、マイナンバーそのものの利活用、マイナンバーの利活用につきましては、平成27年度から令和元年度まででおよそ1,350億円、またマイナンバーカード作成に関する交付事業費、事務費などは国のカード発行に対する見込みが毎年多額に見込まれながらも、カードの発行がその見込みに達していないこともありまして、予算が毎年繰越し、繰越しされていくような状況もございますので、総額の計算が難しいのですが、確実なものとしましては来年度、令和2年度におけるカード発行に関する経費は、交付事業費として755.6億円、交付事務費としまして609.9億円ということで、総額1,365.4億円を国の経費として見ております。今後も町の経費としましては、住基ネットワークを維持していくためのシステム委託料、またカード発行作成に係る

税理士への負担金などの経費が見込まれます。

続きまして、国のマイナポイントの総経費でございますが、国の予算で来年度、令和2年度の予算案が総額2,478億円であります。

続いて、質問項目4の人口動態についてお答えさせていただきます。まず最初に、外国人労働者数についてでございます。町では外国人労働者の詳しい人数は分かりかねます。ただし、今年の1月1日現在で外国人人口は594人、そのうち技能実習の在留資格で住民登録をされている方は296人ですので、外国人人口の約50％が技能実習として働いている状況です。また、外国人人口としましては、平成28年度の294人に対して今年度、令和2年度1月1日が594人ということで、およそ5年間で約2倍になっております。

続いて、高齢者施設の入居者数の推移、現状と予測でございますが、町内の高齢者入居施設は、特別養護老人ホーム2か所、介護付有料老人ホーム1か所、サービス付高齢者向け住宅1か所、グループホーム1か所です。そこに住民登録をしている方は、平成30年1月1日で175人、平成31年1月1日で181人、令和2年1月1日に173人です。今後の見込みですが、各施設の定数がございまして、現状とあまり変わらないと思われま。

以上です。

○佐久間孝光委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきます。

5番目の第6次基本構想の策定に当たって町長の政治哲学を聞くということでございますので、政治哲学、自分なりにこれは全てできているということではありませんけれども、日頃目標にして励んでいるということを述べさせていただきたいと思いま。

日頃、日常行動する行動規範として六然と呼ばれております、崔後渠という中国の賢人の教えだというものを教わってやっております。それがふだんの行いの6つのことが書いてあるのですけれども、それを自分では努力をしている。それともう一つ、これはマハトマ・ガンジー、有名なガンジーの7つの大罪ということなのですから、これを自分でもできないながらそうありたいということでやっています。

ちなみに、話をさせていただきますが、これがないと駄目だということで大罪、大きな罪と言われているわけですから、献身なき信仰、良心のない快楽、人間性の

ない科学（サイエンス）、人格のない教育、労働のない富、道徳のないビジネス、そして一番最初に書かれているのが哲学なき政治、哲学のない政治というのはありませんよという戒めですけども、そういうようなことをマハトマ・ガンジーの7つの大罪ということで書かれております。

それを自分でできませんけれども、目標にしております。そして、町長室の執務室ですけども、自分の机の背中のところには、お世話になったときから額を2つ、今の額を2つかけて、時としてそれを見ながらやらせていただいているというのが状況でございます。

そして、今言った大罪を含めてですけども、一番のベースになるのは何かということですけども、やはり人、自分一人では生きていけない、自分一人では仕事ができない、大勢の人と力を合わせてやっていくのだ、人の意見を聞いてやっていくということが大切だということで、そういうやり方ができれば、そしてご承知の方もいらっしゃると思うのですけれども、私が16年9月から町長にお世話になりました。そして、16年9月、一番最初に取り組んだ政策というのとあれですけども、取り組んだ事業、仕事というのが地域コミュニティ事業というのをやらせていただきました。ご承知の方もいらっしゃると思うのですけれども、地域の皆様に地域づくりにいろんな案を出していただいて取り組んでいただくと、町のほうから事業資金を些少ですけども、そういうものが出るという事業に取り組ませていただきました。というのは、今言った一番のベースであります人と人とのつながり、人を大切にしていく、人の意見を聞いていく、そしてできることを話し合ってやっていく。これがベースでありまして、それをどうだろうということで地域コミュニティ事業が始まりました。

先日ですけども、ある地区でお呼ばれをいたしまして、その地域コミュニティ事業を最初から取り組んでいただいて、第15回というのがバックに書いてありましたけれども、15回目のコミュニティ事業の地区の集まりをさせていただきました。そういうようなことが、私とすると若い人、それからお年寄り、そして働く青年世代、そういう人たちと連携をしながら意見を聴きながら町の方方向性をつくっていく、そして自分たちで今過ごさせていただいているこの愛すべき嵐山町、これを皆さんと一緒に次の世代に引き継いでいこうと、これが私の政治哲学というところとちょっと大げさですけども、考え方の基本としてやらせていただいております。

そして、もう一つご質問いただいておりますけれども、若い世代、女性、それから

地球規模の課題、基本構想をどう反映していくのかというようなご質問をいただきました。先ほどの一般質問でも話出てきました世界規模の課題というのは、多分環境問題、気候変動、そして地球規模ですから情報、文化の大幅な変化、それから人口の爆発的に増えているところと減っているところ、そういう人口問題、それから社会、私たちを取り巻くソサエティーという社会の大きな変化、こういうこと、そして一番の言われております高齢者、そしていざというときにちょっと弱い立場になる、弱者と言われる人たち、それと若い世代、女性、こういうものの意見を反映をさせた形での政策をつくっていききたい。それには、先ほど言ったような地道な取組を重ねて大勢の皆様方の意見をお聴きをして実践に移させていただくと、こういう手法で今までやらせてきていただいておりますので、皆様方のご意見をさらにお聴きをしながら、そういうものを深く、強く、広くやっていって、政策づくりに反映をしてきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 次に、安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、今ご質問いただいたこの問題は、嵐山町にとりまして大変大きな、そして職員にとりましても大変ショッキングな案件でございました。議会の皆様方にも大変なご心配をいただき、町民の皆様からも様々なご意見を頂戴しました。全国からも、この処分について様々な意見が寄せられたところです。大きな社会的な反響があったというふうに思っております。一番ショックを受けたのは、3人の実際にパワハラを受けた職員でございました。立ち直るのには大変時間を要しました。今もなかなか落ち着いて仕事ができないなんていうことも耳にします。

このときに、職員から、職員組合から要望が出されました。働きやすい安全な職場をつくってもらいたいと、そういうふうな要望でございました。それを受けまして、課長以外の全員の職員が人事異動を前にしたこの時期に、人事自己申告書というものを出すのです。その中に、ここ数年ですけれども、A氏と一緒にするような職場には私を異動させないでもらいたい、そういう声が幾つもございました。それから、過去に同様の事案があったのかなかったか、職員の聞き取り調査を行いました。そうしたところ、10人を超える職員から大変つらい思いをしたのだと、そういうふうなことがその聞き取りに実際出てきました。中には、報復が怖いので情報提供はできないと、そういうふうなことをおっしゃる方もいらっしゃいました。

ぜひ声を出せない職員のことを考えて、4月1日以降考えてもらいたいと。そういうふうな声が大勢でございました。そうしたことを踏まえまして、同じような事案が嵐山町には過去にはございませんでしたので、埼玉県においては同様の事案があった場合どういう対応をしているのか、県に職員に行っていただきまして、似たような事案、こういう事案がありましたと。こういうふうに県では対応していましたと、そういうことを参考に、嵐山町では今のような状況で対応することといたしました。町で行っているこの現状については、人権侵害だというふうなことには全く考えておりませんで、役場の職員の全員のこの問題に対する対応、町に対するしっかりした対応を取ってもらいたいと、そういう声を踏まえて現状があるということで、ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

〔「第三者委員会」と言う人あり〕

○安藤 實副町長 第三者委員会のことについては考えておりません。

それと人権の回復ですか。人権侵害はございませんので、そういうふうなことも考えておりません。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 1番目から行きますけれども、すみません、これ一般財源の引上げ消費税分の配分については、何%という形で一律ではないなというふうに思っていたのですが、計算してみても、それは、どういうふうな形で、このぐらいなら一般財源に引上げ、消費税分を充当してもいいなというふうな計算式を単純に出していつて、1億9,500万円に計算値で上がるように、合計で出すようにやっていたというふうに考えていいのでしょうか。

そして、次ですけれども、町立幼稚園の部分については、令和元年度は2,700万円が入ってきた。これは、ちょうど半年分ですからそうですよね、無償化の部分に関しては。私が聞きたいのは、3歳から5歳までの幼児教育無償化は、地方交付税と地方消費税分で財源確保できるということが前提になって、公立幼稚園の3歳から5歳の保育の無償化も始まっていると思うのです。それがないとできませんから。けれども、その財源を理由にして3歳児保育をしないという理由にはならないだろうかと、今の状況ですと確かに基準財政需要額と基準財政支出額があるから需要額が多ければ、基準財政需要額が多ければ、その分入ってこないわけになるのだけれども、そこ

の計算式が嵐山町の国の補償の仕方では町立幼稚園3年間、3歳児から始めたら3年分入ってくるわけですよね、3歳児の数分。その分が出てきていなくて、それで地方交付税の財政基準需要額にはそれはどのような形で計算式に入っているのですか。

ほかの部分ですと、例えば子どものための保育給付事業なんかだったら、国庫支出金のほかに一般財源で入っていて、そのうちに引上げ消費税分という形で入っている。その一般財源の中には多分地方交付税分が入ってきていて、その計算式になっているのだらうなというふうに考えるのですけれども、どういう形で町立幼稚園の3年保育が財源がないからできないというか、計算式になるのか伺いたい。それが1点目。だから、地方交付税の中で基準財政需要額の中に幼稚園分とそれから保育園分というのをどういうふうな形で計算の中に入ってくるのかということです。

2番目です。決算審議の中で、これ副町長が言われたのですけれども、部落解放同盟の嵐山支部については見直すこともあるというふうに言われた。だけれども、それは全く見直されなかった、次年度。それについては、私はもう十分に嵐山町では同和地区の問題というのか、それに関してはいろんなところで財政の予算を支出していて、嵐山町としては十分やっているというふうに考えるのだけれども、これをさらに部落解放同盟補助金に、嵐山支部に補助金を出すということは、ほかの政策と比べてみてあまりにアンバランスがあって、ほかの部分は政策が必要だなと思っていてもさっと切る。切りますよね、今、見てみると。私、サンセット条例という、そういうのサンセット条項というのですけれども、それは全然ある程度のは途中で切っていてもいいだろうし、必要なものはやらなくてはいけないだろうと思うのだけれども、これに関してはもういいのではないかなというふうに思うのです。十分嵐山町はやってきている。それが、どうしてこここのところにかかないのかということを伺いたいと思います。

次、マイナンバーカードなのですけれども、今の私は金額のことしか、予算化のことしか聞いていないのですけれども、町民課がこれからもやると思うのですけれども、そうするとやっぱり最低1人分か2人分の費用負担は人件費として必要になってくるということで、国の金額すごく大きいですよね。こんなに毎年、毎年、これからずっと追加、追加でやってきていて、それが嵐山町にとってプラスになるのか。私は、国民がマイナンバーカードを取得しないのはそれなりに意味があると思っていて、その意味があるのに、それを無理やり取得させるためにマイナポイントとかいろんなご褒

美というのですか、あめを出している。そのこと自体が国家の財政にとってあまりよろしくないなと思っているので、嵐山町は無理にこれを国の政策ですけれども、施策を広げる必要はないと考えているのですが、一体これに係って今後ともこの予算をずっと続けていくわけです、マイナンバーが続く以上、それに関して嵐山町はこれは機関委任事務でも何でもないのでやらなくてはいけないというのは、国のお仕事をやるのですよね。おかしいものだなと思うのですけれども、その点についての考え方を伺いたいと思います。

こんな国の無駄なお金に付き合っていくというのはどうなのかなと思いますが、少なくとも毎年、すみません、課長に関しては、毎年どのぐらいの人が必要になってくるか。これは国の補助金で1人分、会計年度任用職員の人が来るということですから、どの程度の人件費が必要になってくるか伺いたいと思います。

また、町長に関しては、これを一生懸命嵐山町が国の言うとおりにやっていくと、ますます国家財政も疲弊していくと思うのですが、その点についての考え方を伺います。

人口動態についてです。すみません、私がこれうまく質問をしていなかったのですが、外国人の方は300人増えているということですよ。だから、1万7,900人ぐらいのうちに、外国人の方が増えているから、今1万7,800でしたか。1万7,500ぐらいが日本人で、そのうちにこれは特養の方なんかもともと嵐山町の在の方もいらしたけれども、181人ぐらいいるので、実質人口というのは1万7,200とか300ぐらいの形で計算していったほうがいいのか。その中で、嵐山町の人口動態を考えていくというほうが人口の、人口を基礎にしていろいろな政策を考えるので、そういうふうな形でやっていくほうがいいのかと思うのですけれども、その点について伺います。

町長の政治哲学を伺いました。ありがとうございます。第6次基本構想に関してなのですが、私は総合戦略を見ていると、それがそういうふうなものは入っていないのです。少なくともそういった町長の思いというのが入ってなくて、基本的に稼ぐこと、稼ぐこと、それから人を出産を増やすこと、出産層を増やすこと、そんな形がメインです、基本総合戦略。それで、私はこれは完全に失敗しているなと思って、総合戦略に関してはあまりいい結果ではなかったなというふうに思っています。そうすると、もう少し第6次基本構想に関しては地道な住民の人の意見を聴くとか、特に女性がいないわけですから、出産する年齢の女性が嵐山町からどちらかというとも

逃げていくな、これはというふうな感じにいるのですけれども、そういったものをどういうふうな形で提案していくかということが、入れていくかということがとても大切だと思っているのです。

それで、外から来た人間というのは、政策を言ってもはじかれてしまう。女性の意見というのは、こんなにいろんなことを言ってもほとんどはじかれていって、稼ぐ町にするために、働く女性を増やすために保育園のほうはやっていくけれども、実際に安心して子育てをしていくという部分に関しては非常に弱いです。そういった部分をどうやっていくか、特に近々でいろんな課題を求められています。私は、本当に4月1日までにやってほしいというふうな課題もあるのだけれども、それともうも解決のめどが今のところでは立たないのだなということが分かったのですけれども、基本構想に関してはこういった小さな小さな人々の思い、子どもたちの思いというのを反映させていく方法というのは総合戦略ではやっていけないです。そこの部分をどうつくっていくのか伺いたいと思います。町長の政治哲学は見習わせていただきたいと思います。

6 番目です。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ハラスメントのことですけれども、町長、副町長は人権侵害ではないというふうにおっしゃっている。だけれども、町民の人から見たら、これは完全な人権侵害です。私が見ても人権侵害です。人と話をさせない。そうですね。囲いの中に入れている。これは、ライオンですか。ライオンではないですね。出ていくとかみつくサルですか。そうでもないですね。そういった人のことを囲いを造って人と話をしないようにしていく、これは人権侵害そのものではないのですか。だから、この人権侵害をどうやって解決していくかということを伺っているのです。

そして、私が6月議会にも話しましたがけれども、嵐山町の組織は小さいです。ですから、相談機関として相談するにしても、すぐに内容がいろんな方に漏れていく。親戚関係の方も多いです。親族の方というか、そういうふうな方も職員の中に多い。議員との関係も多い。だから、これはなかなか嵐山町ではハラスメントの相談機関というのを総務課につくっても難しいだろうなというふうに思っています。相談機関というのは、例えば今会社なんかだったらほとんど自分のところでやっていない。第三者機関に委託していますよね。そういった形のものをやっていかないと、ハラスメント、

セクハラもありますし、マタハラもありますし、パワハラもある。そういったことを考えると、これは難しい問題があると思うのです。

それで、私は来年度もこの状況で、町民の人から見たら人権侵害、私から見ても人権侵害、それを職員の側から見たら人権侵害ではなくて、幽閉しておいてくださいというのは問題があると思う。どういうふうな形で解決をしていく方法を考えなくてはいけないと思うのです。それについて伺います。

○佐久間孝光委員長 青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私から1番目につきましてお答えをさせていただきますと思います。

先ほどもご答弁させていただきましたが、まず参考資料20ページの消費税引上げの充当の関係でございますが、該当する事業の一般財源、これはこの表で見いただきますと7億6,400万円ほどございます。この金額に対して引上げ分、これが1億9,500万円ですから、全体に対して約25.5%になるかと思います。ほぼこの割合をもってそれぞれの事業に引上げ分の消費税を充当させていただいていると、こういったつくり方、考え方をさせていただいているものでございます。

また、先ほどご答弁申し上げました2,700万円、こちらの金額でございますが、これは普通交付税算定上、普通交付税の算定についてはいろんな個別算定経費ということで費目がございます。例えば小学校費だとか中学校費だとか道路橋梁費だとか、そういったものの中の一つとして、その他教育費の中に幼稚園等の子どもの数を基礎としたそういった費目が設けられています。これは、公立の幼稚園という形でございますので、まさにここで算定をした基準財政需要額が、これが町の幼稚園の運営に係る一般財源に充てる標準的な額というような捉え方だというふうに思います。これが元年度の算定が約2,700万円だったということでございます。

2年については、当然夏の算定ということでございますので、数字のほうは分かりかねます。今年の2年の予算書を見ていただきますと、幼稚園費の幼稚園管理費のところの一般財源は4,700万円ぐらいになります。これに対して2,700万円という金額が基準財政需要額で算定をされていると。ただし、ここに関しては幼稚園の無償化に係る分は2,700万円には入っていません。元年の半年分の無償化に係る幼稚園、この金額については、地方特例交付金として交付がされるわけですが、その金額が約800万円でした。ですから、元年度の基本財政需要額、ちょっと手元に資料がありま

せんが、同額として見た場合には両方で約3,500万円になります。ですから、これから見ると嵐山町の場合、幼稚園を運営するに当たって必要な一般財源の総額を交付税、また町の自主財源、こういったもので、標準的なものから言うと全て賄えるということではないかなと、という金額ではない。ちょっと言葉があれですけども、そこまで基準財政需要額で見られていないというのでしょうか、ほかの財源はそこに投下をせざるを得ない状況が見受けられるのかなと、こういうふうを考えておるところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐山支部の補助金ですけども、補助金の適正化委員会を開催をいたしまして、新年度の補助金の審査を行いました。そのときに、この嵐山支部の補助金についてもその使い方、実績報告が出てきますので、適正なのかどうなのか。新年度の補助金が見直すべきなのかどうなのか、それを審議をいたしました。補助金の使い方についても適正であり、新年度担当課から出ている要求額についても同額でいいという、結論的にはそういうふうになったわけですけども、過去に調べてみますと、過去20年間で5回補助金の削減をして見直しをしてきているのです。直近では、平成30年度に補助金の削減を行っております。そのときに、嵐山では11%の削減を行いました。過去、今お話ししましたけれども、比企郡内で支部を持っている市町村の支部に対する補助金、それぞれ足並みをそろえてやってきているというような経過もございまして、30年度の他の市町村の削減はどうだったのだろうと。それを見ますと、今嵐山では11%削減しましたが、東松山市と吉見町は5%と、そんなこともございまして、今回については同額ということになりました。これ不断の見直しをしながら、今現下の財政需要等を考慮して、新年度においてもやはり経費が適切なのかどうか見直しをしていく考え方に変わりはございません。

以上です。

○佐久間孝光委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 私からは3番、マイナンバーカードに係る人件費についてということでございました。毎年のくらいの人が必要になるかということでございますが、現在戸籍・住民担当の職員は、私を含めまして正規の職員が4人、任期付職員が3人、現在の臨時職員が2人でございます。来年度、令和2年度におきましては、正規職員

が4人に任期付職員3人、会計年度任用職員は3人を見込んでおります。

そして、マイナンバーカードに係る割合でございますが、任期付職員のおよそ5割程度の職務はマイナンバー関係と思っております。それに係る人件費は、1人当たり約200万円の給料として3人分で600万円、その5割程度ということで300万円程度、そして会計年度任用職員3人は1人80万円の報酬で3人で240万円、そのおよそ8割程度をマイナンバーカード事務と見込んでおりますので200万円程度、任期付職員と会計年度任用職員を合わせまして500万円程度の人件費は、マイナンバーカード事務費の対象として見られると考えておりますので、マイナンバーカード事務費の補助金に申請をしていく考えでございます。

マイナンバーカードの取得につきまして、町民の方に無理やり取得させるようなことは嵐山町ではさせておりませんので、マイナンバーカードを取得するメリットをお話ししまして、ご納得いただいた上で申請をしていただいていると考えております。国の施策ではございますが、町民の方にメリットがある施策でもございますので、そういった面をよくお話ししましてご理解いただいた上、申請をしていただいております。

続きまして、4の人口動態についてでございますが、町施策の基礎人口としては外国人や高齢者施設入所者の数を引いたもので考えたほうがよいのではないかとこのことでございますが、人口の概念でお話をしますと、平成24年以前は外国人は外国人登録ということで人口には算入しておりませんでした。現在は外国人も住民基本台帳に載せる日本人、外国人の別はあるとしても、住民基本台帳上の人数でございますので、町施策の中に人口として算入するのは妥当ではないかと思っております。老人施設の人数についても同様でございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 次に、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 5番目のご質問で、基本構想あるいは総合戦略の関係でご質問いただきました。その中で、女性の意見、住民の方のご意見、特に女性の意見を尊重していく考え方ということでご質問いただきました。

一般質問、あるいは後の今回のご質問の中でも、若者の意見ということも取り入れたらどうかというご提言もいただいております。その中で、女性の意見につきましては、渋谷委員おっしゃるとおり最大限取り入れていくべきだというふうを考えており

ます。総合振興計画とは別に地域防災計画も来年度策定する予定ということで予算の審議をいただいておりますが、その地域防災計画においても、会議の中でぜひ女性の意見と取り入れてということを委員さんからご提言をされております。そういったことから、制度あるいは仕組み等はもちろんなのですが、女性の意見を尊重することは意識の問題もあるのだと思います。

ちょっと蛇足になってしまいますが、最近広報の表紙の写真について大変ご好評をいただいているわけなのですが、広報の担当は男性がやっておりますが、男性と、その担当者と私と、どの写真がいいかということで意見が割れたりすることがあったりもするのですが、そのときに必ず女性職員の意見を聴きます。その女性職員の意見を大体それを決定事項ということで、その写真を採用して広報に載せるというような流れになっています。結果的に、やはりそうするととても評判がいいということになります。それで、先日の成人式の写真もあったのですが、その写真もやはりその女性職員に選んでいただいたというような形です。そういう地道な取組を今後していこうと考えております。

それから、2点目の女性の人数についてお話がございました。嵐山町の女性の人口ということで統計が出ておりまして、平成30年の分でございますが、人口に占める15歳から49歳までの女性の割合が嵐山町は18.4%です。滑川町は20.8%、東松山市が19.6%、小川町が16%、川島町が17.5%、吉見町が18.1%、ときがわ町が15.7%、東秩父村が15.3%ということで、決して近隣の市町と比べましても、市町村と比べましても女性の人口が少ないということではなかろうと考えます。

また、合計特殊出生率が高い市町村なのですが、30年で1位が横瀬町、2位が滑川町、3位が宮代町です。その女性の人口を見ますと、1位の横瀬町が16.8%、滑川町は先ほど申し上げましたように20.8%、宮代町が18.7%ということで、滑川町は確かにその割合が高くなっておりますけれども、横瀬町は嵐山と比較しても嵐山はそれほどその割合が低くないということでございますので、それでは横瀬町が合計特殊出生率が高い理由というのは何かというところを、そういったところをちょっと参考にしながら総合戦略も考えていきたいと思ひますし、あるいは一つ一つの政策についてもそういったことを参考に考えていきたいと、検討してまいりたいと考えております。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 解決方法、そういうお尋ねでございますけれども、今この案件につ

いては公平委員会に審査請求が出されまして、今公平委員会の事務は比企広域が一括して行っておりますけれども、こちらで準備書面をやり取りをしながら両方の側に弁護士が立って、そしてこのやり取りをしております。それが結論が出る、もうじき出るのではないかというふうに思いますけれども、そういった法的な対応になっております。その審査請求の裁決が果たしてどうなるのか、それも大いに関心を我々持っているところでございます。

それから、今役場の中の職員の感情といいましょうか、どんな空気がこの中に流れているのか、その一端を申し上げたのですけれども、職員を代表する職員組合というのもございます。そういったところにも、委員さんがおっしゃられるような人権侵害だと、そういうふうな捉え方をしているのかどうなのかということもございますし、意見交換をしてからもう1年近くたちますので、改めて職員組合ともこの問題について話し合ってみたいというふうに思っています。

以上です。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 引上げ消費税額の一覧というのは、その中には町立幼稚園のお金というのは入っていないです。でも、実際には幼保無償化でそれを入れることができるようになっています。それは、私は調べたのです。だけれども、わざわざ4,500万ぐらいですから、1,000万ぐらいの金額をここから取っていくことはできる。そして、消費税充当額の中で3歳児保育をしようと思ったら、その部分もその中から入れることができる。地方交付税のことに關しては、歳入歳出がどういうふうになるか基準財政需要額と収入額の差でどうなってくるか分からないのですが、それを入れることもできる。だけれども、なぜ財政の問題で嵐山町は町立の幼稚園の3年保育をしないかということの問題が大きいのです。なぜこの形でカバーできるものを財政の問題として切り捨てて政策として取り上げないか伺いたいと思うのです。

これは、本地方消費税交付金の中で見れるし、地方交付税の中でも、地方交付金ですから、それは昨年度のものに關して出てくるということで、だからちょっと考え方が財政の問題で切ってしまうことはできないような問題があると思うのです。そのところがなぜなのかということ、それを全部財政で一律に切っていくという問題性が多いので、その点についてどのような考え方があるのか町長に伺います。町長に伺います。

次が、2番目ですけれども、部落解放同盟嵐山支部の補助金です。あれはたしか活動団体運動の補助金要綱というのがあって、その中で決定していて、それに従っているかどうかを見るものなのですからけれども、それを補助金適正化委員会で審査したということだと思うのですけれども、それ自体が、運動団体活用の補助金ということ自体がほかのものにはないです。例えばいろいろな障害者運動をやっている人たちもあるし、だけれども障害者運動をやっている人たちにその運動団体のための補助金、運動するための補助金というのは出ていない。そのことが問題で、各市町村で考えてということではなくて、運動団体に対しての補助金を出す必要があるのかということなのです。

差別されていて、そのことに関して、教育などに関して、社会教育でやっている、そういうふうなものはしっかり制度としてできていて、嵐山町では十分やっている。ほかにも8市町村でしたっけ、あれ。広域でも人権問題のフェスティバルがあって、それをやっていく、企業でもやっている。嵐山町でも人権の問題についての講習をやっている。そういうような形でやっているの、もう既にこういった運動団体補助金というものの自体がほかの運動団体にこんなものないです。ほかの運動団体に対して同じように公平に運動団体に対して補助金を出すというのならいいです。でも、そうではないです。ほかに何か運動団体に対して補助金出しているものありますか、全部見たけれどもないと思うのですけれども、その点について、もし比企広域で考えなくてはいけなければ人権問題ですか、広域で人権を考えているわけですから、そのところで運動団体に対しての補助金というのは、もう令和の時代にもなっているし、考え直してみても、しっかり人権そのものに対しての費用に使っていくということが必要ではないかと思うのですが、その点について伺います。

マイナンバーカードのことについてですけれども、嵐山町はマイナンバーカードについて一生懸命町民に強制することはないということですが、実際にはいろいろな運動をするのですよね、サイネージでしたっけ。そんなことにお金を使わないで、ほかのところにお金を使ってもらいたいのです。こんなことをやっていたらほかのことができなく、いっぱいいろいろなことをやらなくてはいけないのに、何でこんなところにお金使うのですかというふうなものがあります。この点について考え直していく必要があると思いますし、これは国が一生懸命やっても皆さんに広がらないからいろいろなことをやっていくわけでしょう。だから、どんどん、どんどん膨れ上がっていく、

経費が。そういうことを見たときに、これもう一度見直していった最低限度のことをやればいいのです。最低限度のことをやる中でやっていけばいいので、その点についての考え方を伺います。

4 番目、人口動態についてなのですが、私がたまたま外国人労働者数と高齢者施設の入居者数の推移というものを言ったのでこういうふうな形になっているのですけれども、では実際に嵐山町の人口はこういうふうが増えていくかというのを、ここから来た、ここからも来たという形ではなくて、本当に嵐山町で出生者が増えて、そして若い人たちは実は定着していないということが分かれば政策が変わってくると思うのです。その部分の分析というか認識とかが弱いと思うのですが、その点についてはどのように考えていくか。本当に人口動態の分析というのは必要なことなので、それについて伺います。

5 番目ですけれども、第6次基本構想の策定に当たってなのですが、これは第6次基本構想の策定の前に第5次総合振興計画があって、その評価があると思うのです。その評価の中で、私は本当これちょっと困ったなと思っているのですけれども、たった1行、第5次総合振興計画です。必要に応じ学校規模の適正化や通学区域の変更など、学校環境の見直しを行います。このたった1行なのです。それは議決しています。だけれども、学校統合、5校を1つにするという学校統合に関しては、私は議決していない。議会も何にも議決していないのに、先行投資でやっていく。そして、今も予算もこんな形で始まっています。いろいろな適正規模集会とかいうのがあります。ですけれども、せめてそういうことをやるのならば、第6次総合振興計画基本構想が議決された後にしてください。これ、いつ議決されるのだから知りませんが、3月になるのですか、今年度の3月。それ以降にこの予算を執行してください。そのことについて伺います。これは、こんなことをやっていたら議会軽視もいいところで、何で私は議決していないのに、議会も誰も何もオーケーしていないのに総合振興計画が進んでいて、もうそれがさっさかさっさか歩いているという状況があるのですけれども、これについては時期を戻す。それを伺います。

6 項目めです。職員の方と、もう一度組合の方と話し合いをしてみることなのですが、町民の人が見ているものと職員の人が見ているものとは多分実感として違うのだと思うのです。ですけれども、人権侵害です、人権侵害。だけれども、これは本当に組合の幹部の人というのはどういうふうな人なのか分からないのだけれども、そ

ういうふうな形ではなくてやっぱり私は今の人が幽閉されている、おりの中に入った状況です。ライオンかサルかみたない形でおりの中に入っている。そうではないですか、それを回復していくということが一番最初の解決になると思うのです。ずっと来年度もこの形でやっていくのかどうか。そうではなくて、そのことの回復を求めるので、職員と聞いてというのだったら、ちょっと問題あるかなと思うのですけれども、今人権侵害されている人の人権を回復していくことが必要だと思うのですが、この点について伺います。

○佐久間孝光委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 私のほうから幼稚園の件についてお答えをさせていただきます。

財政の問題だけで3年保育をやっていないのではないかという話ですけれども、今まで一般質問とかあるいはそのほかの議論のやり取りの中で、財政だけで3年保育をやらないのだというのは言ったことはないと思うのです。それで、3年保育の難しさというのをレクチャーという話をしたら、いつ聞いたのだとかちょっと話がありましたけれども、そういうようなことを教育委員会のほうとも話を聞く中で、4～5歳児の幼稚園教育と3歳児の幼稚園で教育をするものというのは全く違うのですという話を聞きました。そして、それを同じ人数で、この人数がこういうふうに充てればこういうふうになるのだというような形のものとなくて、全く別の考え方で3年保育という幼稚園、幼児教育は必要なのだという話を聞いておりました。

それと、今ここのところで大きく、小さな町の中では影響が特に大きいわけですが、国策で町立幼稚園には補助金は出ないのだということになりました。それで、これも議論の中で話が出ておりますけれども、さいたま市なんかはばさっと全部よしってしまったというような状況で、ほかのところは町立、市立というのはもうどんどんなくなってきている。そういう中で、嵐山町は今やっているというのは、3歳児ではなくて4～5歳児のあれと、それから保育園の関係。そして、今進んでいる学校統合の将来の姿というようなこと。これらのことを総合的に勘案をして、今はということで動いてきている。そういうふうにもう今までも答弁をさせてきていただいていると思いますので、そこのところは、もう一回思い返していただきたいなというふうに思います。

それから、もう一つ私のほうに来ているのが、マイナンバーの話なのですが、マイナンバー、これは町でやるのは、国がやるべきなのを町がそんなにやるべきでは

ない。いろいろ職員も忙しいのにどうなのだというお話です。そういう面も課長さんの答弁のほうから実際出ているわけですので、そのとおりであるわけです。しかし、これは国策なのです。大きな国策、国で力を入れてやっているものについて小さな町がそっぽを向くということができるのか。そして、あらかたのものについて行う部分というのは国からの補助金、金が流れてきて、これを使ってやりなさいという状況で進めているわけです。

そういう中であって、町の中でどうするということですが、考えてみますと、今町が抱えているこれからの将来の状況、今も整備構想の話ありましたけれども、一番人口が減っていく中で行政職、役場の職員、市の職員、都の職員、こういう職員という、県の職員もそうですけれども、職員をどう確保してどうやっていくのかというのは、これから先の一番大きな問題だと思うのです。それには、その生産性を上げていくこと、公務員の仕事の生産性を上げていくこと、人数を少なくどうやったら抑えられるか、それにはどの仕事ができるようになるのかという、今IT社会の中でどういうものがどここのところになるかという、その一つがマイナンバーを使った中の行政効率を上げられるものがちょっとずつ見えてきている状況ではないかなというふうに思うのです。

です、これは国策です。です、簡単にやめるということとはできない。そういう状況の中で最後の選択というのは個人が選択するわけですから、何でもかんでも引っ張ってきて押しつけるわけではありませんで、そういうような状況で嵐山町もやれる体制でやらせていただく、ということでございます。

この2点だったでしょうか。

○佐久間孝光委員長 マイナンバーに関しては、渋谷委員、いいですか。

○渋谷登美子委員 はい。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 嵐山支部の補助金ですけれども、委員さんは考え方が必要ではないと、そういうお考えのようですけれども、嵐山町は必要であるというふうに考えておりまして、県内でも嵐山と同様の考え方をしているのが、支部がある16市、それから町が6町、そういうようなところは引き続き交付をしていると、こういうことでございます。委員さん、改めて申し上げることもないのですけれども、公益性が判断の基礎になるわけですが、それは町が公益性を判断をして、そして予算審議を通じ

て議会からそういうふうな議決をいただければ、それは公益性があると。ただ、使い方においても使途を要綱等で明確にして、その使途のように使われていれば、支出においてもそれは問題ないと、そういうのが判決においてもそういうふうに出ておりますので、我々もそれに従って事務を進めていきたいと、このように考えております。

それから、ハラスメントの関係ですけれども、町民の方がそういう見方をしているということについては、そういうふうなお話があれば説明をしてご理解をいただきたいというふうに考えております。

また、人権侵害とか幽閉とかとそんなふうに全く考えておりませんで、嵐山町では今まで進めてきた方法で、先ほど申し上げましたように、もう一度職員の意思を確認をして、そして実施をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 次に、山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 第5次総合振興計画の評価ということで、学校の統合との関連でご質問をいただきました。

渋谷委員ご案内のとおり、町では嵐山町立学校適正規模等基本計画ということで、この計画が策定されているということでございます。この計画を実際に進めていく中で、どのような手続があり、その中に議決事項があるかどうか、大変申し訳ございませんが、私は承知しておりません。しかしながら、こういった事業を進めていく上では、当然予算あるいは条例、こういったことが必ず関わってくるかと考えております。その上でやはり予算、条例については議決が必要になってまいりますので、決して議会の軽視ということではなくて、そういう中で審議がされるというふうに考えております。

○佐久間孝光委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 4番の人口動態につきまして、動態の分析が弱いのではないかとこのご指摘でございました。必要な資料につきましては、また今後町民課でも随時ご提供をさせていただくつもりでおりますので、総合振興計画などにおきましても必要な資料の提供はしていくつもりでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 会議の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開時間を3時35分といたします。

休 憩 午後 3時20分

再 開 午後 3時34分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大野敏行委員、お願いします。

○大野敏行委員 私は、1点だけお尋ねしたいと思います。

一昨日、当時の委員会の副委員長でありました川口委員の質問にありました若者会議についての答弁の中で、特に予定はしていないので記載はないということでございました。予算もされていないところで質疑を私でできなかったものですから、本日の総括質問という中で質問させていただきたいと思います。

昨年第2回の定例会にて、総務経済委員会で取り組んできました若者会議を、嵐山町総合戦略の基本的方針に位置づけられた3つの基本的方針、1つ目、活力と生きがいを創出する、2つ目、子どもたちの未来を創出する、3つ目、住みよい豊かな環境を創出するの実現に向けて、若者ならではの観点を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、若者会議の設置を提案をいたしました。しかし、本年度の予算にその計画は組まれておりません。このことにつきまして、町では特に必要ないよということであるのか。

また、一方では現在若者たちの意見や提言など、どの機関において受けていらっしゃるのか。まちづくりなどの具体的な提言をされている個人、組織の活動はあるのか、お尋ねしたいと思います。

よろしくお願いします。

○佐久間孝光委員長 それでは、答弁を求めます。

山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 ただいまご質問をいただきました件につきましては、総務経済常任委員会からのご提案、また先日の一般質問におきまして、狹守委員さんからもご質問いただいておりますが、町ではパブリックコメント、町民の声ボックス、町政のご意見箱など、性別、年齢を問わずにご意見をいただいております、若者や女性の声を聞く機会となっていると考えております。また、そういった若者の意見を聴くということに関して、決して必要ないということを考えているわけではございません。

もう一点のご質問、まちづくりについての具体的な提言をされる組織の活動につき

ましては、現在各課に設置しております委員会、審議会等において、まちづくりのご意見、ご提言をいただいていると考えております。しかし、今後の町の施策を考えていくためには、若者だけでなく女性の声も今まで以上に反映する必要もあると考えられますので、よりよい方法を研究してまいります。

○佐久間孝光委員長 大野委員。

○大野敏行委員 再質問をさせていただきます。

2月1日の日に、議会モニターさんとの意見交換会を議員は全員行いました。議会モニターさんも年齢を重ねる方が多いのですけれども、その中でも一番の若手のモニターさんから、今回委員会で取り組まれた若者会議、大変興味を持って拝見していたと、関心を持っていたと。この半年間、その若者の会議についてのことが全然広報されなくなってしまったのだけれども、どのようになっているのでしょうかというような質問がありました。実は、6月の定例会で提言したので、その後の活動は委員会ではしていないので、町のほうから新年度の予算が出てきたときには、何らかの意思表示があるのではないですかというような答弁を私どもはさせてもらいました。

若者会議のメンバーは、嵐山町が取り組んでいる成人式実行委員会の実行委員長さんを経験された方、また実行委員の中で一緒にやってこられた方、そういった方が中心になっておりました。また、大妻女子高校の生徒さんとも話し合ったときに、大変斬新な意見をいただいたりしたその中の一人も実行委員会の中に入っておりまして、ぜひ私たちはこういう委員会が町でも継続してできるのであれば、やらせていただきたいと、やりたいというような気持ちも、そういう希望を持っていることを承っておりました。

今、パブリックコメントですとか、各課の委員会、審議会という中で活動しているというような答弁でございましたけれども、そのところの具体的なものが私どもの耳に入ってきたりしていないのです。ぜひそういう外部の人たちが活動する組織、そんなものを、そして若い人たちの意見を取り組むような活動を、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っておるのですけれども、再度その点についてお尋ねをしたいと思います。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 大野委員ご質問いただきました内容につきましては、全くそのとおりだと考えております。

しかしながら、現状をちょっと考察というか、考えてみますと、今回来年度の総合振興計画の策定に向けまして、アンケートを取らせていただきました。その回答率を参考に申し上げますと、18歳、19歳の方は22%、20代の方が28%、30代の方が32%、40代が36%、50代が45%、60代が56%、70代以上が65%という回答率になっております。こちらは速報値でございますので、確定ということではなくご理解いただきたいと存じます。この回答率あるいは衆議院議員総選挙における年代別投票率、こういったものを見ましても、平成29年の数字でございますけれども、10代が40.49%、20代が33.85%、30代が44.75%、50代が63.32%、60代が72.04%、70代以上が60.94%、合計全体で見ますと53.68%。こちら全国的な数値でございます。一番多い年代が72.04%の60代、一番低いところが20代の33.85%ということで、一番多い年代に比べて、現在の民主主義の根本をなす投票行動においても、半分以下の投票率ということです。先ほどのアンケートの回答率を見ましても、そういった傾向がございます。皆さんに、若い方にまずは町に興味を持っていただく。ここが、そういうことから考えますと、重要なだろうというふうに考えております。

それでは、どうやって町に興味を持っていただくかということになりますと、やはり情報発信。今若い方たちが使っているSNS、広報はもちろんなのですが、そういったことをいかに充実をさせて、まずは興味を持っていただくかということが先決といえますか、まずは取り組まなければいけないことなのだろうかというふうには考えております。

○佐久間孝光委員長 大野委員。

○大野敏行委員 若者会議の重要なところは、若い人たちの集まりであった会であったと。十年一昔といいますけれども、昔から。10歳違うと、もう物の考え方、見方は全く違ってくるのです。先輩のいるところで若い人たちが入ってきて、おまえ、自由に意見述べろよと言っても、なかなか述べられないです。ところが、同じ年代が集まったときには、いろんな意見が出てくるのです。斬新なアイデアも出てくるし、そういう言える雰囲気のある会であると、どんどん出てくるのだと私は思うのです。ですから、今回の1年半かけてやってきた若者会議のメンバーの中では、そういうことが言えたのかなと私は思っております。

嵐山町観光スポットマーケティングというのを開催をいたしました。一日かけて嵐山町の全町、行政バスをお借りして回らせていただきました。嵐山町の10か所を回り

ました。そのとき、班溪寺と班溪寺橋行っただけです。班溪寺橋の欄干が朱色に塗られておるのですけれども、少しもうさめてしまっているのです。あそこの朱色の欄干をみんなで塗ろうよと。これみんなで塗って、私たちが塗って、塗っているところをSNSで発信をして、そしてそういうスポットにしておこうよという案が出てきました。そうはいっても、私たちが議会の仕事でやっていましたので、議員とその委員だけではできないから、こういう問題は予算、金も絡んでくるので、町と相談しなければできないのだよというような話をして、ではそのときが来たときには、ぜひそういう発言もしたりして、ボランティアを募って、あんない場所ないのだよと。また、古里のほうのお花畑、菜花の畑行っただけに、皆さんが歓声を上げたのです。これはすごいなと。昨年の5月1日号の議会だよりの表紙になっておりますけれども、そういったいいところがいっぱいあるのだよと。また、もう一つ出てきたのは、でも嵐山町いいところあるのだけれども、そこに行く足がないのだよねというようなことも出てきました。いろいろ意見が出てきました。

今年、令和2年度の町長の方針の中に、2つ目としてまちの活性化、産業の推進力、稼ぐ力の創出ということで、これはラベンダー園を核にした都幾川の桜堤とか、槻川の紅葉エリアを一つの観光ゾーンとしながら、加えて町全体の高地を体験型観光施設としてのビジネス化を推進するDMO組織を立ち上げ、さらに稼ぐ力を創出してまいりますとうたってございます。このDMO組織の傘下に、こういう若者会議を入れても私はいいと思っているのです。何もあんたたちがするのではなくて、そういう中で一緒に、このDMOの中には交通システムなんかも取り組んでいこうとか、観光業者も取り組んでいこうとか、いろいろこの組織が入ってきます。ですから、そんなことも相対的に考えたやっぱり若者の意見が出てくる、そういうグループ、そんなに金からないです、この人たち。ボランティアで無償でやると言っているのですから。どこかに行ったとき、会場を借りるとき、彼らは今大学生であったり、社会人になりたてであったりして、なかなか平日には集まりませんよと。土曜か日曜、もしくは土曜の夜、日曜の夜になってしまうので、会場をどこか借りたりしなきゃいけない、そういう金は多少必要でしょうけれども、それ以外のものはそんな要らないんだよというような中でも、せっかくそういう機会をつくってもらえるのであれば、嵐山町に対する若い人の意見も出せる場があれば出していきたいと。だから、直接町の執行部に、私はこう思うのです、私はこう思うのですとなかなか言えませんよ。そういう組織の

中であれば発言ができる。ぜひそんなことも、本当に熱意を感じたものですから、ぜひこの機会にそういうことも考えていただきたいなということをお願いしたいと思うのですけれども、再度ご検討を願えるかどうかの答弁をいただきたいと思います。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 今、大野委員からご質問をいただきました。若い方たちの熱意というのが伝わってまいりました。こういったコミュニティ活動、あるいはまちづくりの活動、こういったものについては、藤野委員の一般質問のときにもお答えを申し上げましたけれども、やはり町がこうしてくださいということになりますと、どうしてもやらされ感といいますか、そういったことが出てきてしまうのだろーと思ひます。しかし、今の大野委員のご質問ですと、そうではなくて、若い人たちがそういう形でやる気になっているということでございます。そういった意識が醸成されていけば、当然側面的な支援というのは町はやっていかなければいけないのだろーというふうには考えておりますので、検討をさせていただきたいと思ひます。

○佐久間孝光委員長 次に、青柳賢治委員、どうぞ。

○青柳賢治委員 私からは、大きく2点お尋ねしたいと思っております。

まず1点目は、令和2年度の予算審議に当たりまして、いよいよWHOがパンデミックという、今日の未明にニュースが入ってまいりました。新型コロナのウイルスの感染症、これが大きな影響を今与えているわけでございます。まさにその最中に予算審議が行われているわけございまして、令和2年度の予算を含めた行財政運営の中で、その影響というものを考えて進んでいかななくてはならないのではないかとこの観点から、1点目は1日目の税務課のいわゆる税源の、収入の内容、税収のことが出てまいりました。この辺のところ、非常にいろんなイベントが解約になったり、中止になったりしている中で、どのように嵐山町の企業の中に、主に法人町民税です。そういった財源の確保という観点はどのなのだろうなというふうにとつ思ひしているところでございします。

それから、新型コロナウイルスの感染症。昨日だったでしょうか、ある私は団体の事務局から、ふれあい交流センターの使用が3月いっぱい中止になってしまったという連絡をいただきました。それで、ある案内を出しているものですから、急遽延期の通知も出さなくてはなりません。そうしますと、これから新年度になってまいりますと、このようなことがあらゆる中に関わってきて出てくる。そういった中において、

こういった各事業は予算が執行されていくということになるわけでしょうけれども、そのような中で嵐山町の執行するべきの指針というようなものがなくてはならないのではないかというふうに心配しているところでございます。

2つ目は、令和2年度の施政方針と予算全般からでございます。(1)といたしまして、岩澤町長が16年お世話になった嵐山町の中で、今一番に喫緊の課題は、災害に強いまちづくりであるということを、私たちの新しい議会が構成されたときに話をさせていただきました。その中でも今回の施政方針を見ますと、一番にこれを最優先して上げてあるはずでございます。そんな中で令和2年度は、いわゆる防災計画の策定からいろいろな範囲に及んでまいります。やはりその辺のところを町として町民の足を進める意味でも、どのようにこれを捉えて進めていくのか。

さらには、(2)といたしまして大野委員も今触れましたけれども、確かな財源を確保するという観点から、今DMOという組織が今年立ち上がるということも施政方針に書いてございます。ここには、嵐山町のあらゆる観光に携わる一つの要になってくる期待がかかるわけございまして、この辺について町はどのようにこの組織の立ち上げといいますか、進めていくのかということでございます。

それから、(3)といたしまして、私は嵐山町の子育て支援は、非常にあらゆるところに目が行き届く、感心しております。そして、充実した子育てというものが、いろいろなそれに携わっている、享受されている親の方、それからおじいちゃん、おばあちゃん、そして嵐山町に住んでいる人たちに、やはり上手に伝わっているのかなという一つ不安がございます。そんな中で、子育てをさらに日本一の教育の町に続けていく、つなげていくという努力、これは当然執行の方がやっているのですけれども、いま一つこの辺の連携がやはり大切なのではないかということからお尋ねをしておきます。

それから、4点目でございます。先ほど渋谷委員も触れましたけれども、いよいよこれから第6次の嵐山町総合振興計画策定に入ってまいります。さらには、それと併せて第2次の嵐山町総合戦略も策定をされるということでございます。これまでに今までの中間報告的なものが出されておりますので、ほぼ内容のことは理解しております。ただ、これからの時代に求められる第6次の嵐山町の総合振興計画、さらには総合戦略というのは、どのような姿につくり上げていかななくてはならないのか、執行としてのお考えをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 コロナの関係を私のほうからお答えをさせていただきます。

まさに委員さんおっしゃられるように、危機的な状況がとうとう来てしまったと、そのように感じております。世界経済は、恐らくリーマンショック級の悪影響を及ぼすだろうというふうな、そんな予測も出ております。各国がコロナの封じ込めを全力を今注いでいるというふうな状況ではないかというふうに思います。日本は、一昨日緊急事態宣言の発令が可能となる特措法の閣議決定をしたと。それと同時に、第2弾の緊急対応策というのを発表いたしました。これが出ましたので、地方には大変な影響があるわけございまして、まさに委員さん心配していらっしゃるような、そんな内容になるわけですが、昨日全国町村会、市長会、知事会、地方3団体が国に申入れを行いました。感染拡大防止策と医療提供体制の整備、放課後児童クラブ等の体制強化、学校給食休止への対応、中小零細企業、農林業者への支援、こういったことが柱になっておるわけでございますけれども、内容としては地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、国において適切な財政措置を講じてもらいたい。

2点目が、都道府県及び市町村へ迅速かつ適切な情報提供に万全を尽くしてもらいたい。

3点目は、国民の不安解消に向けて、緊急対応策を迅速かつ確実に遂行し、見えない敵と言っていますけれども、ウイルスとの戦いに全力を上げて取り組んでももらいたい。様々な具体策も提案していますけれども、地方としてはこのことによって悪影響が出るとすれば、それは国がきっちり対応策を考えてくれよと、こういうことを申し込んだわけです。町といたしましては、国、県と連携して必要な対策を適切かつ迅速に実施をしたいと。これが1点目でございます。

2点目は、何よりも町民の健康、安全を第一に万全な体制措置を講じてまいりますと。

それから、3点目は、委員さんおっしゃられるように、この予算の執行が始まるわけなのです。この予算の歳入にしても、歳出にしても、去年の10月時点で見込んだものが予算になっているわけなのです。そうしますと、歳入の確保は果たして予定どおり図られるのか、歳出は計画どおりに歳出はできるのか、あるいは内容の見直しが必要ではないか、そういったことを今後町の執行計画を定めてまいりますので、その中

でいろんな情報を集めながら点検をし、間違いのないように、スピーディーな対応ができるように考えていきたいと、基本的にはそういうふうを考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 2の(1)につきましてお答えを申し上げます。

災害に強いまちづくりにつきましては、災害に対しての準備段階として、地域防災計画と都市計画を、過去の災害も踏まえ、改定や見直しを行います。

次に、その計画を基に防災訓練を行い、自助、共助の意識の共有を図り、町民の防災意識の醸成を図ります。

また、災害に関する関係課、特に長寿生きがい課あるいは健康いきいき課と連携を図り、要援護者または福祉避難所への避難等、災害時に連携が図られるよう進めてまいります。

次に、発災後において、住民の皆様の安全を第一に対応できるよう、避難所の設置、避難誘導、避難所の運営等、あるいは避難勧告、避難指示の適切な発令など情報の共有化を図り、行政だけでなく消防団、自治会、防災会と連携を図りながら対応できるよう進めてまいりたいと考えております。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうからは、(2)の確かな財源の確保の観点から、DMO組織に期待することにつきましてお答えさせていただきます。

地方創生事業を平成28年度より着手し、令和元年のラベンダー園のオープン時では7万5,000人を超える来場者があり、一定の成果と経済効果が見られました。今後はここを基礎といたしまして、地域の多様な関係者を巻き込みつつ、地域に点在する観光資源を最大限に活用し、効果的、効率的に稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を持った観光地経営の視点に立ったかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた戦略を策定するとともに、それを着実に実現するための調整機能を備えたDMO候補法人の組織の設立を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私は、3番目の充実した子育てと日本一の教育のまちづくりにつなげる努力ということでお答えさせていただきます。

子育てで重要な時期が、幼児期でございます。幼児期は、基本的な生活習慣や意欲、態度など、一生にわたる人間形成の基礎を培うとても重要な時期でございます。幼稚園、保育園、家庭、地域社会など、幼児が生活している場所は一つではありません。これらの場所でバランスよく子どもが様々な体験をすることにより、豊かな教育と健全な成長が手に入ります。

今年度、町では子ども・子育て支援事業計画を策定をしております。その中で様々な子育てに対する施策を執行する予定でございます。こうしたそれぞれの場所で充実した子育てをできる環境を整え、子どもの将来によりよい影響を与え、日本一の教育のまちづくりにつなげていけるよう、今後も努力してまいります。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 これからの時代に求められる総合振興計画と総合戦略の姿についてお答えを申し上げます。

言うまでもございませんが、委員ご案内のとおり総合振興計画につきましては、町の長期的なまちづくりの基本的方向性を定めた指針でございまして、町の最上位計画でございます。総合戦略の基本的な考え方と総合振興計画の方向性は合致いたしますが、計画自体はそれぞれの計画を策定してまいります。それぞれの中で、人口減少社会に対応できる持続可能なまちづくりを念頭にした計画を策定してまいります。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 今までの1番目については、副町長のほうから、町村会のような動き、それから一番最新の話が今お聞きできました。そして、今日朝の6時のNHKのラジオで、中国に非常に強い学者の方がちょっと話していたのですけれども、津上研究員という方でした。その中で、中国は都市封鎖までして、そして外出制限までかけてやっていたと。そして、その方が言うには、中国の今の状況が4月中には終息宣言が出てくるのではないかと、そして6月には湖北省全体に終息宣言が出せるのではないかとというような状況にあるらしい、あるらしいということです。そういう方向は出てきました。

そんな中で、私がここでちょっと取り上げさせてもらったのは、先ほどのやはりいろいろな面の、収入の面が守られないと、いろんな執行に影響が出てくるわけでありまして、その辺の判断もさっき副町長がおっしゃっていただきましたけれども、ある

意味では早い判断、それからあと町民の皆様も今までに新型のインフルエンザには、2011年だったですか。やはりこれも新しい特措法ができて、その中にコロナが入ったわけですが、その辺のところの学習効果を含めて、やはりそんな、丁寧な説明をしていただいて、町としてもしっかりそれを封じ込めるというか、そういう状況でやっていくのだというようなことが、アナウンスしていくということが私は求められると思っています。

そんな中で、いろんなことで町にも、いわゆる何だ、これはこうなっているのだ、こうなっているのだというようなことの批判の部分も出てくるとは思いますけれども、そこをやはりしっかりとこういう状況にあるという説明を、課長さんだけではなく一職員、それからこの4月から新しく採用される会計任用職員、そういったことにも一つのしっかりした指示が出るような嵐山町でなくてはならぬというふうに思います。その辺のところを回答いただければありがたいと思います。

それから、今回私、町長の施政方針、いつも私も議員になってから感心して読ませていただいているところでございます。地域に戻ったときに、町はやはりこのような方針でいくのだという、我々も理解する必要がございますので、施政方針を取り上げさせてもらいましたけれども、災害に強いまちづくり、今地域支援課長からお答えいただきましたが、やはり第5次総合振興計画が、間もなく今年が10年になります。豊かな自然で、あふれる笑顔、そして心の通い合うまち嵐山だということで、間もなく10年がたつわけです。総合戦略はこれから第2次をつくると。

そんな中で、災害ということに対しての、嵐山町は今まで非常に地震についても、3.11がこの間終わったところですが、非常に強かったというような油断。やはり心の中に油断があったというふうに私は思っているところでございます。そうなってくると、何か起きたときに、全部起きたことが被害者意識みたいになってしまう。自分がそういう被害者だと。この間も志賀小学校の体育館の話が出ていました。どんな実際だったのだらうと。やはり自分たちが被害を受けていると同時に、その被害を乗り越えていけるような避難所運営のようなものが求められる。それは、一人一人の意識の醸成、そこにどういうふうに予算を使ったり、防災計画使ったりしてやっていくかということなのです。そこがどうも私は、第5次総合振興計画進んでいる中でも、嵐山町の町民を一人一人考えたときに、その部分はかなり薄れてきているのではないか、そういうふうに感じているところでございます。

その部分が強ければ、強い地域は強い地域で生き残っていく、そういうことになるわけでございまして、その部分をいわゆる災害、これはもう今本当に平常でいられることが少なくなっていくような、これから時代になるかもしれません。今はコロナ、去年は台風19号、そんな形の時代が迎えられているということなのです。そこに対して一人一人の町民がどのように臨んでいくのだという、そういうやはり思い、気持ち、それは人のために何とかできることはやるというような、害を受けた意識ではなくて、それを少しでも軽減していくような、そういう人づくり、そういう計画づくりが必要だというふうに私は思います。そういう観点からこの防災計画、いわゆるさっきからも出ているように、若い人の感覚、それから要援護者、弱い人の感覚を入れた、そういったものが来ても負けない嵐山町の防災計画つくってもらいたいというふうに希望するところでございます。あと、付け加えることがあれば、課長からお願いいたします。

それと、DMOの組織でございますけれども、こちらについては一応嵐山町の中では、どのような組織として立ち上がっていくのでしょうか。どなたがこれのいわゆる指示者、いわゆるリーダーになってやっていくのでしょうか。そして、これはあらゆるそこに関わる人たちを広く包み込んだような組織が出来上がっていくというふうな形で、現時点では理解しておいてよろしいのでしょうか。その辺のところをお尋ねしておきたいと思います。

そして、前田課長から答えていただきましたけれども、やはり今、ここもそうですけれども、さっき10年前はひどかった、その前はもっとひどかったというような時代を超えて、今、今日があるわけです。そうすると、私のようなもう60を超えた人間から見ると、非常に今の子どもたちの子育てというのは恵まれている。そのように自分の子どもには言っています。ですけれども、お父さん、そうではないよと。今みんなそれを望むのだよというようなこともあります。私は、その中でやはりこういった子育てがどういうふうな形で、どういうお金が使われてやっているかということ、もう少し町が一人一人の保護者の方に丁寧な説明をして理解してもらうという姿勢が必要だと思います。それについて、何かあったらおっしゃってください。

そして、第6次総合振興計画は、まさにこれからの嵐山町が本当に今全盛している中で、このまま何とか守り切っていけるのか、それともどんどん、どんどん衰退していくのかという基本計画になってまいります。まさにここのところには、今までの総

合戦略をつくっていただいた策定委員、条例で20名でしたでしょうか、決まっているようなことでございましたけれども、この辺のところをどういうふうに、有識者含めて委員構成していくのか、町の考えをお尋ねしたい。

○佐久間孝光委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 では最初に、コロナについてお答えさせていただきたいと思います。

大変力強い、心強い応援をいただきました。連日と申しますか、今までも何回かご説明をさせていただく中で、刻々と推移をしているという話をしたわけですが、まさにそういうような状況が連日来ております。そういう中で、今中国のちょっと明るい話も聞かせていただきましたけれども、国内ではまだ危険状態増えるのではないかと。それで、今のところ爆発的な増加が抑えられていると。ここのところが何か心配だと。どっちに転ぶかというような、まさにそういうところだという情報があらかたではないかと思うのです。

そういう中ですが、町の中ではやはり国、県からの情報、これっきりので、やっています。そういうものを、だから遅滞なく町民の皆さんに分かりやすく説明をしながら広報をしていく。そして、私どもの一番の考え方、基本、ベースというのは、まさに今おっしゃったような内容の考え方を基本に置いて、先輩、今まで実績を残してくれた人たちの言葉だとか、実践だとかというのが、テレビ、ラジオ、いろんな書物に出ている中で、私が今一番感じているのが、浅間山荘の陣頭指揮を取った佐々淳行さん。この方が、最悪を想定しなさいと。そして、最悪を覚悟しなさい。そして、悲観的な準備をしなさいというふうに、甘いことは考えるな、どうなるか悪いほうばかり行きますよということを考えて計画を立てなさいというのが、この人の考え方ということで、それが浅間山荘のああいのような、本当に悲劇的な状況の中で陣頭指揮を取った人の考え方。そして、いろんなところでこの方が活躍をしたというのは、今と同じような状況ですので、私はこのことを嵐山町の中でやっていくときには、なるべくやらなくてはというふうに心に留めているところなのですが、一にも二にも確認、そして防災、拡大を防止をする策、できることを全てやる。これが、最悪に備えよ、悲観的に準備しなさいというようなことかなというふうに自分なりに考えています。

そして、先日課長会議のときに町民課長のほうから、窓口のところにマスクがないので困ってしまつてというような話の方が来たという話でご報告がありました。そし

て、町の蓄えの、備蓄のものも少ないので、ちょっと配り出すと際限がないので、できないのではないかなという話のときに、副町長から、やはりその人には、ない人には渡すのがいいのではないかと。それが備蓄の効果になるだろうと。だから、誰にもやるのではなくて、ない、困っていると、そういう人にやったらどうだろうというような課長会議での話があって、そういうような対応を町では取っているということでございまして、全く備蓄というの寂しい限りでございしますが、そういう困った人には、そういう対応を取って、町の姿勢を出していこう、それがいいのではないかなという副町長からの話もありまして、そういう対応を進めているという状況でございます。

コロナ全般につきましては、委員さんおっしゃるように、やっぱり躊躇といいますか、気持ちの中にぐらつきがあったらいけないというふうに思いますので、方向を決めたらしっかりその方向を守っていく、周知をしていくという考え方を、さらに強くして当たっていききたいというふうに考えています。

以上です。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 災害については、忘れた頃にやってくるという言葉がございしますが、この言葉も嵐山町も当てはまらなくなってしまうというような感じがしております。先ほど委員がおっしゃったとおり、住民の皆様の意識の醸成というのが重要事項の一つだというふうに捉えておりますので、そういったことを念頭に、地域防災計画については策定をしまいたいと考えております。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 それでは、DMOにつきましてお答えをさせていただきます。

課長から概要をお話し申し上げましたけれども、誰が代表になるのかということでございますが、今プロジェクトで研究しているのは、組織のCEOとしては副町長ということになっております。DMOが目指しているのは、嵐山町にある観光資源、これを結んで、そして人と人とを連携をして、将来に向けて嵐山町の発展の基礎をつかっていくと、こういうことでございまして、それには最低でも3年、5年は必要だろうと。その間は、制度として国が用意したメニューの中で、官公庁のDMOの設置の交付金をもらいながら、この組織の設立を図っていこうと。

そして、何よりも考えているのは町の発展。町の発展というのは非常に抽象的です

けれども、そこから得られる利益は町民であると。投資したリターンは、町の商工業者であり、農業者であり、町民、企業がそこから利益を得ていくような仕組みをつくっていかうと、こういうことでございまして、非常に高い志を持ちながら、今博報堂から来ていただいている上野さん、ブランディング、マーケティングのプロです。この人を中心に今いろいろ協議をしていると。そこで、この春には一定の方向が出てくるのかなと。春というか、4月です。そして、国からの支援が決まってくるのが夏頃かなと。そして、設立が準備をしながら年内にできれば、そういうふうを考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 前田子育て支援課長。

○前田宗利子育て支援課長 私の方からお答えをさせていただきます。

子育て支援は、非常に多くやっているということをお褒めをいただきましてありがとうございます。ただ、なかなかこれは分かりづらいというところでございまして、今回の子ども・子育て支援事業計画をつくる上で、その中で次世代育成支援行動計画の見直しをしております。この次世代育成支援行動計画につきましては、町の全ての課の施策の中で子育てをしていくというものの見直しです。ですから、子育てというのは、子育て支援課だけではなくて、地域全体で子どもを育てるという視点だと思っています。今までは課ごとのPRをしていましたので、なかなか見づらい部分もありましたけれども、実際にはまちづくり、当然子ども目線、お子さんの目線で、子どもたちが町の中で遊んでいても安全である。道路にしてもそうですけれども、道路を整備したときに、子ども目線です、この道路を子どもたちが子どもだけで歩いた場合、安全なのかどうなのか。そういった子どもの目線から見たまちづくりというのをもう少しPRしていくと、非常に分かりやすい。町全体が子どものためにまちづくりをしていると、子育てをしているというようなPRがいいのかなというのはすごく思っていますので、そういった視点を今後は検討をしていきたいと思っています。

以上です。

○佐久間孝光委員長 山岸地域支援課長。

○山岸堅護地域支援課長 総合振興計画の策定委員会の委員構成についてご質問をいただきました。現在総合戦略のほうでは、検証委員会ということでいろいろな各界の皆様にご参加いただいて委員会を実施しているところでございます。やはり現在の委員

会自体が、各界から代表して来ていただいておりますので、その委員会を基本に、委員構成については考えていきたいと考えております。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 町も本当に今までないような常識を、いわゆる保護者を学校には入らないような形でやられたり、いろいろな担当課で努力していますので、そういう方向が、町として同じ方向にそこはやはり進んでもらうようお願いしておきたいと思います。ずれないように、健康福祉課と何々課がずれないように、同じ方向でそれはあっちから指示出してもらいたいということで、町長と副町長の答弁ありましたので、心強く思いましたので、みんなで何とか乗り切らなくてはならぬという事態でございますので、1点目は結構でございますから。

それで、あとDMOですけれども、これはまさに本当にラベンダー園の、いわゆる去年のああいう状況の中から、町がもう一度出直してやっていこうというような、支えになる一つの大きな観光庁のほうからの交付金があるというようなことでございます。ぜひともやはりこれがあるかないかによって、嵐山町の経済の状況、それから町内の商工業者、やはり関わってくる問題でございまして、しっかりと幅広く、やはりそこに手を挙げてくる人は入れていただいて、本当に1万8,000人の叡智を集めたDMOになっていただくようお願いしたいと思います。副町長、答弁あったらおっしゃってください。

それと、4点目の、今日は町長の本当に政治哲学まで聞かせていただいたわけでございますが、そういったものが恐らく第6次総合振興計画にも入り込みながら、つくっていかなくてはならないものだろうと私はまさに思っております。ぜひともその辺も含めて、最後に岩澤町長から第6次総合振興計画、こういうふうにつくっていきたいというようなことがありましたら言っていただいて、終わりにさせていただきます。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 DMOの行く末について、委員さんから大変ありがたいご提言をいただきました。今までの観光に関わる組織、今まで果たしてきた役割は大変重要だったわけですが、これから将来を見たときに、その組織ではなくて、もうちょっとウイングの広い、遠くを見られる視野の広い人たちをどう集められるか。町内でも企業の取組、発展において、大変すばらしい成果を収めている企業がございます。そういった方にも参加をお願いしたり、役所にはない知見を持った新しい血を入れなが

ら、嵐山町の組織をどうつくっていくか。その辺がポイントになるかなというふうに思っております。また、いろんな面でいろいろご指導をいただいて、これから取り組んでいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○佐久間孝光委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、青柳委員さんのご質問にお答えさせていただきます。

いろいろ各般にわたる今最重要の課題についてお尋ねをしていただきました。そして、長期計画も含めての話ございましたけれども、先ほど来お話をしていますように、町民の全ての人と言えるぐらいの広い範囲のご意見を聞いて、それを集約をして、どういう方向がいいのだというようなこと、そして今行政の立場で考えられる方向性というものを加味をしながら、やっぱり人口が減少をしていく中で地域の疲弊、いろいろ話もありましたけれども、地域の疲弊があり、家庭の疲弊があり、要するに社会が弱ってきている、そういう中でどう取り組んでいくかということです、非常に難しいわけですが、そういうものを加味をしながらしっかりやっていかなければ。

それと、一番の新年度、災害計画、防災計画、これを何としてもということで取り組んでいるわけですが、災害に強いまちづくりって何だというような質問もございました。やっぱりその何だというような状況ですと、なかなかいま一つだと思いますので、あえて言いますけれども、町民一人一人の防災意識、これがどこよりも高い町、これが災害に強い町になるのだと思うのです。どこよりも防災意識の強い町民が多い、しっかりいる。これがないと、自分の町は自分で守れないわけですので、そういうふうなふうに考えております。

長期計画も先ほどご指導をいただいたように、広い意味でやっていく。そして、子育てについて大変ありがたいお話もお伺いしましたけれども、町民にもっと内容を知らせるべきだと。いいことやっているのではないかなというようなお褒めもいただきましたので、そういうようなことも、広報の担当もいますし、いろんなところから発信をして、嵐山町は決して負けていないよというようなことを改めて発信をする中で、嵐山町のよさというものを、さらにアピールができればというふうに、力いっぱいやっていきたいというふうに思います。ご指導いただきたいと思います。

○佐久間孝光委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を4時40分といたします。

休 憩 午後 4時30分

再 開 午後 4時38分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、長島邦夫委員。

○長島邦夫委員 それでは、最後でございますけれども、総括質疑をさせていただきます。ちょっと今までいろんな方の質疑の中で含まれている部分がありますけれども、ちょっと違うところから質問する場合もありますので、くどくなるような質問になりますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

町の活性化、観光事業の全て関連があるかなというふうに思いますので、町長の施政方針の中にも、今災害の対策のほかに、2番目に町の活性化、産業の推進力、稼ぐ力というふうな言葉が出ています。稼ぐ力はおのずとついてくるもので、町に活気が出るということがまず第一で、おのずとそこから稼ぐ力につながっていくのだというふうには自分では思っております。その関係から、今回質問をさせていただき気持ちになりました。ちょっと趣旨書が出されていますので、ちょっと読ませていただきます。

町観光事業は、大きな転換時を迎えると同時に、下記の観光事業は別々のものであるが、関連性は大きく、一体的な相乗効果は期待されるなど、今年度観光事業の要となる様相である。特に首都圏よりの観光客の出迎えは、駅を降りてから既に始まっており、導入の歩道、散策道、そして現地は全てつながりがあるわけでございます。そして、今も質問がありましたが、DMO事業ではつながりを特に重要視しているようでございます。各事業の重点策、各課の連携について伺うということで出しています。

ですから、これから答弁をいただくわけでございますけれども、1番目としましては、千年の苑事業。これは農政課です。

2番目は、武蔵嵐山管理活性事業。これは、まちづくり整備課です。

3番目は、トラスト地域の管理事業。これは環境課でございます。

4番目としまして、嵐山溪谷のバーベキュー場。これは予算に載っているわけではございませんけれども、管理は企業支援課かなというふうに思っています。

5番目としまして、今日もちょっと質疑が出ましたですけれども、学校橋の河原周辺の観光事業ということで、企業支援課で前も一般質問していますが、そこから答弁

されておりますので、企業支援課かなというふうに思っています。

6 番目としまして、駅西の整備及び町道36号線の整備が載っておりますが、予算化されておりますが、これはまちづくり整備課かなというふうに思います。私は、各事業の重点、やっていることはもうこの予算書に載っていますが、ですから各課としてここだけは外せない、ここは頑張っていくのだというところをおっしゃっていただきたいなというふうに思います。

そして、観光ということでは全て関連があるわけですので、DMO等々で連携はしているかなというふうに思いますので、そういうことも含めても結構ですから、連携についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

1 問目については、これで結構です。あとは、再質問で進めさせていただきます。

○佐久間孝光委員長 順次答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうからは、1 番目の千年の苑事業につきまして、お答えをさせていただきますと思います。

先ほど青柳委員のほうのご答弁でも触れさせていただきましたけれども、今年の6月のラベンダー園のオープンにつきましては、7万5,000人を超える来場者があり、関東一円の方、または観光農園として全国に周知されることとなりました。現在は昨年の異常気象等によりまして被害のあったラベンダー園の再興に向け取り組んでおります。そういった関係もございまして、令和2年度につきましては、令和3年のラベンダーまつりの開催に向けて、圃場の整備やラベンダーの育成管理を主として行っておりまいます。

また、DMOの組織、こちら千年の苑推進室のほうで、組織づくりに向けた調査検討を行ってまいります。DMOの関係につきましては、ちょっと触れさせていただきますけれども、DMOといたしましては、食や芸術、自然、風習など、それぞれの地域が持つ観光資源等を有効に使い、地域、自治体、企業などが協力しながら新しい観光名所をつくり出し、その地域を盛り上げること、またビジネスの確立などを目的とした組織であり、関係各課はもとより、町内の事業所等との連携によりまして、町内の経済の活性化に向けた連携を図っている組織でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐久間孝光委員長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、武蔵嵐山管理活性化事業をまず先に答えさせていただきます。

武蔵嵐山管理活性化事業は、いわゆる川のまると再生事業において整備した嵐山溪谷バーベキュー場から、嵐山溪谷の中枢部であるトラスト地までの遊歩道等の維持管理を行い、武蔵嵐山の活性化につなげていくものでございます。そもそも川のまると再生事業におきましては、もう再生事業の内容につきましては関係各課、企画部門や観光部門や農政部門や文化部門、どの部門も、それらの中堅職員のプロジェクチームをつくって整備したものでございまして、それを基に整備したものでございます。特に現在の武蔵嵐山活性化事業においては、維持管理というところで特に重点施策というのはございませんけれども、今後も観光部門等と連携を図り、風光明媚な武蔵嵐山を後世に残すべく行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 内田環境課長。

○内田恒雄環境課長 それでは、私からは③のトラスト地管理事業について答弁させていただきます。

トラスト地管理事業でございますが、こちらはトラスト3号地内の町有地部分等の維持管理を行い、町を代表する豊かな自然を有し、県民共有の財産であるこの地を、良好な状態で末永く将来にわたり保全する、こういった事業を継続実施しているところでございます。そして、この地は町の観光面におきましても重要かつ貴重な資源ということでございまして、観光という面では、町の観光担当である企業支援課との連携、また必要に応じてその他の課と連携しながら、観光面という形での活用にも努めているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 次に、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、4番のバーベキュー場関係と、5番の学校橋周辺関係につきましてお答えさせていただきます。

まず、バーベキュー場及び学校橋につきましては、観光協会のほうで管理運営というのはやっております。バーベキュー場を含む嵐山溪谷周辺は、町にとっても重要な観光資源でございますので、観光協会とは常に情報交換等をしてながら管理運営をしており、今後もDMOでの検討事項を踏まえて、他の関連する担当課とも連

携しながら進めていきたいというふうには考えております。

また、重点策、そういったものにつきましては、現在このご質問をいただく前は、やはり災害の後、まずはバーベキュー場の復活、復旧、そういったものがもう最重点策かなというところで、秋からは取り組んでまいりました。当時は、まず例年ですと、3月20日がオープンをする日でやっているという状況でございましたので、何とかそのオープンに間に合うまでに復旧をしなければいけないというところで進めてまいりました。その中で、いろいろ国の補助事業をもらいながら、また事業債、そういったものを活用しながら、いろいろ観光の災害については、工事の発注もすることができ、昨日の時点でまず浄化槽の工事関係でございますけれども、もう終わりますと。また、河川のそういった大分土砂の堆積した、そういったものにつきましては、県土整備事務所と現地のほうで立会いをして、県のほうでいろいろ工事のほうを発注して、そのほうも復旧の作業のほうを発注していただいて、作業をやっていただきました。その当時の話の中では、やはり予算的にも、被害の状況を見ても、横断をしている飛び石、ここまでの復旧はちょっと厳しいなというところがございまして、取りあえずはバーベキューができるのは何とか最低でも応急的には整備をしていただきたいというところをお願いをしながら、県のほうも発注していただいて、やっていただきました。

ところが、いい方向に転びまして、河川のほうも業者のほうが一生懸命いろいろやっていただいたのかなと思うのですが、今は飛び石のほうも出て、もう見えるように、そこまで復旧、復旧ができて、ちょっとこれは予定外の、こちらとしてはよかったなというところで、河川のほうも昨日の時点でほぼ終了して、今日はちょっといろいろ片付けをしているという状況で、ちょっと私は今日ここにいますので、現場のほうはちょっと見に行けなかったのですが、担当のほうがいろいろ見て、写真撮ってきているのをちょっと見ましたけれども、かなり見違えるようにきれいに復旧のほうが終わっております。ですから、今後は復旧しまして、本来ですとすぐオープンして、またバーベキュー場にぎわっていただければというところなのですが、コロナの影響でオープンのほうもちょっと日程を延ばすという形で今いっていますので、オープンする通年より1か月とか、そういった期間、収入そういったものが減りますので、オープン後、きれいになったバーベキュー場、その周辺、飛び石周辺。そういったものを何かうまくPRしながら、より多くの人に来ていただけるように、何か考えてい

きたいなというふうには思っております。

また、学校橋につきましては、今オートキャンプというのでしょうか、そういったものがだんだん年々はやり出してきました、私もたまには通るところ見ていますけれども、もう真冬の寒い何にもないようなときでも、いっぱいテントが張って、すごいにぎわっているという、そういう状況もよく見かけます。先週も雨の日だったでしょうか、ちょっと通ったときに見たら、それでも何張りかテントが張ってやっているような、それなりに人が来てくれているところでございます。今はシーズン中、閉鎖するまでは、環境美化協力金ということで、いろいろ500円頂いてやっておりますが、今現在観光協会、そういったものを含めて検討をしているのが、やっぱりオールシーズン、何とかそういった協力金頂きながら運営をしていこうかというところで、検討はしているところでございます。また、DMOのほうも絡みがありますので、そういったものも含めまして、学校橋のほうもそういった形でいろいろ考えていきたいなというふうに今考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、最後の駅西整備及び町道36号線整備につきまして説明させていただきたいと思います。

まず、こちらについては、各課の連携について、まず説明させていただきたいと思います。武蔵嵐山駅西口地区都市再生整備計画につきましては、地域支援課、農政課、企業支援課等、関係各課による調整会を経て、平成29年度に作成したものでございまして、常に連携取れているかなというふうに考えているところでございます。現在は用地買収のほかをやっておりますし、また地域のアンケートや、これまでの長年の課題を鑑み、武蔵嵐山らしい景観などの4つの整備方針案により駅前広場を設計し、令和2年度からは工事に着手するものでございます。なお、整備計画自体が重点施策というふうに考えておりますので、これというわけではなくて、もう全体が重点施策というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、各項目からの再質問と、またDMOの関係について町長のほうに聞きますけれども、よろしいですか。

千年の苑の関係でございますけれども、今千年の苑はこの間も寄りましたが、今週の月曜日から植栽を開始して、6ヘクタール再度見られるようにするのだということで、緑の部分が随分あるねと言ったら、よく見てくださいと言われて、あそこは小麦なのですよと。ただ、緑だからきれいだなと、そんな感じがして、現地は見ていました。

ですけれども、この協議会というのが、前から言っているのですけれども、何か本当にはっきりしない協議会で、本当にこれからDMOが立ち上がるまで、協議会のほうで千年の苑の部分をやっていくのだというふうに思うのですけれども、よく分からないのです。本当にこのまま協議会に任せておいて、この6月については、でもプレオープンみたいに料金的には取らないのでしょうけれども、お客さん来ますから、当然対応しなくてはならないかなというふうに思いますけれども、この対応について、料金はかからないのだけれども、取らないのだけれども、バス等の運行等も考えているのか。ただお客さんが来て、勝手に見てくださいというふうな対応になってしまうのかどうか。それだと、次の年につながるものがないと思うのです。そのこのところをちょっと心配しています。ですから、その後はDMOでしっかりフォローしていただくのだというふうに思っていますが、今年度の1年間のことについてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、武蔵嵐山の管理活性事業なのですが、確かにバーベキュー場がああいう状況になりましたから、あそこのバーベキュー場のところを通して、飛び石を通して上に上がって、今まで活用ができたのです。ところが、今の話だと飛び石も何とか通れそうだということですから、ちょっと安心はしているのですけれども、あそこが行けないと、あそこにありますと、あそこに来た人というのは、あそこに車を置いて行けるものだというふうに思うのです。これが全体の、駅から来る方ともつながるのですよ。駅から来る人という、もう相当多いわけです。バスがありますから、バスに乗ってくる方も非常に多いですけれども、やっぱり嵐山町のあそこに自然の魅力を感じていただくには、やはり駅で降りて、道路、歩道を通して、散策をしながら町の観光的なところをよく見ていただいて、最後にはトラストのほうにまで足を向けていただいて、満足していただくと。帰りには直売所等での買物でもしていただければ、これが今の南部のパターンなのです。

それが途中で切られてしまっていますから、それがつながるというふうなことでご

ざいますから、結構なのですけれども、足で来る方の重要性というのも考えてほしいのです。これは質問ではございませんので、ぜひその部分は考えていただいて、トラスト地の活性化、下もつながるところでございますけれども、その2つ、2番と3番は質問していますが、お答えは別に必要はございません。ぜひこのところのそういう部分の導入する部分から考えていただいて、町が、あそこが完全に観光客の方に喜ばれているのだということを頭に置いて、事業をしていただきたいというふうに思います。

4番目に入りますが、嵐山溪谷のバーベキュー場ですけれども、観光協会が主に運営しているわけでございます。19号で大打撃を受けまして、運営する期間も非常に短縮されてしまいました。ですから、非常に残念だなというふうなところがあるのですけれども、結局この地域、ところというのは、自然災害にやられやすいところなのです。隣の、私どもが県の協力をいただいて、ごみ捨て場だったところを今の自然の遊歩道にも変えていただきました。ですけれども、観光協会さん、稼ぐことが一番なのでしょう、やっぱり。そちらのほうになかなか目を向けていただけていないところが現状でございます。そんなことすると、千年の苑まで面倒見ろなんて言われる、そういう可能性もあるよと、そんな言葉も聞いたことがございますが、それより自分たちが今やっていることをちゃんとしっかりやってくださいよと。非常に今、嵐なびの運営から等々全ていろいろなものが観光協会の負担の中に入ってきているわけなので、目が見切れないというところもあるのではないかなと思いますけれども、しっかり役員さんはいるわけなので、その役員をフォローしていくのも町の役目だというふうに思いますので、ぜひ副町長、このところをちょっとお答え、フォローしていただくという重要な位置にこれからなるわけでございますから、お答えをいただきたいなというふうに思います。

それと、5番目でございますけれども、学校橋河原の運営でございますけれども、本当は、本来はここは観光施設のスポーツ施設をということで、あそこにマレット場もございます。そのこちらは駐車場ということで、ほぼ今まで等も使っているわけでございます。ただ、夏場に多くのオートキャンプ場の楽しむ人が来ます。その人たちの予備的な部分で、あそこも使っている。本来は河原のほうに下りて、かつ1,000円をもらっていますので、そちらに下りて楽しんでいただくというところがあります。ただ、あそこのところはそれだけではなくて、トイレがあるのです。このトイレが、

やはりあそこの今の状況を生み出しているのです。ただ、無料で使えるということもあります。溪谷的にも非常に、朝起きたときにもう見るときに、非常に景観がいいと。そういうところで喜ばれているのですけれども、トイレがないと始まらないのですよ。ですから、その一体性の中でああいう状況が生まれているので、今観光協会で夏場にお金を頂いているというだけではなくて、総合的にもう少しあそこを、それこそ稼ぐところとして、美化協力金も結構ですけれども、何か考えていただきたいなと。

それで、東松山から借りている部分というのは、下に河川のほうに下りていって右の部分だというふうに思うのです。左側については、これはもちろん河川でございませけれども、昔は南部の改良区があそこを菜の花の栽培等に使って、来た人に楽しんでいただきましたですけれども、今は観光協会のほうに移管されているような感じがするのですが、最終的にあそこの利活用をするのはどちらの管理になるのかちょっと分からないので、お聞きをしてから、3問目ではもう一回質問をしたいというふうに思います。もうちょっとお金を稼ぐ方法というのは、何か年中を通してということでは今話がありましたですけれども、そんなことはもう誰しも頭の中で考えれば分かることですよ。ただ、あそこは東松山から借りているからできないのだとか、そういうことが頭に立ってしまったら、とても稼ぐ力なんかありません。ことなんかできませんよ。いかにそこのところをクリアして、何か考え出していくというふうな考え方がないと駄目なような気がします。

6番目に移ります。駅のロータリーの活性化、すばらしいものができるというふうに思って期待しております。ですけれども、そのところから観光地等に歩いていくところの整備というのは、まだできないわけでございます。ただ、36号線のほうが整備されると、あそこにも歩道はもちろんつくかなというふうなことになるのと、また使い勝手が違ってくるのと、そんな感じも思っているところなのでございますが、整備計画の中に見ても、歩道の部分があるのかないのか。多分あるように見えるのですが、ちょっとそこの利活用について、駅西のロータリーの整備については問題はないというふうに思っています。ですけれども、そこから観光の方が外へ出ていく場合のところのことについて、歩道等が狭いので心配をしています。ですけれども、その36号線、駅のほうへ沿ってちょっと進んだだけ、大半のところはもう滑川分というのは分かっておりますが、嵐山分のところを開発する、整備するということでございますので、そこら辺の利活用について町の考えていることがありましたら、お聞きをしたいとい

うふうに思います。

それと、最後に総括的なこれから開発をやっていくDMOの関係でございすけれども、青柳委員も質問しておりましたが、リーダーは副町長だというふうなことでございす。でも、今各課の課長さんが数名入って、一つの組織をつくっているのだというふうなことでございすけれども、将来的にはそこに課長さんがそのままずっと入っているというわけではない。何人の方は残るかもしれませんが、主に活動をしていく方というのは、多分違う方ではないかなというふうに思うのですが、そこら辺のところがよく分からないので教えていただきたいのと、DMOが稼ぐという頭がないと駄目だということで、全体の中からDMOの収益を上げていくというふうなことだと思ひますが、DMOの組織が出来上がったときに、どこからそういうものが上がっていくのか、副町長のほうにお答えをいただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうからは、協議会のほうの在り方、また今年の6月の対応につきましてお答えをさせていただきたいと思ひます。

この協議会につきましては、農業者であつたり商工会、また観光協会等々、地域の改良区、また地域の住民の方々を中心にして、この事業を推進するためにご協力をいただきながら、推進するための作成した組織でございす。これにつきましては、地方創生事業の事業主体といひますが、こちらのほうを実施したいというふうになつてございす。本来であれば、この事業が終了とともに解散というふうな形で、新たな事業者へというふうな形になるわけでございすけれども、先ほどの青柳委員のほうの答弁でもさせていただきましたが、DMOの立ち上げ、移管まではこの協議会のほうを残させていただきまして、維持管理をする組織というふうな形で継続をさせていただきたいというふうに考えてございす。

今年の6月のラベンダーまつりにつきましては、被害等々の状況によりまして、今年の令和元年度のような形で入園料をまた頂くことはちょっと不可能だというふうな形で考えてございす。そういった中で、今年度に来ていただいた方が、当然関心を持って来ていただける方もいらっしゃるというふうには想定をしております。そういった中で、一部の部分につきましては開放エリアを設けさせていただきまして、無料で散策をしていただく程度を想定をさせていただいてございす。そのような状況

でございますので、今年のような駐車場等の配置は行わないで、車で見えた方につきましては、バスの駐車場を昨年度整備をさせていただきましたので、そこを開放するなり、また観光協会さん等とご協力を得ながら、そういったところで車への対策、そういったものは取っていききたいなというふうには考えてございます。あくまでも簡易的な無料開放ということでございますので、PR等も差し控えさせていただきながら、非常に残念ではございますけれども、来年度につきましてはそのような形で見ていただく程度というふうに考えてございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 まず、バーベキュー場についてお答えをしたいと思います。

委員さん、よくご存じだと思うのですが、今のバーベキュー場のスタイルの運営を始めたのは、平成10年でございました。当時の本当に観光協会の会長さんが、骨身を惜しまずいろんな課題を整理をして、場合によるともう私財も投じながら今の形ができたというふうに思っています。それから20年たって、最大の売上が、入場者が入ったのが平成25年。年間入場者が9万7,000～8,000。現在それが7万5,000人を割り込んでいますと、そういうふうな状況にございます。

それが、これからどうこの課題に向き合っていくか。このバーベキュー場についても、DMOのプロジェクトがいろいろ様々な角度から検討しておりますけれども、よくケンタッキー方式、大戸屋方式とありますけれども、ケンタッキーは単価を上げないで売上げ伸ばしたと。大戸屋はその逆だと。そういうふうなことで、マーケティングを考えたときに、バーベキュー場はどの方式を歩むのか。それもマーケティングの責任者の腕次第だというふうに思うのですね。

それで、今まで進めてきた20年のバーベキュー場の運営は、少々賞味期限が来たのかなと。そうしますと、もうちょっと違う視点でこのバーベキュー場を考えていかなければならない。ご承知のとおり春から夏にかけて若者です。そして、秋から冬にかけては、もう年代の上の方々が訪れる嵐山溪谷です。そういった方に引き続いて魅力を感じて来ていただいて、要は町の経済への波及効果とどう結びつけていくか。その辺が今後の課題ではないかなというふうに思います。

それから、学校橋についても課長から申し上げましたが、やはり同じ時期に今の学校橋の運営が始まって、そして今は冬のほうがシングルキャンプというのです

か、一人でキャンプをする、そういうものがはやっていて、そのメッカになっていると。無料のキャンプ場なんていう、ネットでは出てくるところもあるというふうなことでございまして、これをどう委員さんおっしゃられるようなお金を稼げる仕組みづくりをしていくのか。元学校橋の木橋があった、きっと委員さんご存じでしょうけれども、木橋を境に上流側が嵐山町、下流側が東松山市。学校橋河原は、当時の大蔵、根岸の人たちが農機具を洗ったり、牛や馬を洗ったり、それで学校橋というふうな橋がついたのだそうですけれども、そういう行政の境がございまして、嵐山町が東松山市のエリアに嵐山町の権限を及ぼすようにするには、一定の手続を経てやってきておりますので、その辺も考えながらどうしていったらいいか。東松山市は、鞍掛から上流についてはいつも関心を持っていますので、その辺等の調整も出てまいります。魅力的な学校橋河原を、将来に向けてどのように稼ぐ力を発揮するようなものに転換をしていくかというところが、知恵の使いどころかなというふうに思っています。

それから、DMOですけれども、DMOは観光協会とは全く別の考え方でございまして、DMOは収益を追求していくのだと。先ほどお話ししましたように、嵐山町の商工業者、農業者等にかにこのところが商品開発をしたり、入場者の増大を図ったりしてそこに結びつけていくのかという、そこに特化した組織です。観光協会は、自然ばかりではございません。嵐山町の歴史とか、様々な資源、杉山城とかございます。そこのいかにかこの魅力を外に発信して、観光客に呼び込んでいくか、嵐山町の住みよい町に観光というものが加わりながら、外に発信していく力を発揮していくというのが観光協会だというふうに思います。役割が違いますけれども、収益のほうはDMOに任せて、そちらが運営していくと。そういうふうなことになるのだというふうに思います。

今プロジェクトは、町の職員、副課長級、それから主査級、そして主任級もいますです。それから、商工会の一番若い層の人、観光協会の若い層の人、そういった方が入ってプロジェクトを構成しておりまして、直轄プロジェクトという名前になっているのです。何でそんな名前にしたかという、それはもう町長の直轄なのだと。町長に即意見を言えて、町長の指示を仰いで、そして課題に取り組んでいくのだというふうな、嵐山町のプロジェクトの中では初めての取組です。そういったことを、そういう使命に燃えて、職員が毎週水曜日に1時間半から2時間程度、本当に手弁当で頑張っていると思います。中間報告が間もなく出ると思いますけれども、そういった

方々の取組を期待をしておりますし、私とそのリーダーでもありますので、職員の皆さんが大いにアイデアを発揮ができるように、我々、私としても見守っていききたいと、援助してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 すみません、それでは菅谷36号線につきましてお答えさせていただきたいと思います。

菅谷36号線は、今閉まっております西口トイレ前の道路でございます、狭隘であることから、6メートルに広げる整備でございます。こちらについては、歩道はございません。長島委員さん言われた、駅西から観光地までの道路が整備ができていないというふうに言われておると思いますけれども、これまでも嵐山町としましては、埼玉縣信用金庫前から菅谷小学校までの歩道整備をしたり、県にお願いして社会福祉協議会の前から、これ県道でございますけれども、254の交差点まで歩道整備していただくなど、歩道についてはできる限りできることからやってきたという経緯があるかなというふうに考えているところでございます。菅谷36号線については、埼玉縣信用金庫の脇の道路と同様に6メートルというのを、あのような道路を計画しているものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 最後に、個々の質問ではなく、各課の連携といいますか、今いろいろと質問したところの連携について、これについては稼ぐところということで、DMOということが大きく言われていますので、その関係からちょっと発展的に、このような部分はどうなのかお聞きをしたいというふうに思います。

千年の苑の場合は、核になるところかなと、そんな感じがしています。今までは桜並木等々があったわけでございますけれども、桜は桜で咲く時期、そしてまたラベンダーはまた違う時期、そしてまたバーベキュー場もまた違う時期。観光シーズンというところに随分いろいろなものがフォローできたなど。そしてまた、トラスト地においては秋の紅葉と、すばらしい連携ができたような感じがしています。

ですけれども、ここをやはりうまく利用していかないと始まらないわけなので、最後に秋の紅葉の時期のあれについては、どこからか歩いていけるところをつくらなく

てはいけない。それには、今までも飛び石ということだったのですけれども、飛び石だけでは弱いような気がしてならないのです。遠山のほうからは、もちろん車で入れるところでございます。今あそこから行くのが、一番トラスト地に行くのは便がよくなっていますけれども、やはり時間がある方が大平山に登ってみたり、そういうふうなところからすると、当然千手堂のほうから国店さんの後ろを通って中へ入っていくところ等も昔からあったわけなので、ぜひ散策の中にあそこ等も利用できたら、飛び石だけでは何かあったときには利用できなくなってしまうので、考えていただく必要があるのではないかなというふうに私は思うのですけれども、その関係をまず一つお聞きをします。

それと、DMOに限っては、これで中間報告を出していただくということでございます。ただ、私の老婆心というか、よく分かりませんが、そのところに関心を持ってやっていく人が周りにいないと駄目だと思うのです。ですから、協力団体というのは、いつも欠かせないというふうに思います。大野委員が先ほども若者会議のことも質問しました。これについても、こういうものは自分たちでやってみたい、そういうふうな気持ちもいる人もいるでしょう。ですから、そういうところもフォローをしていただくところになっていただければ。ただお金を稼ぐということだけではなくて、やはり全てを見渡す、嵐山南部だけが観光地ではございません。町全体的にいろいろあるわけでございますから、若い方の考え方、私も若いときに、今でもやっておりますけれども、団体を立ち上げてやったこともございます。今は停滞しておりますが、やっぱり若い人の気持ちというのをどこかで酌んであげないと、行政が酌まないで、ではどこが酌むのだと。それだったら、各種団体の方に酌んでいただくだとか、DMOの中で酌み上げていただくだとか、何か方法を考えていただくというのが、これから次世代を担っていく方の期待に応えるものだというふうに思いますが、最後にそのところを副町長にお聞きをして、終わりにしたいというふうに思います。

○佐久間孝光委員長 安藤副町長。

○安藤 實副町長 各課の連携ということがまず1点目ですけれども、千年の苑、昨年のオープンをしたときに、いろんな方からお客さんの意見等を聞きました。町の職員は、あそこまで行く、歩いて駅から行く案内を、のぼり旗をたどっていけば現地に行けるからということで、そういう行き方をまず先に考えて、それを行ったわけですが、お客さんが帰りは駅に来るのに、いろんなコースを通して駅に向かいたいと

いうお客さんがかなり多いのだそうです。そうしますと、町の職員はどこをどういうふうに通れば駅に行くというのはすぐ分かるのですけれども、お客さんに対して駅はどこをどういうふうに行くのだというのを、そのサインです。サインが不足していたよと、随分迷っていた観光客の方が多かったよと、そういう意見をよく聞きました。それも、今委員さんがおっしゃられるようなことの一つだというふうに思うのです。秋の紅葉もやはり同じでして、1 個の路線だけで嵐山溪谷に行くのではなくて、様々なことをお客さん用にシミュレーションをして、必要な対策はきちっと取って下さいねと、そういうことだと思いますので、その辺については、各課と連携しながら対策を講じていきたいというふうに思っています。

それから、DMOの運営については、目指しているのが稼ぐ力、収益力、そこのところを目指していますので、例えば新しく始める、DMOとして始めていこうという仕事もあるのです。その仕事は、果たして5年後に収益がペイできるのかと。税金を投下しないと運営ができないというのでは、それは困るわけでございまして、KPIではないですけども、何年後にはどういう成果が得られるのか。そこのところが判断の基準になるのだと思うのです。ですから、そこのところを、ちょっと厳しいようですけども、そこのところが全ての判断の基礎になるのだと思うのです。様々な意見は広く聞く耳を持ちながら、最後はそこのところをどう判断していくのか。そういうふうなことになると思うのです。意見は聞きながらも、町のためになる、町の発展につながる。そこのところを最後は判断をして事業を進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 以上で総括的な質疑を終了いたします。

これにて全ての質疑を終結いたします。

◎修正案の提出

○佐久間孝光委員長 議案第17号 令和2年度嵐山町一般会計予算議定についての件に対し、お手元に配付したとおり渋谷登美子委員から3月12日付で本職宛てに修正案が出されています。よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。
渋谷登美子委員。

○渋谷登美子委員 この議案の裏面を見てください。非常に簡単な説明になりますので。

修正案は、総務費の総務管理費の人権対策費、人権対策啓発費のうちの部落解放同盟埼玉県連合会嵐山支部補助金の40万円を全額カットします。

そして、次の2番目、衛生費の第1項保健衛生費に、ストップ温暖化推進委員会運営費。これ10人なのですけれども、年4回開催するとして、科目設定を2,000円を24万円にします。委員報酬を1,000円を20万円、旅費を1,000円を4万円にします。

〔何事か言う人あり〕

○渋谷登美子委員 分かりますか。この(5)の(14)の次に(15)というのをつけて、廃棄物減量等推進委員会審議会運営委員事業を年4回開催します。これは、廃棄物減量等推進委員会審議会というのは15名です。委員報酬を30万円、旅費を6万円とします。これは、埼玉中部資源循環組合後にどうやってごみを処理していくか、そのことを皆さんで話し合うというふうな形のものになってきます。

ストップ温暖化推進委員会に関しましては、今までもそうだったのですけれども、気候変動ということに関して、ストップ温暖化推進委員会というのをやらなくてはならないのに、これをやっていない。去年はやりましたね、評価をするために。それをやっていきます。そして、今の現状の時代に合わせるというものです。

予備費を19万8,000円減額する、そういうふうな議案になります、説明資料は。

そして、次の表から2枚目。これ、もう簡単なので、修正案そのものでお話しします。ほかの説明資料はカットさせていただきます。いいですか。ちゃんとしたほうがいいですか。いいですよ、カットして。

○佐久間孝光委員長 結構です。

○渋谷登美子委員 総務費が、総務管理費が6億7,368万8,000円を6億7,328万8,000円にし、総務費の全額を8億6,795万3,000円を8億6,755万3,000円にします。衛生費なのですけれども、保健衛生費のところを2億2,691万9,000円を2億2,751万7,000円にし、総額を5億2,165万3,000円を5億2,225万1,000円にします。予備費を1,533万6,000円を減額して1,513万8,000円にして、歳出合計に関しましては、そのままで59億4,000万円という形のものに修正案を提出いたします。

○佐久間孝光委員長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子委員から提出されました修正案に対する質疑を行います。

長島委員。

○長島邦夫委員 1点だけお伺いします。部落解放同盟の埼玉県連合会嵐山支部の補助

金を40万円からゼロということでございますけれども、この団体は活動をしているというふうな話は聞いています。その活動を全て自己資金か何かでやれということになるのですか。

○渋谷登美子委員　そうです。

○佐久間孝光委員長　渋谷委員。

○渋谷登美子委員　失礼しました。全額自己資金でやる。これは、普通の運動団体だったら当たり前のことですので、そのようにお願いしたいと思います。

○佐久間孝光委員長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長　ないようですので、討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号　令和２年度嵐山町一般会計予算議定についての件を採決いたします。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子委員から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○佐久間孝光委員長　挙手少数。

よって、本修正案は否決されました。

次に、議案第17号　令和２年度嵐山町一般会計予算議定についての件の原案を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光委員長　挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決定いたしました。

◎散会の宣告

○佐久間孝光委員長　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時29分)

予算特別委員会

3月13日（金）午前9時30分開議

- 議題1 「議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定について」の審査について
- 2 「議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について」の審査について
- 3 「議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定について」の審査について
- 4 「議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定について」の審査について
- 5 「議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定について」の審査について

○出席委員（１２名）

１番	小林	智	委員	２番	山田	良秋	委員
３番	狛守	勝義	委員	４番	藤野	和美	委員
５番	大野	敏行	委員	６番	畠山	美幸	委員
７番	長島	邦夫	委員	８番	青柳	賢治	委員
９番	川口	浩史	委員	１０番	松本	美子	委員
１１番	渋谷	登美子	委員	１２番	佐久間	孝光	委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

森 一人 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長	菅原 浩行
主席主査	新井 浩二

○説明のための出席者

岩 澤	勝 町	長
安 藤	實 副町	長
村 田	朗 税務課	長
馬 橋	透 税務課課税担当	副課長
岡 野 富 春	税務課収納対策室	長
高 橋 喜代美	町民課長（戸籍・住民担当	副課長兼）
柳 澤 純 子	町民課戸籍・住民担当	主席主査
大 島 行 代	町民課保険・年金担当	副課長
山 下 次 男	長寿生きがい課長	
藤 永 恵 子	長寿生きがい課長寿生きがい担当	副課長
簾 藤 久 史	長寿生きがい課包括支援担当	副課長
柳 下 和 之	技 監	

山	下	隆	志	上下水道課長
深	澤	清	之	上下水道課副参事
藤	原		実	上下水道課水道管理担当副課長
今	井	良	樹	上下水道課下水道担当副課長
永	島	宣	幸	教 育 長

◎開議の宣告

○佐久間孝光委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、予算特別委員会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前 9時28分)

◎諸般の報告

○佐久間孝光委員長 ここで、報告をいたします。

本日の委員会次第はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○佐久間孝光委員長 議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 240、241の1番の保険税の件なのですが、こんなに減ってしまう予想なのですか。どういう理由でこんなに1,400万円も減ってしまうのか伺いたいと思います。

それから、2番の退職者の関係なのですが、いよいよ2万2,000円ですから、その次の年度、次々年度にはもう廃止に、この項目には載ってこないということになるのですか。ちょっとどういう見方をしているのか伺いたいと思います。

それから、242、243の県補助金2億7,500万円も減ってしまうのですか。ちょっとこれ影響が大きいです。何でこんなに県は減らしてしまうのか、問題だなと思って見

ていたのですけれども、ちょっとまず県がどういう理由で減らすのか伺いたいと思います。

244、245、繰入金があるわけですが、中ほどに。この繰り入れ後、幾らになっているのか伺いたいと思います。

それから、250、251の一般被保険者療養給付費、県があれだけ減らしてしまうので療養給付費も減らすのかなとは思っているのですけれども、こんなに減らしてしまって医者にかかった場合の給付がしっかりできるのか伺いたいと思います。

それから、252、253、高額療養費の減額分もお聞きしたいと思います。

それから、254、255、出産育児一時金84万円、町長が今年は75人だとか言っていますが、やはり子どもの数が生まれないので大幅な減額を見ているのですか、伺いたいと思います。

それから、258、259の疾病予防費なのですけれども、これも減額になってしまっているのですけれども、予防費はしっかり取っておいて、できるだけ病気にならないようにその対策が必要だと思うのですけれども、この減らすという考えを伺いたいと思います。

次の260、261、特定健診、これも減らしているわけですが、特定健診は今どれぐらいの率でなっていて、何で減らすのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 以上ですね。答弁を求めます。

馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、私のほうから歳入の今年度の予算の減について説明いたします。

こちらのほうは、やはり例年申し上げておりますけれども、加入世帯数、被保険者数が減少しておりまして、その関係で減となっております。実際に試算した段階では所得割の基礎額といいまして、収入のほうなのですけれども、加入されている方の所得に関しては若干の増が見られました。医療分なのですけれども、こちらのほうは若干の増が見られたのですけれども、やはり被保険者数の減少というのが大きくありまして、その関係で全体的に減となっております。

続きまして、2番目の退職被保険者等の国民健康保険税のところですが、今回こちらで現年分は科目設定という形になっておりますけれども、平成20年4月に退職者医療制度が廃止になっておりまして、平成26年度末までに対象の方が65歳に到達

するということで、原則的にはこの3月で嵐山町については対象者がいなくなりますが、遡って加入される方と転入の方がもしいらした場合には対応できないというところで、一応科目設定という形で取らせていただいています。

以上です。

○佐久間孝光委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、まず県補助金の減の理由でございます。こちら、先ほどご質問いただきました療養給付費の減と高額療養費の減と結びついていけるものですので、一括でご説明させていただきたいと思います。

県補助金の減った理由でございます。平成30年度以降、町の保険給付費の算出は国保事業納付金算定時に参考として提示される保険給付費見込額を基に算出しております。こちらの見込額が減ったということになります。町の保険給付費見込額から各療養給付費や療養費、高額療養費等に割り振りをを行いますけれども、こちらにつきましては令和2年度は平成27年度から30年度の各保険給付費の構成割合に基づいて案分しております。保険給付費の支払いは3月から2月で行っています、いわゆる3－2ベースということでございますけれども、2月診療分は本来4月に国保連より請求されるのですが、年度を越えるため3月末の一定期間中に処理を行うこととなっております。この保険給付費見込額なのですが、国のほうの示す4種類の計算方法があるということで、埼玉県のほうで4つのうちの1つを選んで各市町村の保険給付費見込額を算出しております。

その方法が直近1年前から直近月までの年度をまたいだ1年間分の実績を基礎として過去2年間の伸び率により推計する方法と、ちょっと難しくてこの細かい内容はこういうものだということで県に問い合わせたのですが、ちょっと内容の計算式が非常に難しいので説明が大変だということで、分かりましたと、ここですみません、話を止めさせていただきました。申し訳ございません。直近1年間から直近月までの年度をまたいだ1年間分の実績を基礎としているということで、あとは伸び率を掛けて算出しているということでございます。

この示されました保険給付費見込額が今回全体的に下がっております。埼玉県として全体として約151億5,400万円下がりました。ですので、各市町村も必然的にそれに伴い下がっております。減少の理由をちょっと確認させていただいたのですが、まず大きくは嵐山町もそうでございます。被保険者の減少、これは皆さん後期に移行

しているスピードが高いということで、そちらのほうの被保険者の減少というのが、まず大きく減った一つの理由でございます。

それから、推計方法の直近月と先ほど申し上げました、直近月までの年度をまたいだ1年間分ということでしたが、この直近月というのが令和元年、平成31年の5月分まで含めております。ということになりますので、いわゆるそういったところまで来ていますので、従来こちらにおいてもご説明させていただいております各町でも独自の理由というのが医療費にはかかっておりますので、そういった理由も加味されております。薬剤の関係で31年4月以降大きく減少しておりますので、そういったところも加味されているということを総体的に捉えて、これだけ大きく減ってきているところも推察されているところでございます。以上でございます。

続きまして、繰入れ後の金額でございます。令和2年度、この繰入れの金額を3,795万8,000円とさせていただいております。

〔何事か言う人あり〕

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 3,795万8,000円でございます。こちらを繰り入れた後の金額……

〔何事か言う人あり〕

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 繰入れ後ですよ、少々お待ちください。

繰入れ後の金額が9,991万1,867円と見込んでおります。ただ、今年度、平成31年度、令和元年度の歳入歳出によって若干の変わりが出てくると思いますので、一応今見込んでいる額はそういうことになります。

続きまして、出産育児一時金が減った理由ですが、川口委員さんがお見込みのとおりに国保の出産の人数が減っているということで減とさせていただいております。まだ平成31年は、数字が実際つかんでこなかったのですが、10人に行っていない状態でございます。ですので、これは少し予算ですので多くは見させていただいておりますが、減っていくというふうな形で見させていただいております。

それから、疾病予防費の減った理由でございますが、こちら後も後期高齢者移行ということで伺ってはおります。特定健診の受診率も同じように、特定健診から健康診査ということで後期高齢のほうの予算で執行するということで減っていることになるとは思うのですが、ただちょっとこればかりはなかなか年度によっても上下があったりしますので、そこら辺も見込みもあるかとは思われます。

特定健診の受診率なのですけれども、平成31年度、令和元年度はまだ出てきていない状態でございますので、暫定の数字で国保連が2月に示した数字が45.5%、ただこちらにつきましては、やはり下がるかもしれないし上がるかもしれないし、これは最終的な集計を待たないと何とも言えませんが、ただ40%は必ず超えて県内でもトップテンに入る高い数字は誇っていると思います。ちなみに、平成30年度は48.7%ということでした。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、241の退職の関係なのですけれども、これであとは病院から医療機関からの請求がなくなるということまでは科目設定で続くということですか。では、まだ2～3年は残る感じですか。今年で65歳に到達してこの制度の利用者がいなくなるわけで。分かった。

〔「はい」と言う人あり〕

○川口浩史委員 ちょっとそこを伺いたいと思います。

それで、250、251の療養給付費、これどうなのですか。担当課としてこれをこんなに減らされてしまって本当に支払いできるのかという心配を持って不思議ではないと思うのですけれども、県の推計がどうなのだろう、こういう減らし方をしてしまって、難しい計算をあえて使って分からないようにやっているのでしょうか、それにしても2億円からこれ減らしてしまったので、医療費はここ数年は、もう一つのあれに載っているのかな、伸びているのですか。ちょっと今確認していなかったの。ちょっとそれ伺いたいので、それが減っているのだったら、私はこれは減額いいと思います。多少の率に応じて。伸びているのに減らすなんていうような、とんでもないことだと思うのです。ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 馬橋副課長。

○馬橋 透税務課課税担当副課長 それでは、退職者医療制度の関係なのですけれども、こちらにつきましては1回目の答弁で申し上げたとおり、令和6年度末までに対象の方が65歳に達するまでということですので、今年度の3月で原則的には全員なくなります。ただし、さっき言ったのは現年につきましては遡ってその退職対象の方が加入になった場合に歳入があるかもしれないということで科目設定されております。

また、その下の滞納繰越分につきましては、該当者がいますので、まだこちらのほ

うを削除するわけにはいきませんので、当分の間、予算のほうには計上されると思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、やっていけるのかということでございますけれども、実際納付金の制度が始まったのが平成30年度からということで、県のほうもいろいろと国も含めて、やはり多少の過誤だとかそういったことが発生しているということを認めております。平成30年度においては、納付金の算定に絡んでくることでございまして、納付金の算定においてもかなり多く見込んでいたということが会議のほうで、ワーキンググループ等で示されてございます。ですので、逆にこの落ち込み、数字にするとすごい落ち込んでいるのですけれども、逆に去年のほうがちょっと多過ぎたというような形でございまして、また今年度の平成31年度、令和元年度の医療給付費においても、足りなくなるということはもちろんございませんでした。予算の範囲内で終わる予定でございまして。ですので、平成31年度、令和元年度の医療給付費がちょっと多過ぎたのかなというのが1点と、医療についても先ほちょっとご説明を申し上げました嵐山町の薬剤に係る分についても、多いときで月数千万かかっていたものがなくなりましたので、そういったところも4月、5月影響しているとは思いますが。

以上でございまして。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 それにしても多く見込んでいたから下げ幅も大きいということで説明あったわけですが、それにしても2億円からの下げ幅というのはちょっと大き過ぎるなと思うのです。これ町長、こんなに下げられて町民の健康というのにこれでは責任持てないよという、そういうことはお考えにならなかったですか。もう少し何とかならないのかということを県に言うべきだったと思うのですけれども、ちょっと町長のお考えを伺いたいと思います。

それで、新年度は値上げはないわけですが、どうですか。当面はこのくらいの保険税率、このくらいで収まるというふうに見ているのかどうか、ちょっと考え方を伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

そんな金額で足りるのかということですが、今までの状況ということで国、県の中で説明があったように、過誤というのは多少あったということ、それと昨年度においてちょっと違いがあったけれども、足りない部分はないということで、それを見て今年度の計画ですので、そういう事態には陥らないだろうというふうに考えております。

○佐久間孝光委員長 村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

保険税率の関係ですが、平成30年度に広域化になり、税率改正を行いました。現在国保の財政調整基金もございますので、あと保険給付費の関係も兼ね合わせてそれを見ていますので、今のところは税率の引上げというのではないかと考えられますが、基金の状況、実情に合わせて検討していくことがあるかと思えます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 国保の加入者数、1人当たり3,847人という……

〔「ページを言ってください」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員 ページは、最初、これは資料です。資料と両方組み合わせてやっているのですが、ごめんなさい。ページ数というのではなくて、これはちょっとあれなので、ページ数というより、これはそちらで分かると思うので。

3,847人、これは国保のページ数だって、資料だと25ページになりますけれども、3,847人が人数なのですが、そのうちに後期高齢医療に移る予定の人、昨年から移った人の数と、それから国保に新たに加入する人の数というのをどの程度見ているのかということと、70歳以上の方と、それから就学前の年齢の方はどのくらいになるのかということをお伺いしたいと思います。

そして、埼玉県全体の平均、構成市町村でこの療養給付費が38万円くらいになるのですが、構成市町村の程度でどの程度の位置づけになっていくのかということ。

それと次は244と245になるのですが、国保税安定支援化事業繰入金というのが582万4,000円です。嵐山町では、埼玉県内で高齢者数とか低所得者数の隔たりというのはどのくらいの位置にいくのか伺いたいと思います。

もう一つ、今度は258、259になるのですけれども、トレーニングルームの運営指導員委託というのは、やすらぎのほうの委託になるのだと思うのですけれども、国保のヘルスアップ事業委託金が309万4,000円で、一般会計のほうだと482万4,000円ということになるので、合計としては800万円近くになると思うのですが、これは同じように対応するということでもいいのですか。この分量という、委託金の分け方というのはどういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

あと来年度からですか、マイナンバーカードが保険証に替わるという選択肢もあるということですが、これは医療機関がカードリーダーをつけないといけないことになっているのですが、この経費というのは嵐山町がもちろん出すのではないのだと思うけれども、県費でやっていくのか国費でやっていくのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 それでは、質問の順が前後してしまいますが、ちょっと見ている間に一番最後のマイナンバーカードの保険証利用のことにつきまして、私のほうから説明させていただきます。

まず、マイナンバーカードの保険証利用でございますが、今回何度もお話しさせていただいているかと思いますが、来年、令和3年の3月から各医療機関でマイナンバーカードの保険証利用が順次始まる予定です。そうしまして、町側のシステム改修につきましては、令和元年度で補正をさせていただきました。

医療機関におけるカードリーダーの設置につきましては、令和2年度から順次、国のほうで医療機関のほうに補助金を出して設置していく予定になっていると思います。順次整備をしていきまして、制度開始の来年の3月には全国の医療機関や薬局の5割から6割程度の導入予定、また令和4年度末にはおおむね全ての医療機関や薬局での導入を国では目指しています。

そして、大きな医療機関では自前で購入して国から補助金をもらうというようなことでできると思いますが、小さな診療所や薬局、そういったところにどのように機械を導入していくかということにつきましては、やはりいろいろな心配がございまして、私が今までに聞いている限りの話では、その必要なカードリーダーや機器類を国のほうで一括購入して、各診療所や薬局に配布をするようなことも検討しているという話は聞いています。多分そのようにしないとなかなか浸透しないのではないかなと思います。これも今の検討事項の中の一つだと思いますので、決定ではないと思うのです。

けれども、そのような方向を国も考えている状況でございます。いずれにしても、医療機関での設置の費用は町のほうではないということでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、まずちょっと順不同になってしまいますけれども、よろしいでしょうか。

まず、国保財政安定化支援事業の管内での町の立ち位置ですけれども、比企管内におきまして嵐山町の繰入基準額は4番目となっております。ちなみに、1番目が小川町、2番目がときがわ町、3番目が川島町になります。ただ、こちらにつきましては令和元年度の数値になります。ちょっとこの時点で、当初予算の積算時点で次年度の繰入額が示されないものですから、あくまでもその時点になると前年度の数値を参考として組まさせていただきます。

それから、トレーニングルーム運営指導委託金の分け方ということでございます。トレーニングルームにつきましては、トレーニングルーム運営指導委託ということで142万8,000円、国保会計のほうから歳出させていただいておりますが、こちらにつきましては健康いきいき課、長寿生きがい課の3課で案分して出させていただいている状態でございますので、先ほど渋谷委員さんおっしゃったとおり、一般会計のほうでその3課分が一緒になったものが掲載されてあるかと思っておりますので、その分の事業はきちんとさせていただく予定になっております。

失礼しました。それから、後期に移る予定の人数でございます。後期高齢者の加入の予定が231人を予定しております。

〔「実績」と言う人あり〕

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 失礼しました。230人程度予定しております。

それから、新規の国保加入が520人ほど見込んでございます。

失礼します。就学前につきましては、大変恐縮なのですが、ちょっとこちらで今資料を持ち合わせてございませんので、すぐにお答えすることができません。申し訳ございません。

○佐久間孝光委員長 先ほどの加入者数は520ということでよろしいですか。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 はい、520ということで見込んでおります。年度の行き来もあると思っております。

すみません、失礼いたしました。大変恐縮でございます。訂正させていただきます。
社保からの移行人数ですけれども、社保離脱が520人ほどあって、社保加入が490人ほどありますので、その差引きで大体30人ぐらいということでございます。申し訳ございませんでした。失礼いたしました。

○佐久間孝光委員長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和2年度嵐山町国民健康保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時04分

再 開 午前10時08分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○佐久間孝光委員長 議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対しまして簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点だけお尋ねします。

参考資料の33ページになるのですが、被保険者の推移なのです。ここの令和元年度から令和2年度末に76人ぐらい減少になると。これから超高齢化が進んでいくわけですが、そんな中で減少になった要因というのは自然減のものと、それから新しく入ってくるものの相違になってくるのか、その辺のところだけ、この令和2年度についての変化をお尋ねいたします。

○佐久間孝光委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

大変恐縮でございます。こちらの資料、これは間違いでございまして、調査している間に間違いが判明いたしまして、正しくは2,854人の予想でございます。2,854人でございます。

大変失礼いたしました。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そんなことがあるのかなと思って質問させてもらったのだけれども、やっぱりこれは大事な参考資料だから、かなり前出ているのだから、お願いします。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 大変失礼いたしました。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 私もこれを聞こうと思って、今後人数が減っていくのかなと思っていたのですけれども……

〔「去年がピークだったのかと」と言う人あり〕

○川口浩史委員 そう、そういうふうな思いをしていたのですけれども、これは何、それで終わりなの。何か差し替えるとか何か、まあ、いいか。

276、277の保険料なのですけれども、所得割が0.1%上がったということで、その関係なのですか。普通徴収の保険料の金額が大幅に減額になったというのは。つまり引き上がったために、18万円以上になってしまったので、今まで普通徴収だったものが特別徴収に行ってしまったと、そういうのがかなりあるのでこの減額になっているということなのですか。ちょっとこの意味をお聞きしたいと思います。

それから、引上げになって各所得でどのくらいの金額が引き上がったのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 川口委員、よろしいですか、それで。

○川口浩史委員 はい。

○佐久間孝光委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 それでは、先に各所得でどのぐらいだということでお答えさせていただきます。

一応こちらで設定させていただいてよろしいでしょうか。夫婦2人の世帯で年収が夫が年金収入が300万円、妻が80万円という設定で計算させていただきますと、令和2年度保険料、20万400円になります。これを令和元年度、現状での料率で計算しますと19万8,700円になります。ですので、1,700円ほど増加ということになるかと思われます。

それから、普通徴収の減となった理由でございます。普通徴収につきましては、見込み数に前々年度の普徴の比率と減少見込み比率を掛けて算出しているものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 まず、この保険料の件なのですが、夫300万、妻80万、これしかないのですか。もう少し低所得者、こんなにとっているという人はそんなにいないと思うので、80万程度で夫、妻、それぐらいが普通だと思うのですが、もう少し段階がありましたらお聞きしたいと思います。

それで、そうすると普通徴収の減の関係なのですが、税率が変わったので特別徴収に行ってしまったというのはそんなにはいないということなのですか。ちょっとそれは分からないですか。人数まで分かりましたら伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えさせていただきます。

まず、すみません、特別徴収に移行した人数等、そういった詳しいことまではごめんなさい、分からないのですけれども、失礼いたしました。

続きまして、各所得ということであと2つほど。1つが同じ夫、妻ということで2人世帯で年金収入がちょっと落として夫が225万円、妻が80万円という形で計算

させていただきますと、令和２年度が９万８,９００円です。令和元年度のままで計算させていただきますと１２万３,３００円、これは２万４,４００円減になりますが、こちらは夫婦ともに５割軽減が令和２年度かかる対象になります。こちらは軽減判定所得が２８万円から２８万５,０００円となりまして、５,０００円多くなりましたので、その分軽減にかかる幅が５,０００円分大きくなりましたので、その分安くなってくるというものでございます。

また、もう一つになります。夫と妻の年金収入が両方とも８０万円だった場合、こちらは均等割、所得割がかかりません。夫婦ともに７割軽減がかかりますので、１人当たり１万２,５００円、合わせて２万５,０００円ということになります。こちらは令和元年度が１万６,６８０円になりますので、８,３２０円、こちらは逆に値上がってしまうのです。こちらにつきましては、軽減が今まで８割、８.５割軽減だったものが７割軽減、７.５割軽減ということに変わってきましたので、この影響と思われます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうですか。ちょっとこれ、低所得者ほど値上がり幅が大きいということが言えますか。ちょっとどういう見立てをしているか伺いたいと思います。

夫が２２５万、妻が８０万、妻の８０万に５割軽減が加わるという、そういう計算なのですか。ちょっと後期、今計算式を忘れてしまって、夫の分と合わせて軽減がかかるのですか。

それから、普通徴収の件なのですが、特別徴収に人数は分らないと、ただ、そういうことはあまりないということですか。ちょっと見方だけ教えていただければと思います。

○佐久間孝光委員長 大島副課長。

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 お答えさせていただきます。

川口委員さんもおっしゃるとおり、あまりそういった事象はないのかなと見込まれます。

それから、軽減の関係でございますけれども、５割軽減は均等割はそれぞれの方にかかりますので、夫婦ともに５割軽減がかかるということになります。また、７割軽減も同じように夫婦ともに７割軽減がかかります。これは収入の割合によって昨年度よりも高くなる場合がほとんどかとは思いますが、中には先ほど申し上げましたように２２５万、８０万というところでは逆に安くなるというのもありますので、これは軽減

のかかり具合によって多少異なってくるということになるかと思われます。

以上です。

〔「低所得者ほど上がるのか」と言う人あり〕

○大島行代町民課保険・年金担当副課長 低所得者ほど上がるのかということですが、
ども、一概に低所得者になるほど上がるとも言いきれずに、軽減のかかり方によって
変わってくるのかなと思われます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○佐久間孝光委員長 討論を終結いたします。

これより議案第19号 令和2年度嵐山町後期高齢者医療特別会計予算議定について
の件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○佐久間孝光委員長 挙手多数。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時22分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○佐久間孝光委員長 議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定につい
ての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入
ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対して簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

青柳委員。

○青柳賢治委員 1点だけお尋ねします。

参考資料だと39ページになるのですけれども、1号被保険者の推移が載ってまして、これも65歳以上74歳、それから75歳以上が増えているわけなのです。5,768人、令和元年の10月です。そして、予算書の296ページの歳入になるのですけれども、第1号被保険者保険料、約1,997万ほど減額になっているのです。通常だと被保険者の数が増えているわけですから、この保険料の部分というのは見込みとしては上がってくるのではないかというのが予想されることでございますが、この辺の被保険者数と歳入の違いでいいますと、どのように担当課として捉えていらっしゃるのでしょうか。

○佐久間孝光委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長 寿生きがい担当副課長 では、お答えいたします。

予算書の296ページの第1号被保険者の保険料ですけれども、前年度の当初予算ですと3億3,990万ということになっておりますが、今年度、令和元年度に補正をしておりますして減額で2,860万8,000円をしておりますので、現在の予算額にいたしますと3億1,129万2,000円となっております。現在の予算額と来年度の予算額を比較いたしますと増額の863万7,000円ということになっております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、令和2年度の予算では9段階ほどある介護保険料率、保険料です。これをきっちり当てはめて、それでこの被保険者に算定した金額がこの3億1,992万9,000円だというふうな捉え方でよろしいのでしょうか。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど副課長のほうから答弁をさせていただきましたが、今年度の予算のほうに補正予算で減をさせていただきました。先ほど申し上げた3億1,129万2,000円というのが今現在の予算額となっております。それで、こちらを引き下げました理由につきましては、10月から消費税が上がった分のそれを社会保障費のほうに充てていくとい

うふうなことでございまして、介護保険料のこれは低所得者の分、第1段階から第3段階までの方の分につきまして軽減になってございます。その分を今年度、減をさせていただいたと。それと、あと大変申し訳ございませんでしたが、今年度の被保険者数の見込み数を多少ちょっと多めに見込んだところがありましたので、その辺のところも一緒に併せて減額をさせていただいているというものでございます。

来年度につきましては、今申し上げました軽減の分が1年間分になります。今年は10月からということで半年分でございましたけれども、来年度は1年間分でその減額というのめかなりの減額にもなってございます。被保険者数につきましては、まだ増えているような状況なので、この辺が増えてきて普通なのかなというふうに思いますが、先ほど申しましたように今現在のこの予算額に對しましては来年度予算は多少ですけれども、増というふうな形で見込みをさせていただいているということでございます。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、低所得者への軽減が今年、3分の1に行われるというその対象になる人数というのはどのくらいいらっしゃるのですか。確認します。

○佐久間孝光委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 お答えいたします。

低所得者の方が保険料段階で申し上げますと、第1段階から第3段階の方になります。第1段階が813人、第2段階が383人、第3段階が357人で積算をさせていただいております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 今の件なのですが、課長は前に半分に率になるような話をしたと思うのですが、私どもの資料で間違いないのかちょっと確認したいのですが、第1段階が0.45から0.3、2段階が0.75から0.5に、そして第3段階が0.75から0.7になるということでよろしいのですか。その計算で合っているのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、300、301、低所得者介護保険軽減繰入金なのですが、これ一般会計の関係であれですが、これは国からの補てんというのは何かあるのか。分か

らないか、急に言われても。町独自のものなのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、その下の支払準備基金7,000万円繰り入れると、繰入れ後、幾らになるのか伺いたいと思います。

それから、306、307、居宅介護サービスのこの金額がかなり上がっているのです。かなり居宅のほうに国、県、町もそうですけれども、かじ切っているという中で、これだけ増えているというのはちょっとどういう理由からなのか。もし分かったら伺いたいと思います。人数が分かりましたら伺いたいと思います。

それから、308、309、中ほどの施設介護サービスの関係なのですが、これが減になっていて施設から居宅に、こういうことから移っているのかなと、これを見て理解してよろしいのか、1点が。

それから、施設がそういうことであれば待機者というのは今はいないというふうに見ていいのか、伺いたいと思います。

それから、325の中ほどの要援護者台帳システム、これ今はどんな情報が入っているのですか。どのような活用を考えているのかちょっと伺いたいと思います。

それから、次の327、配食サービス、これは補正で19万9,000円増やしたわけですね。ちょっと傾向として配食サービスは増えているというふうに見ていいのか、伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 会議の途中ですが、暫時休憩いたします。再開時間を10時45分といたします。

休 憩 午前10時32分

再 開 午前10時43分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口委員の答弁からです。どうぞ。

山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、順次答弁をさせていただきます。初めに3点につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

低所得者の介護保険料軽減の繰入金の関係でございます。これにつきましては、低所得者、保険の段階で第1段階から第3段階までの方が対象となるわけでございます

が、その調整率につきましては、まず第1段階ですけれども、基準としますと0.5だったわけですが、今現在、10月からそれを0.375にさせていただいております。それが4月からは0.3になるということでございます。それから、第2段階につきましては、基準が0.75ということですが、現在は0.625でございまして、来年度は0.5ということでございます。それから、第3段階につきましては、基準が0.75ということですが、現在が0.725、それが来年度は0.7になるということでございます。

その繰入金の明細でございます。国のほうから補てんがあるのかということでございますけれども、こちらにつきましては、消費税分のほうが補てんをされるということでございますので、本来もらえるべき保険料の軽減した分につきましては、国が2分の1、県、町がそれぞれ4分の1ずつ負担をするということになってございますので、保険者がもらえる分をもらえなくなるということではございません。この1,411万8,000円のうち国の分が705万9,150円と見込んでおります。県と町が352万9,575円というふうなことで見込んで、この金額となっているものでございます。

それから、同じページの支払準備基金の関係でございますけれども、基金の残はということでございます。令和2年の2月末現在の残金が1億6,066万5,009円というような今残高でございまして、こちらのほうに変動がないとしますと、この7,000万円を取崩しをいたしますと、取崩し後の額につきましては9,066万5,009円になるというような状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 では、続きまして4番目と5番目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、4番目の306ページ、307ページにあります居宅介護サービス給付費が増えているということでの理由ですが、こちらは介護の予防の関係にも力を入れているということもありまして、介護度が重くなる方があまり多くなくいらっしゃるのではないかと。国の方針でもあります施設の入所ではなく、なるべく住み慣れた地域で、おうちで過ごせるようなサービスをということもございまして、訪問介護サービスですとか通所介護サービスですとかおうちにいながら利用できるサービスを組み合わせながら利用されている方が多くなっているということかと。

思われます。人数ですけれども、年間 1 万 733 人ということで見込ませていただいております。

続きまして、5 番目のご質問の施設介護サービスが減額になっているということですが、先ほど申し上げました居宅介護サービスのほうに移行しているような状況から、施設介護サービスのほうが給付費としましては少し減っている傾向にあるということで、このように見込みをさせていただいております。特別養護老人ホームの入所の待機者数については、平成 31 年の 4 月 1 日現在ですけれども、25 人ということで把握しております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、6 番目と 7 番目につきましてお答えさせていただきます。

まず、324 ページの総合相談事業費の中にございます委託料の要援護者台帳システム、この要援護者台帳のこういった情報が入っているかということに関しましてですが、まず要援護者の情報のお名前、性別、生年月日、年齢、それとこういった状況であるか。例えば車椅子であるとか、あるいは耳が聞こえづらいとか、そういった細かい情報のほうをご提出していただいております。それプラス緊急連絡先、できるだけ同居家族の方以外の方をご記入いただいております。

それと、3 点目として、こちらの行政区のほうにご記入いただいているのですが、実際何かあった場合に関しまして避難をする場合の支援者の方をご記入いただいております。こういった活用方法かという点ですが、まずいざ災害があった場合にはこの情報を基に援護していただくというものが 1 点目と、もう一点目が地域の見守り活動に役立てていただくという形で、区長さん、民生委員さん、あと防災会の会長さんの 3 者にお渡ししてございます。

続きまして、326 ページの任意事業費の委託料の配食サービス事業委託料でございますが、利用者が増えているかというご質問でございますが、昨年度を比較しますと、昼食と夕食をどちらかを選んでいただいて、最高で週 5 日配食で、週 1 回とか週 2 回、週 5 回の方もいらっしゃいますが、ということでお呼びいただくのですが、夕食に関しましてはほぼ昨年と同じで、月の利用者が実人数で 13 人から 15、6 人という形で変わっておりません。昼食、お昼に関しましては、昨年度は 2 人から 4 人ぐらいだった

のですが、今年度の途中から13人とか15、6人まで人数のほうがかなり増えておりまして、昼食分のご利用する方の分が増えておりますので、来年度は増額の予算をお願いしてございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 そうすると、296ページの保険料の件なのですが、この軽減、減額分は先ほど青柳委員さんからも聞いておりましたけれども、この保険料の軽減になった分がそっくり減額になったという見方でよろしいのですか。ちょっと伺いたいと思います。

308、309、施設介護の関係ですけれども、減額になっているから施設の待機者というのはいなくなったのかなと思っていたのですが、まだ25人もいるわけですか。なかなか入れないわけですね。どのぐらいで今入れるようになったのか、平均待ち月が分かりましたら伺いたいと思います。

325の援護者台帳ですけれども、この情報は区長、民生委員、あと誰だったかな、ちょっと防災か、しっかりこういうのが、これは一人一人が情報が全部入っていて、家までこれ確認できるような内容のものであるということですよ。ちょっと確認するので、伺いたいと思います。

配食サービスですけれども、昼食が急に増えたのですか。これいわゆる夕食の分の人が昼食も頼むようになったという見方でよろしいのですか。何か理由があるのか、お聞きでしたら伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうから保険料の関係でお答えをさせていただきます。

この軽減分だけが減額の理由かというようなご質問かと思っておりますけれども、比較をされています前年度の当初予算と本年度の予算の関係で1,997万1,000円の減になってございますけれども、先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、昨年度の当初予算の中にはちょっと被保険者数を多めに見過ぎてしまったというようなことの減も入ってございますし、その軽減の分が昨年は第1段階だけの軽減だったものが第2、第3段階の軽減まで入ってきて、そちらのほうの軽減、そういったことも含めてこのような額になっているというものでございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 藤永副課長。

○藤永恵子長寿生きがい課長寿生きがい担当副課長 2 番目のご質問についてお答えさせていただきます。

入所者が25人ということで、どのくらいで入れるようになっているのでしょうかということですが、25人の方もほかの施設にも入所の申込をされている方もいらっしゃる場合があるということで、空きが出た場合に施設のほうからご案内をしても、もうほかが決まりましたという場合もあるということなので、なかなかそのときの状況によりまして、どのくらいで入れるようかというのがはっきりとした期間が申し上げられない状況かと思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

要援護者台帳システムなのですが、住宅地図のコピーの件としてございまして、その方のおうちのほうを赤く塗って分かりやすくなるような形でお渡ししてございます。

もう一点、配食サービスの件ですが、配食サービスをご利用できる方がおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯で、体が弱ったり、体の状況とかで食事の支度が困難な方ということになってございまして、お昼か夕食、どちらかを選んでいただく形になってございますので、お昼と夕食、両方は選べませんので、実人数が増えている形になっております。介護の認定を受けられる方も増えておりますので、高齢化も進んでおりますので、食事の支度をできない方が増えているので、ご希望する方が増加しているということでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 327ページの生活支援コーディネーター業務委託料が196万円、これは社協にお願いしているのだと思うのですが、具体的にはどのような形の業務になっているのかとか、329ページですが、地域ケア会議推進事業が32万9,000円となっていますが、これについてはどのような形の会議を進めていくのか、しているのか伺いた

い。

あと、40ページになるのかどうか分からないのですけれども、介護認定者の状況と
いうのがありますが、ごめんなさい、資料のほうの。これで独り暮らしの方でこの介
護度に該当するような方というのはどのくらいいらっしゃるのか、把握されていて、
それが多分要保護支援台帳システムの中にはかなりはっきり書かれていないと難しい
のかなと思うのですが。例えば、4、5ぐらいの方だったらどのくらい独り暮らしの
方が入っているかも、基本的に家で暮らせないのかどうか、そういった形のことを伺
います。

○佐久間孝光委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 それでは、私のほうから1点目と2点
目をお答えさせていただきます。

生活支援コーディネーターなのですが、渋谷委員さんおっしゃるとおりに、町の社
会福祉協議会のほうに委託してございます。第1層というのと第2層相当というのが
ございまして、第1層相当が福祉の施設とかあるいは商工会、赤十字奉仕団とかNP
Oの団体とか、そういった方をメンバーにいたしまして、地域の状況ですとか困った
こととか、あるいは資源の開発なんかをしていただいております。その調査をして
いただいております。

あともう一点、第2層相当なのですが、そちらのほう、実際今支え愛嵐山というグ
ループが4グループ出てきておりまして、カフェづくりとかみんなでカレーをつくっ
て食べようとか、ボランティアといいますが、そういったこと、困ったお年寄りの方
を皆さんで支えていきましょうという形で、実際活動が始まっておりまして、その方
に対する支援を主に第2層相当の方にはやっていただいております。

今年2月に空き家のほうが決まりましたので、無償で地主さんのほうからお借りす
ることができましたので、来年度はその開設に、空き家を利用して例えばカフェとか
体操とかいろんなことをこれからやっていくのは、支え愛嵐山のメンバーと社協と我
々で一緒になって考えているのですが、かなりそちらの準備が必要になってきますの
で、その業務のほうをより多く来年度はやっていただく形になると思います。

続きまして、地域ケア会議、328ページの地域ケア推進事業費の中ですが、すみま
せん、こちら予算の組替えのほうを実は行っておりまして、324ページになります、
324ページの包括的、継続的、一番下です、324ページの包括的継続的ケアマネジメン

ト支援事業費、こちらの中に以前は組んでございました。中身が事業者連絡会といいまして、ケアマネさんとか事業所を集めた会議、それともう一点が今の地域ケア会議、こちらが入って2つになっていたのですが、補助金をもらう関係で予算を分けたほうがいだろうということで、こちらを新たに分けまして、328ページの地域ケア会議推進事業ということで計上させていただいております、会議の中身なのですが、個別具体的なケアマネさんからこう事例を挙げていただきまして、あるAさんならAさんが今体がこういった状況で、家族はこういった状況、今こういう支援に入っていてちょっと困ったことが出てきましたと。その事例を出していただいて、みんなで検討します。その場に専門職の方、理学療法士とか歯科衛生士とか栄養士とか、そういった専門職の方を呼んでアドバイスをいただきながら、その方の支援の進め方ですか、を決めていきたいと思いますという形の会議になっております。

以上です。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 それでは、私のほうでは、参考資料の40ページのほうの関係で、今認定者のほうが増えているということで、独り暮らしの中で要介護度がどの程度の人がいるのかということのご質問でございますが、これは6月に民生委員さんのほうが65歳以上の独り暮らしの調査をしている資料がございますが、平成30年度は661人ということでございました。令和元年度につきましては、それが678人ということで、多少の増加にはなっております。

この介護認定者が、これがうちのほうで要介護度を出してございますけれども、この方が独り暮らしかどうかというようなことは、そういったことまでは把握してございませんので、それが介護度が4とか5の人がどのくらいいるとかって、そういうようなあれは出してございませんので、ちょっと分からないのですけれども、いずれにしてもそういったような状況で、かなりそういった高い方であっても家族の方がご面倒を見ていただいていると。さっきの居宅介護サービスが増えているような状況もございますので、なるべく施設のほうではなく、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らしていけるようなということでやってございますので、それなりの人数の方がいらっしゃるのかなとは思いますが、はっきりした数字につきましては把握をしていないというような状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 それでは、予算で申し訳ないのだけれども、居宅介護の人で介護度3とか4とか5になったときに、独り暮らしができるような体制がつくられているのかどうかということを、今ちょっとそれで知りたいなと思ったのですけれども。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

現在、今まではそういった状況になってしまいますとすぐ施設、施設というような状況で進めていたものが、それをなるべく高齢者の方が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるようにしていこうと。それを高齢者の方も本来望んでいる方は多くいらっしゃるということで、そういったことですが、それをするためには地域包括ケアシステム、医療、介護、予防、住まい、生活支援、そういったものが包括的にいいまいしょうか、サービスが受けられるような体制、システム、それを今目指しているいろいろな取組をしているという状況でございまして、なかなかその辺が全てがすぐできていくということではなく、少しずつですが、そういったことを準備を進めながら、今は進めているというようなことでございます。まだシステムが完全なものにはなっていない状況でございしますが、なるべくそれを自分のものにしていくように、日々努力をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 たしか一般会計のほうでは介護計画を立てる予定ですよ、次年度。そうすると、独り暮らしの人が介護の認定を受けていて、どういうふうな形でできるかということの数値が把握できていないと、これ難しいのかなと思うのですけれども、その点の把握がまず、これ一般会計のほうになってしまうのだけれども、やっていたかかないと、どういうふうな形で介護システムとか地域ケア会議やって、あと要援護者台帳システムができたとしても、その部分の統計数というのはある程度必要かなと思うのですけれども、その点ちょっと調査をしてからいったほうがいいのかと思うのですが。

○佐久間孝光委員長 山下長寿生きがい課長。

○山下次男長寿生きがい課長 お答えをさせていただきます。

来年度につきましては、第8期の事業計画を策定する年度になってございます。そ

の策定に当たりましては、そういったことも必要になるのですが、独り暮らしかその家族がいるかということの中で量を出すのではなくて、どのぐらいその人が使うか、サービスを使うかと、そういうようなことの観点からのサービス見込み量というのを出していくわけでございますので、それがだから何人ぐらいいて、こういったサービスをどのぐらいの人が使うだろうというような予測の下で、その計画というのは策定をしていくわけでございます。ですから、独り暮らしか家族で一緒に住んでいるかでその計画を立てているのではないというようなことでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○佐久間孝光委員長　ほかに。

畠山委員。

○畠山美幸委員　326、327ページの認知症地域支援ケア向上事業とその下の認知初期集中支援推進事業ということで、上の部分は今も多分、来年度も多分、ウエルシアでやるのかなと思うのですが、認知症カフェをやっていたいておりますが、大体利用人数は何人ぐらいを見込まれて、若干ですけれども、これ費用が増えていますけれども、何か中身が多少変わっているのか、月に1回やっているのか2回やっているのか、お伺いしたいと思います。

そして、下のところなのですけれども、こちらは認知症に関わる専門医の指導の下、複数の専門、ここのところ備考欄のところに書いてありますけれども、こちらの費用は若干減らされておまして、やっぱり高齢者がこれから増えていく中で、認知症も心配される方が増えてくるのかなと思ったのですが、この費用の減額のことと、あと認知症専門医業務委託料なのですけれども、この近隣の認知症の病院というのはどこになるのでしょうか。

○佐久間孝光委員長　簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長　すみません、大変お待たせしました。

まず1点目の認知症地域支援ケア公助事業、畠山委員さんおっしゃるように、ウエルシアで行っておりますウエルカフェでございます。3月中に関しましては、空きスペース自体がウエルシアのほうで閉鎖になっておりますので、3月は中止をさせていただきました。現状では4月からは開放していただける予定なので、来年度は毎月1回、第2火曜日の12回を予定しております。人数的には講座を何か、例えば本年度に

関しましては、薬に関する講座とかというのをやったのですが、講座があるときは結構人数10人近くいらっしゃることもあるのですけれども、何もなしの談話というのですか、困ったことを相談していただいたり、そういった場合にはあまり少なくても4、5人とかということがございます。

2点目の初期集中支援推進事業なのですが、こちらの森林病院の先生をお願いをしております、うちのほうで訪問したり相談があった者とか、あるいは民生委員さんから相談があったような方で、今まで認知症の疑いはあるのだけれども、受診とかしたことがなくて、あるいは介護サービスも使ったことがない、そういった何の医療とか介護のつながりがない方に対して、我々のほうとドクターのほうで実際におうちのほうに訪問させていただきまして、面談というか、状況を見ております。なかなか病院に行ってくださいというのは、大変ハードルが高いというか、そういう方もいらっしゃるのです、来てもらうのならいいよという方も大勢いらっしゃいますので、そういった導入という面では非常にいい制度で、好評というか、いただいております。

すみません、認知症初期集中支援の多少、少し減額させていただいている理由なのですが、今までは訪問、平成30年度までは訪問のほうをしないで会議というか、役場においていただくような体制だったので、31年度に関しましては訪問とあと役場の中で会議をやるような形の報償費を組んでいたのですが、来年度は訪問のみの形になりますので、その分の報償費を減額させていただきました。

あと、この辺の認知症の病院なのですが、すみません、私が知っている範囲なのですが、埼玉森林病院と、あと小川赤十字病院に物忘れ外来がございます。ちょっと近隣では、すみません、2医療機関しか今存じ上げませんで、失礼します。

○佐久間孝光委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 認知症カフェの上のほうの1万1,000円の増額分は消費税か何かなのですか。ちょっと増額分のこともさっき聞いたのですけれども。今のほうの(2)のほうは、そういう認知症の疑いがあった場合には、病院に行くのがハードルが高いということで、では長寿生きがい課のほうにちょっと心配だわという方がいらっしゃった場合は、お電話をして相談してみたってお問合せがあった場合には、窓口は長寿生きがい課を紹介すればよろしいのか。

さっき森林病院の先生が訪問してくださるって、森林病院が森林公園の前にある森林病院と埼玉森林病院というのは滑川のあそこの何だっけ、あそこの滑川の工業団地

の先のところのことをさっき言ったのか。あと小川日赤。だから、3病院あるのかしら。認知症の、例えばちょっと心配だってかかる病院、この辺の近辺ということだと、3病院あるという認識でよろしいのでしょうか。

○佐久間孝光委員長 簾藤副課長。

○簾藤久史長寿生きがい課包括支援担当副課長 お答えさせていただきます。

ウエルシアで行っております嵐カフェなのですが、コーヒーとかお茶を出しております、1回参加するごとに100円を頂戴しております。歳入はそれなのですが、それに伴いまして来年より魅力ある事業にしたいと思っていますので、それに伴いましてそういったPRのためのポスターを作ったりとか、あとお茶とかそういった消耗品買わせていただく予算のほう若干ですが、増えております。

もう一点、2点目の認知症の関係なのですが、委員さんおっしゃるように長寿生きがい課の包括支援センターのほうにご相談いただければ、対応のほうをさせていただきますので、ご相談いただいた全てが訪問できるかというわけではないのですが、まずご相談いただきたいと思います。

もう一点、病院のほうなのですが、森林病院に関しましては、埼玉森林病院、工業団地の向こうのあちらだけになります。森林公園の駅に近い森林公園メンタルクリニックですか、あそこは精神科の方が行く病院ですので、認知症の方は滑川の和泉ですかね、和泉のほうになります。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 討論を終結いたします。

これより議案第20号 令和2年度嵐山町介護保険特別会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩とします。

休 憩 午前 11 時 20 分

再 開 午前 11 時 23 分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 21 号の質疑、討論、採決

○佐久間孝光委員長 議案第21号 令和 2 年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対して簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 353ページ、給水収益の減額が見込まれるだろうと、348万8,000円ということなのですが、ただ3月補正で結果4億6,218万4,000円になったわけです。それから見ますと、1,000万円ほど多く見込んでいるわけですが、消費税10%がかなり、かなりというか影響したのではないかと課長自身も分析しておりましたが、新型コロナでまた影響が大きいと思うのですが、これは分からなかったにしても、もう少し減額が大きいのが現実になるのではないかなと思うのですけれども、いかがなのですか、この見立てについてちょっと伺いたいと思います。

それから、354ページの受水費なのですが、昨年と同じくらいの金額ですけれども、大体県水は25%ぐらいを見ているということですが、どのくらいになるのか伺いたいと思います。

それから、358ページの資本的収入の科目設定という予算の立て方、昨年もこうだったわけですが、全然収入がないというふうに見ているわけなのですか。全部内部留保で支払うよということで見ているわけなのですか。あまりにもひどい予算のつくり方ではないかなと思うのですけれども、ちょっとつくり方について伺いたい

と思います。

それから、そのページの委託料に水源浸水対策検討業務委託ということで、第2水源を対策取るのだということで、台風19号で被害を受けたわけですから、ちょっとどんな対策にするためにこの委託をするのか、お考えを伺いたいと思います。

それと、先ほどの内部留保は今現在どのぐらいあるのか伺いたいと思います。

それと、町長の施政方針の中に浄水場と配水場の2か所を統合するということが書いてあったわけです。これどこを統合していくのか伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 答弁を求めます。

藤原副課長。

○藤原 実上下水道課水道管理担当副課長 それでは、私のほうから給水収益の件についてお答えいたします。

こちらの給水収益のほうは、まず令和元年度の補正予算のお話がありましたけれども、こちらのほうは実績に基づきまして、それに残りの水道料金の期分の見積額を算出して補正をさせていただいた額になっております。それに対しまして、新年度予算のほうは、まず決算、平成30年度と平成29年度の納付率等を換算した平均水量に伸び率を掛けて配水量を算出いたしまして、そこから有収率を掛けまして料金単価をまた掛けて出させていただいていますので、その辺補正のほうは実績に基づいて、新年度のほうは傾向に基づいて算出をさせていただいていますので、こういう結果となっております。

続きまして、3番目の358ページ、工事負担金の件についてお答えいたします。こちらの予算の立て方ですけれども、資本的収入は主に企業債を借りた場合とか、あとは一般会計さんから繰入れをしてもらう分とか、そういったものがございすけれども、主に最近の傾向といたしましては、消火栓の設置工事負担金という形で予算計上させていただいたことが多い傾向になっております。令和2年度に関しましては、消火栓の設置工事が予定されておりませんので、こちらのほうは科目設定という形で1,000円という形で予算のほうを計上させていただきました。

続きまして、5番目の内部留保資金の件につきましてお答えいたします。こちらのほうは、今現在の最新の数値が30年度の決算時点での数値になりますので、そちらのほうを申し上げさせていただきたいと思います。まず、減災積立金として1億2,770万円、建設改良負担金はございません。積立金としては合計1億2,770万円。その他と

しまして、未処分利益剰余金というものがございまして、こちらのほうが1億4,852万7,261円、損益勘定留保資金といたしまして9億7,961万6,181円、引当金が3億7,940万8,777円ございまして、こちらのほう、このほかに少し加減をしなくてはいけない部分がございまして、4条に引き当てした分の資本を繰り入れるというのが会計上決まっております、その分が資本繰入分として2,999万円、長期前受金の分別管理分として7,914万5,201円、この分は現金を伴わないものになってございますので、差引きをさせていただきます、事業全体として使用可能な資金として合計15億2,611万7,018円となっております。

私のほうから以上とさせていただきます。

○佐久間孝光委員長 深澤副参事。

○深澤清之上下水道課副参事 私のほうからは、県水についてでございますけれども、例年どおり県水につきましては25％ぐらいに抑えていきたいなど。県水のほうは、いかにせん立米当たり61.78円とちょっと高い。うちのほうの井戸水を原水とした自己水につきましては、大体立米当たり35円ぐらいで何とか対応できているのかなと。そういうことを考えますと、できるだけ自己水を使っていきたいというところはあるのですが、現状で申しますと、県水を増やさざるを得ないような状況もあります。県の土木さんのほうにお願い等させていただきながら、第3水源も今年1億円ほどの修繕というのですか、改修工事をやっている関係、またこれに伴ってここ数年来の台風等で第3水源の川沿いのところが随分こう浸食されてきてしまった。そこを県土整備事務所さんのほうで修繕していただいて、今ある張りブロックの護岸、これをもう既に張りブロックすら大水で流されてしまったりなんかしてしまったものですから、蛇かご等の段積みですか、こういったものを今施工していただいて、河川のほうもきれいに整地していただいているような状況にございます。

この整備の関係でどうしても第3水源のところが浅井戸のもものですから、ちょっと課長からも議会のほうで話があったとおり、若干の濁りの程度等が懸念されたものですから、現在は第3水源を休止、第2浄水場についても休止させていただいて、第1浄水場のみの運用で何とか給水を賄っているような状況、これにはどうしても不足が生じてしておりますので、北部にあります第3配水場の配水区域を若干広めに、県水を多くいただいて配水区域を多くすることによって第2配水エリアのほうを若干絞っていきまして、給水を何とか間に合わせて、極力県水については少なめに抑えて

いきたいというところはあるのですが、現状ではちょっとそういったところで余計な支出が出てしまう可能性がございます。これは、どうしても水源、すばらしい水源ですので、これらを守っていかなくてはいけないということでご理解いただければと思います。

それから、第2水源の浸水対策検討業務委託なのですが、これにつきましては昨年の台風19号の関係で、第1、第2ともに若干の浸水等の被害がございました。殊にこれから長い間、第2水源は使っていくという考え方を持っておりますので、特に第2水源につきましては、この浸水があったことによって発電機の下の方にちょっと水が回ったりなんかしてしまった。ここで発電機なんかも故障を起こしてしましまして、26年も使っているものですので、何とか基盤が故障してしまったという、よくなかったので交換してもらって、今使えるような状況にはなっておりますけれども、大雨があったときもそういった内部に浸水が入らないような構築をどういうふうに検討していったらいいものか、これを検討していかなくてはいけないというふうに考えて、今回の委託、検討業務をここに配慮させていただいております。

水源につきましては、そのようなことがありましたので、何とかその浸水対策、また降った中の水も周りを囲みますと外に排水しなくてはいけないとか、いろいろと検討していかなくてはいけないものがありますので、そういったものを検討していくということでこの予算、令和2年度の予算計上をさせていただいたものでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうから施設の統合の関係、6番目についてお答えをさせていただきます。

こちらの計画に関しましては、既に平成28年の3月に策定をいたしました第2次水道事業計画の基本計画、水道ビジョンと呼んでおりますけれども、こちらの計画を基に過日全員協議会において説明をさせていただきました水道事業の経営戦略に、これに関して予算的なものを上乘せをした経営戦略の説明をさせていただきましたけれども、こちらの資料の経営戦略の中の資料の9ページに、この計画に関しまして施設の統合を年次で分けて、こんなことをやっていきますというふうな表が作成されております。その中を基に説明をさせていただきますと、まず現状でございます第2水源、それと第3水源、第3配水場に関しましては、存続をさせていこうという予定でございます。

ます。そして、第1浄水場に関しましては、機能変更を予定しております。そして、配水の施設でございますけれども、これは第1水源、そして第1配水場、そして第2浄水場を廃止の予定でございます。さらに、統合ということでございますので、新設を予定しておりまして、新浄配水場、浄水場と配水機能を持った施設の建設を1か所予定をさせております。施設の統合関係につきましては、この表の中に、年次計画の中に最終的には令和7年度、表示としては平成37年とありますけれども、稼働していく予定のものが記載されております。よろしくお願いをいたします。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 353ページの給水収益、実績と傾向と違うのだということでありますが、なかなか実績を読み切るというのは難しいでしょうけれども、あまり差があったのでは傾向の見方が違ってしまいますので、この見方がよろしいのかどうかというのは、決算で出てくるわけですが、いろんな修正率などもあるのかなと思うといかがなものかなと思います。取りあえず分かりました。

次の受水費、県水の関係ですが、そうすると第3水源の件が今あるということで、そのために県水を増やしていると。25%でそれ追いつくのですか。ちょっとというか、超えるような予想になりますかね。金額的にもちょっとこれでは収まらないかなって見ているのか伺いたいと思います。

それと、第3水源の工事費というのはどこにあるのか伺いたいと思います。

それから、358の予算の立て方、そういう程度の資本的収入を見ているわけですか。最初から科目設定で見るという見方は、これちょっと法的には問題がないのかだけちょっと確認をしたいと思います。

第2水源の浸水対策は、そうするとどういう形にしたいかは決まっていはいないわけですか。ちょっと上に持っていきたいとか、皆さんの中でこういうふうな方向がいいかなというのはあるのでしたら伺えればと思います。

浄水場の関係なのですが、それでそういえばそのときにもうちょっと思ったのですが、新しい浄水場というのはどこに建設しようとしているのか。これは今平沢、あそこ平沢でしたか、大平山のところ。そのことだね。浄水場だから。それと、平沢ではないか、平沢でいいの。大平山のところにありますね。違う。浄水場と配水場がごっちゃになってしまっているのだ。ちょっと今のその場所の浄水場をどこに持つ

ていくのか、ちょっと分かっていたら伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 藤原副課長。

○藤原 実上下水道課水道管理担当副課長 それでは、3番目の資本的収入の立て方が法的にどうかということについてお答えいたします。

こちらのほうは、県の企画財政部市町村課のほうにも確認を取りまして、こちらのほうで問題はないという回答をいただいております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 深澤副参事。

○深澤清之上下水道課副参事 それでは、県水25%を超えるかということなのですが、現在配水区域を大きくして、県水を多くもらっているところなのなのですが、現状で1か月程度まだもらい続けているところなのです。どのくらいというのを、現状の段階ではまだ細かく算定できていないというような状況でございます。

それから、水源の保持なのなのですが、この工事につきましてはうちのほうの浄水場の工事と、それから併せて県土整備事務所さんのほうにお願いをして、護岸工事をお願いしているというところでございます。

第2水源の浸水対策検討業務、これにつきましてはもう先ほど委員さんからもお話あったとおり、上げる手法もあれば周りを囲うような手法もあれば、いろんな手法があるかと思うので、まずそのあたりからどのように対応していけばよいのか、これをまず検討していくという考え方の委託業務でございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうから新浄配水場のほうの関係につきましてお答えをさせていただきます。

委員さんおっしゃいました、恐らく第1配水場だと思います。これ現在、大平山を上がる上がり口でございますけれども、こちらが千手堂地内でございます、こちらの施設は予定では廃止をしていくと。新浄配水場の建設が終わりまして機能停止をしていく予定でございます。

新たな場所でございますけれども、過日の資料、お渡ししてある資料の10ページに位置図が掲載されております。この中に新設、新浄配水場として場所が落としてあります。位置に関しましては、既存の第1配水場の反対側を現状では予定をさせていた

だいております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 よろしいですか。ほかに。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 354ページに薬剤費があるのですけれども、今水道水にフッ素添加がされているという傾向がすごく多いのですけれども、嵐山町で今年度、それからその後もフッ素添加をする可能性があるのですか。

○佐久間孝光委員長 深澤副参事。

○深澤清之上下水道課副参事 現在薬品費として消毒に使われるものは、今までも話もう委員さんもお承知のとおり、嵐山町では次亜塩素酸というものを使っておりまして、これは同じようにまたこれからも使っていく予定でありますので、それ以外のものというのはちょっと今のところは考えられておりません。

以上です。

○佐久間孝光委員長 よろしいですか。

ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 討論を終結いたします。

これより議案第21号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

ここで休憩いたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午前11時50分

○佐久間孝光委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○佐久間孝光委員長 議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

説明員に申し上げます。説明員の皆様には、質疑に対して簡潔かつ明瞭な答弁、説明をお願いしたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 379ページの市野川流域管理負担金、不明水が主、不明水だけではないのか。昨年より増えているわけです。どういうことで金額を増やしたのか、伺いたいと思います。

それから、大腸菌が大幅に出ているあの区域では今どの程度の下水の入っている率になっているのですか。ちょっと伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 では、答弁を求めます。

今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えさせていただきます。

一番初めの市野川の流域維持管理負担金の増加理由なのですが、こちらにつきましては一般のご家庭等につきましては減少傾向にあるのですが、工業団地の申告事業所、4事業所なのですが、こちらの有収水量が増えているということで、基本的には処理場で処理する汚水量が増えて維持管理負担金が上がっているということです。

2番目の川島川に流入している主な区域の下水道への接続率につきましては、申し訳ございません。特定の地域についての率を割り出しておりませんので、ちょっとお答えしかねる状況でございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 この不明水、工業団地の分が多くなってしまったのですか。ストックマネジメントは、そこはちょっと見ないわけですね。見ないのですよね。対策

は何かこの新年度予算では、この予算が対策費なのですよとあるのか、伺いたいと思います。

大腸菌の関係ですけれども、増えてはいるのですか、下水に接続しているところというのは。ほとんど増えていないという状況なのですか。

○佐久間孝光委員長 今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えいたします。

1 番目のストックマネジメントの件なのですが、こちらにつきましては処理水量が増加したとかではなくて、嵐山町の中でどういった処理方法で排水処理をしていくかという計画でございまして、また嵐山町につきましては、下水道と市町村設置型の浄化槽で処理していくということで決まっております、その方針は変わっていないわけですが、下水道区域の中にはまだ着工がされていないところがございます。そこにつきましては、再度その区域は下水道でやっていったほうがいいのか、浄化槽でやっていったほうがいいのかという費用的なものを再度再考して決めていくところなのですが、ただその結果につきましては、費用的なものだけでは判断できなくて、政策的な、前から地元にお約束していた、ここは下水道でやっていきますよという政策的なものでやっている場合には、費用にかかわらずそのお約束を果たしていくと、そういった比較検討をしていくのがストックマネジメントでございます。

2 番目の川島川の件でございますが、先ほどちょっと個別の地域の下水道の接続率はお答えいたしかねるというお答えをさせていただきましたが、昨年もちっと川口委員さんからお話いただいたときに、台帳上で数は数えていないのですけれども、見た目、接続率はもう結構、ほとんど下水のほうにつながっている色分けはされていしました。

ただ、昨年マンホールとか開けて、ちょっと何か中見たのですけれども、古いものですので、どういう経路で基本的に流れてきているかというのは分からないのですけれども、まず中についてはほとんど水量がございません。東松山のほうから旧254の側溝を経由して、雨水等が入っている形跡もございます。基本的には、生活排水とか下水があまり流れてはいないようです。ただ、そうはいつでも全然流れていないわけではないので、そこで大腸菌が水が少ない中で濃くなってしまおうというような傾向があるのではないかなと推測できます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 川口委員。

○川口浩史委員 工業団地の有収率の低いところ、この調査というのは何かもう分かっているのですか、業者は。何かこうすれば、こうすればって、こうするようにという指導はもうしているのですか。これから調査なのですか。ちょっとそれ。もし調査があるんだったらどこにあるのか伺いたいと思います。

それから、大腸菌の関係なのですが、ほとんど流れていない、でもほとんど下水が入っているわけですよね。そこが一般の住宅地、サラリーマンで皆仕事に行っているようなところだと使っていないわけですが、あそこはお店もあるわけですから、どうして流れていない状況になっているのかなって思うと不思議なのですが、もしそれが何か分かったら伺いたいのと。

調査は、去年カメラを入れるという話でしたよね。カメラは、今年はこれを見ると入っていないのかなと思っているのですけれども、もう調査は終わったということなのですか。ちょっとそこ伺いたいと思います。

○佐久間孝光委員長 今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 私のほうから1番目のストックマネジメントの件でお答えさせていただきます。

ストックマネジメントは……

〔何事か言う人あり〕

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 工業団地の有収率ですか。いやいや、工業団地は全て下水道なので、先ほどお話ししたストックマネジメントの……

○佐久間孝光委員長 どうぞ。

○川口浩史委員 ごめん、ちょっと私のほうで勘違いしてしまったのです。不明水の関係でどこか4事業所云々という話をしていましたよね。どこかの事業所が入っているのではないかと、下水に流れ込んでいるのではないかって。そう思ったのですけれども。そういうことではないわけね。では、ちょっと不明水が、一番初めの質問は、当初の金額が昨年より増えているのです、予算が。これどういふことで増えるかを見ていたのかを伺ったのですけれども。

○佐久間孝光委員長 今の質問で3回目ということで、それはいいですね。

今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 今のお答えは、先ほどもちょっとお話をさせ

ていただいたのですけれども、初めの川口さんのご質問で、維持管理負担金が増えて
いますよねと、それでどういう理由なのですかというご質問だったので、一般のご家
庭は減っているけれども、工業団地の申告事業所が4事業所ありまして、その下水
への排除量が増えているということで、処理場で処理する汚水も増えているというこ
とで、維持管理をその分増やしているということで、不明水ではございません。当然
川口さんがお話しされました維持管理負担金の中には不明水も含まれておりますが、
それは特に工業団地にピンポイントでの不明水というわけではなくて、嵐山町全体の
不明水も含まれての維持管理負担金となっております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 それでは、私のほうから川島川の水質の関係についてお話を
させていただきます。

令和元年度に補正の予算を組まさせていただいて調査、水質調査をさせていただく
というのを12月に上げさせていただきました。その結果が出ておるのですけれども、
そのときに副課長にも現地のほうに行っていただいて状況を見ながらしていただいた
わけなのですけれども、まずこの川島川の上流、ずっとさかのぼりますと、あれは梅
寿司さんの辺りが最上流部に当たります。先ほど申し上げたのは、そのさらに上の旧
254辺りからの雨水が側溝を通じて流れ込んでいるというお話をさせていただきました。
水質自体は、過日環境のほうから数値をいただきまして、恐らく台風の影響もあ
って、数値的にはぐっと下がっている状態です。

今のお話のように、常時水が流れているわけではなさそうなのです。上流部分に調
査をした時点では、1センチから2センチ程度の水がヒューム管の下ごくわずか流れ
ていると。それを取って水質の調査の調査水にしているわけなのですけれども、それ
でずっと下流まで行きますと、やはりそれほど常時の水量がなさそうであります。前
にもお話をさせていただきましたけれども、うちのほうで考えられるのは、やはり常
時流れていない水路で、これ年数がたった水路でございますので、やはり勾配にもで
こまひっこまができて、滞留部分がかなりできているのだと思います。そういった部
分にたまった水で大腸菌群の数が増殖を、自然増殖をして増えたものが雨水によって
押し流されてくるということだと思っております。

新年度からは、これこの辺も一般会計の都市下水路費になりますけれども、そちら

のほうで清掃の費用は計上させていただいておりますので、清掃をしながら水質を見ながら、水質の状態も見ながら徐々に落としていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

〔何事か言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 分かりました。

それでは、長島委員。

○長島邦夫委員 もう時間ぎりぎりなのですが、1問だけ質問させていただきます。

補正のときにも浄化槽の基数等を質問したのですが、今年度も参考資料のほうを見ますと、53ページですが、5人槽、7人槽、10人槽合わせて30基ということでございます。この前の補正のときにも話が出ましたのですが、最終年度を迎えているというふうなことでございますので、もうちょっと基数等が多いのかなというふうに思ったのですが、この点の30基にした理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光委員長 今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えします。

予算で30基にした理由は、直近の実績数に基づきまして30基とさせていただいているところでございます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 今も説明しましたのですが、今年度で、新年度ではほぼ終了するというふうなことでございますよね。それを前提にお話するのですが、実績に合う必要があったのかなと。啓発等をかなりやっていただけるというふうなことでお聞きしましたので、もうちょっと伸ばすのかなというふうに思ったのですが、本年度、新年度で終わりになるのか再確認と、もしこの30基が逆に少ない状況で実績がなくなってしまった場合には、次の年度等にも多少なりとも入っていけるのかどうか。残すことができるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐久間孝光委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 私の方からお答えをさせていただきます。

浄化槽の基数の関係でございますけれども、令和元年度におきましては、当初で40基を予定させていただいて結果が22基という結果でございました。今回30基の当初計上をさせていただいております。過日のご質問の中では、また初心に返ってP Rを重ねて推進していくというお話をさせていただきました。当初30でございますけれども、仮にそのP Rのほうが効果が出て、それ以上になる見込みがついたときには、これに関しては県のほうにも働きをかけて、予算、補助金等も増やしていただいてやる予定にさせていただきます。現状では、当初予算としては30基というふうなことでお願いができればと思います。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 よろしいですか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ページ数で言われるとずっと入っているのですが、浄化槽は減価償却はどのぐらいで見込んでこれ立てているのですか。まだずっと下水道管も、それから浄化槽も減価償却ずっと続くのだと思うのですが、どの程度まで、これは1本1本違うからどのぐらいでやっているのですか。

○佐久間孝光委員長 今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 お答えします。

減価償却につきましては、物によって年数が変わってございまして、浄化槽で何年かというのをちょっと申し訳ございません、すぐお答えできないので、ちょっと後ほどお調べをして、お答えさせていただきたいかと思うのですが、基本的には構造物とか施設によって耐用年数が違うので、下水だったら50年とかあるのですが、規則の耐用年数が幾つかというのはちょっと後でお調べしてお話ししなくてははいけないのですが、一般的には厚労省なんかでは浄化槽の耐用年数は3、40年とされているのです。ちょっとその厚労省で言われているのと減価償却の耐用年数が同じかどうか、ちょっと申し訳ございません、この場ではちょっとお答えできないものから、後ほど調べてお答えさせていただきます。

以上です。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

青柳委員。

○青柳賢治委員 時間が恐縮です、ちょっと1点だけ。今渋谷さんが浄化槽の関係が出たものですから、ストックマネジメント、2,400万円かけてこれから企業会計がスタートするわけなので、準備しなくてはならないと思っていますけれども、この予算の49ページと50ページの参考資料の中で、浄化槽費というのがやっぱり11%ぐらい占めるのです、経費の中で。そのストックマネジメント、前も補正のときもそうだったけれども、この浄化槽のほうの範疇はある程度、今言った耐用年数を含めて分かっていることがあったら、そういった中でつくり上げていくストックマネジメントでいろいろな国からのそういった要請に応えていかれるのかということが心配なのですが、どうなのですか。

○佐久間孝光委員長 今井副課長。

○今井良樹上下水道課下水道担当副課長 すみません、まずちょっと一つ訂正をさせていただきたいのですけれども、ちょっと私、川口委員さんからの質問のときに、ストックマネジメントのご説明を差し上げたかと思うのですけれども、申し訳ございません、ちょっと私、勘違いしまして、ご説明した内容は、今年度実行した生活排水の処理基本構想の見直しのものでございました。ストックマネジメントは、下水の管渠とか中継ポンプ場があるのですけれども、その施設を今後適正に維持管理していくための計画をつくり、かつ点検の計画をつくり、それともし壊れているとか、修繕する必要があるといった場合に修繕方法等の計画をつくり、今後適正に下水道を維持管理していくための計画でございました。勘違いした認識でご説明しまして申し訳ございませんでした。

○佐久間孝光委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 私の方から若干補足をさせていただきます。

今回ストックマネジメントが2,400というふうなことでお願いをしたわけですが、こちらに関しては計画自体、公共下水と浄化槽自体、別々になります。このストックに関しても、公共下水と浄化槽自体が別々につくっているようになりますので、浄化槽に関してはこの後計画を策定してやっていくということになります。今回上げているこのストックに関しては、公共下水の管渠ですとかマンホールポンプに関して更新の際に補助金が頂けると、これがつくって承認を国からもらって、補助事業としてできるということでございます。浄化槽に関しましては、この後計画策定

というふうな形になります。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 確認ですけれども、そうするとそこまで読んだ、浄化槽を含んだ下水道、いわゆる浄化槽マネジメントというのですか、をつくらなくてはならない必要があるというふうになるのですか。だから、この後をつくっていくということをおっしゃっているのだけれども、そこもやっぱり強制されていくような形にならざるを得ないのかどうか、その辺だけちょっと確認させてください。

○佐久間孝光委員長 山下上下水道課長。

○山下隆志上下水道課長 お答えをします。

このストックマネジメントの関係に関しましては、公共下水に関係するものでございます。浄化槽に関しては、それぞれやはり補助金の出どころがこれ違うものですから、それぞれつくるものが異なっておりまして。このストックに関しては公共下水のみの計画でございますので、浄化槽に関してはまた別にこういった計画が恐らくこの後必要になってくるのかなと思っております。現状では国、県のほうからは急いでつくりなさいというふうな指導はいただいておりますので、ただ恐らくこういった時代の流れになっておりますので、近い将来はやはり同じように来るのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○佐久間孝光委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 討論を終結いたします。

これより議案第22号 令和2年度嵐山町下水道事業会計予算議定についての件を採決いたします。

本案を可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○佐久間孝光委員長 挙手全員。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○佐久間孝光委員長 以上をもちまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件の審査は全て終了いたしました。

4日間にわたりまして慎重審議され、大変ご苦労さまでした。また、岩澤町長、安藤副町長、永島教育長をはじめとする説明員の皆様には大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

ここでお諮りをいたします。予算特別委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐久間孝光委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査報告書の作成につきましては、正副委員長に一任させていただきたいと思います。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(午後 零時18分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

委員長